



國 民 精 神 員 動 總

人 口 問 題 研 究

第一卷 第一號

昭和五十一年四月行刊

創刊の辭 人口問題研究所長 岡田文秀(一)

最近各國人口政策概觀 最近各國人口政策概觀

研 究 資 料

安定人口の計算 中川友長(四)
大正九年・大正一四年
昭和五年・昭和一〇年 道府縣別及市郡別標準化出生率、死亡率及自然增加率

佛國家族法典 北岡壽逸(二)
婚姻表について 岡崎文規(二八)
クッチソスキ著「生活領域と人口の諸問題」(島村) (四七)

紹 介

ライ特著「人口と平和」(北岡) (五五)
北米合衆國都市社會階級別出產力及再生產力に關する一報告(館) (五八)
水島博士「内地六大城市の眞の人口自然增加率」(館) (六三)
クッチソスキ著「生活領域と人口の諸問題」(島村) (六五)

彙 報

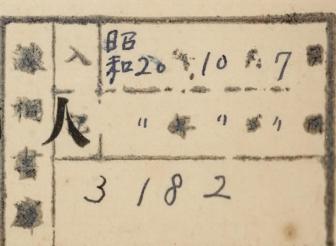
人口問題研究所官制 人口問題研究所事務分掌規程 人口問題研究所事務分掌規定細則 人口問題研究所に於て直に調査研究に着手すべき主要調査研究事項—出產力調査の施行 人口問題研究所設置に於ける若干の新聞論説抜萃 警視廳衛生部及東京帝國大學醫學部附屬醫院分院の妊娠状態調査及出產調査 東京市臨時國勢調査部の出產力調査 民族衛生研究會の精神薄弱者家族調査及優良家系調査 都市學會の不良住宅地地區調査 財團法人日本學術振興會民族科學に關する第十一特別委員會の設置 財團法人人口問題研究會主催第三回人口問題全國協議會—財團法人人口問題研究會「第二回人口問題全國協議會報告書」の發行—昭和十四年全國兒童保護大會の決議

統計及文獻

昭和十四年十月一日現在全國道府縣市(區)郡島嶼別推計人口
第六回生命表

邦文人口問題關係文獻—歐文人口問題關係主要著書—外國雜誌人口問題文獻
—最近十年間シユモーラー年報所載人口問題關係主要論文

省 生 厚 口 問 題 研 究 所



人口問題研究

第一卷 第一號

創刊の辭

人口問題研究所長 岡田文秀

東亞新秩序建設の大旆をかざして、興亞の聖戰に邁進しつゝある我國現下の非常時局は、人口狀態及社會各般の事象に大なる變動を招來し人口問題に重大なる意義を加ふるに至つた。

抑も人口は一國々力の基礎であつて、その數及質の消長は直に國力の強弱、國運の盛衰に關する。他方に於て増加する人口に對し、食料その他の生活資料を確保することは、民政の根本であつて、之が確保に疑念を生ぜんか重大なる社會問題を生起せしめる。茲に人口問題の重要な一面がある。この人口問題の一面こそ滿洲事變及今次事變の根深き底流である。

日滿支三國を打つて一丸とする東亞の新秩序建設と云ふ、この神武天皇以來の大業に從事する我國は今や又人口問題の本來の姿に逢著した。即ち我國がよくこの長期建設の聖業に堪へんが爲には、内は優秀にして多數の人口を養ふと共に、外は東亞諸民族との協力融合を圖ることを根本條件とすることが明らかにせられたのである。

然るに輓近我國の世相を見るに、人口の都市集中、經濟及び社會上の諸變遷は、出產率の減退、國民體位の低下等

の傾向を見るに至りたるのみならず、死亡率の減退尙極めて遅々たり、青年者の死亡率は却つて遞増しつゝあるものあり、識者をして憂慮に堪へざらしめるものがあるが、今次の事變の發展に伴ひ、人口の損耗、出産の減退を來し、急激なる工業化より來る衛生狀態亦樂觀を許さず人口問題は複雜多岐を極むるに至つた。斯かる廣範なる諸問題を總合的に研究し以つて國策樹立に貢獻するには、從來の如き一時的の調査や各地に散在せる専門家のみを以つて足れりとせず、國立の常設機關設置の急務なること朝野の認むる所となり、昨昭和十四年八月本研究所の設立を見るに至つたのである。

斯くの如き時勢の要望に基いて創立せられたる本研究所の使命は實に重大である。

今や人口の質の向上と數の増殖とを要すること愈大にして、事變の人口に及せる影響漸く表面化し問題の重要性を加へ、我等研究所員一同其の重責に堪へざらんことを虞れる。唯この問題は悠久にして研究と共に盡きざるものなることを思ひ又國の内外に幾多先輩同好の士のあるを思ひ機關雑誌として「人口問題研究」を發刊して所員平素の調査研究の一端を發表し、些か人口問題の解決に資すると共に、天下同憂の士と切磋琢磨の機關たらしめんとする。

庶幾くは本誌の發刊が本問題に關する資料を供すると共に、我國朝野の専門家各位の吃正を受くるを得ば望外の幸である。

一言素懐を述べて創刊の辭となす次第である。

研 究

最近各國人口政策概觀

北 岡 毅

最近各國の人口政策は我國にとつても参考となる所尠からずと考へるので、國別に紹介し度いと思ふ。本文はその前文又は總論として、各國の状況を極めて鳥瞰的に觀察したものである。

一、人口現象の百八十度的轉回

今より百四十年前、マルサスは當時の人口現象を觀察して云つた『人口の増加は生活資料の増加よりは遙に大きい傾向がある』(初版一三頁一一四頁)と、又曰く『生活資料が増加すれば人口は必然的に増加する』と(同一四

白人諸國出生率の變遷

(人口問題研究所)

フ ラ	ス エ	イ ン グ ラ	オ ー ス	ブルガ	ハ ン ガ	イタリ	ボーラ	ユ ー ゴ	ニ ュ ー	ア メ リ カ
ンス	デ ヌ	エ ル ス	ンドウ	獨	逸	1ク	1	ンド	スラビ	ト ラ リ
一八二一一一〇	三一〇	三一六	一九〇	一九〇	三一五	三一五	三一五	ヤ	チ 一 ラ	合衆國
一八二一一一三〇	三一八	三一三	一九〇	一九〇	三一三	三一三	三一三	ヤ	チ 一 ラ	(白人)
一八三一一一四〇	三一八	三一三	一九〇	一九〇	三一三	三一三	三一三	ソ	ソ	
一八四一一一五〇	三一七	三一三	一九〇	一九〇	三一三	三一三	三一三	五二八	五二八	
一八五一一一五五	三一七	三一八	一九〇	一九〇	三一九	三一九	三一九	五二九	五二九	
一八六一一一六五	三一七	三一三	一九〇	一九〇	三一九	三一九	三一九	五三〇	五三〇	
					三一九	三一九	三一九	五三一	五三一	

〇一一四一頁)(註)。

(註) マルサスの人口論は主として二三のボスチュラ(公準)の演説であるけれども、同時に彼は從前の各時代各國の現象を究明敍述し、彼の學説の誤りなきを證明するに努めて居る。

マルサスの説は版を重ねる毎に修正を重ねて居るが、上述の根本命題には何の變更もない。

このマルサスの人口學説が如何程の眞理を有するかは、今日に於ても尚興味のある問題である。私は彼の人口論は古今を通じて多大の眞理を有し、今日に於ても世界の一角にはマルサスの人口論が文字通りに實現せられて居る事を認むるものである。然し乍ら歐洲諸國殊に西部北部歐洲諸國及其の延長とも云ふべき、北美及濠洲の諸國即ち所謂白人文明國の關する限りに於ては、近時的人口現象はマルサスの論究の對象となつた時代とは事情全く一變した。殆んど百八十度的轉回と云ふも不可はない。殊に最近に至つては食料の增産甚しく、生産過剩、價格低落の傾向著しきに拘らず、出生率、人口增加率は年々減少して行く。この事は今日凡ての國を通じての周知の常識であるけれども、各國人口政策を述ぶるに先立ち、左に主要國に就ての出生率の表を掲げておく。

なければならぬ。

生率千人に就き三十人以上で、恰も我國の事變前の狀況と略同様であつた。フランスに於ても其の少し前即ち千八百二十年頃に於ては矢張り千分の三十以上の出生率を有して居たのである。然るに佛國は十九世紀の初以來その他の國は千八百七十五年頃を轉機として、出生率は低下の一途を辿り最近に於ては西歐洲諸國は——和蘭及丁抹を除き——出生率は千分の十五前後、即ち六十年前に比し半減以下に下つた。洵に驚くべき現象と言は

尤も出生率低下の一途を辿つた歐洲も、一九三六年頃を底として爾來やや上昇の傾向がある。妙くとも底を突いたと云ふ感じである。是後述する如く各國相次いで出産増加政策を採用したこと、政府の政策の實行と迄は至らずとも輿論が人口減少の脅威に驚いて、出産増加の國家的必要を自覺したるに依るものであらう。

二、人口減少の脅威

斯くの如く出生率が減少しても、同時に死亡率が著しく減少した爲に、人口其のものは未だ若干の増加を續けて居る。フランス竝に墺太利がつい最近に於て人口の減少を示した外は、何れも尙ほ出生數が死亡數を超過して居る。併乍ら、斯くの如く出産が非常に減少し、他方死亡が之に應じて減少して、尙ほ人口の増加を維持するといふ現象は長く續き得るものでは

ない。何となれば、出生率の減少には限度がない。何處まで減少するか分らない。之に反して死亡率の減少には限度がある。人は結局死ななければならぬからである。今日の歐洲の死亡率を見ると非常に低い。併し、是は仔細に観察すると、衛生状態の著しき改善に依り人の壽命が延長しつゝある過渡期の現象であつて、軽て此の壽命の延長が停止したならば、死亡率は寧ろ上ることが豫想せられる。隨て出生率が今日の儘であるならば、歐洲の人口は著しく減退するであらう。

西部及北部歐洲諸國の人口が近き将来に於て減退の傾向に向ふであらうといふことは多くの學者の一致して豫測する所である(註)。尤も、是が具體的の數字の豫測は色々な要素を前提して掛らなければならぬから、學問的意義は乏しい。然し假定を用ひずとも、人口減少の傾向にあることは容易に證明出来る。現在の出生率並に死亡率を表面的に觀察するならば、人口は増加するやうに見えるけれども、突込んで之を見るならば、今日既に人口減少の兆歴然たるものがあることは多くの學者の示さんと努めた所である。その一二を紹介する。

國名	年次	調査出生率	死亡率	自然增加率	平均壽命		平均壽命年調査率	
					男	女		
北米合衆國	(合衆國)	一九三〇	一六七	一〇七	六〇	五九	一六四	〇九七
獨逸	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	一九三三年出生率	
奧地利	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	一九三五年調査率	
白俄羅	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	同上再生產率	
佛蘭西	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	六九四	
丁抹	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	
伊太利	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	
威爾斯	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	
諾和蘭	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	
波蘭	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	
英吉利	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	
瑞典	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	
西典	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	
瑞	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	
英 （イングラン ドワエ ルス）	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	
瑞典	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	
西典	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	
瑞	一九三〇	一五七	一五七	一〇〇	五九	五九	〇九四	

藻洲	二九七	一七四	九四	八〇	六三	五九	一五四	〇六六
ニージー	一九七	一七四	九四	八〇	六三	五九	一五四	〇六六
ランド	一九六	一八〇	九七	八三	七五	六六	一五〇	一〇三
南阿聯邦	一九七	一五一	一〇〇	一五一	六〇	六〇	一五一	一〇五
カナダ	一九七	一五三	一〇一	一五一	五九	六一	一六七	一三九
日本	一九〇	三六	一六八	一四八	四五	四四	三七	一三三

今一つの説はドイツの統計局長のブルグドルファー (Burgdörfer) の提唱するもので、生命表に依る平均壽命を以て千で割つたものを眞の死亡率

若くは安定死亡率と稱して、平均壽命が一定し、人口の増減もなく人口が安定した場合に於ては此の死亡率に達すると云ふのである。第二表に於て示すが如く、此の平均壽命より算出した死亡率は多くの國に於て現在の死亡率よりも遙かに高い。是れ即ち現在の死亡率は平均壽命の延長しつゝある過渡期の死亡率であつて人口増加停止し、平均壽命の延長が停止した場合に於ては、死亡率が更に上ることを示すものである。今右の第二表に於て最近の出生率、死亡率、自然増加率、並に平均壽命から算出した死亡率と再生產率とを見るに、普通の出產率は今尙ほ死亡率を越えて多くの國に於ては自然増加を示して居る。唯、フランスとオーストリヤだけが減少を示して居ることは既に述べた通りである。併し、一たび之を平均壽命より算出したる死亡率と比較すると、オーストリヤ、ベルギー、フランス、ノールウェー、イギリス、スエーデン、スイス等は何れも現在の出生率は平均壽命より算出したる死亡率に及ばない。是れ、是等の國に於ては齋て人口は減退することを示すものである。又曩に述べた再生產率はアメリカ、

ドイツ、オーストリヤ、ベルギー、デンマーク、フランス、ノールウェー、イギリス、スエーデン、スイス、藻洲、總て一以下であつて、此の點より見れば、是等の國は何れも齋て人口の減退することを示すものである。尙ほ、ドイツはナチス政權以來、後に述べる如く非常に出生率が増加した

が、ナチス政權前に就て言へば、出生率は平均壽命より算出せる死亡率に及ばず、再生產率は一に及ばず何れの點よりも人口減退の傾向にあつた。尙ほ、もう一つ、歐洲大戰を経たる國に於てもつと簡単に人口の減退せんとしつつあることを示すものは、人口の年齢別の統計である。左に第三表に英、佛、獨三ヶ國の人口年齢別を見る。

第三表 英、獨、佛人口年齢別

	〇一一四歳	一五一二九歳	三〇一四五歳
英國	(一九二一年)	一一、〇五二 千人	九、五九二 千人
佛國	(一九二一年)	一〇、〇七七	八、五三二 千人
獨逸	(一九二五年)	九、四四八	八、三三八 千人
		九、九一六	八、九二四 千人
		一九、五八三	一一、四〇六 千人
		一五、〇八一	一二、四〇六 千人
		一六、〇七一	一二、七七二 千人
		一八、〇〇〇	

之に依れば、一九二一年(獨逸に付ては一九一〇)に於ては若い年齢階級の者が多く、年齢を加ふるに従つて其の數が減つて行つて居るから年齢構成は常態的である。然るに一九三一年(獨逸に就ては一九二五年)に於ては年齢階級の若い者の方が多い。即ち零歳乃至十五歳の者が十五歳乃至三十歳の者よりも少い。十五年の後には此の零歳乃至十五歳の者が十五歳乃至三十歳になる譯であるから、今後零歳乃至十五歳の者は一人も死ぬことなく全部が此の儘育つても十五年後には十五歳乃至三十歳の階級の者は減るといふことは確實である。之に若干の死亡率を加へるならば壯年人口の減退は更に甚だしい。尤も衛生状態の改善に依つて壽命が延びるならば、老人の増加することに依つて國全體の人口は尙ほ維持出来るかも知れぬ。併し、働き盛りの若い者の人口の減るといふことは國家に取つて洵に重要なことである。是れドイツの統計局長のブルグドルファーが、若者なき國民

(Volk ohne Jugend) といふ本を著して憂へた所であつて、ドイツ、フランス、イギリス等の國に共通の現象である。

(註) 人口の將來を豫測したるものゝ一は英國の人口の將來に関するチャールス女史の推定である。(Dr. End Charles, The Effect of Present Trends in Fertility and Mortality upon the Future of England and Wales;) 女史は三種の假定の下に推定を立てた。第一は「一九三三年の死亡率及出生率が維持せらるゝとするもの、第二は、出生率は一九八五年迄死亡率は一九六五年迄何れも大體從來通り低下するとするもの、第三は、死亡率は從來通り低下し、出生率は一九三一年の程度巡回復するとするものである。

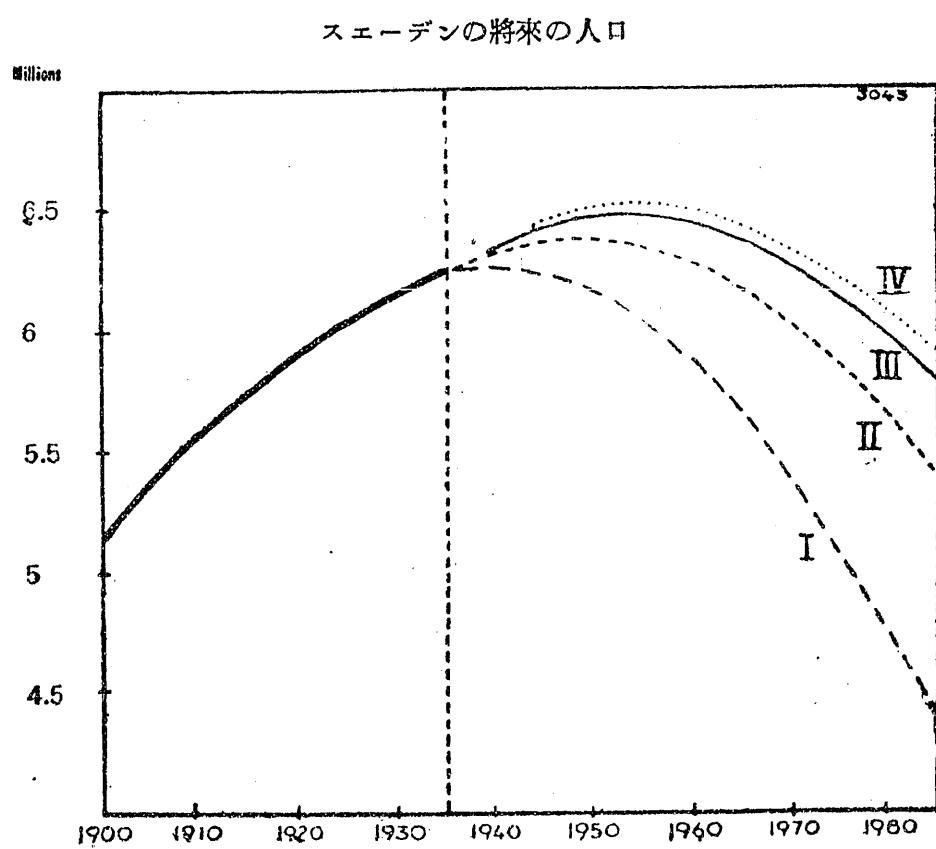
英國將來の人口

年 次	第一 推定	第二 推定	第三 推定
一九三五	四〇、五六三	四〇、五六三	四〇、五六三
一九四五	四〇、八七六	四〇、三九一	四〇、三九一
一九五五	四〇、一一七	三八、七七七	三八、七七七
一九六五	三八、五〇四	三五、七九九	三五、七七四
一九七五	三六、〇三八	三一、四五二	三三、〇一一
一九八五	三三、一〇六	二六、〇八七	四一、六一二
一九九五	三〇、〇一九	二六、〇四四	三九、八七一
二〇〇〇	二七、〇九〇	一五、〇五八	三八、一九七
一九〇一五	二四、四六七	一〇、四五六	三六、六四六
一一〇二十五	一一、一一一	六、九四〇	三五、一〇四
一一〇三一五	一九、九六九	四、四一六	三三、五八五

次にウェーラン教授がスエーデンに就て試みたものを例示せん。(International Labour Review 1939, June Myrdal, A Program for Family security in Sweden.) 同教授も亦各種の假定の下に推定を試みた、第一は出生率は漸減するがその速度は漸次低下し或程度に於て安定するものとしたもの、第二は出生率は一九三三年と同様と假定し結婚率は一九〇一年乃至一九一〇年頃迄の標準

に依り繼續されるとするもの、第三は出生率は一九三三年と同様、結婚率は一九〇一年乃至一九一〇年の一二五%に達して安定するとするもの、第四は出生率を嫡出子に就ては現在通り繼續し、私生兒に就ては漸減し、一九五六年には現在の半分となるものとし、結婚率は漸増し從來の一五〇%にて安定すると見るもの、右四説を通じて死亡率は現在(一九三三年)通り繼續するものと假定する。

右の假定に基き將來の人口を圖表を以つて現はす」と次の如くである。



佛國に就ては Sawyer 氏の一九三二年發表されたものに依れば、一九二九年のセーヌ縣の出生率を低下するものとせば、一九七五年には三〇、六四〇、〇〇〇人、一九八〇年には二九、〇一三、〇〇〇人となる計算である。

尙歐米將來の人口に就ての各種の推定に就ては Carr Saunders, World Population 一一八頁に一覽表がある。

人口増加が喜ぶべき現象か、人口減少が悲しむべき現象かは經濟學上の議論としては論争の盡きない問題であつて、本文冒頭に掲げたマルサスの人口論が、人口の増加を以つて、社會に於ける一切の惡徳と悲慘の根源としたこと、その後所謂正統學派の賃銀基金學說は、人口の減少(相對的)を以つて、勞働賃銀引上の殆んど唯一の方策としたことは周知の通りである。今日に於ても人口の増加は生活程度の低下を來し、人口減少は生活向上を來すとなす議論もある。是等の學說に就ては稿を改めて評論し度いと思つて居る。然し如何に人口増加を呪ひ人口減少を喜ぶ人でも、今日の西歐洲の如く人口が絶對的に減少し、而も加速度的に減少することを可なりとするものはない。加之、上記の人口と生活程度に關する經濟論は凡て、世界の平和を前提としての論である。然るに今日の世界の如く民族國家對立し、プロツク經濟の世に於て國力の基礎たるべき人口の減少を憂へざるものはない。是歐洲諸國に於て近時相次ぐ人口増加政策又は人口減少防止政策の採らるゝ所以である。

三、人口増加策概觀

人口増加策又は人口減少防止策は大別して三とする事が出来る。一は死亡率減少策であり、二は出生率增加策であり、三は移入民族增加、移出民制限策である。現下各國の人口問題は民族としての人口問題なるが故に三

の移民政策は本問題の外に立つ。

死亡率減少策は政策として最も沿革古く、何れの國にも普遍的であり、凡そ國として國民の死亡率の減少の爲に各種の政策を探らざるものはないと云つても差支はない。而して是等は從來は直接個人の幸福を目的とし特に人口増加を目的としたものではないが、近時に於ては死亡率減少政策殊に幼兒死亡率減少策が人口増加を目的として行はれるに至つた。

獨逸のナチスの社會事業團の乳幼兒保護事業、佛國の家族手當平均金庫のなす出產及乳幼兒保護事業、スエーデンに於て最近相次ぐ施行された出產及乳幼兒保護施設が何れも人口の増加を標榜して居る事は特に注意するに足る。

二の出生率増加政策こそは人口増加政策の中心をなす。蓋し近時に於ける人口減少の脅威は出生率の減少に基くもので、之が恢復こそ近時人口政策の眼目でなければならない。尤も之は歐洲殊に西部及北部歐洲の如く死亡率の充分に低下し切つた國々に就ての事であつて、吾國に就ては又別の論があり得る事は云ふ迄もない。

出生率増加策を論ずる前に、出生率減少の原因を論じなければならない譯であるが、それは諸説紛々頗る多岐に亘るが故に別論に譲り、唯各個の出生率増加策の實際效果に關連して出生率減退の原因論にも觸れるに留める。左に各國に於て出生率の増加策として實行せられて居るものを持げる。

第一、結婚の獎勵

結婚率の低下及結婚年齢の上昇と云ふ事が如何なる程度に於て出生率減少の原因であるかに就ては多くの議題があり、かかる原因を云ふに足らずとする學者も居る(例へばトムソン人口論一一七頁)然し結婚は出產の前提であるから結婚の獎勵、及晚婚の防止が出產獎勵策の

一たるは論を持たざる所である。

特に結婚奨励として述べべきもの二ある、一は獨身者に對する特殊負擔であり、二は結婚に對する貸付金制度である。前者の例としては伊太利の獨身税及獨逸の税制を擧ぐることが出来る。尤も所得税は何れの國に於ても家族の數に應じて一定額を控除するの制度を有するも、多くは労働能力なき幼兒及老人、廢疾者等に對する控除を常とする。反之、伊太利の獨身税は獨身者に重課し且結婚奨励策たることを聲明して居る。後者の例として、獨逸、瑞典、佛國に於ける結婚貸付金の制度を擧げることが出来る。是等三ヶ國の制度は新婚者に家庭を持つ爲の資金を貸與するものなる事に於て共通であるが、その内容は夫々異なる。瑞典の制度は（金額千クローネ以内期間五ヶ年以内）單純なる結婚奨励制度なるに反し、獨逸の制度は出產奨励と結合し、佛國の制度は更に都市集中防止策を結合して居ること後述する如くである。

第二、避妊の防邊 避妊が近時の出生率減退の最大直接の原因であることは異論は殆んどない。故に避妊方法の實行を防止することを得ば出生率の減退を防止するに最も有效な譯である。尤も、何れの國に於ても風俗上の理由よりして避妊に關する智識の普及、避妊具の頒布等に制限を加へて居る。然し避妊は或場合母體の健康上必要であり、避妊具は同時に性病豫防具なるが故に之を抑壓する由もない。獨、伊、佛、何れも人口政策の見地より避妊の智識の普及及避妊料品の販賣を制限せんとしつゝその實何等實效ある方法を講じ得ないのはこの理由による。反之、瑞典に於ては他の方法に依り出產増加の方法を講じつゝ避妊の智識の普及は之を抑制して居ない。

第三、墮胎嚴禁 墮胎が近時の出生率減退の重大理由たる事は公知の事實である（註）。而して墮胎は何れの國に於ても風俗上の理由よりして之

を禁止せざるはない。唯何れの國に於てもその母體の生命の保護の爲に必要な場合は之を認めざるを得ない。故に或は法を犯し、或は法を免れて墮胎を行ふの風何れの國にも絶えないのである。之が防止の方法としては制裁を嚴重にすること、届出制又は立會醫師の制度を設くること及警察力に依りて取締りを勵行することである。佛國の新家族法典（本誌別稿参照）は法制として最も厳格なものであり、ナチス獨逸の取締りは法の勵行として最も有效なものであらう。前者は未だその效績を見るに至らざるもの後者は既に顯著なる成績を擧げた。ナチスの政權掌握以來獨逸の出生率の著しく向上した最初の直接の原因是之に依ると曰はれて居る。

（註） 墮胎が如何なる程度に歐洲に行はれて居るかは事の性質上一般的な統計はないが千九百十一年リヨン大學教授の Lacassagne 教授は、フランスに於ては出產よりも墮胎の方が多いと言つた。又千九百三十三年 Humbert 教授は、フランスに於て出產が七十萬あるに對して恐らくは八十萬位の墮胎があるであらうと言つた。又白耳義の Vullopp 女史も、白耳義に於て出產が十五萬に對して墮胎の數は十五萬乃至二十萬あると言つた。次に獨逸の健康保険の統計を見ると、墮胎の數は驚くべきものがある。例へばベルリンの健康保険組合に於ては通常の出生百に對して千九百一十六年は墮胎が百一、千九百二十七年は百六、千九百二十八年は八十八、千九百二十九年は百三といふ譯で、殆ど墮胎の數と出生の數が匹敵して居る。又アーデー電氣會社の健康保険組合の統計に依ると、正常なる出生百に對し墮胎の數は千九百一十六年に於ては百二十九、千九百二十七年は百八十七、千九百二十八年は百十一といふ數で、何れも墮胎の數の方が出生の數より多い。固より是は斷片的な資料ではあるけれども、歐洲に於ける風俗の一端を示して居ると思ふ。（Glass ; The Struggle for Population P.75 及 39）

第四、出產の負擔輕減（產院の普及、公費補助及出產奨励金） 出產施設の不備や出產の負擔が出產率減少の原因であるか否かは問題であるの

みならず、統計的研究よりすれば、寧ろ逆に産院や病院の普及して居る都市及負擔能力の大きい富豊階級の方が、かかる設備の備らざる農村よりも出生率は低いのである。

然し他の條件にして同一ならば産院の完備し、その費用の廉なる方が然らざる場合に比して出産の奨励となるべき事は容易に想像が出来る。之獨、伊、佛等に於て出産増加策として産院の普及改良に努むる所以であるが、この點に特に重點をおいて居るのはスエーデンである。同國に於ては

一九三七年の議會は母子議會と曰はるゝ程、母及子に關する多くの法案が提出されたが、その趣旨は出産増加であり、最も力を入れたことは産院及助産婦の施設であつた。即ち公費の補助を受けた低廉なる産院及助産婦が全國に普及せられ、凡ての國民は——財產及收入の如何に拘らず——出産時の手當を保障せられ、尙年收三千クローネ（國民の九十二%は之に該當すると云ふ）以下の國民には、出産手當七十五クローネが與へられることとなつた。

又上記獨逸及佛國の結婚奨勵金は同時に出産奨励金の性質を含み、産兒一人毎に獨逸に於ては四分の一、佛國に於ては五分の一の割合で貸付金が免除され、獨逸では四人、佛國では五人生めば貸付金は棒引になる。その外に佛國では結婚後二年内に長子の生れた場合には五千法乃至二千法の奨勵金がある。

第五、育児負擔の輕減 育児負擔の過重な事が出産率減少の原因なることも亦、統計的に實證することは困難である。何んとなれば今日迄の調查研究の示す所に依れば、所得の高きに應じて出生率は低くなるを常とするからである（尤も之には異説あり。例へば Karl Arvid Edin の瑞典に於ける研究は之が逆證を示す）。然しかる統計的事實に拘らず、育児の負擔

の重きことが出生率減少の一原因たる事は否定すべくもない。其處で出産率增加の方法として育児費の輕減が考へられる。

育児費輕減の方法は三つある。

其の一は公費の育児施設を普及せしめて、育児費用を輕減することである。是は何れの國も從來主として社會政策的理由より行つた所であるが、近時に於て出生率增加を目的として行はれた。その最近の顯著な施設はスエーデンに見る。

同國に於ては一九三八年より、半額國庫負擔の原則の下に學童の營養食配給を行ひ、又全然無料を以つて肝油、カルシウム、其の他の強壯劑を兒童保健所に於て配給することとした。尙更に大規模なる兒童保健施設の社會化が企圖されて居る。

獨逸に於てもナチス社會事業團は乳兒死亡率の減少と共に育児費の負擔輕減の爲に各種の施設をやつて居る。佛國及白耳義に於ける家族手當平均金庫のなす育児施設もその著しき例である。何れも育児の負擔の輕減と共に乳幼兒死亡率の低下を目的とするものである。

其の二是所得稅の家族控除である。之は從來は單に、租稅をして負擔能力に應ぜしむることを目的としたにすぎないが、近時に於て出生増加を標榜するに至つたものがある。伊太利及獨逸はその適例である。

其の三是家族に對する特別手當、即ち家族手當制度である。家族手當も亦必ずしも常に出生增加政策の見地より實行せらるゝものではない。或は合理的なる貸銀、俸給の定め方として、或は戰時物價騰貴の際の最少限度の貸銀引上方法として或は最低賃銀の方法として、或は雇主の福利施設として、行はれたのであるが、今日に於ては人口增加政策として實行せらるもの寧ろ多きを見る。佛國、白耳義、伊太利、獨逸、ハンガリー、ス

ペーイン等の家族手當制度は凡て人口増加が政策の主たる目的とすることを標榜して居る。(家族手當制度の性質、沿革、組織等に就ては本年一月號經濟學論集拙稿参照)

家族手當制度は出生率増加策中最も重要なもので、實に出生獎勵策の中心をなす。本論の續きとして各國の人口増加政策を述ぶる時は家族手當制度が主たるものとなるであらう。

育兒費の輕減を廣く解して、教育費の輕減もこの中に入れ、初等教育の無料制、中等教育、大學に對する獎學金制度の如きものをその中に含ましめるものもある(註)。然し公費の初等教育は同時に教育の義務制を伴ひ、又獎學金の普及は同時に中等及高等教育の普及を伴ひ、かゝる教育の普及に依る負擔の増加こそ、出生率減少の根本原因と考へられて居るのである。尤も既に教育が義務制となり高等教育の普及が既成事實と見るならば、之が負擔輕減は出生率の増加に好影響なしとしないであらう。

(註) Hubback, Family Allowance in Relation to Population Problem, Sociological Journal 1937, October.

第六、多數家族に對する便宜、利益又は特權 以上の外小供の多い家族に對して各種の特權を與ふることも亦出生增加の方策として採らるゝ所である。その例としては、左の如きものがある。

一、公營の住宅に關し家族多きものは比較的家賃を低廉にすること、スエーデン、獨逸、伊太利、佛國に於て國策として之を實行する外、英國の如き政府として何等人口增加政策を採らざる國に於ても、半ば社會政策、半ば人口政策として公營住宅の家賃決定に當り、多子家族の爲に家賃を割引するの政策をとる公共團體の數殆んど百に及ぶと云ふ(前記論文)。

二 鐵道の割引、獨逸及佛國に於て行ふ。

三 學校授業料の減免、獨逸、伊太利及佛國に於て之を行ふ。

四 政府及官業に於て優先雇傭すること、獨逸及伊太利に於て之を行ふ。

五 免稅、所得稅の家族控除の外特に子女の多い家族に對して免稅を行ふ。伊太利に於ては官吏の場合は七人、一般には十人以上の子女を有するものには手厚い免稅が行はれる。

六 補助、獎勵金、特に多子家族の補助獎勵を目的とする財團法人は佛國に於て數多い。その數少くも二十を數へる。

第七、相續稅の調節 產兒制限の重要動機が相續財產の分散を躊躇のこと、即ち、其の子孫をして、親と同様の財產的地位を繼承せしめ度いと云ふにあることは一般に承認せられて居る所である。この事は佛國の如き、社會の固定し、向上の機會の乏しい國に於て特に著しい。之を以つて、佛國に於ては子女の數に應じて相續稅の率に著しい差異を設け、兄弟多きものの相續稅負擔を輕減した。(本誌別稿佛國家族法典参照)

第八、酒精中毒及花柳病防止 是等の所謂民族毒の出生減少の原因たるは周知の所である。是等の病毒の防止は國民衛生上及風俗上も必要なる事云ふ迄もなく何れの國に於ても之が防止に努めて居るが、伊國及佛國に於ては特に出生增加の見地より、之が防遏に努むる事とした。

第九、都市集中防止 都市に於ける出生率が農村に於ける夫よりも、著しく低い事は何れの國に於ても見る現象である。之を以つて人口政策上よりして都市集中を防止する政策をとる例がある。

其の一は伊太利であつて、膨大なる國帑を費して開墾を計りたるが如き、一九二七年省令を以つて、十萬人以上の都會には百人以上の工場を設立する事を禁じたるが如き、又都市労働者の農業歸還を命じ、田舎より都

市に集中する事を禁ずるの權限を地方長官に與へたが如き、何れも人口政策上都市集中を防止せんとする企てである。

其の二是獨逸に於て柏林、ハンブルグ、ブレーメン等の都市に田舎より移住する事を制限し、都市労働者の農村に向ふ事を勧め、逆に農村労働者の都會に働くことを制限した。是等の政策は主として失業防止を目的とするものなるも、又同時に人口政策の見地より、都市集中を防止するものなる事もその標榜する所である。

其の三是佛國の農民定著資金制度で、農夫にして新たに結婚して農村に定著せんとするものに對しては二千法以内を貸付ける。是は獨逸の結婚奨励金と同様結婚の外産兒の奨励を目的とするもので、償還期限は十年であるが、子供を産む毎に年賦金が減額せられ、五人の子を生めば全部棒引となる。獨逸の制度と異なる所は対象を農民に限り農村に定著する事を目的として居ることである。

第十、教育及宣傳 最後に擧ぐと雖も出產力増加の爲に最も必要なものは精神運動である。蓋し産兒制限と云ふが如き事は個人主義享樂主義の餘毒であつて、出生率の增加の爲には、國民の氣魄を盛んにし、人口増加の國家的見地より必要なることを知らしめなければならない。この精神運動の最も盛んなるは、獨逸及伊太利であるが、佛國の新家族法典（本誌拙稿）が公私凡ての學校に於て一ヶ年に少くとも六時間人口問題に關して教育することを要することを定めて居る事は誠に興味あることである。

四、出產增加政策の效果

以上廣く各般に亘り最近各國の採用するに至つた人口增加政策を述べた

のであるが、是等の政策が如何程の效果を挙げたかの問題に就ては、適確なる資料の乏しきを遺憾とする。例へば家族手當制度の最も廣く、且相當長く行はれたる佛國に於て、その效果に關し適確なる資料の無い事は驚くべき事と曰はなければならぬ。佛國に於て家族手當の效果として、家族手當大會に於て發表する所を見るに左の如きものである。（國際勞働評論一九三〇年三月）

一、子女別家族割合（家族手當平均金庫加入者）

一 九 二 六	一 九 二 七	一 九 二 八
一 兒	五 四 ・ 六 六	五 四 ・ 八 三
二 兒	二 七 ・ 〇 九	二 六 ・ 五 一
三 兒	一 〇 九 五	二 七 ・ 三 九
四 兒	一 一 ・ 〇 九	一 一 ・ 三 五
五 兒	四 七 一	四 八 〇
兒 以 上	二 五 九	四 九 二
二、出 生 率 (百人付)	二 七 七	二 九 八

一 九 二 六	一 九 二 七	一 九 二 八
四 ・ 〇 七	五 四 ・ 六 六	五 三 ・ 三 六
四 ・ 五 四	五 四 ・ 八 三	五 三 ・ 三 九
四 ・ 四 九	四 八 〇	四 九 二
二、死 產 及 幼 兒 死 亡 率	二 七 七	二 九 八

家族手當の適用
を受くるもの
全
國

全
國
人口に付
き
至
六
十
歲
迄
の
人
口
に
付
き

一 九 二 六	一 九 二 七	一 九 二 八
一 ・ 九 七	三 ・ 八 四	四 ・ 八 〇
六 ・ 〇 〇	六 ・ 五 五	六 ・ 五 五
九 ・ 一 〇	八 ・ 三 〇	八 ・ 三 〇
三 ・ 七 七	三 ・ 七 六	二 ・ 〇 九
七 ・ 一 四	六 ・ 五 五	一 ・ 九 二 七
九 ・ 一 〇	一 ・ 九 二 六	一 ・ 九 二 六

出產百に付き死產

幼兒死亡率

之に依ると家族手當を受くる者の子女の數が殖え、又家族手當の適用のある労働者の出生率は其の他一般の者の出生率よりも遙かに多い。併乍ら家族手當を受けて居る者は所謂生産年齢にある労働者であるから、之を一般の國民と比較することは正當ではないし、又若し或る産業の労働者だけに家族手當を支給すれば、其處には家族の多い者が集まるといふことは當然のことであるから、斯くの如き統計は家族手當が出産の増加を來したといふ證明にはならない。唯右表の(三)が示すやうに、家族手當を受けて居る者の死産及び幼兒死亡率が一般に比して低いことは確實である。是は家族手當のものよりも、家族手當金庫がやつて居る各種の幼兒及び產兒保護施設の效果を語るものであらうと思ふ。フランスに於ては斯くの如き家族手當制度に拘らず出産率が年々減退の一途を辿つて居るといふことは、或は家族手當制度の效果のないといふことの理由にもされるが、併し同時に、是れなかりせば人口の減退は一層甚だしいので、之に依つて人口の減退を幾分でも止めて居ると言つて、家族手當の效果のあることを示す理由にもされて居る。家族手當が何故に效果がないかといふことは間より色々の理由が擧げられるが、或る人(グラツス氏)は、現在の家族手當制度は到底家族の養育に必要な費用を掩ふに足りない。實際育兒費の三分の一が四分の一しか家族手當として支給されない故に、それでは出産奨勵の效果がないといふのである。其の説に依れば、一人の子供を維持するのに、大體家長の收入の二割を要する。然るに現在(一九三五年)のフランスの家族手當では最も高き者と雖も右育兒費用の二分の一乃至四分の一に過ぎないといふのである。(Glass, Struggle for Population P. 85)併し別稿に述ぶる如く、本年實行せられた家族法典では、第三子以後には給料の二割の家族手當を出すことになつたから、若し家族手當の少かつたことが家族手當の

效果なかりし原因であるとするならば、今後は此の新しい制度に依つて出生が大いに増加する筈である。吾々は今後のフランスの出生の増加を刮目して見る。尤も今歐洲は戦争になつたが爲に、之に依つて大きな影響を受けるから、家族手當の效果が現はれるることは更に遅れるであらう。

次に、伊太利の如きも廣凡なる出生率増加政策を實行したのも、未だ出生率の増加を見ない。反之、人口政策の直ちに顯著なる成績を挙げたのは獨逸である。一九三二年以來の結婚數、出生數、出生率を見るに左表の如し、ナチス政權掌握後一九三三年六月人口増加政策を聲明して以來結婚出生の増加顯著なるものがある。而も、通常出生の増加は死亡率の增加殊に幼兒死亡率の増加と並行することを普通とするものなるに拘らず、獨逸に於ては、死亡率の増加なきのみならず却つて減少し、殊に幼兒死亡率の著しく減少しつゝある事は、ナチス人口政策の大成功と云はねばならない。

	結婚數	出生數	出生率	死亡率	死亡數	自然增加數	自然增加率	幼兒死亡率
一九三三	五七	九三	二五	一〇八	九〇	二三	四五	九
一九三四	六〇	一六	二六	一八〇	一〇九	三三	四五	九
一九三五	六一	一五	二五	一八九	一〇八	五三	四五	九
一九三六	六一	一三九	二五	二六	一六	四三	七一	六
一九三七	六〇	一七七	二七	二七	一七	四三	七一	六
一九三八	六四	一七七	二七	二七	一七	四三	七一	六

資料

安定人口の計算

中川友長

然るに此の(i+1)時點に於ける x 歳安定人口は、(i)時點に於ける x 歳安定人口より生残し來るものであるから

$$P_x^{(i+1)} = P_{x-1}^{(i)} \frac{x}{l_{x-1}}$$

此の二式より

$$p_{x-1}^{(i)} : p_x^{(i)} = l_{x-1} : \frac{l_x}{1+r}$$

卷之三

此の關係を x の各値即ち各年齢に付て求め、之を總合すれば、(2)式を得ること明である。

$$C(b) = b e^{-r_n} p(a) \dots \dots \dots \quad (1)$$

と與へられる。

此の如く一定状態に達せる人口を安定人口 Stable Population と名付け
る。蓋し増加率及年齢構成状態が變動することなく、安定せる人口の意で
ある。

安定人口に於ける各年齢人口の割合は、上記の如く^(a)なる値に一定するのであるが、更に之は次の如き比に一定することが證明される。

$$P_0 : P_1 : P_2 : \dots : P_w = l_0 : \frac{l_1}{1+r} : \frac{l_2}{(1+r)^2} : \dots : \frac{l_w}{(1+r)^w} \quad \dots \quad (2)$$

となる。此の状態に於ける安定人口を特に靜止人口 Stationary Population と名付ける。蓋し此の人口に於ては自然増加率が零で、人口の増減無く、靜止せる所をうたつたものである。併し此の靜止人口は安定人口の特殊場合であつて、安定人口一般は零に非らざる^rの一定の値を持ち、之に應じて増加又は減少する。但し此の増加又は減少は、安定人口の性質上、各年

齡人口を通じ、一様に行はれ。

静止人口に於ては、其の年齢構成状態は、上述の如く、生命表の生存數が現はす年齢構成状態に等しく、而して毎年同數の出生がある一方に於て、^之と同數の死亡が一定の割合を以て、各年齢に分布して生ずるから、同人口に付て計算せらるゝ總死亡率 Q_s せ

$$Q_s = \frac{K(d_0 + d_1 + d_2 + \dots + d_w)}{K(l_0 + l_1 + l_2 + \dots + l_w)} = \frac{d_0 + d_1 + d_2 + \dots + d_w}{l_0 + l_1 + l_2 + \dots + l_w}$$

である。但し K は $\sum_{i=0}^w p_i = K \sum_{i=0}^w l_i$ やもひて、 d_i は生命表に於ける i 歳死

亡數である。

此の Q_s の分子である生命表の各歳死亡數の合計は、^之に等しがら

$$Q_s = \frac{1}{l_0 + l_1 + l_2 + \dots + l_w} = \frac{1}{E_0}$$

であつて E_0 、即ち零歳の平均餘命の逆數値に等しい。併し此の關係は静止人口に特有の關係であつて、安定人口一般に付ては存在しなし。

Bortkiewicz の研究に依れば、増加する安定人口即ち、が零より大である安定人口に於て、死力が年齢の上昇と共に次第に増加する場合には、其の總死亡率は零歳の平均餘命の逆數値より小、死力が年齢の上昇と共に次第に減少する場合には、其の總死亡率は零歳の平均餘命の逆數値より大であるが、死力が年齢の上昇と共に一旦減少し、然る後増加する場合（之が實際の場合である）にせば、簡單なる一定の關係を成立せしを得たものである。（L. von Bortkiewicz : Die Sterbeziffer und der Frauenüberschuss in der stationären und der progressiven Bevölkerung, Bulletin de l'Institut International de Statistique, Tome XIX — 1re Livraison 參照）

安定人口の年齢構成を計算するには、先づ一定と置かる「年齢別出生率

安定人口の計算

(安定男人口の場合には、年齢別男子の男兒出生率、同女人口の場合には年齢別女子の女兒出生率) 及出生後各年齢に達すべき殘存率(安定男人口の場合には男子の各年齢に達すべき殘存率、同女人口の場合には女子の同率)に依り次の諸値を算出するを要す。

$$R_n = \int_0^w s^n p(a) m(s) da, n = 0, 1, 2.$$

$$\alpha = \frac{R_1}{R_0}, \beta = \alpha^2 - \frac{R_2}{R_0}$$

但し R_n は出生後 n 歲に達すべき殘存率、 $R_n^{(a)}$ は a 歲の出生率を示す。

上記の R_n 及 α の値に依つて

$$\frac{1}{2} \beta r^2 + \alpha r - \log e R_0 = 0$$

を解いて r の値を求むれば、之が上掲(1)式の r の値となる。此の如くにして r の値が求めらるゝと、 s と $m(s)$ とは、安定人口に於て(1)式と共に成立つんとが證明せられる(註)所の下式

$$\int_0^\infty e^{-ra} p(a) m(a) da = 1$$

を解いて r の値を求むれば、之が上掲(1)式の r の値となる。此の如くにして r の値が求めらるゝと、 s と $m(s)$ とは、安定人口に於て(1)式と共に成立つんとが證明せられる(註)所の下式

(註) 此の證明は次の如くにして行はるゝ事が出来る。或一年間の出生總數を B' 、人口總數を N とすれば

$$B = N \int_0^\infty c(a) m(a) da$$

$$\text{前掲(1)式に代入せよ}(a) = b e^{-ra} p(a) \text{ とおなじ結果が得られる}$$

$$B = Nb \int_0^\infty e^{-ra} p(a) m(a) da$$

然るに $Nb = B$ られるから上式右邊の積分値は一でなければならぬ。

次に上記の計算結果より得たる r の値及殘存率を用ひて下記の諸値を計算する。

$$L_n = \int_0^w a^n p(a) da, \quad n=0, 1, 2, 3,$$

$$u = \frac{I_1}{I_0}, \quad v = u^2 - \frac{I_2}{I_0}, \quad w = u^3 - \frac{3}{2}u \frac{I_2}{I_0} + \frac{1}{2} \frac{I_3}{I_0}$$

$$C = \int A' dr = uv + \frac{1}{2}vw^2 + \frac{1}{3}wv^3$$

此の L_0 及 C の値に依つて $\frac{e^r}{I_0}$ を計算すれば之が上掲(1)式の b の値となる。此の如くにして b の値が求められるといふことは、安定人口に於て成立するところが證明せらる。(註)所の下式

$$\frac{1}{b} = \int_0^\infty e^{-rn} p(s) da$$

から導かれる。(此の點に付ては前掲タブリス及ロトカの論文又はクツチンスキイの著書参照)

(註) Sharpe and Lotka : A Problem in Age-Distribution, 又は A. J. Lotka; Studies on the Mode of Growth of Material Aggregates, American Journal of Science, 1907 vol. 24 註解。

b 及 r の二値を得れば、(1)式に依つて、直に安定人口の年齢構成状態を求むることが出来る。上述せる所から明なる如く、此の年齢構成は男人口

及女人口各別に計算せられ、従つて r 及 r の二値は二通り計算される、即ち男人口の自然増加率及出生率と女人口の自然増加率及出生率である。此

の場合に於て、例へば男人口の自然増加率と女人口の自然増加率とを加へれば總人口の自然増加率が得られると誤解してはならない。反つて前二値は夫々後値に代用し得る程、非常に似たものとなる。勿論厳密に論ずれば、前二値の或加重平均値が後値に一致するのであるが、實用的には男人

口女人口何れかの場合に付て求めた r 値及 b 値を以て、總人口の r 値及 b 値を推すことが出来る。

扱、安定人口は、上述の如き性質のものであるから、此の人口の年齢構成の状態は、過去の出生率又は死亡率の變動影響から脱却したものとなつて居る。従つて之に付て人口の總出生率及同死亡率を測れば、それは上述の如き變動影響から離れて、想定された年齢別出生率及死亡率の、いはば自由な作用下に於ける其の値となる譯である。此の點に安定人口といふものを考へて、而して之に付て總出生率、同死亡率及同自然増加率を測る基本的な理由が在る。

今我國內地の現況に付て、此の安定人口を計算し、其の總出生率、同死亡率及同自然増加率を調べてみれば次の如くである。但し此の計算は女人口を對象として行ふることとし、而して計算に必要な出生後各年齢迄殘存する率 p の値は、最近の發表に係る第六回生命表の數字に依り、又女子の年齢別女兒出生率は昭和十一年の状況に依る値即ち昭和十年國勢調査結果に依る年齢別女子人口及昭和十年以降年齢別女子死亡統計を用ひて推計せる昭和十二年一五歳乃至四九歳の年齢別女子中間人口を以て、昭和十二年母の年齢別女兒出生數(註)を除したる値に依つたのである。

(註) 母の年齢別出生統計には、母の年齢一五歳未満のもの、同五〇歳以上のが現はれて居る。又嫡出子、私生子たる女兒の外に、猶、庶子たる女兒があるが、之に付ては母の年齢を詳にし得ない。其處で上記年齢級の母が生んだとなつて居る女兒數及庶子として生れた女兒數を年齢一五歳乃至四九歳の各年齢の母の生んだ嫡出子及私生子數に按分附加し、之を母の年齢別女兒出生總數と推定したのである。

此の母の年齢別女兒出生率は、次の如くである。

母の年齢

女兒出生率

母の年齢

女兒出生率

$$n = 34.14, v = -477.61, w = 1721.81$$

此の r 値及 b 値に依つて、安定人口に於ける女子の年齢構成状態を計算すれば次の如くである。

從 77 b=31.69

人	口	年	齡	人	口	年	齡	人	口	年	齡			
三	三	三	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	齡
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	平
六	九	七	三	七	七	八	一	八	六	一	九	〇	九	九
五	四	四	三	四	三	四	一	〇	九	八	七	六	五	四
四	五	四	四	四	四	四	四	三	三	三	三	三	三	三
三	四	三	四	三	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二	五	六	〇	七	三	七	三	三	三	三	三	三	三	三
一	六	〇	九	四	八	二	〇	六	〇	九	四	八	二	一
〇	九	四	〇	九	四	一	〇	六	〇	九	四	八	二	一
九	九	二	四	六	九	三	四	七	九	三	五	八	一	〇
八	八	六	七	六	六	五	六	五	六	五	五	四	九	四
七	七	六	六	六	六	五	六	五	六	五	五	三	二	一
六	六	六	六	六	六	五	六	五	六	五	五	二	一	〇
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	四	三	二
四	四	四	五	五	五	五	七	六	六	七	七	七	六	五
三	三	三	〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	齡

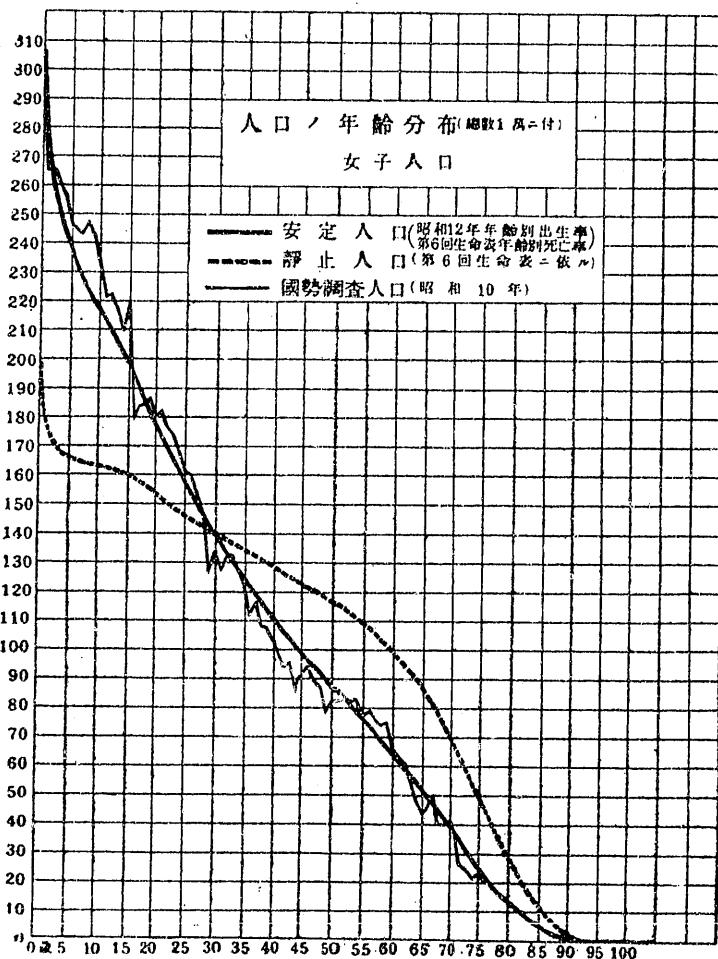
此の母の年齢別女兒出生率と第六回生命表に依る出生後女子が各年齢迄残存する率とに依つて、母の年齢別出生率及女子の残存率が右の如き値に固定する場合に現はるべき安定人口の年齢構成を知る爲に必要なる前記諸値を計算すると次の値が得られる。

$$R_0 = 1.52035, \quad R_1 = 45.09379, \quad R_2 = 1397.7475$$

$$d=29.66, \beta = -39.6405$$

$$L_0 = 49.15, \quad L_1 = 1678, \quad L_2 = 86761, \quad L_3 = 4529271$$

年齢級	安定期口		年齡級	安定期口	
	查國勢調人口	一三三・四		查國勢調人口	三五八・八
〇一四	一三三・四	一三三・六	五五—五九	五五—五九	五五—五九
五一九	一一四・六	一一三・四	六〇—六四	二九・九	二九・九
一〇一四	一〇四・八	一一〇・四	六五—六九	二三・〇	二三・〇
一五一九	九四・九	七〇—七四	七五—七九	一五・一	一五・一
一〇一	八四・五	八〇—八四	八〇—八四	五・一	五・一
一〇二	九五・三	八五—八九	八五—八九	四・九	四・九
計	〇・〇〦〇	〇・〇〦〦	九五・三	九・八	九・八
一〇、〇〇〇・〇〇	〇・〇〦〦	七四・九	七四・五	一〇・六	一〇・六
一〇一	〇・〇〦〦	六七・〇	六五・三	一・六	一・六
一〇二	〇・〇〦〦	五六・五	五六・五	一・五	一・五
三〇一三四	五六・七	九〇—九四	二五—二九	〇・三	〇・三
三五—三九	四五・七	九五—九九	二五—二九	〇・〇	〇・〇
四五—四四	四五・〇	一〇〇—一〇四	一〇〇—一〇四	〇・〇	〇・〇
四五—四五	四五・〇	一〇〇—一〇四	一〇〇—一〇四	〇・〇	〇・〇
五〇—五四	四五・〇	一〇〇—一〇四	一〇〇—一〇四	〇・〇	〇・〇
計	一〇〇、〇〇〇・〇〇	一〇〇—一〇四	一〇〇—一〇四	一〇〇—一〇四	一〇〇—一〇四



同様の事が一八七一年乃至一八八〇年の英蘭及威爾斯の人口状態に付て現はれて居る。即ち Sharpe 及 Lotka の前掲論文に依れば、上記期間の状態に付て計算せられた安定人口の年齢構成と同期間の其の實際の構成とは次の如くによく相對應して居る。

安定人口の描く曲線は、恰
も國勢調査人口を補整した
線の如き觀を呈して居る。
尙、此の點は人口を五歳階
級毎に纏めた下表から特に
明に看取される。

年齢級	男人口	女人口	總人口
	安定	實際	安定
	安定	實際	安定
〇—五	一三九	一三九	一三六
五—一〇	一一八	一一三	一一五
一〇—一五	一〇七	一〇四	一〇六
一五—二〇	九七	九五	九六
二〇—二五	八八	八七	八七
二五—三〇	七〇	一四四	一四八
三〇—三五	一六六	一一三	一一六
三五—四五	八六	八四	八六
四五—五五	五七	五九	六一
五五—六五	三〇	三一	三一
六五—七五	一一	一一	一五
七五以上	一一	一一	一三

對應せる値をとる。上記我國女子安定人口に於ける b 及 r 値並に之より得らるゝ其の總死亡率の値を、昭和十年に於ける此等の値と比較すれば次の如くである。

昭和十年	安定化率
三一・六三	三一・六九
一六・七八	一七・三一
一四・八五	一四・三八
一四・三八	一四・三八
出生率(人口千に付)	出生率(人口千に付)
死亡率(%)	死亡率(%)
自然増加率(%)	自然増加率(%)

從ひ¹⁴ Sharpe 及 Lotka は「此の期間に於ては、英國人口の實際年齢分布は、計算せられた安定形と極めて密接(quite closely)に一致して居る」と述べて居る。併し一國全體に付て計算せらるる安定人口の年齢構成と、此の計算に用ひられた年齢別出生率及殘存率を示す時期に於ける實際人口の年齢構成とが常に此の如く對應するものでは固より無し。例へば Dublin 及 Lotka の計算に係る一九一〇年の資料に依る北米合衆國の安定人口と同時に於ける實際人口の場合に於ては、安定人口に於ける若年級人口の割合は、實際人口のそれに比して遙に低く、安定人口に於ける高年級人口の割合は、實際人口のそれに比して遙に高くなつて現はれて居る。(Dublin 及 Lotka 前掲論文参照)

上記我國及英國の場合に於けるが如く、安定人口の年齢構成と實際人口のそれとが相互によく對應せる場合に於ては、當然、安定人口及實際人口に付て計算せらるゝ總出生率、同死亡率及同自然増加率は、亦相互によく

○・〇八%となる。而して此の女人口中年齢一五歳乃至四九歳の女人口割合は四八・三七%であるから、従つて此の静止人口に於ける年齢一五歳乃至四九歳の女子數を以て、出生總數を除した値は大體

$$19.94 \div (500.8 \times 0.4837) = 0.0823$$

即ち千人に付八二・三となる。然るに昭和十二年に於ける此の値は一二九・二であるから、上述静止人口を現はすべき年齢別出生率の減少割合は、平均して約三六%であるといふことになる。

此の静止人口に於ける年齢構成状態は、上述安定人口の場合と異り、昭和十年當時の年齢構成の状態と著しく異なるのであつて、今、静止人口の各年齢級人口を一〇〇とする昭和十年各年齢級人口の割合を示せば次の如くである。

年齢級	静止人口を百とす る昭和十年人口	年齢級	静止人口を百とす る昭和十年人口
〇—一四	一五	三五—四四	八一
五一—九	一四九	四五—五四	七三
一〇—一四	一三七	五五—六四	六七
一五一—九	一一一	六五—七四	五二
一一〇—一四	一一七	七五以上	四六
一二五—一三四	一〇〇		

即ち昭和十年人口は静止人口に比し若年人口著しく多く、之に反し老年

人口著しく少い。尚此處に興味のあることは、此の静止人口の年齢構成の状態が一九三一年に於ける佛蘭西女人口の現實の年齢構成状態に似て居ることである。此の佛蘭西の各年齢級人口を一〇〇とする昭和十年我國各年齢級人口の割合を作つてみれば次の如くである。

年齢級	一九三一年佛蘭西 人口を百とする一 九三五年我國人口	年齢級	一九三一年佛蘭西 人口を百とする一 九三五年我國人口
〇—一四	一六二	三五—四四	六七

昭和十年我國人口が若年級に於て著しく多いといふ點が、上述静止人口の場合より此の場合に一層著しくなつて居るの相違はあるが、上掲二表の數字は相互に可成よく對應して居る。(此の二表の年齢級のとり方が多少異つて居るが、前表のものを後表のものに合はせると、六五—七九級は五一、八〇以上級は四五となる)

尙上記の静止人口及佛蘭西人口の各年齢構成を直接に比較すれば次の如くである。

年齢級	静止人口	佛蘭西人口	年齢級	静止人口	佛蘭西人口
〇—一四	八九	八三	三五—四四	二三九	一五六
五一—九	八三	八〇	四五—五四	二二七	一三五
一〇—一四	八一	五三	五五—六四	一〇〇	一〇一
一一五—一九	七九	七〇	六五—七九	九一	八六
一二〇—一四	七五	七〇	八〇以上	一五	一三
一二五—一三四	一四	一五四	計	一,000	一,000

佛蘭西人口の一〇歳乃至一四歳級が不自然に低いのは、歐洲大戰の影響と考へられ、又其の中年級が目立つて膨れて居るのは、移入者の關係が與つて居るのではないかと思はれる。之が事實であつて、若し此等の點が除外されると假想すれば、上表の兩系列は非常に近似したものとなるであらう。

五一—九	一五二	四五—五四	六八
一〇一—一四	二〇九	五五—六四	六六
五一—一九	二三七	六五—七九	五三
一一〇—一四	一一五	八〇以上	五〇
一二五—一三四	九一		

大正九年・大正一四年
昭和五年・昭和一〇年

道府縣別及市郡別標準化出生率、死亡率及自然增加率

館 稔 上 田 正 夫

構成を持つ人口、即ち標準人口を假定し、各地域の出生及死亡が此の標準人口に就いて發生した場合を考察すれば、各地域の持つ上記の特殊の人口構成を除去した人口動態を求めることが出来る。此の方法が所謂標準化の方法である。標準化の方法には種々缺點がある。缺點はあるが、方法が比較的簡単であり、資料も人口動態統計と國勢調査報告とさへあれば殆んど間に合ふのであり、一應の地域間の比較、又其の時間的比較も可能であるから、試みに昭和一〇年に就いて標準化動態率を算定し、既往の國勢調査年次につき算定したるものと併せて取敢えず其の結果表を掲げて参考に供する次第である。

人口現象の地域別研究が、それ自體として重要なのみならず一國人口

現象の研究上頗る重大なる意義を持つてゐることは多言を要せざることである。況んや戰時體制下に經濟構造、従つて國民生活の態様、否更に社會狀態が急速度の變化を遂げつつある現在に於て、其の重要性は彌々益々累加しつつある。急速度の工業化、人口都市集中の激成等々、此の間に種々の重大なる人口現象、人口問題が踵を接して現はれてゐる。夫々特殊の社會的環境の裡に生起しつつある地域別人口現象の觀察こそ愈々必須の重要性を持つに至つたと云はねばならぬ。

地域別人口現象、就中其の人口動態を觀察するに當つて極めて重要な問題の一は、各地域が其の人口の體性及年齢別構成を異にするといふことである。例へば農村に於ては青壯年人口の割合が少く、都市に於ては反對に之が多い。そこで各地域の人口自然動態、即ち増殖力を相互に比較する爲には先づ體性及年齢別構成の差異を除去する必要が生ずる。其の爲には種々の方策があるが、其の一つとして特定の正常なる體性及年齢別人口

標準化の方法には直接法と間接法とがある(註)。

(註) 館 稔 我が國社會保健狀態に關する一つの人口統計學的指標——雜誌人口問題、第一卷、第三號、昭、一一、四。

(註) 館 稔 我が國地方別人口增殖力に關する人口統計學的一考察(上)(下)——雜誌人口問題、第一卷、第四號、昭、一一、二二、及第二卷、第一號、昭、一二、六。

直接法とは各地域の特殊出生率及特殊死亡率を標準人口に適用して出生率及死亡率を標準化する方法であり、間接法とは直接法に對する簡便法であつて、標準人口の特殊出生率及死亡率を各地域の人口構成に乗じて其の夫々の合計を各地域の人口總數を以て除し、所謂指標率、即ち標準人口の特殊出生率及死亡率が各地域の人口につき發生したりとする場合の出生率及死亡率を算定し、夫々標準人口の出生率及死亡率との比を求め、之を補整係數として各地域の普通出生率及死亡率に乘じて之を補整する方法であ

る。間接法は簡便法であるが、直接法に比し計算が頗る簡単であり、直接法の結果とさしたる相異もないから、本稿に於ては間接法を採つた。

今、數式を以て簡単に其の方法を示せば以下の如くである。

(一) 標準化出生率

R_x = 標準人口妊娠年齢 x 歳の有配偶女子の特殊出生率

P_x = 比較せんとする地域の妊娠年齢 x 歳の有配偶女子人口

P_s = 比較せんとする地域の総人口

$$\text{指標出生率} = \frac{\sum P_x R_x}{P_s}$$

$$\text{標準化係數} = \frac{\Sigma P_x R_z}{P_s}$$

標準化出生率 = 各地域の普通出生率 × 標準化係数

二 標準化死亡率

P_x = 標準人口に於ける x 歳の人口

P_x = 各地域の人口に於ける x 歳の人口

○標準人日は、 x 歳の特殊死亡率

とすれば

第一表 道府縣別及市部郡部別標準化出生、死亡、自然增加率（昭和一〇年、昭和五年、大正一四年、大正九年）（人口千二付）

總
數
三十
四
年
大正
九年

市郡	輪轤	輪轤	輪轤	輪轤	輪轤
日光・川内	115.67	117.39	114.00	114.00	114.00
四日市	116.06	117.12	114.00	114.00	114.00
伊勢	116.06	117.12	114.00	114.00	114.00
伊賀	116.06	117.12	114.00	114.00	114.00

一七·〇〇	一八·七五	二一·七九	二八·三八	九·三六	六·九二	五·六〇	(一) 一·
一七·〇三	一七·九六	一九·八三	二四·九六	二三·〇〇	一八·〇九	一七·三三	一三·一

$$\text{指標死亡率} = \frac{\sum (p_x \times Q_x)}{\sum p_x}$$

$$\text{標準化係数} = \frac{\Sigma (P_x \times Q_x)}{\Sigma P_x} \div \frac{\Sigma (P_x \times Q_x)}{\Sigma P_x}$$

標準化死亡率 = 各地域の普通死亡率 × 標準化係数

尙本稿に於ては、比較的正常的と認められるので、大正一四年國勢調査人口を標準人口とした。

10

今、計算の結果を示して、僅かに備考の程度に若干の説明を加ふれば以下の如くである。

(乙)出生率

大正九年以來低下の傾向を示して昭和五年に至り、昭和五年は大正九年に比し七・四%の低下を示してゐるが、昭和一〇年に於ては昭和五年に比し、僅かに一・一%の恢復を見せてゐる。

卷

北青岩宮秋山芙蓉千堵群柵新東神新富石福長鼓靜愛三滋京大兵

和鳥島岡廣山德香覽高福佐長熊大宮鹿沖兒

山取根山島口川島媛知岡賀崎本分崎島繩

順位 道府縣	出生率		死亡率		自然增加率
	順位	率	順位	率	
一山梨	四二·八六%	一石川	三三·五四%	一山梨	二六·三八%
二埼玉	四一·五三	二富山	二一·三〇	二鹿兒島	二五·七四
三鹿兒島	四一·四九	三福井	二〇·四五	三群馬	二四·七〇
四群馬	四一·三八	四秋田	一九·七五	四枥木	二四·六五
五栃木	四一·〇三	五青森	一九·五五	五埼玉	二三·四四
六新潟	四〇·八八	六奈良	一九·一八	六茨城	二三·四三

第二表 道府縣別標準化出生、死亡、自然增加率

順位 道府縣	出生率		死亡率		自然增加率
	順位	率	順位	率	
七山形	四〇·五五	八青森	四〇·三	八佐賀	一八·八三
九茨城	三九·九三	一〇宮城	四〇·一	九埼玉	一八·一二
一〇福島	三九·五五	一一福島	一〇·九	一大分	一八·〇六
一二佐賀	三八·九五	一二佐賀	一〇·九	一二岩手	一七·九五
一三秋田	三八·九一	一三秋田	一〇·九	一二新潟	一七·九三
一四長野	三八·二九	一四長野	一〇·九	一三島根	一七·七五
一四千葉	一七·七三	一四千葉	一〇·九	一四千葉	一七·六八

一 北海道	三八・〇九	一 滋賀	一七・六九	一 北海道	二〇・九九
一 宮崎	三七・八〇	一 福岡	一七・六七	一 佐賀	二〇・八三
一 熊本	三七・六九	一 三重	一七・五三	一 静岡	二〇・七一
一 岩手	三七・五五	一 岐阜	一七・四〇	一 愛媛	二〇・四一
一 静岡	三六・九九	一 山口	一七・三五	一 長崎	一九・六一
一 岐阜	三六・六六	一 和歌山	一七・三四	一 岩手	一九・四〇
二 千葉	三六・六三	二〇 和歌山	一七・三一	二 岐阜	一九・二六
二 愛媛	三六・七七	二一 徳島	一七・三一	二 四大分	一九・一〇
二 長崎	三六・〇九	二二 大阪	一七・二六	二 五德島	一九・八三
二 大分	三五・九九	二三 秋田	一七・二〇	二 六三重	一九・六
二 德島	三五・八三	二四 宮城	一七・〇八	二 七島根	一九・〇〇
二 重	三五・六四	二五 兵庫	一六・八八	二 八香川	一八・九〇
二 島根	三五・〇〇	二六 福島	一六・七一	二 九香川	一八・五二
二 香川	三四・七七	二七 茨城	一六・六八	二 九島根	一八・三〇
二 滋賀	三四・六四	二八 沖縄	一六・六七	二 九香川	一八・二一
二 全國	三三・七〇	二九 京都	一六・五九	二 七大分	一七・九三
二 沖縄	三三・六三	三〇 京都	一六・五九	二 八沖縄	一七・三一
二 鳥取	三三・六六	三一 鳥取	一六・四八	二 九島根	一六・九五
二 福井	三三・六八	三二 長崎	一六・四八	二 九香川	一六・六六
三 愛知	三三・一三	三三 山梨	一六・四三	二 七 大分	一七・二五
三 富山	三三・一三	三三 岡山	一六・四〇	二 八 沖縄	一六・一五
三 神奈川	三三・一三	三四 高知	一六・三八	二 九島根	一六・一八
三 石川	三三・一三	三四 鳥取	一六・三八	二 九香川	一五・六〇
三 奈良	三一・九五	三五 栃木	一六・三八	二 七島根	一四・六二
三 福岡	三一・九五	三四 高知	一六・四〇	三 广島	一三・七六
三 廣島	三一・九四	三五 岡山	一六・四三	三 广島	一三・三九
三 福岡	三〇・九六	三四 高知	一六・三八	三 福岡	一四・六〇
三 熊本	三〇・七一	三七 神奈川	一六・三五	三 福岡	一三・七六
三 静岡	三〇・四九	三八 静岡	一六・二八	三 福岡	一三・一五
三 和歌山	三〇・四九	三九 熊本	一六・二三	三 福岡	一三・一五
三 廣島	三〇・三〇	四〇 廣島	一六・〇九	三 福岡	一三・一五
三 福岡	三〇・三〇	四一 愛知	一六・〇八	四 福井	一一・九三
四 一山口	三〇・三〇	四一 愛知	一六・〇八		

昭和五年(大正一四年)道府県別及市郡別標準化出生率、死亡率及自然增加率

(ロ) 死亡率

大正九年(第二次流行性感冒の流行)以來顯著な低下を示し、昭和五年に於ては大正一四年に比し一〇・六%の減少を示してゐるが、昭和一〇年は同五年に比し更に六・一%の低下を見せてゐる。

(ハ) 自然增加率

出生率の低下よりも死亡率の低下が著しかつた爲に、流行性感冒の影響を受けてゐる大正九年を除いて、大正一四年以來、自然增加率は僅か宛増加を示してゐる。大正一四年に比し昭和五年は三・五%の増、昭和一〇年には同五年に比し一〇%の増加を見せてゐる。昭和一〇年に稍著しき増加を示してゐるのは云ふ迄もなく、出生率の恢復と死亡率の低下とが競合したからである。

(2) 市部郡部別

(イ) 出生率

各年次共に市部の出生率が郡部のそれに比し著しく低いことは明瞭である。市部に於ては、大正九年に比し大正一四年に僅かに増加を見せてゐるが、昭和五年には六・三%の低下を示してゐる。此の間郡部に於ては各年次共約三%の低下を見せてゐるが、傾向として出生率の低下は市部に著しく郡部に於て緩慢である。昭和一〇年には市部郡部共

に恢復を見せてゐるが、市部の増加割合一・七%に對し、郡部のそれは一一%の著しきに達してゐる。かくて市部の出生率は其の郡部に對する相對的地位を漸次低下せしめてゐる。即ち、大正一四年に市部出生率は郡部のそれの七四%を示してゐたが、昭和五年には七一%、昭和一〇年には六六%になつてゐる。即ち、市部及郡部の出生率は益々、其の懸隔を廣める傾向に在る。

(ロ) 死亡率

從來一般に、普通死亡率を以て比較すれば郡部の死亡率は市部に比して明かに低い(註)。標準化すれば全く逆になつて市部に比して郡部は低くなる。市部に於ては、昭和五年は大正一四年に比し一四%、昭和一〇年は同五年に比し九%といふ顯著なる低下を示し、全國の死亡率低下の速度よりも一層著しきを見せてゐる。然るに郡部に於ては、昭和五年は大正一四年に比し一〇%、昭和一〇年は同五年に比し五%の低下であつて、遂に極めて僅かながら市部よりも高くさへなつてゐる。要するに死亡率低下は市郡共通の現象ではあるが、從來市部に比し低位を保つて來た郡部の死亡率が、其の低下の速度に於て市部に劣る爲に、遂に昭和一〇年に至つて市郡の差を喪つてしまつたといふことは頗る注目すべき現象であると云はねばならぬ。

(註) 普通死亡率

	昭和一〇年	昭和五年	大正一四年	大正九年
市 部	一四・七四%	一六・四六%	一八・八六%	二四・二二%
郡 部	一七・七八%	一八・七一%	一〇・六六%	二五・七一%

(ハ) 自然增加率

各年次共に市部郡部間に著しき懸隔が存在する。昭和五年に至る迄

は、死亡率低下の急なる爲、市郡共に自然増加を擴大した。昭和五年同一〇年の間に於ては之に出生率の恢復が競合して此の傾向は特に顯著である。市部に就いては、大正一四年を一〇〇とする指數は、昭和五年及一〇年に於て夫々一二三・六、一六七・一であるが、郡部に於ては一〇四・四、一二三・七であつて、市部の自然増加率の上昇は到底郡部の比ではない。云ふ迄もなくそれは市部に於ける死亡率の著しき低下によるものである。かくて市郡自然増加率の懸隔は若干縮少せられて來た。即ち、郡部の自然増加率に對する市部のその地位は、大正一四年には三一%、昭和五年には三八%，それが昭和一〇年に於ては四一%を示してゐる。

(3) 道府縣別

(イ) 出生率

昭和一〇年に就いて見れば、第一表の如く、山梨は全國の水準よりも一七%の高位を示して第一位に居り、埼玉、鹿兒島、群馬、栃木、新潟、山形、青森、茨城、宮城等此の順位を以て高率地域に屬してゐる。大阪は全國の水準に比し、三二%の低位にして全國最低を示してゐる。京都、兵庫、東京、岡山、高知、山口、和歌山、廣島、福岡等は此の順位を以て低率地域に屬してゐる。一般に都市的な地域に低く、農村的地域に高いことは云ふ迄もないが、其の分布は北海道、東北地方、東京府及神奈川縣を除く關東地方、西南九州、四國北半に高く、之に反して近畿、中國、北九州は顯著に低い。

次に大正九年—昭和五年間の變化を見れば、全國の出生率低下よりも著しき度合を以て低下を示してゐる地域は、大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀を中心とする近畿地方、廣島、山口、岡山の山陽三縣、德島、

香川、高知の四國三縣、富山、石川、福井の北陸三縣及埼玉、岐阜兩縣である。昭和五年—同一〇年の間に於ては、三一府縣が出生率を恢復してゐるが、其の中全國以上の恢復を示してゐるものは二三府縣に達してゐる。而して出生率の恢復は東北地方、關東地方、山陰地方、四國及九州に見られる。就中出生率恢復の顯著なる地域は沖繩、島根、富崎、鹿兒島、茨城、佐賀、長崎、福岡、埼玉等の諸縣である。此の間に於ても依然として出生率の低下を辿つてゐる地域は和歌山を筆頭として福井、石川、奈良、大阪、岐阜、富山、滋賀等の諸縣であつて、先に掲げた從來出生率低下の著しかつた地域に屬してゐることは注意を要する。

(ロ) 死亡率

昭和一〇年に就いて見れば、第二表の如く、石川は全國の水準よりも二二%の高位を示して第一位を占め、富山、福井、秋田、青森、奈良、山形、佐賀、埼玉、大分等此の順位を以て高率地域に屬してゐる。東京は全國の水準に比し、一一%の低位を示し全國最低であつて、沖繩、鹿兒島、長野、宮崎、愛媛、愛知、廣島等何れも低率地域に屬してゐる。一般に日本海岸に高く、太平洋岸に低いか、高率地域は數個のブロックをなしてゐる。即ち、石川、富山、福井の北陸三縣、秋田、青森、山形の東北三縣等之である。

次に大正一四年—昭和五年間に於ける死亡率改善の跡を見れば、其の特に顯著なる地域は、群馬、茨城、東京、神奈川、長野、愛知、大坂であり、之に反して改善の跡を認め得ないものは北海道、岩手、富山、石川、福井、兵庫、奈良、島根、岡山、山口、香川、愛媛、佐賀、長崎、大分、宮崎である。此等の地域には二つの種類がある。一は當

初から死亡率著しく低く改善の跡顯著ならざるものと當初から極めて高く、然も改善の跡を認め難きものとである。香川、愛媛等は前者に屬し、北陸、山陰地方等は後者に屬する。昭和五年—同一〇年の間に於ては、奈良、和歌山、德島、山梨及高知の五縣が上昇を示せるの外は何れも低下を見せてゐる。其の中全國以上の低下を示してゐるものは二〇府縣に達してゐる。就中死亡率改善の顯著なる地域は青森、島根、佐賀、京都、岩手、新潟等の府縣である。島根を除けば、從來死亡率の高く且つ改善の跡顯著ならざりし地域に依然として改善を認め難きことは大いに注目を要すると云はねばならぬ。

(ハ) 自然增加率

昭和一〇年に就いて見れば、第二表の如く、自然增加率の分布は著しく廣い幅を持つてゐる。山梨は全國の水準よりも五八%の高位を示して全國第一位を占め、鹿兒島、群馬、栃木、埼玉、茨城、新潟、宮城、福島、長野等諸縣は此の順位を以て高率地域に屬してゐる。大阪は全國の増加率の僅かに三四%に過ぎず、全國最低にして、石川、京都、兵庫、富山、奈良、福井、東京、山口等の府縣は此の順位を以て低率地域に屬してゐる。都市的な府縣は一般に低率であるが、東京府及神奈川縣を除く關東地方、東北地方、北海道、大部分の中部地方は極めて高率を示し、之に反して近畿及中國地方は低率である。自然增加率高き地域には種々の型がある。(イ)出生率極めて高く死亡率相當低きものとして山梨、鹿兒島二縣を擧げることが出来る。(ロ)出生率當高く死亡率著しく低きものとして、長野及栃木があり、(ハ)出生率高く死亡率の中等なるものとして群馬、茨城、宮城、福島等を數ぶることが出来る。(ニ)死亡率高きも出生率亦高きものとして、新潟及埼

玉がある。自然増加率低き地域にも種々の型があるが、(イ)死亡率著しく低きも出生率亦低きものに東京があり、(ロ)出生率極めて低くして死亡率中等なるものに大阪、京都、兵庫、山口等がある。(ハ)出生率低く且つ死亡率の著しく高きものに石川、奈良があり、(ニ)出生率は中等なるも死亡率の著しく高きものとして富山、福井を挙げることが出来る。

次に大正一四年—昭和五年間の變化を見れば、全國の上昇度に比し特に著しき增加を示してゐる地域は大阪、沖縄、秋田、茨城、東京、三重、群馬、長野、山形、福島、岩手、栃木、新潟、愛知等の府縣である。此等の諸縣の増加率増大の大部分共通の要因は死亡率の急速度の低下である。之に對して沖縄、秋田、山形、福島、岩手等の諸縣は死亡率の減少もないではないが、主として出生率の増大による特例となしてゐる。増加率減退の特に著しき地域は島根、佐賀、山口、福井、富山、石川等の諸縣であつて概ね出生率の減退と死亡率の停滞とに依るものと云ふことが出来る。昭和五年—同一〇年間の變化を見れば、奈良、和歌山、石川、徳島、富山、三重、滋賀の七縣が減退を示してゐるの外は何れも増大を見せてゐるが、其の中全國以上の増加を示してゐるのは一九縣を數へることが出来る。而して増加率上昇の顯著なる地域は九州一圓及東北地方である。就中増加率上昇の顯著なる府縣である。其の中、(イ)出生率の恢復著しく死亡率の改善又顯著なるものに、島根、福岡、佐賀、宮崎、青森、東京、長崎、鹿児島があり、(ロ)死亡率の改善しかく著しからざるも、出生率の恢復見るべきものあるは、沖縄、東京、長崎であり、(ハ)出生率恢復しかく顯著ならざるも死亡

率の改善著しきものは、青森、岩手の二縣である。一般に九州地方は(イ)の型であり、東北地方は(ハ)の型に屬する。増加率減退の特に著しき地域は奈良、和歌山、石川、徳島、富山等の諸縣であつて、(イ)出生率低下し死亡率の上昇を示すものに奈良、和歌山があるが、最近五箇年間に於ける奈良及和歌山兩縣の人口動態に悪化が認めらることは注意を要する。(ロ)死亡率低下を示せるも出生率が一層低下したるものに石川、富山兩縣があり、(ハ)出生率極めて僅かに上昇したるもの死亡率の一層増加したるものに徳島縣がある。

以上は極めて簡単且つ形式的な結果の説明に過ぎないのであるが、仔細に之を考察すれば、人口問題研究上幾多の重大なる問題を包藏してゐると云はねばならぬ。

佛國家族法典

編者(北岡)序言

佛國は出産率低下に於て他の歐洲諸國に魁したる國で、從つて出産率増加政策に於ても他に魁し、家族手當始め各種の手厚き制度を有して居たのであるが、昨一九三九年七月二十九日公布せられた家族法典(Code de la Famille)は正にその頂點に達し、出産獎勵のため考へ得べき凡ての事項を網羅したるやの感がある。本法は一九四〇年初めより施行せられる筈で、その實績は未だ知る由もないが、左に(一)本法公布に當り總理大臣より大統領宛に提出したる報告の形に於て本法の立法理由及内容の概要を説明したもの、及び(二)本法の解説概要を掲げる。何れも主として佛國官報よりの譯出で、并出海南夫の執筆になるものである。

一 家族法典に關する大統領への報告

大統領閣下

數世期に亘る佛蘭西の偉大さに就ては、何人と雖も疑を挿まない所でありまして、之は其の廣大なる版圖と良く均衡を得た富とに依りますると同時に、國民が知的、肉體的、道徳的に抽んだるに依るものであります。佛蘭西の地は、其の天賦の才能を以て他の羨望の的である國民を有して居ります。此の國民は相承け相繼いで、代々、祖國に農業者、商業者、工業者、軍人、學者を絶ゆることなく多數に供給し、以て佛蘭西をして、強力な、幸福な、自由の國土たらしめたのであります。其の國民の子孫も亦、或は國內に在つて益、之を他に優越せるものたらしめ、或は海外に渡り、彼の地の人々をして其の文明の餘澤に浴せしめたのであります。

とは言へ、佛蘭西程、前世期の技術的發達、社會的變革、經濟的混亂が幸福と不幸とを齎した國は、不幸にして他に例を見ないのであります。佛蘭西は他の國々と同じく、世界の面目を改むるが如き科學的發見の利益を享受して参りました。そして、其の結果たる物質的安泰は他の何處に於けるよりも國の隅々にまで平等に及び、階級の如何を問はず、全國民の間に普く行き渡つたのであります。

斯かる幸福なる地位を其の子孫にまで及ぼさうと言ふ念願が、佛蘭西人をして、子供の多いのを厭はしめるに至つたのであります。新しい富源の開拓に送出すやう、國民を鼓舞して、多數の子供を産ましめずして、却つて、其の子に自己の遺産の全部を相續せしめる爲め、子供の數を減少せしめに至つたのであります。此の寒心すべき傾向は良く其の數字の示す所で

あります。即ち、五十年前に於ける佛蘭西の出產數は年約六十萬人、つまり、人口千人に付き三十五人の割合でありました。然るに、現在では其の半數以下に減少し、人口千人に付き十四人といふ出產率になつて居ります。斯くて、一九三五年以降、出產率は死亡率よりも却つて低く、年々、佛蘭西の人口は約三五、〇〇〇人の減少を示して居る有様であります。近年まで歐洲第一の人口を有して居た佛蘭西は、現在では歐羅巴に於ける其の領土の全部を入れましても、尙第五位であります。人口密度の點より之を見ますると更に低位に在るのであります。

言ふまでもなく、我々は之に關し、數百萬男子の生命と健康とを奪去了た一九一四年乃至一九一八年の大戰の結果を大に感じて居ります。然しながら、此の人口減少の状況からして、我々は必然的に次の問題に思ひを致さなければならぬのであります。佛蘭西に於ける出產率の低下から生ずる無數の結果のうち、先づ第一に考慮すべきは外患の重壓であります。人口の増加に依つて野望に拍車をかけられた國民が、我が母國及び植民地の國境に加へ来る威嚇に對し、勞働人口や戰鬪人口が減少の傾向に在る國家は如何にして對應して行けませうか？兵力と經濟力とは衰へて行く處があります。そして、國家は徐々に滅亡に近づいて行きます。而して、反対に稅の負擔は益々重くなつて行きます。社會的義務や救濟義務の重荷は益々國民の肩に重く感ぜられて來ます。產業は徐々に資金の缺乏を來し、放棄するの止むなきに至るであります。田畠は荒地と化して仕舞ふであります。海外への發展力は失はれ、國外に於ける我が國の知的、技術的威信は地を拂ふに至るであります。

出產率の低下に依り、我が國は斯かる悲惨な目に會はなければならぬのであります。斯くも重大なる結果を將來する人口の減少が佛蘭西人の本

心に發するものと瞬時たりとも考へることは、佛蘭西精神を知らざる者と言へるであらませう。然しながら、我々は我國文明の基礎であり、我が同胞總ての遵奉する主義の擁護の爲め、速かに之を是正しなければならないのであります。

然し、唯單に、口頭を以て人口增加の必要を說いた所で、一旦生じた人口の減少傾向を喰止め得ないことは、言ふ迄もありませぬ。危機に當面して居る現在、佛蘭西の負ふ世紀の使命達成の爲め、生活の抑制を爲さざる如き者は佛蘭西人とは申されないであります。然しながら、現代生活に於ける經濟的リズムが子供の多い家庭に對し、大なる犠牲を強要して居ることは、之を認めざるを得ませぬ。尚、其上に、今や、自發的たると自發的たらざるとを問はず、恐るべき宣傳は家族生活の破壊を企てゝ居るのであります。

従つて、公權力に於て、多數の子供を有する家族は之を物質的に支援すると同時に、精神的にも之を保護致しませぬならば、公權力は其の使命の遂行に缺くる所ありと言はざるを得ないのであります。而も、公權力の協力保護は、自由の旗の下に於てのみ榮える家庭の精神的獨立を毫も傷つけざるものと堅く信じて疑はぬものであります。

今回、家族に對する物質的援護の條件を定めるに當り、準據した根本的指導觀念は、高等人口委員會の答申及び各種の立法的、行政的經驗の結果であります。即ち、その指導觀念と申しますのは、(一)家族援護は階級の如何を問はず、之を總ての佛蘭西人に施すこと。(二)教護の實施に當つては、人口の增加に資し得る家族、即ち、三人以上の子供を有する家庭に特に厚くすること、の二つであります。

家族手當制度は、既に數年前より、尠くとも商工業關係の給料生活者に

對しては實施を見、好結果を收めて居るのであります。從つて、新組織の制定は必要なかつた位であります。

然しながら、從前は商工業關係の給料生活者並に農業者及び農業關係の給料生活者を除いては、法の適用を受けて居らなかつたのであります。且手當額の決定に付ても、商工業と農業とでは根本的に相違し、更に、官公吏に對する家族手當の算定は、又此等と相違して居つたのであります。而かも、此等を除く他の職業に在つては、全く家族手當の支給を受けて居らなかつたのであります。それのみでなく、家族手當は子供一人に付き幾らと定つて居り、従つて、子供一人の家族も子供の多い家族に於ける長子に對する手當と同額を支給されて居つたのであります。今回、斯かる不合理を是正し、唯一人の子供を有する家族よりも多數の子供を有する家族を大に優遇しようとしたのであります。

之に依り、今後、商工業關係の給料生活者、農業者、農業關係の給料生活者、獨立營業者、自由職業者は何れも家族手當を支給されますし、官公吏も商工業關係の給料生活者に比すると、居住地に依り或は有利であります不利ではありますが、兎も角、他の家長同様に新法規の恩恵に浴しえることとなりました。

家族手當の管理機關には變更を加へぬことと致しましたので、現在、商工業若くは農業關係の家族手當支給に當つて居りまする各基金は、從來、委任されたると同一の役割を今後も果して行く譯であります。唯一ヶ所、多少の改正を見て居りまするが、其れも單に、各種農業基金の活動に協力するを其の目的とする既設の縣農業賠償基金に、法的生命を賦與せんが爲めの改正であります。

其の他の職業に在つては、雇傭主の如く現存の基金に分擔金を納付する

か、或は又、獨立營業者の如く特別の基金を設置するか若くは既設の基金中に、別に係りを一つ新に設けるかするのであります。官公史に在つては、本法に定むる家族手當は、國家若くは其の屬する他の公共團體(*collectivité*)より、直接、之を受ける譯であります。

財政的組織、即ち、手當の額並に之に要する経費の分擔は、家庭生活に於ける經濟的負擔の平等といふ見地及び職業的、國民的連帶の觀念に基いて之を定めました。

家族手當の額は土地の生活狀態に應じて區別することゝ致しました。即ち、我々は家庭の物質的地位は住宅費及び食料費の高低に因つて左右されるものと考へ、此の見地より人口二千人以上の土地と其れ以下の土地、換言すれば都市と農村とに分ち、且、夫々に於ける家族手當は縣平均月給の何ペーセントと定めることゝ致しました。

家族手當の支給率は累進して行きます。即ち、子供の數に應じて増加する譯であります。茲で注意しなければなりませんのは、長子に對する家族手當が廢止されたことであります。長子の出産に對する援護は、今後、資本金の形式を以て、普通生活猶豫條件を滿足せしめる新夫婦に對し、二回に分ち之を給與し、其の金額は家族手當と同一の基礎（都市と農村との區別）に立つて、之を決定致します。此の長子出生賞與金は、長子の出生に依り財政的に非常な重壓を蒙る新夫婦に取つて、直接且つ有效な救護となり、彼等も時宜に適したことゝ歡迎することゝ思ひます。

人口二千人以上の土地、即ち、都市的若くは工業的性質を有し、婦人が家庭外に在つて労働することの多い土地に於ては、一九三七年十一月十二日の命令を以て設置した家庭育児手當を強化した上で、繼續することゝ致しました。此の家庭育児手當は長子より支給することゝし、之に依り今後

母が家庭外に於て労働し得ない爲めに蒙る損失を多少なりとも償ひ、以て家庭に留る母をして悔を残さしめましとしたのであります。

子供は國家の最大の財産であります。従つて、各個人が其の養育費を分擔することは、至極當然のことであります。其處で、家族手當に充當すべき經費は、其の財源を分擔金の徵收に求めることゝし、分擔金の額は其の支拂ふ家族手當の額に應じて、各賠償基金に於て之を定めることゝ致しました。斯くて、子供の無い者も間接的に子供の多い家族の支出に參加する譯であります。

然しながら、斯かる場合、利害關係者の經濟的地位を考慮しない譯には參りませぬ。其れ故、給料生活者は從前通り家族手當を支給されるにも拘らず、分擔金は納めないのであります。又、經濟的に甚だ困難なる農業者及び獨立營業者も亦、之と同じく、家族手當は支給されましても分擔金は納付致さなくとも宜しいことになつて居ります。其の他、生活の裕かならざる農業者若くは獨立營業者に對しましては、國家に於て援助を與へる筈であります。即ち、農業者及び或る種の獨立營業者に對しましては、其の分擔金の三分ノ二を國家に於て負擔致すこととなつて居ります。

公共施設が其の職員の家族手當全額を負擔致しますことは申すまでも無い所であります。既に公布せられましたる法律の立前に依り、子供を有する地方公共團體(*collectivité locale*)職員を國民賠償の對象と致しますることは、從來より我々の考慮して居つた所であります。よく御了知のことゝ思ひます。

農業者に對して政府の示しましたる配慮は、農業特有の過重負擔の輕減のみを目的としたものではなく、佛蘭西に於ける傳統的平衡を、是非共維持しようとの深慮に出でたのであります。我が國は、もと、工業國と言は

んよりは寧ろ農業國であつたのでありまするが、今日に於きましては、農業労働者と工業勞働者とは略其の數が同じであります。然るに、久しい以前より、農村に於ては、激勞なる上報いらるゝ所甚だ薄き農村を離れ、都市生活を享受せんとの機運が兆して居るのであります。斯かる職業の善惡に關する謬見は、不幸にして言葉を以て打破せんとしても、效果が無いのがあります。茲に於て、左の二手段を講ずることゝ致したのでありまするが、大に好結果を齎すものと期待して宜しからうと思ひます。

其の一は、新婚農業者に對する貸附金でありますて、之は、場合に依り始業資金をも有さざる若夫婦に貸與し、以て彼等を農耕に留まらしめる目的として居るのであります。貸附金額は一千法以下とし、之を以て此等若夫婦は小農に必要な物品、家畜、農具を入手し得るであります。本貸附金の元利は十年々賦を以て償還することになつて居りまするが、子供の出生毎に減額され、第五子の出生と共に其の全額が棒引されるのであります。斯くの如く、本貸附金は出産奨励と農業奨励とを兼ねたものであります。

其の二は給料延期契約制度でありますて、政府に於きましては第一のものに多大の期待をかけて居るのであります。

各子供の相續分の平等といふことは、民法に定める佛蘭西革命の根本原則の一であります。斯かる正當にして、且國民性と完全に合致致しまする觀念を、修正しようなどゝ言ふ意志は全く有して居ませぬ。然しながら、之は或る農民家族の場合、例へば父の手許に在つて農耕に從事し、家産の増殖に當つた子供の場合、彼が其の父の死に際し、自己の勞働の結晶たる耕地を、職を求めて近隣都市に赴いた兄弟姉妹と等分に分割相續するといふことは不當と言はざるを得ませぬ。

斯かる土地分配法を採用致しまするときは、耕地の減少を來す處があります。此の不便を回避せんが爲め、子供の數を制限し、一人以外に子供を産まないと言ふが如き農民家族を生ずる處はないのでありますや。若し、在りとすれば、之は佛蘭西國家に取つて洵に由々しき重大事と言はなければなりません。其處で今回、之を防止する爲め、農村に留り父の業たる農業に從事する子供は、共同財産中に含まれたる、遺産相續以前に當然彼に屬すべき一定の請負金額(Somme forfaitaire)を獲得したるものと看做すといふ、正當にして且國家の爲め有益な規定を設けることゝ致したのであります。

出産奨励に關する援護の恩恵には如何なる家族も、例外なく浴し得なければなりません。今回我々が、戸主が活動的で人口に屬せざるのみならず、何等の資産をも有して居らない家族の爲め、既に一九一三年七月十四日の法律に規定せる救護方法に代ると共に、一九三五年十月三十日の命令に依る組織を繼承した救護を實施して行くことゝ致しましたのも右の立前に依るのであります。斯かる手當は、如何なる場合と雖も、家族手當の率以上であつてならないのであります。

斯く、佛蘭西人家族の利益の爲め、救護策を講じますることに依り、直ちに三人以上の子供を有する家族が、其の數を増加するものと期待致しますることも、強ち無理とは申されますまい。

然しながら、如何に家族手當が支給されるとは言へ、其の必然的結果として直ちに國民が子供を欲するに至るとは申せないことを知らねばなりません。子供を産まんとの心構ひは、其の大部分が良き道徳的環境の下に生れ且生長するのであります。

公權力の家族への配慮は、確かに我が同胞をして子供を産ましめる利害

となるであります。然し、尙或る種の人達の如く、恥づべき手段に依り子供を産むことを回避することや、婦人をして悲しむべき不具、惡癖又は家庭生活より游離せしめるが如き不道徳的慣習に陥らしむる偏見は、之が芟除に努める必要があるのであります。

其處で今回、母性保護対策を講ずること、致しました。先づ佛蘭西國內に猖獗を極める墮胎を撲滅すること、職業的墮胎者に對する刑罰を重く致しました。又、如何はしき産院の絶滅を期して居りますが、産院の開業經營に要する資格及衛生上の條件は條文に付て御覽ありたいと思ひます。又、縣營母子寮又は契約に依り縣と連絡を有し、且縣會の監督を受け公共施設的形式を有する私設機關たる母子寮を設置致します。母は其の妊娠中、之に入ることを得、又祕密の嚴守を要求することが出来ます。乳幼兒死亡率の低下を圖る爲めには、縣乳幼兒保護機關に關する一九三五年十月三十日の委任命令を強化する豫定であります。

養子縁組及び私生子の後見に關する民法の規定を修正し、以て兒童の保護を圖ること、致しましたが、此の改正に依り、養子、養親は共に合法的家族(famille légitime)と同一の權利、義務を賦與される譯であります。又、私生子後見の任を無頗著なる民事裁判所より適任者を以て組織する後見委員會に移管すること、致ましたが、之は必然的熱心さを以て後見に當らしめることを其の目的とするのであります。

以上の外、民族の將來に取つて同様に危險なる惡癖及び社會惡を抑壓する爲め、其の刑罰を重くすること、致しましたが、御贊同を得たいと思ひます。家庭の尊嚴に對する侮辱である猥褻なる出版物の取締の爲めには、如何なる重刑を科しても良いと信じます。麻酔劑の嚴重なる取締も我々の提議する所であります。アルコール中毒は其の因を不正粗惡なアルコールの

製造、消費に發することが主でありまするを以て、之が防止の爲め、左の數種類の對策を講ずること、致しました。其の一は一九一五年十一月九日の酒類小賣店開業に關する法律規定の強化。其の二はアブサン及之に類する酒類の製造、販賣規定違反者に對する刑罰の強化。其の三は地酒製造を有效に取締る爲めの醸造規定の制定でありますて、地酒醸造者は請負制度と取締を受ける申告制度(declaration contrôlée)との何れを選択しても宜しいことになつて居ります。

健全なる民族を作らんとする努力は、先づ之を學校に於て開始すべきであります。人口問題に關する教育—教育内容に關しては何れテキスト編纂の上、閣下の御一覽に供する光榮を有する筈であります—は少年少女をして人生に於て彼等の負ふ使命を反省せしめることであります。中等學校に於ける醫療監督は傳染病や畸形を發見し、必ずや兒童の健康改善に寄與する所があるであります。

本計畫は、斯くも老大なるもの故、其の實施には十四億五千萬法に上る多額の經費を必要とするのであります。従つて、所要經費は課稅に依つてのみ之を支辨し得るのであります。今回、政府の提案する稅制は此の必要に基くものでありまするが、然し、本令全體の企圖する所を良く反影して居るのであります。

本稅制は多數の子供を有する家族が佛蘭西の人口增加上に果した努力を考慮し、課稅すること、なつて居ります。

斯かるが故に、登記に關しましても、三人以上の子供の共同相續財產に對しては、三人以上の子供を有する受遺者及び受贈者に對すると同様、現行のものよりも更に割引率を増加することが、是非とも必要と考へたのであります。従つて、少くとも五人以上の子供を有する者は、十五萬法以下

の相續分に對しては、納稅の必要がないのであります。

之に反して、尙くとも三十歳に達して居りながら、相續開始の時に於て未だ子供を有しない相續人に對しましては、特別附加稅の形式に依る補助稅を賦課することが公平なりと考へたのであります。

我々の提議する直接稅に關する改正も亦、社會的負擔の均衡といふ考から出發したのであります。從來に於ては、三十歳以上にして、尙獨身なる者及び子供を有せざる夫婦に對しては、一般所得稅を増徵して居つたのであります。但し、之に代るに家族賠償稅を以てすることとし、其の適用範圍も極めて擴張され、其の能率は一層實質的となつたのであります。

次に間接稅でありまするが、之はアルコール中毒の防止をも兼ねたものであります。閣下の御承認を得んとする本令の規定に於ては、純酒精百リットルに付ての稅を引上げ、又、酒類製造に付ても從來よりも酒精分を減じ、以て害惡の輕減を期して居る次第であります。

今回、閣下の御承認を得んが爲め提出致しまする命令の完全無缺ならざることは申すまでもありません。尙、之には重要規定が缺けて居るのであります。即ち、外國人規定が缺けて居るのであります。又住宅に關しても何等觸れて居りませぬ。元來、此の住宅問題は、家族生活及び個人の肉體的、精神的健康に絶對缺くことの出來ない要素であります。之に關しては、既に數週間前、全國經濟會議(Council national économique)より興味ある結論を提出して居るのではあります。此の缺陷は、高等人口問題委員會(Haut comité de la population)の協力を得ました上、近き將來に於て補填する考へであります。

然しながら、今や佛蘭西に於ては家族政策が講ぜられ始めたと申せるの

三四

であります。出產率の增加が、單なる法規の制定のみを以てしては、到底望み得ないことは申すまでもありません。然し、今回提案の法規が堅固なる支柱となり、茲に家族は爛漫たる花を開くことが出来るのであります。多數の子供を有する家族を創造するものは個人であります。我國の如く自由に陶醉する國に在つては、強制に依らずとも數多の善意が國土上に於て相協力し、熱誠を以て國家に福祉を齎す事業の遂行に當るであらうこととは、我等の毫も疑はざる所であります。

大統領閣下、願はくは我等の深甚なる敬意を嘉納せられんことを。

内閣總理大臣兼陸軍大臣 ダラヂエ

各大臣副署

二 家族法典解説

目次

第一 家族補助

- 一 長子出産賞與金
- 二 家族手當
- 三 家庭育兒手當
- 四 農民家族手當
- 五 膨脹主及獨立營業者の家族手當
- 六 官公吏の家族手當
- 七 農民結婚貸與金及農民家族労働者に對する特殊保護
- 八 家族扶助

第二 家族の保護

- 一 母性の保護
- (イ) 際胎の取締

(ロ) 産院

(ハ) 母子寮

(イ) 幼児死亡減少策

二 児童保護

(イ) 養子組

(ロ) 嫡出子化

(ハ) 私生子の後見

第三 民族衛生

一 風俗を害する行爲

二 麻醉薬の販賣

三 アルコール中毒の防止

四 家族と教育

一 人口問題に關する教育

二 學校に於ける醫療監督

第五 稅制

一 総説

二 相続税

三 家族賠償税(獨身税及無子税)

四 間接税(アルコール税)

第六 雜則

第一 家族補助

1、長子出産賞與金(Prime à la premiere naissance)

家族補助の主眼となつて居るのは、子供のある者と無い者の負擔の均衡を圖ることである。従つて、茲で問題となるのは全然物質的方面の対策で、先づ第一が長子出産賞與金(Prime)である。

今までなく、生れた子供は佛蘭西に國籍を有することが必要である。佛蘭西で生れた子供の両親が外國人の場合は、出生後六月以内に佛蘭西國籍拠棄權行使しないときに限り、支給されることになつて居る。

賞與金は一回に分つて支給される。半分は出産と同時に支給され、残り

長子出産の場合にも、從來は五歳迄家族手當を支給して來たのであるが、今度、之が改正され、長子の出産には家族手當は支給しないことになつたのである。といふのは、今回の優遇案の主たる對象となつて居るのは、子供が三人以上の家族である。子供が一人又は一人の家族は非常に多いのであるが之は人口の増加には何等寄與する所がないのである。佛蘭西が欲して居るのは三人以上の子供のある家族である。それ故、子供が一人迄の家族は経費の關係もあり、餘り優遇しないのである。然し、子供を産む習慣は之を結婚當初から養ふ必要がある。香氣に面白く新婚時代を過さうとして避妊などを初めて、之が習慣となつては困るのである。何故なら、一度斯うした習慣が出来ると、仲々之を打破することは難しいからである。そこで、賞與金を與へて、どしどしへ子供を産んで貰はうといふのである。

の半分は六箇月経つてから支給されるが、此の場合には現に子供が生きており然も親の手で育てられて居ることが必要である。

受給者は原則として、母親といふことになつて居るが、母親が無い時は父親又は後見人又は實際子供を育てゝゐる者が受給者になる。萬一、両親が此の金を悪用する虞れのあるときは、貧民救済局又は子供の爲めだけに此の金を使用することを委任された施設若は個人に交付される。

農業者で定著貸付金を借りた者は、子供が産れると借入金の割引を受けるので、長子出生賞與金は半額だけしか與へられない。

最後に、所要経費の負擔者であるが、之は官公吏に在つては其の屬する官公衙、一般の者に在つては家族手當賠償基金(Caisse de compensations)となることになつて居る。その組織及負擔者は次に述べる。

II. 家族手當(Allocation familiale)

次が家族手當である。之は一人以上の子供がありとすれば、總ての佛蘭西人に支給される。給料を貰つて居ようと居なかつても、又、雇傭主であらうと被傭者であらうと、農業者、分益小作人、獨立營業者、自由職業者であらうと、そんなことは構はないのである。又、何んな職業の者であらうが問題では無いのである。

改正される。

此の縣平均給料は職業の種類とか社會的地位には關係が無いので、薄給あらうと被傭者であらうと、農業者、分益小作人、獨立營業者、自由職業者程有利である。又官吏は居住地に依り、有利不利の差が生ずるのである。

家族手當は月々支給するのが原則であるが、必要のある家族に對しては出產の年に限り一年分を経めて渡すことが出来る。之は云はば長子出產の時以外に於ける出產賞與金である。

賃銀労働者に對する家族手當は日給である。此の場合、左の三つの場合は後述すべく家庭に留つて子供の世話をして居る母親に支給する家庭育児手當(Allocation de la mère au foyer)と合せて、事實上、給料が倍になるわ

けである。

家族手當は義務教育修了年齢たる十四歳迄支給されることになつて居るが、子供が上級學校へ進むか年期奉公をする時、或ひは病弱で給料を得て労働に從事することが出來ない時は十七歳迄支給される。

茲に給料といふのは縣平均給料のことで、各自の實際貰つてゐる給料ではない。此の縣平均給料は甲地乙地の二種に分れ、金額に相異がある。甲地とは人口二千以上の所、乙地とは其れ以下の所である。但し、一千といふのは大體の標準であつて一千以下の所でも工業地的色彩を帶び、衣食住費の高い所は甲地として、一方又、人口二千以上の所でも著しく農村的色彩を帶びてゐる所は乙地と看做すのである。甲乙二地の縣平均給料は甲地に就ては商工業者家族手當委員會の、又乙地に就ては農村家族手當委員會の意見を徵し、且つ實際給料を考慮した上で作製した知事の申告書に基き、勞働農業・大藏各大臣が合議の上で決定することになつて居り、毎年

を考慮して居る。

一、規則的に全労働時間を完全に働く場合。一九三二年の法律に規定する

やうに、此の種の賃銀労働者に對しては、一定期間の労働日數と同じ日數分の手當を支給する。即ち、六日働けば六日分の手當が支給されるのである。

次の者も全労働時間を完全に労働したものと認めるのである。

(イ) 労働時間の集中に依り、一週間の法定労働時間を五日で使つてしまつたと言ふやうな場合には次の一日休んでも六日分の家族手當を支給する。

(ロ) 何等かの事故(例へば地方の祭禮などの場合)があつて幾日か休んだ場合でも、之を取り戻す爲めに労働時間を延長したときは休んだ日の手當も支給する。

二、定つて規定の労働時間を完全に働かない場合には、法定の一日の労働時間を以て其の賃銀労働者の一週間の労働時間を除して得る日數に相當する日數の手當を支給する。

三、賃銀労働者が事故や病氣等で缺勤した場合、之を償ふ爲め規定時間以上働くことを認めて居る、但し、此の場合、缺勤は絶対止むを得ざる事情に依るものでなければならぬ。即ち、今日休んでも明日取返せばいいと言ふので、勝手に休みをするなどいふことは許されないのである。之には又、制限があつて、四週間のうちに六日分だけは働き出すことを認め、其れに相當する手當を支給するが、それ以上は如何に規定時間以上働いても同じなのである。例へば残業に依り八日分を働き出したとしても、手當は六日分しか支給されないのである。

次に、労働災害の場合の家族手當は何うなるか。之に關しては、一九三一年の法律に規定があるのであるが、一言にして言ふと、家族手當は事故

の有無に拘らず支給されるのである。即ち、一時働けない場合も、全然働けない場合も、或は又、不幸にも死亡した場合にも支給されるばかりではなく、能力に多少の減退を來した場合にも支給されるのである。併し、言ふ迄もないことであるが、負傷の結果、從來の労働が爲し得ず、轉業した場合には、今迄の手當は中止になるのである。家族手當は新なる職場で支給されるからである。

茲に問題になるのは労働災害年金を裁定する場合、其の裁定の基礎となる賃銀へ家族手當を含めるかと言ふことである。然しながら、家族手當は職業に關係なく、二人以上子供のある戸主には總て支給されるもの故、含まれないものと見るのが至當である。

次に家族手當を受取る者であるが、嫡出子及前婚の子の場合は父親か母親、父母共に無い時は直系尊屬又は哺育に當る兄弟姉妹・叔伯父母であり、養子の場合は養親、認知された私生子の場合は實際之を哺育してゐる者となつてゐる。又、父親又は直系の男尊屬が働けないか、失業、行方不明等の場合は母親又は直系の女尊屬に渡される。

他の法規の適用を受けて、手當を受けて居る扶養すべき子供のある父母又は直系尊屬に對しては、父親又は直系男尊屬の分だけが併給される。

家族手當の支給を受けて居ながら子供の栄養・衛生・住居上の注意を怠る者は最高一ヶ月の手當支給停止又は支給延期處分を受けることになつて居る。

家族手當分擔金の負擔者が威嚇・示威等に依り、本法の精神に反對し、分擔金を賠償基金に納めないと、一月以上二年以下の懲役及千法以上一

萬法以下の罰金に處せられるし、又、滞納を煽動する者は一月以上六月以下の懲役及十法以上千法以下の罰金に處せられる。

家族手當の賠償金庫の構成及其負擔者に就ては一九三二年の家族手當法の規定する所を以て、本法に規定はない、負擔金は原則として雇主である。

III' 家庭賠償手當 (Allocation de la mere au foyer)

都市では婦人も外へ出で働くことが多くて、子供を育てる爲めに家庭に留まつて居る者は非常に損なわけである。其處で人口一千以上の所とか、給料生活者・官公吏に對しては家庭の母に對する手當とゞらべきものを支給し、此の不公平を除くことにして居る。

此の手當は家族が父若は母又は尊屬の職業上の收入で生活して居る場合に限つて支給され、子供が一人のときは五歳迄、二人以上のときは末子が十四歳に達する迄となつて居る。然し、茲に例外を設け、母親又は女尊屬が自分の給料だけで育てゝ居る子供が上級學校に進むか年期奉公をすると或ひは其の子が病弱で働けない時は十七歳迄支給される。

手當額は縣平均給料の一割で、賠償基金から母親に對して支給される。然し、子供の數に依つて金額を増やすことはしないのである。

IV' 農民家族手當

農民家族手當は農業賠償基金を通じて支給し、所要經費は農業者が三分の一を負擔し、國家が三分の一を負擔するなどなつて居り、總額十五億法に達するのである。

分擔金の額は事業の重要性に因つて相異し、經濟的に苦しい者は負擔を免除される。即ち、土地收入四十法以下の者、收入二千法以下で四人の子供を十四歳迄養育した者、收入二千法以下で兩配偶者の平均年齢が六十歳以上の者、六十歳以上の駄夫、五十歳以上の寡婦は孰れも分擔金を納めなくても良いのである。之を補填する爲めに、國家は規定の負擔額以外に七千五百萬法を限度として支出する。

小作人は分擔金の半額を負擔すればよく、半額は契約の如何に拘らず土地所有者が負擔しなければならぬ。分擔金負擔者が農業賠償基金に加入して居ないときは、知事が加入すべき賠償基金を指定する。又、負擔者が期限後三月経つても分擔金を納めないとときは、直ちに之を要求し、且つ二十四法以上五十法以下の科料に處し、之が再犯のときは五十法以上百五十法以下の科料に處することになつてゐる。

同一縣内の各農業賠償基金は相互に負擔金を賠償し合ふことになつて居るが、更に負擔金の全國的賠償機關としては全國農業賠償保證基金(Fonds national de surecompensation)とゞらものを設けることになつてゐる。此の全國農業賠償保證基金は各農業賠償基金が夫々分擔金を支出して、之を構成維持して行くのである。

分擔金を滞納するときは、滞納金の一割を手數料として増徴する。

家族手當は毎月一回、前回の支給日から二十日以内に支給する。

總ての農業賠償基金及び全國農業賠償保證基金は大藏大臣の監督を受け

る。

家族手當は又、召使や其の他一般に營利を目的としない雇傭主に使用されて給料を得て居る總ての者に對しても支給される。營利を目的としない

雇傭主には自然人は勿論、法人も含まれ、此等の雇傭主は一九四〇年一月一日以降、賠償基金に加入して其の被傭者の受けた家族手當に對する分擔金を納付しなければならない。家族手當の支拂條件及び分擔金の徵收條件は別に命令を以て定める筈である。

五、雇傭主及獨立營業者の家族手當

無給の商工業者(雇傭主及び獨立營業者)及び自由職業者に對しても家族手當及び家庭の母手當が支給される。其の代り、雇傭主は自分と使用人の分として分擔金を同一の賠償基金へ納めなければならないし、又使用人のない獨立營業者も労働大臣の認可する賠償基金へ分擔金を收めなければならぬ。然し收入の少い者とか子供の多い者とか老人は分擔金を免除され、之を補填する爲め國家は一千萬法を限度として負擔する。

尚ほ使用人のない獨立營業者に對しては、其の分擔金の三十分の一を國家が負擔してやることになつて居るが、此の恩恵に浴する職業とか國家補助の率は何れ後に定めることになつて居る。

六、公法の家族手當 (Allocations des fonctionnaires et agents de l'Etat, et du personnel des collectivités locales et des services publics commandés par l'Etat, les départements et les communes)

官吏も亦家族手當と家庭の母手當の支給を受け、其の負擔者は所屬官廳である。

縣・市町村・市町村の公法人並びに國家の認可を受けた公共施設の職員も

亦家族手當の支給を受けるが、此等の職員に對する手當支給機關として全國賠償基金(Fonds nationale de compensation)によるものを設置して供託金庫に經營せしめる。そして、經費は縣・市町村・市町村の公法人・國家の認可した公共施設に夫々總給料額を基として分擔せしめるが、病院に對しては別の基礎に依つて之を課すことになつて居る。

農業賠償基金以外には工場監督官に類似した取締人を任命して、負擔義務者の分擔金納付を取締らせる。この取締人(*contrôleur asservement*)は宣誓せしめた上で任命し、任期は五年である。

家族手當關係の施行規則は一九四〇年一月一日迄に公布される豫定である。

七、農民結婚貸與金及農田家族勞動者に対する特

殊扶濟 (Prêt à l'établissement des jeunes mariages et contrat de salaire différé)

國家の人口増加策の最も良き協力者で、丈夫な子供を澤山に供給して呉れるものは何と云つても農村である。然るに、近年離村者は増加する一方で、甚しい所では全く若く者の姿が見られない有様である。國家としては、之を到底看過するわけには行かない。其處で、農業者を大に優遇し、離村者を防止しようとして採り上げたのが次の新婚農業者に對する農民結婚貸與金と、農業者の許で農業に從事する直系卑屬に對する給料支拂延期契約である。

農民結婚貸與金といふのは、農村に定著して農業に從事する者に對する結婚を條件とする生業資金の貸付であつて、農具の購入・賃貸家畜の取得・住居の修繕等に充當するものになつてゐる。之を借りることの出来る

のは男は二十一歳以上三十歳未満の者(兵役に服した者は其の期間だけ延長される)、女は十八歳以上二十八歳未満の者で、初婚者であらうと再婚者であらうと構はない。然し、男女とも以前此の農民結婚貸與金を借りたことがあつてはならないし、又尠くとも五年間農業に従事した経験を有しなければならない。又、借入れに際しては十年間土地を離れないことを契約し、且つ醫師の健康證明書を提出しなければならない。借入申込みは結婚の二月前にする。貸付金額は五千法乃至二萬法で、利子は四分五厘、夫婦を連帶として貸與し、結婚の翌年から十年の半年賦償還である。

配偶者の一方が處刑されるか、離婚又は別居した場合、或ひは一方が他の職業に就いたときは直ちに未済額を返済させる。又、償還期日が遅れるとき五分の延滞利子が附く。それでも尙ほ返済しないときは貸與者たる、地方農業組合基金に設置した、民事裁判所長を委員長とする特別委員會の意見に基いて、直接税として之を徴収する。

此の貸與金の恩典は子供の産れる度に借入金が減額されることである。

即ち、長子が産れると、半年賦金に對し貸與金總額の五厘が割引され、第二子が産れると一分五厘、第三子、第四子が産れると夫々三分・五分と割引率は次第に遞増して行き、五人生れると貸與金は帳消しになるのである。今假りに一萬法借入れたとすると、半年賦金は利子を入れて七百二十五法である。それが長子が産れると五十法割引されて六百七十五法づゝ返済すれば良いし、第二子が産れると百五十法割引されて五百七十五法宛、第三子が産れると四百二十五法宛、第四子が産れると一百二十五法宛返済すれば良いわけである。

農民結婚貸與金の貸出資金は全國農業組合基金が四分の利子で國家から借り入れたものを、更に地方農業組合基金に四分二厘五毛の利子で貸出して

之に充當する。出産に依る割引額は國家が負擔することになつてゐる。

次に給料支拂延期契約は十八歳以後直接且つ有效に農業に參加した直系卑屬に對する恩典である。即ち、無給で直系尊屬と一緒に農業に從事する直系卑屬は給料延期の労働契約を結んだものと看做して、遺産相續のときに其の相續分に十年間の給料に相當する金額を割増してやるものである。

給料額は住込みの農業勞働者又は農家の召使の給料の半額とし、此の分には所得税は勿論遺産相續税も免除せられる。

農業者を助けて家業に從事した直系卑屬の妻も同様の取扱ひを受け、其の給料は住込みの農業勞働者の給料の八分の三とする。

直系尊屬を助けて農業に從事した直系卑屬が先に死亡し、之に子供があるときは、配偶者が此の延期給料を受ける権利を受け継ぎ、子供が十八歳なると其の子が之を受け継ぐ。

病氣又は兵役上の理由を除き、直系尊屬の死亡當時農業に從事して居ない者は此の恩典に浴さないし、又、其の子も學校以外の理由で農業に從事して居ないとときは之に浴さない。

八、家族扶助 (Assistance à la famille)

收入が少くて、到底子供を養育することが出來ない一人以上の子供のある戸主たる生活困難者に對しては、家族扶助料が支給される。家族扶助料は家族手當・被救護兒童救護費・扶養すべき家族がある爲めに加給される失業手當の増額等とは併給されない。然し、これが三人以上の子供のある寡婦・離婚したか又は遺棄された女である場合は、家族扶助料は家族手當と併給される。

家族扶助料は子供が一人のときは、月二十五法以上五十法以下であつ

て、之に要する経費は國家及び縣市町村で負擔する。

第二 家族の保護

I. 妊娠の保護 (Protection de la maternité)

茲で問題になるのは先づ母性保護である。そして、今回母性保護対策として取上げられたのは墮胎の防止、産院の取締り、並びに母子寮の開設等である。

(イ) 境胎の取締り

此のうち特に重要なのは墮胎の防止である。佛蘭西では從來殆ど公然と墮胎が行はれて居たので、之を止めさせることは仲々困難である。

之が根本策としては、國民の道徳性を養ひ、國家意識を喚起して、自發的に之を止めさるべきであるが、之は一朝にして達成し得るものではない。其處で、先づ從來よりも刑罰を重くすることにした。

即ち、常習的に墮胎手術を施す者に對しては五年以上十年以下の懲役及び五千法以上二萬法以下の罰金を科し、隨時的に之を施す者には一年以上五年以下の懲役及び五百法以上一萬法以下の罰金を科してゐる。又、墮胎手術を受けた者は六月以上二年以下の懲役及び百法以上二千法以下の罰金に處せられ、然かも施術者と同様情状酌量とか減刑は認められない。

墮胎手術を施した醫師、産婆、薬剤士、藥種屋、看護人、マッサージ師は刑法上の刑の外に、専く五年の營業停止處分を受け、惡性の者は免狀を剥奪される。營業の停禁止處分を受け乍ら之に從はない者は六月以上二年以下の懲役及び千法以上一萬法以下の罰金を併科されるか、又は其の孰

れか一方を以て處斷される。
其の上、一度墮胎罪で處罰された者は以後產科病院、産院又は妊娠を扱ふ病院に勤務することが出來ない。之に違反する者は營業の停禁止處分違反者と同罪である。

人工流産を施さないと母體が助からないと云ふやうな場合でも診察した醫師は他の二名の醫師の意見を聞いた上でなければ手術を施すことは出来ない。然も共同診察をする醫師のうち、一名は民事裁判所の専門醫名簿に登録された者でなければならない。

業務上の祕密の尊重といふことは極めて悪用されることが多いので、墮胎に關する限り之は廢止され、告發して良心になつてゐる。

墮胎や避妊を誘致、助長しないやう、墮胎薬とか子宮消息子等の販賣、陳列、分配を禁止し、此等の藥物、器具は市町村長又は警察の證明を持たない者には賣つてはならない。之に違反する者は三月以上二年以下の懲役及び五百法以上五千法以下の罰金に處せられ、同時に藥物、器具の沒收及び營業の停禁止處分を受ける。

(ロ) 産院 (Etablissement d'accouchement)

產科病院、產院、私立產科病院(有料無料兩者を含む)の開設經營には知事(ライシニ県では警視廳)の許可を得なければならぬ。無斷で開院したり許可條件に違反したりすると、千法以上五千法以下の罰金に處せられる同時に病院は閉鎖を命ぜられる。三年以内に再び之を犯した時は六日以上

ぜられる。

知事は不良と認める產院の閉鎖を命じることが出来るし、縣の衛生監督官及び警官は隨時之を臨検、調査し、公務の執行を妨害する者は六日以上

六月以下の懲役及び五百法以上三千法以下の罰金に處せられる。

(八) 母子寮

斯く産院の取締りが嚴重なのに反して、母子寮(Maison maternelle)は總てが簡便で、極めて利用し易くなつて居る。

知事は縣會の意見に従つて公法人である母子寮を指定、開設する。若し、縣内にさうした公法人が無いときは、他縣又は私設のものと契約してもよいことになつて居る。

母子寮には妊娠七箇月以上の者及び乳兒のある母親は市町村長の證明されば何時でも入れるし、又妊娠者が貧しい時は七箇月に達しない者でも緊急證明書に因つて收容される。

此處に勤務する職員は總て、業務上の祕密を守る義務があるので、どんな事情にある母親も安心して入れるわけである。

(九) 幼児死亡減少策 (Lutte contre la mortalité infantile)

縣は特殊施設を設けたり、公共衛生施設や救濟施設を圖つて幼児の死亡を防止しなければならない。若し、縣が此の義務を怠つて対策を講じない時は總理大臣の命令を以て對策機關を設けることになつて居る。

II、兒童保護

子供に關する保護對策としては、養子縁組制度の改正と私生子の後見策とを取上げて居る。

(1) 養子縁組 (Adoption)

養子縁組は其れが養子たるべき子供に取つて利益であり、且養子すべき正當な理由のあるとき有限つて許される。

養子縁組をする者は四十歳以上にして、養子よりも十五歳以上の年長者

でなければならない。但し、配偶者の子供を養子にするときは年齢の差は十歳で宜しい。

養子縁組には國籍は關係がなく、外國人を養子とすることも出来るし、反對に外國人の養子となることも出来る。

配偶者ある者が養子縁組をするときは其の同意を得なければならぬ。但し、配偶者が意志表示を爲し得ないか又は別居して居るときは其の必要はない。

養子が未成年者の場合には、其の兩親の同意を要する。兩親の一方が死亡した時は一方だけの同意でよく、父母が別居、離婚等の場合には別居、離婚の訴訟に勝訴し且子供を養育して居る親の同意を得ればよることになつて居る。

兩親の一方が同意しなくては、養子縁組證書(acte d'adoption)は常に傳達し、傳達後三箇月経ても異議の申立のなきとき、初めて裁判所は認可を與へることが出来る。若し、此の猶豫期間中に異議を申立てたときは、裁判所は認可する前に其の意向、理由を聽取しなければならない。

未成年の孤児を養子とする場合には、親族會が兩親に代つて同意を與へる。父母がないか又は父母が意志表示をすることの出来ない、未成年の未認知私生子の場合も、親族會が同意を與へる。又、孤兒院や或る特定の人間に引取られて居る子供の場合には、親權が失はれて居るので、裁判所は其等養育に當るものゝ意見を徵することになつて居る。

養子縁組の同意書は養子の兩親の居住地の治安判事又は公證入の許に於て作成し、外國人の場合に在つては、佛蘭西外交官の手許に於て之を作製する。

同一人を幾人かの人が養子にすることは許されない。但し、夫婦は一人

とそれを看做するやもる。

十六歳未満で養子となつた時は單に養親の名だけを名告ればよいが、さうでない場合には自分の名を養親の名の後に附加する、但し、養親と養子名が同一のときは養子の名は元の儀でよい。

養子は生家に留り、且つ自己の権利は總て之を保有する。養子に對して親權を行使し得るのは養親だけであるが、養親が養子の父又是母の配偶者となるときは双方の親が親權を有するのである。併し、後者の場合には實父母が其の行使權を保持する。

養子の結婚には養親の同意を要し、養親之に反対する時は親族會の決定に依るのである。

配偶者ある者で養子をするときは、養子の財産は嫡出子に對すると同様、養父で之を管理する。

養親の一方が死亡した時は、生残つた方が嫡出子に對すると同じく後見人となる。而して、此の場合には民法第四百九條の定める所に依り親族會を組織する。

未成年の養子が二十一歳に達した時は、養親の申請に依り、裁判所は養子が最早生家の者たらざることを判決することが出来る。

養子縁組に依り養子の嫡出子も亦、血族と看做される。

養親は必要あるときは養子を扶養し、又、養子は養親を扶養する。又、

養子と實父母との間には相互扶養の義務がある。但し、實父母が養子を扶養するのは、養親が之を扶養し得ぬとき有限である。

民法第三百五十四條は左に該當する者の婚姻を禁止して居るが、特別の事由あるときは第三號及第四號の規定は命令を以て之を撤回することが出来る。

1 養親と養子又は其の直系卑屬との婚姻

2 養子と養親の配偶者との婚姻又は養親と養子の配偶者との婚姻

3 同一養親の養子間の婚姻

4 養子と養子縁組後に生れた養親の子との婚姻

養子が死亡したとき其の直系卑屬がない場合は、養親の與へた財産又は養子の相續した財産は養親又は其の卑族（養子をも含む）に返還され、殘餘の財産は養子の親族のものとなる。此の親族中には、養親の相續人及び其の子は含まれない。養子に借財のあつたときは、第三者に損害をかけないやう、遺産中から之を支拂はなければならない。

養子の死後、其の子又は卑屬が矢張り子供が無くて死亡したときは、其の遺産は養親が相續する。但し、之は養親のみに屬する権利で、養親の相続人では假令直系卑屬の場合でも駄目である。

養子縁組の認可は養親の居住地の裁判所がすることになつて居る。養子縁組の取消は養親又は養子の提出する訴訟に依つて爲されるが、裁判所は重大なる理由ありと認めないとときは之を許可しない。但し、養子が十三歳未満のときは、如何なる場合でも許可されない。

(四) 嫡出子化 (Legitimation adoptive)

嫡出子化は兩親の知れない五歳以下の子供に限つて許され、一旦嫡出子化された養子は嫡出子と全然同一の権利を保有する。

遺棄された子供や孤兒院等に收容された子供も亦、兩親のない子供と看做される。

嫡出子化の申請を爲し得るのは、四十歳以上の同居して居る夫婦で、而も嫡出子も、直系卑屬も有しない者に限り、申請は夫婦連帶で爲すことになつて居る。

嫡出子化は正當な理由があり、且子供の爲め有利と認められるときに限つて許可され、從つて、許可前に實際子供を養育して居る施設又は人を召喚して其の意見を聽取する。

嫡出子化を許可された時は、子供の出産證書の欄外に其の旨を記入し、其の子は嫡出子と同一の権利を保有するに至る。

戸籍係は子供の出生證書や其の欄外の記入事項に基き、單に其の子の姓名、年齢、性別出産の日時、場所のみを記入した戸籍抄本を發行し、其の他の事項を記入してはならない。其の子の父母の姓名、職業、住所等を詳細に記入した戸籍謄本を發行する場合にも、官公署又は其の相続人の請求するときを除き、以前の身分を記することは出來ない。

斯うすることに依り、養子が捨子であつたとか、私生子であるとかいふやうなことは一般の人には分らなくなり、大に救はれるわけである。
又、養子及び其の直系卑屬は、養親の兩親の遺産を相続する権利はないが、養親の相續財産に對しては嫡出子又は直系卑屬と同一の権利を有して居る。

(X) 私生子の後見 (Tutelle des enfants naturels)

私生子の後見は居住地の治安判事を委員長とする私生子後見委員會が行ふことになった。此の委員會は委員長の外に裁判所の選任した兒童保護事業に經驗と熱意とを持つて居る六人の委員(男女何れでもよろしき)と六人の補缺から成つており、毎年改選される。

私生子後見委員會は委員又は委員でない適任者一名を選んで、未成年の認知されない子とか兩親の一方だけが認めた子とか又は孤児の保護監督に當らせる。保護監督を委任された者は其の私生子の許へ行つて、實際の生活狀況を知り、必要のあるときは精神的物質的に適當な手段を講じてやると共に、養育者を援助、指導して、相共に私生子の幸福を圖るに努めるのである。

第三 民族衛生(Protection de la race)

次は民族保護の對策で、其の第一は風俗を害する行爲の取締りである。

I. 風俗を害する行爲

(Outrage aux bonnes moeurs)

販賣、分配、貼付、陳列、貸與、授與等の目的で、猥褻な印刷物、寫眞、繪畫、彫刻、圖案、ファイル、乾板、象徵、其の他風俗を害する處れのあら一切の物を製造、輸出入、所持することを禁じ、又、風俗に害のある放歌、叫聲、談話等を禁じて、之を取締るため現行法よりも刑罰を重くし、一箇月以上二年以下の懲役及び百法以上五千法以下の罰金に處すことになた、斯かる行爲が未成年者に對して爲された場合は刑罰は二倍となる。又、再犯の場合には懲役は二倍となり、罰金も五萬法以下となつて居る。

印刷物中には挿畫の無いものも含まれ、之に對する處罰は文學方面的代表者をも加へた特別委員會に圖つた上で決定する。

II. 麻醉藥の販賣

(Traffic des substances vénéneuses)

麻醉藥の販賣は堅く之を禁止し、之に違反する時は二月以上五年以下の懲役及び千法以上一萬法以下の罰金か又は其の孰れか一方を以て處斷される。

會員組織に依る麻醉藥の使用、販賣も亦同罪である。

III. アルコール中毒の防止

(Lutte contre l'alcoolisme)

アルコール中毒の防止策としては次の二つが取上げられてゐる。

第一はアルコール飲料販賣店の新設制限で、人口の稠密な所では人口三百人に付き一箇所、稠密でない所では人口五百人に付き一箇所とカフニ、キヤバレ 其の他其の場でアルコール飲料を飲ませる販賣店の數を制限する。従つて、既設のものが一箇所ある所では新設は許されないのである。

然し、旅館、料理屋等は除外される。それところのは、此等のものは食事の時以外はアルコール飲料を販賣しないからである。

アルコール飲料販賣店を開く場合は、十五日前に市町村長(区)里では警視廳宛規定の様式に依る届出をしなければならず、之に違反する者に對しては閉店を命じると共に、一百法以上三千法以下の罰金を科す。再犯の場合は、二倍の罰金を科した上に六日以上一月以下の體刑をも科すことが出来る。

次はアルコール飲料の製造、販賣に關することで、アブサン及び之に類似した酒類の製造、販賣(卸小賣の兩方を含む)規定に違反するときは、製造者及び卸商人に對しては一千法以上二萬法以下の罰金、又、小賣商人に對しては二百法以上二千法以下の罰金を科す。

外國人のアルコール飲料販賣は之を禁止し、又、自家用アルコール飲料の醸造も嚴重に之を取締る。アルコール分が三十度以上の飲料に關する販賣規定は保健、大藏兩大臣の命令を以て是を定める。

第四 家族と教育(Famille et enseignement)

(n^o)

一、人口問題に關する教育(Enseignement des problèmes démographiques)

程度の如何を問はず、公私立學校は孰れも統計的に、將又、道德問題、家庭問題との關係上から、尠くとも一年に六時間は人口問題に就て教育しなければならない。教授要綱は高等教育會議、高等人口委員會、高等技術教育會議の意見を基として文部大臣の發する命令中に示すことになつて居る。

III、學校に於ける醫療監督(Surveillance médicale dans établissements d'enseignement)

文部大臣は、生徒の體位向上、衛生知識の涵養を圖る爲め、官公立の中學校、女學校に醫療監督部を設けることが出來、市町村も亦許可を得た上で専門學校、中等學校、高等小學校、實修學校に之を設けねことが出來る。小學校に就ては、地方團體に獎めて醫療監督を實施、完成させ、其の監督には文部、保健兩省が當るのである。醫療監督部設置に要する經費は父兄の負擔とし、負擔金の最高額は近く文部省令を以て定めることになつてゐる。

第五 稅 制(Dispositions fiscales)

I、總 説

以上述べた所の諸對策を實施する爲めには莫大の經費が必要である。佛蘭西政府は其の總額がどの位に上るかは明かにしてゐないが、新經費は十四億五千萬法の巨額に達するものと見てゐる(雇主及個人の負擔はこの外にあること勿論)。其の財源は増稅に求めるこゝとして居るが、課稅に當つても子供のある家庭の優遇を主眼とするこゝを據れて居なる。

以下其の内容を略述することにしよう。

二、相 繼 稅

先づ、第一が登録税である。被相続人に三人以上の子供があると、共同相続人の相続分の何割かに對しては遺産相続税を免除する。即ち、被相続人に三人の子供がある場合には共同相続人の各相続分の二割に對しては相続税を免除するし、又、四人の子供がある場合には五割に對して之を免除する。そして、子供が五人あれば相続税は全く納めなくても良いことになつてゐる。

併し、相続分の多い者も少い者も同様に扱ふことは當を得たことではないから、控除される額には自ら制限があり、第二子以下に對しては控除額は三萬法以下となつて居る。

戦争中又は休戦後一年以内に父母が敵の手にかゝつて死ぬか又は戦務で死んだ爲めに、祖父から孫に直接、遺産が移る場合には一親等の直系卑屬に對すると同一の遺産相続税を課すことになつて居るが、然し左に該當する場合は被相続人に三人以上の子供がある時と同一の控除を受ける。

- (1) 親より先に死んだ者が軍人で、戦傷病死した事が軍當局の證明で明かなとき。

- (2) 戰傷病死した者が軍人でないときは、居住地の治安判事の證明があるとき。

又、受遺者又は受贈者に三人以上の子供がある場合には、子供の數に應じて相続税が減額される。即ち、子供が三人の場合には、二割五分、四人の場合には五割、五人の場合には七割が減額される。そして、子供が六人あると相続税は課されない。併し、減税額は次子以下に對しては一人に付き五千法を超えてはならない。

之に反して、受遺者又は受贈者が相続開始の時に既に三十歳以上になつて居ながら、未だ獨身であるか、離婚したか鎌夫寡婦であるか又は結婚はしてゐても子供のない時は相続税を一割五分増徴する。併し、相續開始の年に嫡出子が生れた時は増徴額は返還される。

三、家族賠償税(獨身税及無子税)

直接税に關しても子供のある者と無い者との社會的負擔の均衡を考慮して居る。

三十歳以上になりながら、未だ獨身であるか、離婚したか鎌夫寡婦であるか又は結婚はして居ても子供のない一般所得稅納稅義務者に對しては、從來は所得稅の増稅が課せられて居たのであるが、今度は之を廢止して其の代りに家族賠償税を課すこととした。其の稅率は次の通りである。

年收五萬法以下の者に對しては三分、五萬法以上十萬法以下の者に對しては六分、十萬法以上二十萬法以下の者に對しては九分、二十萬法以上三十萬法以下の者に對しては一割二分、三十萬法以上五十萬法以下の者に對しては一割五分、五十萬法以上八十萬法以上の者に對しては一割八分、八十萬法以上の者に對しては二割となつてゐる。

又、結婚してから一年以上経つても未だ子供のない納稅義務者に對しては、左の稅率に依る家族賠償税を課す。

年收五萬法以下の者に對しては一分、五萬法以上十萬法以下の者に對しては四分、十萬法以上二十萬法以下の者に對しては六分、二十萬法以上三十萬法以下の者に對しては八分、三十萬法以上五十萬法以下の者に對しては一割、五十萬法以上八十萬法以下の者に對しては一割二分、八十萬法以上の者に對しては二割である。

併し、之には例外規定があつて、左に該當する納稅義務者に對しては家族賠償税は之を免除する。

(1) 生れた子は皆死んだけれど、うち一人が十六歳以上まで生きて居た者。

(2) 一九一九年三月三十一日の法律（癡疾程度四十パーセント以上の者に對する年金支給に關するもの）に依る年金受給者。

(3) 一人以上の子供を引取つて育てゝゐる者。

(4) 一人の子供を養子とした者。

四、間接税(アルコール税)

間接税としては、一立に付、四百瓦以下の中分を含有するアミヤ入アルコール飲料及びアルコールを基とする一切の食欲増進用飲料には純アルコール百立に付、三百法の附加税を課して居る。

アルコール飲料の所有數量の申告を怠るか又はいゝ加減の申告をした者に對しては、規定の税を徴収する外、税額の三倍に相當する罰金を課すことになつて居る。

第六 雜則

官廳、縣、市町村、公法人又は認可施設が職員を採用する場合には、就職希望者が扶養すべき家族のある戸主たる既婚者又は獨夫であるときは、規定、定款上の支障が無い限り、採用年齢の制限を緩和する。即ち、扶養すべき子供一人に付、一年づゝ制限年齢を繰下げるのである。

婚姻表について

以上で家族法典の概略の紹介は終了した。

尙ほ本法には未だ規定されるに至つて居ないが、現在考慮中の對策には住宅問題及び都市に於ける中産階級を保護する爲の外國人規定等である。就中、住宅問題は家庭生活上重大な問題である。國民の精神及び肉體の健康上からも、又經濟生活上からも深く考慮すべき問題で、一日も早く解決しなければならない。幸ひ、最近國立經濟委員會は本問題に關し或る結論に到達したので、之が立法化は餘り遠い將來ではあるまじと思ふ。

婚姻表について

岡崎文規

婚姻の頻繁度は、普通、ある年度の人口とその年度内に生起せる婚姻件數或は婚姻人員數との比によつて示され、これを普通婚姻率と稱してゐる。この普通婚姻率は、比率算定の基礎としての人口中に、事實上に於ても亦法律上に於ても婚姻能力なき幼少年者及び既婚者も混入してゐるから、理論上決して完全なものではない(註一)。それにも拘らずこの普通婚姻率が一般に廣く使用されてゐるのは、人口の年齢構成及び身分構成は短期間内では急激に變化するものでないと假定に基いてゐると同時に、又婚姻頻繁度を最も簡約に總括的表示し得るからである。

註(1) Mayr G., Statistik und Gesellschaftslehre. Bd. II. 4. Aufl. S. 668 Mayo-Smith, R., Statistics and Sociology. P. 191

然しより精確なる婚姻率を算定せんとする要求に基いて、先づ第一に特殊婚姻率が問題として取り上げられた。この特殊婚姻率に於ては、比率算定の基礎としての人口を婚姻可能人口のみに局限するのである、この場合、婚姻可能人口の範囲を決定するに當つて、身分上の限界としては、既婚者を除き、無配偶者のみを探ればよいから、之は容易に決定し得られる。

しかし無配偶者は凡て婚姻能力を有つてゐる譯ではないから、事實上及び法律上から見て、無配偶者に於ける年齢の限界が問題となる。その下位限界は、大體に於て、法律上の婚姻可能年齢に據ることとして大した支障を生じないであらうが、上位限界の決定は相當に困難である。現存の無配偶者の最高年齢をその限界とするならば、問題は簡単であるが、高齢の無配偶者は、多くの場合、婚姻志望を放棄してゐるであらうから、上位限界を六十歳とすべきか或は七十歳とすべきかが問題となる。之を一般的に決定することは困難であつて、實際問題としては、年齢別婚姻統計によつて、相當の婚姻數を示してゐる最高年齢をもつてその上位限界とするより他はないからう。婚姻可能年齢の下位限界は、法律上、男女によつて差異があり、またその上位限界も、事實上、男女によつて差異があらうから、婚姻可能年齢の間隔は男女によつて自ら大小がなければならない。従つて特殊婚姻率は、多くの場合、かかる婚姻可能年齢にある男女人口の總數を基礎としないで、寧ろ男女別に、また毎歳別に、婚姻可能人口と婚姻數との比によつて示されてゐるのである。かかる方法によつて特殊婚姻率を算定するならば、婚姻可能年齢の限界決定に關する問題は解消する許りではなく、婚姻頻繁度をより精確に、またより分析的に表示することが出来る(註1)。

しかしこの特殊婚姻率では、普通婚姻率の如く、婚姻頻繁度を總括的に且つ簡約に要覽し得ないのである。

(註1) Mayr,G., aa.o., 3, 713.

特殊婚姻率は、その算定方法から見て、普通婚姻率よりも遙かに精確であるに違ひないが、しかしこれとても理論上の缺陷が完全に除去され得るものとは言ひ難い。蓋し一層精密なる計算方法による場合には、一定年次に婚姻可能期に入れる者の總員を基礎として、その總員中より逐年死亡し行く割合を問ふと共に、婚姻する者の割合を研める必要があるに拘らず、特殊婚姻率では、この點に何等の考慮をも拂はないで、男女別並に毎歳別に於ける婚姻可能人口と婚姻數との比を求めてゐるに過ぎないのである。従つて特殊婚姻率は、その算定の方法に於て、理論上の缺陷があると同時に、毎歳別の特殊婚姻率を算定しても、それは年齢を異にする孤立的な人口集團に於ける個々の婚姻頻繁度を示してゐるに止まり、同一人口集團中の婚姻頻繁度が年の経過に伴れて推移し行く状況を示すものとはその本質を全く異にしてゐる點を注意して置かなければならぬ。

死亡表では、同時に出生せる一人口集團について、年の経過に従ひ次第に死亡し行く所の死亡序列を算定するのであるが、特殊婚姻率の算定には既述の如き理論上の缺陷があるので、死亡表の算定方法を援用して、一定年次に婚姻可能期に入れる一人口集團につき、謂ゆる婚姻序列を算定する研究が企てられるに至つたのである。普通、この婚姻率を婚姻表と呼んでゐる。そしてこの婚姻表の研究に最初に著手したのは Poeschl であると記はれてゐる(註2)。

(註1) Zizek,F., Grundriss der Statistik, 2. Aufl. s. 249.

死亡表の算定に比較すれば、婚姻表の算定には幾多の障害がある。先づ

第一に同時に出生せる一人口集團に在つては、その構成員は年の経過に從つて次第に死亡し、最後には一人の生存者もなくなるが、一定年次に婚姻可能期に入れる一人口集團に於ては、年の経過に従つて次第に婚姻が行はれるにしても、凡ての者が必ず婚姻し盡すとは限らないであらう。第二に死亡は人生に於て只だ一回経験し得るに過ぎないが、婚姻は往々にして

二回以上経験する人がある。しかも婚姻總數に對する再婚數は相當に大なる割合を占めてゐる。即ち昭和十三年に於ける婚姻總數五三八、八三一に對し再婚數は六九、九六四であつて、一割三分強に達してゐるのである。

そして初婚と再婚とは、社會學的觀點から言つても、また人口學的觀點から言つても、異なる意義を有つてゐると信ぜられるから、死亡表は男女別にそれべく一個を作製すれば足りるに反して、婚姻表に於ては、男女別の他に初婚者と再婚者とに分ちて之を作製する必要があるであらう。第三に婚姻可能期に入れる未婚者の一集團につき、その経過に従つて、毎年、その婚姻蓋然率を算定することは容易に實行し難いのであつて、普通、婚姻表の算定て於て行はれてゐる如く、ある年度に於ける毎歳別婚姻蓋然率をもつて之に代用することとすれば、婚姻表の價値は特殊婚姻率の修正程度のものとなると同時に、婚姻可能年齢の限界殊にその上位限界の決定について困難なる問題が生ずるであらう。

それは兎も角として、婚姻表を作製するには、ある年度の初めに同一年齡に在る未婚者の一集團中から、次年度の初めまでにどれだけの者が未婚者として残存するかを算定し、これに基いて未婚殘存率を求めるのである。そして一から未婚殘存率を差引けば、これが即ち求むる所の婚姻蓋然率である。

ある年度の初めに於ける a 歳の未婚者數を N_a とすれば、次年度の初めに

於ける未婚殘存數即ち $N_a + 1 - S$ とすれば、次の式によつて計算せらる(註四)。
(註四) Scheinmann, M., Neuere Erhebungen auf dem Gebiete der Ehestatistik. Jahrb.f. Nat. u. Stat. 3. Folge. 2. Bd. 1891. S. 581.

$$N_a + 1 = N_a(1 - E - S + \frac{E \cdot S}{2})$$

E は婚姻率、 S は死亡率を示すものとする。そしてこの婚姻率はある年度の初めに於ける a 歳の未婚者數とその年度内に生起せる a 歳の婚姻數との比であり、また死亡率は死亡表に於ける a 歳の死亡率である。するとその一年間に於ける婚姻者數は $N_a \cdot E$ であり、またその一年間に於ける死亡者數は $N_a \cdot S$ である。そしてこの婚姻者數の中からその一年間に若干の死亡者が出るものと考へなければならぬ。婚姻者は、平均的に見て、その年の中央に於て婚姻するものと假定すれば、その一年間に婚姻して、そして死亡する者の蓋然數は $\frac{N_a \cdot E \cdot S}{2}$ と推定することが出来るであらう。従つて婚姻者にしてその年の終りまで生存してゐる者の數は $N_a \cdot E(1 - \frac{S}{2})$ と推定することが出来るであらう。故にその年度の初めに於ける a 歳の未婚者數から、その年度中に生起せる婚姻生存者數と死亡者數とを差引けば、その年度の終り即ち次年度の初めに於ける未婚殘存者數が出来る筈であるから、右に示した公式が一般に用ひられてゐるのである。

右の公式では、ある年度に於ける a 歳の婚姻者數はその年度の初めに於ける a 歳の未婚者數の中から生起することになつてゐるが、この場合には、凡ての未婚者が全く同一の生年月日の者であり、しかもある年度の初めに丁度 a 歳に達した者であることを前提としなければならない。しかしながら統計は容易に手に入らないのであつて、普通、ある年度の初めに a 歳として示されてゐる未婚者の一集團中には生年月日が一月一日より十二月三十一日に至る各種の者が包含されてゐるであらう。従つてある年度の初め

に a 歳の未婚者中、十一月三十一日生れの者は、その年度中、常に a 歳であるが、一月三十一日生れの者は、その年度の一ヶ月だけ a 歳であつて、一ヶ月を経過すれば $a+1$ 歳に達するのである。平均的に見て、ある年度の初めに於ける a 歳の未婚者の半數が、その年度中、 a 歳として残ることとなる。同一の理由によつて、その年度の初めに $a+1$ 歳の未婚者中から、その年度内に a 歳に達する者の割合も五〇%である。故に普通の年齢別未婚者統計を使用する限りに於ては、ある年度に於ける a 歳の婚姻者數は、その年度の初めに於ける a 歳及び $a+1$ 歳の未婚者數を合計したもの、半數中から生起するものであると言はなければならぬ。

試みに昭和十年の國勢調査の結果に基き、 a 歳の女子未婚者數と $a+1$ 歳及び $a+2$ 歳の女子未婚者數の合計の二分の一とを、毎歳別に示せば次の如くである。

$\frac{a+(a-1)}{2}$ 歳の未婚者數	$\frac{a+2}{2}$ 歳の未婚者數	婚者數に對する a 歲の未婚者數の比率
七二三・四八四	七三八・二八八	一〇一・〇〇五
七五三・〇九一	六八〇・三四九	八九・三〇七
六〇七・六〇五	六〇三・六五七	九九・三四六
五九九・七〇八	五八三・二六一	九七・一八〇
五六六・八一四	五四一・一一四	九五・二七一
五一五・六三四	四七二・三五七	九〇・八三八
四一九・〇八〇	三五二・七〇六	九〇・二三一
三九〇・八九三	三〇六・八五八	八五・〇五八
二六一・〇〇九	二二四・八八五	八三・九三七
一八八・七六一	一五九・三八六	八一・五六九
一三〇・〇一〇	一一〇・八一六	八二・六九〇
九一・六四二		

右の表について見れば、十五歳及び三十七歳を除けば、いづれの年齢に於ても、 a 歳の未婚者數よりも $\frac{a+(a-1)}{2}$ 歳の未婚者數の方が多いのである。そして $\frac{a+(a-1)}{2}$ 歳の未婚者數に對する a 歳の未婚者數の割合は年齢によって相當の開きがある。即ち十六歳を除けば、十九歳迄の若き年齢級に於ては、前者に對する後者の割合は九五%以上である。しかしこれより年齢が高くなるに伴れて、その割合が次第に減少し、二十四歳では八一・五七%である。そして更に年齢が高くなるに伴れて、その割合は再び増加の傾向を示してゐるのである。之によつて見れば、若き年齢級及び高き年齢級に於ては、 $\frac{a+(a-1)}{2}$ 歳の未婚者數の代りに a 歳の未婚者數を、計算の基準として使用しても、計算上の誤差は比較的に小さいものであらう。然るに女子婚姻率の最も高き二十一歳乃至二十五歳に於ては、計算の基準とし

て a 歳の未婚者数を取るか $\frac{B + (a - 1)}{2}$ 歳の未婚者数を取るかによつて、計算の結果は相當に大なる差異を示すであら。

次に死亡率の問題であるが、死亡率は、男女別並に年齢別と共に、配偶關係別によつても差等ありと考へられるのである。Mayo-Smith は「配偶の有無と死亡率との關係を論じ」、男子に在つては各年齢級を通じて有配偶者の死亡率は未婚者及び死離別者の死亡率よりも低く、女子に在つては、妊娠期に在る有配偶者の死亡率は未婚者の死亡率よりも高くなつてゐるが、その他の年齢級に於ては、有配偶者の死亡率は未婚者及び死離別者の死亡率よりも低くと言つてゐる。(註五) 私が曾つて調査した結果について見るも、未婚者又は死離別者の死亡率は、男女の別なく、また年齢の別なく、常に有配偶者の死亡率よりも高い。妊娠能力の最も高き年齢階級にある女子に有配偶者の死亡率よりも低いことになつてゐる(註六)。要するに死亡率は配偶關係によつて差等あることは明らかであるから、未婚者と有配偶者とではそれべく異なる死亡率を使用する必要があると考へられる。従つて右の公式に於けるが如く、一般死亡率を使用するには理論上正當でなかひう。

(註五) Mayo-Smith, R., Statistics and Sociology, P.146
 (註六) 抽稿「配偶關係と死亡率」(人口統計に於ける諸問題) 一一一頁以下
 しかし翻つて考へて見ると、配偶關係別死亡率は靜態的な配偶關係別一般については大いに問題となるであらうが、未婚者が婚姻すれば、その瞬間から死亡率が直ちに變化するものとは信ぜられなう。そしてこの公式で問題となつてゐる婚姻者は、平均的に見て、六ヶ月間を有配偶者として経過してゐるものであるから、かかる有配偶者中より生起すべき死亡者数を算定するのに、特に有配偶者の死亡率を適用するほどのんぢや無からうと考

へられるのである。尤も一般死亡率は、配偶關係について何等の考慮も加へないで、人口一般について計算されたものであるから、かゝる一般死亡率を、この公式に使用することにして疑義の生じ得る餘地は十分にあらうと信ぜられる。

婚姻表を實際に計算する場合には、使用し得る既存の統計資料によつて、方法論が要求する通りに行かない場合も少くないが、右に述べた諸點を考慮して、一般に用ひられてゐる婚姻表算定の公式を修正すれば次の如くになるであらう。S は未婚者の死亡率、S' は有配偶者特に婚姻持続期間一年未満の有配偶者の死亡率である。

$$Ns + 1 = \frac{Ns + N(a - 1)}{2} (1 - ES - + \frac{S' E}{2})$$

III

次に我が國の既存の統計資料に基いて、婚姻表を算定して見ようと思ふ。

婚姻表の計算に於て先づ第一に必要な統計資料は年齢別未婚者に關する統計資料である。我が國に於ては、國勢調査の結果に基いて年齢別未婚者統計が發表せられてゐる。そして最近のものとして昭和十年十月現在の未婚者統計がある。しかし國勢調査では、法律上認められた夫婦でなくとも、實際に夫婦生活をなしてゐる者は有配偶者として取扱つて居るから、未婚者數に對比される婚姻者數が法律上認められたもののみに限られてゐる場合、國勢調査に於ける未婚者數では不適當である。勿論、國勢調査に於ける有配偶者數中に含まれてゐる事實上の有配偶者即ち内縁關係者數を推計することは可能である。即ち大正七年末調査の人口靜態統計に於ける有配偶者

偶者數の中には事實上の有配偶者數は含まれてゐないから、この統計資料に基いて、年齢別全人口に對する有配偶者の割合を算出することが出来る。昭和十年の年齢別全人口にこの比率を乗ずるならば、これによつて事實上有配偶者數を含まざる有配偶者數が推計され、昭和十年の年齢別有配偶者數からこの推計有配偶者數を差引くことによつて、未婚者數中に加へらるべき事實上の有配偶者數（法律上未婚者と看做されるもの）が推計され得るであらう。

しかし大正七年と昭和十年との間には相當に長き時間的間隔があつて、配偶關係の構成狀況は必ずしも同一であるとは言ひ難いであらう。従つて大正七年の人口靜態統計に基いて算出せる有配偶率を、昭和十年の人口靜態統計に適用することは危險であると言はなければならない。この有配偶率を適用して比較的に安全なのは、大正七年に最も接近してゐる年次に於ける國勢調査の結果である。そして大正七年に最も接近してゐる國勢調査は、言ふ迄もなく、大正九年に實施せられてゐる。

最近に於ける國勢調査の結果を使用することが出来ないならば、大正九年の國勢調査の結果を加工するよりは寧ろ大正七年末の人口靜態統計を使用する方がよくなきかと考へられるのである。何故かならば大正七年の有配偶率を適用して、大正九年に於ける有配偶者數及び未婚者數を推計しても、得たる結果は十月現在（國勢調査は周知の如く十月一日に實査される）に於ける事實を示してゐるに反して、婚姻表の算定上、之と對比される婚姻統計は一年間に生起せる婚姻數を示してゐるために、この未婚者數について、更に年末の未婚者數を推計しなければならないのである。そしてこの推計は相當に面倒である。故に私は大正九年の國勢調査の結果を捨て、大正七年末の人口靜態統計を使用することとした。

しかしこゝにも亦一つの問題がある。それは大正七年の人口靜態統計に於ては、未婚者と死離別者とを分離しないで、「未婚及寡婦」として一括して表章してゐることである、婚姻表に於て、初婚者と再婚者とを別々に取扱ふ場合には、未婚者數と鰥寡數とを分離する必要がある。大正九年の國勢調査の結果表には死離別者數を分離して表章してゐるから、全人口に対する死離別率を算定し、これによつて大正七年の「未婚及鰥寡」數より、鰥寡數を推計して、未婚者數を算出することにした。

次に内閣統計局の「人口動態統計」には、昭和十二年以來、夫については六十九歳まで、また妻については三十四歳まで、毎歳別初婚者數が表章されてゐるが、それより以前の婚姻統計では、初婚者と再婚者とを分離したものについては、毎歳別のものではなく、五歳階級別になつてゐる。従つて大正八年の婚姻統計を使用する限りに於ては、毎歳別の婚姻表を作製することは斷念しなければならないのである。

初婚者統計の年齢階級が斯くの如く五歳階級別になつてゐる關係上、未婚者統計も亦五歳階級別にする必要がある。こゝに於て、既に述べた如く、婚姻表の計算では、 a 歳の未婚者數よりも、 $\frac{a+(a-1)}{2}$ 歳の未婚者數を採用する方が、理論上、正しいのであるが、かかる計算をなすことも困難となり、 a 歳の未婚者數を使用する他ないのである。

そして大正九年に於ける國勢調査の結果に基いて、女子の年齢階級別死離別率を示せば左表の如くである。

年齢階級	人 口 總 數	死 離 別 數	死離別率（人口 總數に對する死 離別數の割合）
一五歳——一九歳	二,六七〇,〇五五	三〇,六四七	〇・〇一四八
二〇歳——二十四歳	二,二九二,八三一	八五,四二九	〇・〇三七五
二十五歳——二九歳	一,九一五,九四四	九七,九八七	〇・〇五一一四

三〇歳—三四歳	一、一四、七九〇	〇、〇六四九八					
三五歳—三九歳	一、七〇、九六七	一、五六、六九七					
四〇歳—四四歳	一、六〇、五一〇	一、一五、四〇一					
四五歳—四九歳	一、三一、一六三	〇、一九〇一					
五〇歳—五四歳	一、一三、五三一	〇、一七九〇					
五五歳—五九歳	九三、八〇八	〇、三七三九九					
六〇歳—六四歳	八五、二七二	〇、五〇〇九九					
六五歳—六九歳	六九、八〇五八	〇、六二六九九					
右の表に示された年齢階級別死離別率を、大正七年末に於ける年齢階級別女子人口に乗ずると、死離別數を推計することが出来る。そして年齢階級別未婚及縚寡數よりこの死離別推計數を差引けば、未婚者推計數が得られる。この結果は次の表の如くである。	年齢階級	人口總數	死離別率	推 死 離 別 率	死 離 別 數	未婚及縚寡	未婚推計數
一五歳—一九歳	二六六、四三一	0.01158	0.01158	二六六、四三一	二六六、四三一	一一〇、三九二	〇、一七九〇〇
二〇歳—二四歳	二三三、八五〇	0.01495	0.01495	二三三、八五〇	二三三、八五〇	一〇一、五九一	〇、一七九〇一
二五歳—二九歳	二一〇、七五〇	0.01745	0.01745	二一〇、七五〇	二一〇、七五〇	九〇、四九二	〇、一七九〇二
三〇歳—三四歳	一八四、〇一〇	0.02094	0.02094	一八四、〇一〇	一八四、〇一〇	七九、二九一	〇、一七九〇一
三五歳—三九歳	一六一、〇六一	0.02443	0.02443	一六一、〇六一	一六一、〇六一	六八、九九一	〇、一七九〇一
四五歳—四九歳	一三八、一六三	0.02792	0.02792	一三八、一六三	一三八、一六三	五七、七九一	〇、一七九〇一
五〇歳—五四歳	一一五、五三一	0.03141	0.03141	一一五、五三一	一一五、五三一	四六、四九一	〇、一七九〇一
五五歳—五九歳	九三、八〇八	0.03489	0.03489	九三、八〇八	九三、八〇八	三五、七〇一	〇、一七九〇一
六〇歳—六四歳	八五、二七二	0.03838	0.03838	八五、二七二	八五、二七二	二四、四九一	〇、一七九〇一
六五歳—六九歳	六九、八〇五八	0.04186	0.04186	六九、八〇五八	六九、八〇五八	一三、七九一	〇、一七九〇一

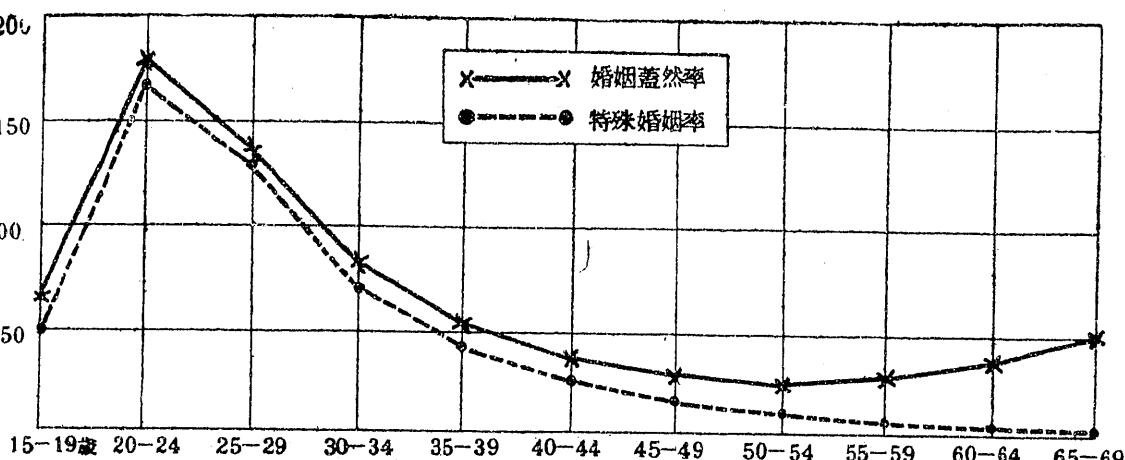
右の表に示された年齢階級別死離別率を、大正七年末に於ける年齢階級別女子人口に乗ずると、死離別數を推計することが出来る。そして年齢階級別未婚及鰥寡數よりこの死離別推計數を差引けば、未婚者推計數が得られる。この結果は次の表の如くである。

死亡率は第四回生命表によつて算定した。生命表には有配偶者と未婚者とを區別してゐないから、この死亡率は一般死亡率である。また婚姻率は年齢階級別による未婚推計數と初婚者數との比である。故にこの公式によつて、先づ第一に大正八年末に於ける年齢階級別未婚殘存數を算定することが出来る。大正七年未に於ける年齢階級別未婚推計數に對する大正八年末の年齢階級別未婚殘存數の比が年齢階級別未婚殘存率である。そしてこの未婚殘存率を一より差引いたものが年齢階級別婚姻蓋然率であつて、これが求める所の婚姻表である。

これを表に示せば次の如くである。

かい、婚姻頻繁度を示すものとして、謂ゆる特殊婚姻率に比較してより精確なものであると言ひ得るであらう。

最後に、年齢階級別による婚姻表の婚姻蓋然率と特殊婚姻率とを比較しようと思ふのであるが、之を圖表で示す方が明瞭であると信ずるので、上にその圖表を掲げた。



右の圖表について見るに、婚姻蓋然率は、づれの年齢階級に於ても、特殊婚姻率よりも高くなつてゐる。そして十五歳乃至十九歳の年齢階級より五十歳乃至五十四歳の年齢階級に至る迄の間は、婚姻蓋然率と特殊婚姻率とは略ぼ平行關係を保ちながら變動してゐる。即ち兩者共に二十歳乃至二十一歳の年齢階級を頂點として、略ぼ同一の曲線を描きつゝ、年齢階級の高くなるに伴れて、次第に低下の傾向を示してゐる。然るに特殊婚姻率は五十歳乃至五十四歳以上

の高くなるに伴れて次第に低下してゐるに反して、婚姻蓋然率に在つては、五十歳乃至五十四歳以上の年齢階級に於ては、年齢階級の高くなるに伴れて次第に上昇してゐるのである。こゝに計算の結果を一々掲げなほが、大正八年の男子及び別の年次の男女について、婚姻蓋然率と特殊婚姻率とを計算して見ても、この場合と全く同一の傾向を看取することが出来るのである。Zahn が獨逸の統計資料に基いて計算してゐる婚姻表では、婚姻年齢の上位限界を四十五歳にしてゐるから(註七)、之を比較の用に供することができないが、更に高き年齢級について婚姻蓋然率を計算すれば、私の計算の結果と同一の傾向を示すのではなからうかと考へてゐる。少くともこの傾向は大正八年に於ける女子婚姻蓋然率に現れた偶然的事實に過ぎないことは言ひ得なほであらう。かかる高き年齢階級に於ては、未婚者數に対する婚姻者數の割合が次第に増加するものとは考へられない。従つてこの原因は死亡率の増大に求めなければならない。即ちかかる高き年齢階級に於ては、年齢階級の高くなるに伴れて、未婚者數中より失はれる死亡者數が著しく増大するため、未婚殘存率が高くなり、その結果、婚姻數の割合が減少するに拘らず、婚姻蓋然率は却つて上昇の傾向を示すものと考へられる。

(註七) Zahn, Heiratsstatistik, Handw., d, Staatswiss., 4, Aufl., Bd v S, 241

の傾向を示してゐる。然るに特
殊婚姻率は五十歳乃至五十四歳以
上の年齢階級に於ても、年齢階級

総 介

「人口と平和」

Fergus Chalmers Wright, formerly Secretary of the International Studies Conference, "Population and Peace", International Institute of Intellectual Co-operation, Paris, 1939.

本書は國際研究會議の研究の產物である。回會議の性質に就ては廣く我國に紹介されて居るから殆んど今更紹介の要あるまい。簡単に曰くば、其は國際聯盟の外郭團體たる國際智的協力協會の其の又外郭團體である。本會議は外郭團體たるが故に國際聯盟加入國に限らず、非聯盟國の參加を求めて居るが、非聯盟國中最も熱心に參加して居るのは米國で、日獨伊の參加は極めて薄い。日本に於ては昨年秋本會議に協力することを目的として國際關係研究會が設立せられた。本會議は名は會議といふが、實は一の國際的常設團體で、平素各國加盟團體と連絡をとり、隔年に歐洲各地に會合を催す。會の事務所は國際智的協力協會内にある。

本會議では一九三五年より一年間『平和的變革』の問題を研究題目として各國より資料と意見とを求め、一九三七年夏に於て會合を開いた。各國斯界の一流の名士を集め、我國よりも山田三郎氏吉阪俊藏氏が出席された（その概況に就ては人口問題資料第二十七輯に吉阪氏の講演がある）。本會

議の中心議題となつた問題は二つあつた。一は原料及市場の問題で、一は人口、移民及植民即ち廣義の人口問題であつた。本書はその後者の問題即ち人口問題と世界の平和的變革の問題に就て國際研究會議に於ける討議及之に關連して蒐集せられた資料意見を基礎として前書記長ライト氏の取り纏めたものである。本書の副題を『人口壓迫よりの救濟要求に對する國際輿論の調査』(A Survey of International Opinion on Claims for Relief from Population Pressure)といふ。本書の内容を現して居る。

所謂不滿足國、又は『持たぬ國』が現狀打破を主張し、植民地の再分配又は領土修正を要求する正面の理由は『人口過剩』Overpopulationといふ事であつた。而してこの要求は單なる口頭の要求に非して、要求が容れられなければ戰争の手段にも訴へねじふを辭しならざるものであつた。マッソリやダッペルズの書いた『膨脹が然らずんば爆發』ともいふことは獨逸及伊太利の態度を一言にして現したものであつた。併し本會議は是が平和的解決を計るべく研究討議の議題としたのであつた。併し本會議も何等世界の平和的解決に貢獻する所なく、今や洋の東西に於て干戈を交へつてゐる。然し戰争も亦合理的に現狀を打破して不滿足國に滿足を與へる如き解決を齎さず所以でなくことが略明瞭となつた。今回の東西の戰争が如何なる時期、如何なる形式、如何なる條件で終了しやうとも戰後に於て、領土、植民地と人口との問題が又國際會議の問題となるべきは私には殆んど疑のない事の様に思はれる。過去に於てこの問題が如何なる程度迄論ぜられて、何が故にその進展が停止せられたか、何處に弱點があり、難點があつたかを知つておく事は本問題に關して原告として立つべき眞命にある我國として極めて必要なる事と曰はなければならぬ。本書は細字三百二十餘頁引用文書四百二十餘題の内容のカンドンスされた本で到底簡単に紹介す

るを得ざるか故に、右に述べた如く我國の立場に於て此の問題の解決に向つて押して行くに當つて知つておくべき點を主として述べる。

曰ふ迄もなく人口過剰を理由とし現状打破を要求するのは獨、伊、日であり、更にボーランドも亦その一國に加へられて居るのであるが、ボーランドを除く外は國際聯盟を脱退した關係上本會議にもあまり積極的でない。本書の著者は英國人であり、本會議に積極的に參加するのは英、米、佛等の被告側であり、現狀維持派である。意識的か無意識的か本書は全體として不満足國の要求及その根據の弱點をつき、現狀維持國の爲に有利に結論を導いて居る様に思ふ。然しその點こそ我國にとつて最も参考となる點である。

先づ第一に本書の著者及研究會議全體は、所謂不満足國、現狀打破要望國は具體的の要求をなして居ないと云ふのである。それは國として一定の要求をなさざるのみならず、本研究會議が一九三五年に平和的現狀打破を其の後二年間の研究問題とすべき事を發表した後に於ても、所謂不満足國から具體的の要求を提出しない、唯ボーランドのみが不満足國として本會に正式提言をなして居るに留まるといふのである(一二頁及二三頁)。故にその要求はその不平不滿に依つて察するの外はない。不平あるものは要求ありとの原則に依つてその要求する所を知るの外はないと云ふ。私は茲に不満足國側の第一の不利益があると思ふ。原告の云ふべき所を被告に察して貰ふのである。缺席裁判である。原告の趣旨の充分徹底せざるは固より當然である。公式の政府の要求は固より充分の準備の後にやるに非れば却つて不仕合を來すが、非公式の國際會議に於ては我國は充分なる理論體系と實證的根據を示してその要求を主張する必要があると思ふ。

固より不満足國は植民地及領土を要求するものなることは周知の所であ

る。問題はその目的であり、理由である。本書は不満足國の領土要求は第一には移民を送るためであり、第二には製品の市場を開拓する爲であり、第三は原料を獲得する爲であるとし、そして片端から之を論駁すべく努めて居るかの如くに見へる。植民地は移民を送る點よりも、製品の市場としても、將原料の供給地としても極めて價値乏しき事を述べて居る。その例に引かれるのは戰前に於ける獨逸のアフリカに於ける植民地である。殊にその移民地としての價値の乏しきを述べて、戰前獨逸がその植民地に落着いた總人口は二萬人に足らず、[口]里に定着してゐる獨逸人の數よりも尠ない」と述べてゐる(二七四、二七五頁)。伊太利に就てもリビヤ及エチオピヤの移民の困難を詳細に述べ(二六六—二八〇頁)、日本に就いて從來の滿洲移民の失敗を詳述し、現在に就ては其計畫を紹介するに留めてゐる。

そこで植民地がそれ程無價値なものならば何故に英佛は之を固執するのかと云ふヒットラーの言に答へて、植民地も人間の住む所であれば、その住民の意思を無視して、家畜か奴隸の様に新しい主權者に移轉出来るものでないと云ふ。この論者として引用せられて居る知名の政治家は英國のウインストン・チャーチルである(一二五頁)。現在の領有者が植民地を領有した際や、歐洲戰後舊獨逸領を委任統治に移した時に住民の希望や意思を考慮したかどうかは一言半句も觸れて居ない。それから更に進んで獨逸の專制主義と人種政策を批判し、植民地を英佛より獨逸に譲ることは、信託の原則に依つて立派に統治して居るもののが手から、搾取を標榜するものの手に移すことであつて、アフリカ土人にとって多大の失望であらうと曰つて居る(一一六頁)。獨逸の人種政策、專制主義に對する不評判と同時に、英佛側の自負心をも示すものと見るべきである。

獨逸の植民地を欲する理由の一として、植民地の官吏の地位が良家の若

者の向上、發展の機會を與ふるにありとし、それに對してもかゝる地位は植民地無き國の羨望する程多くもなく、良くもなく、近時土人を多く使用するの必要に迫られ居る事を論じてゐる(一六九—一七一页)。

要之植民地に關する本書の論——従つて國際問題研究會議の空氣——は不滿足國の要求を拒否する理由を説明するに急にして、不滿足國の要求に理解と同情が極めて乏しい事を感ぜざるを得ない。

次に本書の主題たる、人口過剩の問題に就て本書は人口過剩なる觀念の曖昧性を説くに頗る詳である。そして結論として曰ふ。歐洲諸國は一も自給自足の國ある事なく、自給自足經濟では凡ての國は現に有する人口を支ふる事を得ない。現在斯くも多數の人口が歐洲に生活し得る所以は一にその國際經濟を營むの故である。國際經濟の維持せらるゝ限り人口過剩は無いと。而して國際經濟の存續するが爲には國際平和の存續を前提とする。然るに現下の世界の情勢は平和と國際經濟とを轉覆せんとしつゝありとしこの傾向を慨嘆して居る(九六頁)。人口過剩と云ふ觀念は人口經濟學の中心をなす問題で、之に就ては私は稿を改めて詳細し度いと思つて居るが、所謂不滿足國の人口過剩を否認し去つた本書が、カナダや濠洲の人口過少(Underpopulation)說の反駁を肯定し、白人濠洲說を是認して何等修正的意見を掲げて居ないのを見て(二八二頁以下及三二一頁以下)、本書は遂に聯盟派を一步も出でないものなる事を痛感せざるを得ない。

直接人口政策に關連して本書の提起する最も深刻且直接な疑問は近時に於ける人口減少の傾向及之が對策としての人口増加策である。殊に人口過剩を理由として現状打破を要求する獨逸及伊太利が熱心なる出生率増加政策を採用しつゝある事は、本書の甚しく矛盾と認むる所であつて、人口問題はヤーススの神の如く、一面を有し一面は即ち人口過剩を訴へつゝ、他

面は人口の增加を願ひつゝあると云ふ(一三三頁)。殊に伊太利に於ては出生率増加政策の外移出民を制限し、既に外國にある伊太利人の歸國を要求し、移出民に對してその地に同化すべからず、其の子は伊太利に於て教育すべき事を要求せる事を擧げて(一五九、一六〇頁)是等の政策は人口増加に依る帝國主義に外ならずとし、人口過剩論は實に帝國主義的要求の口實にすぎないと云つて居る(一一六頁)。本書の此の種の論述に關する資料は比較的古きが故に日本に於ては産兒制限は行はれて居り昭和六年時の大臣(鳩山文相)が産兒制限は個人の問題で政府は反対もせず、賛成もしないと述べたことを引用して居る(八四頁)。

斯くて不滿足國の人口過剩說並に植民地分配、領土變更案を否認し去つた本書が、問題の解決として提示して居るのは、世界經濟と工業化であつて、之に依つて人口の收容力は前途多き事を述べて居る(二八六頁以下)。然し其には通商政策、原料及市場の問題があるが、これは本書の論議の範圍外なりとして遁げて居るのである。

本書の惱みは時代の惱みである。本書の曰ふ如く自給政策は人口過剩の原因であり、それあるが爲に人口過剩が甚しく感ぜられる。又一方人口過剩を訴へつゝ一方人口増加を計る事は矛盾には相違ないが、平和的解決策の見込がなければ戰爭の覺悟をする事が必要であり、それが爲には必需品を外國に依存することを制限するのを要り又國力の基礎たるべき人口を増加する必要もある。斯くて本書の著者の矛盾と見る事は不滿足國の正に當然とする所である。斯くて世界は長く戰争か平和かの間を彷徨して居たのであるが、現實は不幸にして前者の途を採つた。而して今日の見透しではそれも又問題解決の所以に非ざる所を示して居る。今日吾等の望み得る最上の事はこの歴史の失敗を徒らに慨嘆する事なく禍を轉じて福となすの方

策を講ずべきの途を考へる事であるが、か。

(北國齋逸)

配偶率を考慮した場合の出産率が、此の點に關して如何に著しあ差異を示すであらうか。之が報告者を促して此の試みを遂行した動機であらう。

推測する。

北米合衆國都市社會階級別出產力

及再生產力に關する一報告

Bernard D. Karpinos & Clyde V. Kiser, "The Differential Fertility and Potential Rates of Growth of Various Income and Educational Classes of Urban Populations in The United States," The Milbank Memorial Fund Quarterly, Vol. XVII, No. 4, October, 1939

此の報告は、一九三五年秋から一九三六年初頭にかけて北米合衆國大蔵省防病局(U.S. Public Health Service)が事業促進局(Works Progress Administration)の協力によって行つた國民保健調査(National Health Survey)の資料を利用して之に解析を加へたものである。此の調査の客體は、一八州に亘る八三都市に居住する約七〇萬の家族である。州及都市の選定は地域的標本法に據つてゐる(註1)。

(註1) G. St. J. Perrott, C. Tibbitts and R. H. Britten : The National Health Survey : Scope and Method of the Nation-wide Canvass of Sickness in Relation to its Social and Economic Setting. Public Health Reports. Sept., 15, 1939, 54, No. 37

社會=經濟階級別出產率は「モグラフィ」の歴史と共に、古くして新しか
問題である。(イ)從來の此の種の出產率が概ね有配偶女子出產率であった
のに對して、社會=經濟階級別の有配偶率を考慮に入れ、(ロ)社會=經濟
階級別に再生產率を算定して比較したものを見出した。標記の報告が即ち
ややある。私の知る限りに於て此の報告は差別出產率の一つの新しき試み
であるがの如くである。筆にする理由は此處に在る。

而して此の報告の資料として採り入れられたものは、大体一千家庭、其の人
員一一五萬人、内、一五一—四四歳の女子五九六、四七四人、其の内有配偶
女子三三六、一一一六人である。

此の調査に於ける出生の採り方は、調査日前一二箇月間に於ける生産である。又、所得は家族の年総合所得であり、俸給、賃銀、利潤、賃貸料收
入及投資による所得と規定されてゐる(註1)。なほ又、教育程度の區別の
標準は、卒業に依らずして入學又は進級に依つてゐる。

又、最近の北米合衆國に於ける此の種の調査に於ては、一般に「H10
上層階級間の出產率の差異がそれ程顯著には見られないと、略々相等しい場
合、甚しへば逆になる場合もく見受けられる。有配偶女子の出產率に有

(註1) National Health Survey : The Relief and Income Status of the Urban Population of the United States, 1935. Bulletin C., Division of Public

此の報告は、以上の資料に據つて、(I)所得階級別及(II)教育程度別に、
 (1)出生粗率、(2)標準化有配偶女子出産率(Standardized Nuptial Fertility
 Rate)、(3)標準化一般出産率(Standardized General Fertility Rate)、(4)粗
 再生産率(Gross Reproduction Rate)、及(5)純再生産率(Net Reproduction
 Rate)の五種の比例數を算定してゐる。

而して、(I)所得階級の區分は家族の年所得(1)「一〇〇〇弗以上」(2)
 「一〇〇〇弗——一、九九九弗」(3)「一、五〇〇弗——一、九九九弗及(4)「一
 、四九九弗及(5)「一、〇〇〇弗未滿」の五階級である
 が、救護を受けるものは悉く之を(は)の階級に所屬せしめ、更に(は)の階
 級を教護を受けざるものとの間に分つてゐる。

又(II)教育程度は入學又は進級を標準として(イ)大學又は専門學校(Col-
 lege)、(ロ)中等學校(High School)、(ハ)初等教育第七學年又は第八學年
 (7th or 8th Grade)及(ニ)同第七學年未滿の四階級に區分してゐる。

次に上記の五種の比例數に對して報告者が與へてゐる定義を掲げておく
 必要がある(註1)。

(註1) 原本三七一頁参照

- (1) 出生粗率——調査人口總數一、〇〇〇に付き一箇年間に於ける生産
 數
- (2) 標準化有配偶女子出産率——標準人口(一九三〇年人口調査報告に
 據る合衆國全國白色人種妊孕年齡有配偶女子年齡構成)に於ける妊娠
 年齡有配偶女子一、〇〇〇に付き一箇年間に於ける生産數
- (3) 標準化一般出産率——標準人口(一九三〇年人口調査報告に據る合
 衆國全國白色人種妊孕年齡女子人口の年齡構成)に於ける妊娠年齡女

子一、〇〇〇に付き一箇年間に於ける生産數

(4) 粗再生產率——(イ)總ての女子が妊娠年齡期間を通じて生存し(ロ)
 其の年齡別出產力が一九三五年現在の年齡別出產率と一致するものと
 假定したる場合に於ける同時に生れたる女子集團の一人が生むべき女
 兒の平均數。

(5) 純再生產率——前項(イ)の假定を取り除き、現在の年齡別出產率及死
 亡率の下に於て、前項同様の條件の下に一人の女子が生むべき女兒の
 平均數。

III

結果を取纏めて表示すれば第一表の如くである。以下に、各別に若干の
 備考を附け加へておかう。

第一表

家 族 の 年 所 得	社 會 經 濟 階 級	出生 粗 率	標準化出產率			再生產率
			(1) 有 配 偶	(2) 一 般	(3) (4) 粗	
(1)「一〇〇〇弗以上		七・八	八四・六	三一・一	・四六	・四一
(2)「一〇〇〇弗——一、九九九弗		一〇・四	八四・八	四一・六	・六一	・五五
(3)「一、九九九弗——一、四九九弗		一五・八	一〇二・五	六〇・五	・八六	・七五
(4)「一、四九九弗——一、〇〇〇弗未滿(救 護を受けざるもの)		一一・八	九三・〇	四八・四	・七〇	・六三
(5)「一、〇〇〇弗未滿(救 護を受けざるもの)		一七・三	一一一・九	八二・一	一・一七	・九六
(6)「一、〇〇〇弗未滿(救 護を受けざるもの)		一五・五	一一〇・一	六六・一	・九三	・七九

内 救護を受くるる 一九・六一六六・三一 九九・四 一・四三 一・一五

教 育 程 度

(イ) 大學又は専門學校 (College)	一 九六・九	二九・一	・五七	・五一
(ロ) 中等學校 (High School)	一 一〇二・五	五三・七	・七七	・六八
(ハ) 初等第七學年又は第八學年	一 一一七・五	七一・〇	一・〇〇	・八六
(ニ) 同第七學年未滿	一 一一〇・七	八二・九	一・一八	・九七
總 數	一三・八	一〇八・九	五六・八	・八一
			七〇	

(1) 出生粗率

「救護を受くるもの」の出生率が特に著しく高いのは、一般の貧困家族よりも、子女多き家族が一層多く救護の対象となつてゐることと事實に依ることが少くない(註四)。

(註四) 原本三七七頁註参照

(2) 標準化有配偶女子出產率

(シ) の階級と(ハ)の階級との間の差異は殆んどないと言つてよい。教育程度別に見ても、(イ)と(ロ)との間の差異は極めて僅少である。

(3) 標準化一般出產率

前項の場合に於ては各社會=經濟階級に於ける有配偶率 従つて年齢

別婚姻率の差異が反映してゐないが、上掲の定義によつて、此の場合に於ては有配偶率の差異によつて各階級間に於ける出產率の差異は頗る

顯著である。即ち、所得階級別に見れば、(ロ)の階級の出產率は(シ)の

階級に比し約三四%も高い。教育程度別に見ても、(ニ)の出產率は(イ)の二倍を超えてゐる。又、(ロ)の出產率は(イ)に比して三七%高いことになつてゐる。かくの如く有配偶率の差異を考慮に入れれば、階級別出產力の差異は頗る顯著となり、階級の上昇と此の意味に於ける出產率低

下の逆の關係は極めて明瞭になつて來る。

(4) 粗再生産率

特に注意すべきは、再生産率の算定に就いては、妊娠期間に於て女子の階級間移動がなきものと前提されてゐることである。此の場合報告者は所得階級別よりも教育程度別階級の方が安定性大であるとなし、前者の再生産率は後者のそれを以てチェックさるべきものとしてゐる(註五)。

(註五) 原本三八一頁參照

所得階級別に見れば、(シ)の階級の再生産率は(ロ)の階級のそれの二分一よりも低く、(ロ)の階級は(シ)の階級よりも三三三%高い。又、教育程度別に見れば、(ニ)の階級は(ロ)の階級に比し五三三%高く、(イ)の階級に較ぶれば、一〇七%も高いことである。(ロ)の階級は(イ)の階級に比し三五%高い。

以上の結果に就いて氣付くことは、粗再生産率の階級間の分布が標準化一般出產率の分布と極めて類似するところことである。然し其の類似は寧ろ當然であつて、此の二つの計算の基礎資料は殆んど全部共通であるからである。

(5) 純再生産率(註六)

(註六) 純再生産率の算定に用ひた死亡率は P. M. Hauser : Differential Fertility, Mortality, and Net Reproduction in Chicago, 1930. [非公刊]Chicago 大學學位論文 1938] である。

階級間の差異は粗再生産率の如く著しくはない。それは純再生産率の算定に用ひられた特殊死亡率が、上層階級に於て相對的に低いからである。純再生産率に於て階級間の差異は若干緩和せられてゐるが、階級の上昇と人口増殖力低下の關係は明瞭に現はれてゐる。所得階級別に見

れば、(ろ)の階級は(じ)の階級に比して三一%高く、(ほ)の階級は(じ)の階級の二倍以上の増殖力を示してゐる。又、教育程度別に見れば、(ロ)の階級は(イ)の階級に比し三一%上位に在る。

以上、標準化一般出産率及再生産率に就いて見らるる如く、有配偶率を考慮した場合に於ては、有配偶女子の出産率、即ち、有配偶率をコンスタントとした場合に比し、階級間の出産力乃至は増殖力の差異は一層明瞭に現はれて來る。然らば、社會ニ經濟階級別の有配偶率が階級間に顯著なる差異を示してゐる筈である。此の報告に用ひられた資料につき報告者が算定した妊娠年齢女子五歳階級別社會ニ經濟階級別有配偶率は第二表の如くであつて、所得階級別に見れば三五歳未満の(じ)及(ろ)の、教育程度別に見れば、(イ)及(ロ)の間には相當顯著な相異を認めることが出来る。有配偶女子出産率が此等の階級間に極めて僅少な相異を示すに止まるに拘らず、爾餘の出産率及再生産率が著しき相異を示してゐるのは、此の有配偶率の顯著なる相異が加はるが故である。

第二表

家族の年所得	女子の年齢						
	(1) 五十九	(2) 三十	(3) 二十五	(4) 二十	(5) 十五	(6) 十	(7) 五
(じ) 三〇〇〇弗以上	一・七	一・五・三	四・二・九	六・三・四	七・二・一	七・七・〇	
(ろ) 二二〇〇弗二九九九弗	三・四	二・五・四	六・〇・一	七・五・九	八・〇・五	八・二・八	
(は) 一五〇〇弗一九九九弗	三・六	三・五・〇	六・八・二	七・九・六	八・三・〇	八・二・八	
(じ) 一〇〇〇弗一四九九弗	五・九	四・八・〇	七・三・六	八・〇・七	八・二・一	八・〇・一	
(ほ) 二〇〇〇弗未滿(救護を受くるもの)	九・六	四・八・八	七・〇・九	七・五・九	七・四・六	七・二・六	

内 の 教 育 程 度	救護を受けざる		一・五	四・九・六	六・九・一	七・三・八	七・三・五	七・〇・一		
	もの	も	内 の 教 育 程 度	救護を受くるも	七・八	四・七・五	七・三・八	七・八・九	七・七・五	七・六・一
(イ) 大學又は専門學校			二・〇	三・七	五・五・八	六・〇・〇	八・〇・六	七・九・〇		
(ロ) 中等學校	五・九	四・一・九			六・五・一	八・一・五	七・九・三	八・二・六		
(ハ) 初等第七學年又は第八學年	一・三・一	五・〇・一	七・六・九	七・四・二	七・五・〇	七・六・七				
(ニ) 同第七學年未滿	一・五・六	五・〇・六	七・二・六	九・〇・七	八・〇・九	七・二・三				

又、報告者は再生産率を都市の大きさと所得階級別とによつて算定して比較してゐる。第三表は即ち之である。

第三表

都市の大きさ	家族の年所得						
	總數	三〇〇〇弗以上	二九九九弗	二九九九弗	二九九九弗	二九九九弗	二九九九弗
人口100,000以上	一	一	一	一	一	一	一
二五〇〇〇未満	六	六	六	六	六	六	六
總數	八	七	七	七	七	七	七
純再生產率	一	一	一	一	一	一	一

人口200,000以上	家族の年所得						
	總數	二九九九弗	二九九九弗	二九九九弗	二九九九弗	二九九九弗	二九九九弗
三五〇〇〇未満	七	七	七	七	七	七	七
總數	七	七	七	七	七	七	七
純再生產率	一	一	一	一	一	一	一

各所得階級共、大都市程増殖力の低いことを示してゐる。又それは、粗再生産率及純再生産率を通じて然りである。尚、報告者は Harpinos が一九三〇年に就いて算定した都市の大きさ別の純再生産率と比較し(註七)此の報告に

於ける第II表の結果がKarpinosの結果に比し著しく低いことを指摘し、其の理由を(イ)一九三〇年—三五年間に於ける都市出産力の低下と(ロ)此の調査に於て若干の地域に就き出生の過少計算が存在することとに歸し、此の報告に於て得たる結果は、其の絶對的の値よりも階級間に於ける相對的比較に重點を置いてゐる。今参考として報告者即ちKarpinosとの結果を並べて掲ぐれば次の如くである。

(註四) Bernard D. Karpinos : The Differential True Rates of Growth of the White Population in the United States and Their Probable Effects on the General Growth of the Population. The American Journal of Sociology, Sept. 1938, pp. 251 ff.

純再生産率

都市の大きいれ	A	B
總數	七〇	八四
人口 100,000以上	六三	七六
二五,000—九九,九九九	七五	八六
一一五,000未満	七九	九四

A——此の報告(Karpinos and Kiser)
B——Karpinos(一九三〇)上標論文

四 生産力を持つことを示して十分である。

四、階級別出産力を研究するに當つて、有配偶女子に限定するか、或は全部の女子を取扱つて有配偶率を考慮に入れるか、其の何れが適當であるかは一概に斷定出來ない。此等二つの方法は一應其の用途を異にするが、出産力の階級別差異を適切に説明する爲には二つの方法が必要である。有配偶女子に限定することは女子有配偶率をコンスタンントとして扱ひ、有配偶女子出産力の階級間の差異が如何様であるかを一層明瞭に理解せしめる

半面、ボテンシャルな人口増殖力は、有配偶者の出産力と同様に、女子年齢別の婚姻率に依存するが故に、再生産率の算定は無配偶女子を之に包含せしめるなどを要求する。かくて女子有配偶率の演ずる役割を不當に輕視することは頗る危険である。此の報告中に示されたティタに依つて明かなる如く、二つの上層所得階級及教育程度の集團に於て有配偶女子の出産率が極めて接近してゐることは、必ずしもボテンシャルな増殖力が相等しいことを示してはゐない。年所得三、〇〇〇弗以上の家族に屬する女子の再生

有配偶女子に限定することなく妊娠年齢に在る全部の女子に就いて測定すれば、階級間の差異は一層明瞭となり、上位の階級程出産力乃至は増殖力は明かに低くなつてゐる。

II、以上の事情は、有配偶女子の割合如何と社會=經濟的狀態との間に顯著なる逆の關係が存在するといふ事實に歸せられる。

III、此の調査の客體となつた都市白色人種女子の平均純再生産率は〇、七〇であつて、三、〇〇〇弗以上の所得階級の〇・四一を最低とし、一、〇〇〇〇弗未満の所得階級のそれ〇・九六を最高とする。大學又は専門學校に達した女子〇・五一を最低とし、初等第七學年未満のものに付き〇・九七を最高とする。此等の數字は社會=經濟的狀態の最高の階級が極めて低い再生産力を持つことを示して十分である。

最後に此の報告の要點を報告者によつて、列記して結びとすれば以下の如くである。

I、最近の研究によれば、都市に於ける有配偶女子の社會=經濟階級別出產力の階級間の差異が其の重要性を失つて來るが如き傾向があるが、

產力は、二〇〇〇弗乃至二九九九弗の階級のそれに比し遙かに低い。更に、大學又は専門學校程度の女子のそれは中等學校程度の女子のそれに較べて顯著に低い。

(館 稔)

しておかうと思ふ。近時、醫學界、生物學界を初めとして自然科學の分野に於ても人口問題に關する研究が急速度に盛んに趨きつつあるは注目に値するが、自然科學の分野と社會科學の分野と、兎角相互に夫々の研究の結果を看過することが少くない。かかる事情に鑑みれば此の種の紹介も必ずしも徒勞ではあるまい。

水島博士「内地六大都市の眞の人口

自然增加率

一

豫て地域別生命表(註二)を算定して發表される等人口統計學上密與せらるること少からざる京城帝國大學教授醫學博士水島治夫氏は此の程内地六大城市に就いて、Dublin-Lotka の方法を以て所謂「眞の人口自然增加率」("True Rate of Natural Increase")を算定して發表せられた(註三)。

(註一) 府縣別生命表——朝鮮醫學會雜誌第二八卷第八號昭一三、府縣別生命表に就て(註三)の考察——日本統計學會年報第八年、朝鮮住民の生命表(昭元一五年)昭一二、府縣別生命表第二回(昭六一一一〇年)——朝鮮醫學會雜誌、第二九卷第九號、昭一四

(註二) 昭和一四年冬、臺北帝國大學に於て開催の日本民族衛生學會に於て報告され、最近東京醫事新誌(三一六八號、昭一五・一・一三)に執筆されたるもの。

都市人口問題の重大性、特に時局下に於て益、其の重要性を累加しつつあることに就いては多言を要せざるところであるが、標記の論文に現はれた結果は、都市人口研究上頗る意義あるものの一と考へ、簡単に之を紹介

三

かくて(1)内閣統計局調「昭和五年父母の年齢別出生及死産統計」に據つて、母の年齢別男女別出生數を得、(2)昭和五年國勢調査報告によつて年齢別女子人口を探り、(3)生命表の生存數を探るのであるが、此の點に就いては、著者が算定せられた昭和元年—五年の内地六大都市生命表を用ひてゐることに特色がある。以上の資料を用ひ、Dublin-Lotta の數式によつて、昭和五年内地六大都市及全國の眞正出生、死亡及自然増加率が求められる。

四

其の結果は次表の如くであるが、一般に出生粗率と眞正率との差異に比し、死亡粗率と眞正率の差異の著しきを指摘し、此等の都市が夫々安定人口年齢構成を取れば出生率は低下し、死亡率は著しく高くなり、従つて自然増加率は著しく小となることを明かにし、粗自然増加率に對し其の眞正

而して著者の結論は、我が國現下の人口問題に關して重要な警告である。敢て引用して稿を閉じることとする。「學者も爲政者も憂慮し乍ら、人口の都市集中は愈々強い。大正九年に全國の四八%あつた人口五千以下の村の總人口は、昭和十年には三五%に減じた。五千以上十萬以下の小中都市人口の割合は大した變動はないが(三九一四二%)、十萬以上の大都市人口には、同年間に丁度農村人口が減じただけ、一二%から一五%に増した。此の傾向は今後益々強くなるのではないか。」

第二表(上掲表)に示した數値は、既に稍古く、若し最近の資料があれば一層悲觀すべき結果が現はれるのであるまいか。真相の糺明と對策の樹立は本邦今日の人口問題中最も重要なものの一つであらう(註三)。

尙附言すべきは此の方法は資料に制約されること著しく、かやうな研究が行はれる爲には特に都市人口動態資料の整備が望ましいといふことである。

(註二) 原論文一〇頁

	東京	大阪	京都	名古屋	横濱	神戸	全國
粗出生率	二三・三九	二四・八九	二四・五	三一・五	二八・四八	二五・〇四	三二・三五
眞の出生率	三一・九	三一・七三	三一・五四	三一・五三	三一・五六	三一・五五	三一・五九
粗死亡率	一三・〇一	一五・三八	一六・一八	一六・六九	一五・六三	一六・七二	一八・一七
眞の死亡率	三〇・一七	三〇・五九	三〇・三五	三一・〇八	三〇・七〇	三一・九九	一八・六九
粗自然増加率	一〇・五八	九・五一	八・三三	一四・四六	一三・六五	八・三二	一四・一八

	東京	大阪	京都	名古屋	横濱	神戸	全國
粗出生率	二三・三九	二四・八九	二四・五	三一・五	二八・四八	二五・〇四	三二・三五
眞の出生率	三一・九	三一・七三	三一・五四	三一・五三	三一・五六	三一・五五	三一・五九
粗死亡率	一三・〇一	一五・三八	一六・一八	一六・六九	一五・六三	一六・七二	一八・一七
眞の死亡率	三〇・一七	三〇・五九	三〇・三五	三一・〇八	三〇・七〇	三一・九九	一八・六九
粗自然増加率	一〇・五八	九・五一	八・三三	一四・四六	一三・六五	八・三二	一四・一八

眞の自然増加率	二・〇一	一・八七	〇・三九	八・四八	六・三六	一・六七	一・五〇
一人の女(配偶の有無を問はず)が生涯に生む娘の数	一・〇六	〇・九五	一・〇一	一・二八	一・二二	〇・九三	一・五八
同上子の数(男+女)	三・三〇	一・九六	二・〇八	二・六四	二・四八	一・八九	三・三四
原論文九頁							

クツチノスキー著「生活領域と人口

の諸問題」

(社) Wir fordern Land und Boden (Kolonien) Zur Ernährung unseres Volkes und Ansiedlung unseres Bevölkerungsüberschusses

R.R. Kiczynski, 'Living-Space' and Population Problems. Oxford Pamphlets on World Affairs, No.8
1939

世界大戦後獨逸はベルサイユ條約に基き四邊の本國領土を削減せられた

のみならず一切の海外領土をも剝奪されたのであるが、獨逸國民が戦後の

慘憺たる生活に喘ぎながらも國家復興へと撓ゆまさる努力を拂ひつゝあ

つた間に於ても如何に失地回復への念願を内燃せしめつゝあつたかは推察

に難くない。已に一九二〇年二月ミュンヘンに開催せられたる國民社會主義獨逸労働黨大會に於て公表されたる所謂ナチス綱領の第三條(註一)は獨逸國民の土地及領土獲得の要求が如何に熾烈なものであるかを示してゐる。然るに一九三三年一月ナチスが政權を獲得し獨逸民族國家建設へと邁進するに及んで、土地及領土要求の問題は愈々現實性を帯びるに至り、殊に西班牙問題一段落以後に於ては益其強度を加ふるに至つた。從來獨逸は有ゆる機會を利用して、政府主導者及學者を動員し、國の内外に向つて其要求を強調しつゝあつたが、英佛側も歐洲の平和問題の解決に對して植民地問題の解決が何より緊要であることを痛感し遂には原則的に之を認めるに至つたと謂はれてゐる。斯くて植民地問題は外交上の問題として取上げらるゝ氣運に向つた。

一方此間に於て獨逸は、同じくベルサイユ條約に不満を抱くイタリーと提携し、所謂ベルリン-ローマ権軸の威力に訴へ瞬く間に獨逸併合、チニコ併呑、メーメル回収を實現し、次いで其の勢に乗じて矛をダントツヒに向くるに至つたが、之が遂に今次歐洲動亂勃發の動機となつた。斯くて植民地問題の解決は當然戰後に持越さるゝ事となつたのである。表記の著書は獨逸の領土及植民地要求問題に關し獨逸側の論據の主なものに就いて逐次論駁したものであるが蓋し此問題に對する民主主義國家側の論調を代表したものと考へられる。

クツチノスキーは先づ最初に、一九三五年五月二十二日獨伊條約署名後に行はれた獨伊要人達のラヂオ放送に於ける祝詞中の例へば、「北はバルチックより南はリビヤに至る一億五千萬の國民を以て固く結ばれたる無敵の獨伊権軸云々」といふ様な言辭中の數字(註二)を捉へて「彼等の手は分り切つてゐる、マインカンプで已に證明済だ、一億五千萬等と言はず、もつと大きな數字を使つて其我が到處で輿論に成る迄繰返し／＼宣傳したら宜しい。其の途方も無い數字は、其脅迫的効果は別としても、権軸が處理し得る充分なる生活領域を持たないといふ議論に誠に重寶な論據を提供することは明白だ」と痛烈に皮肉つてゐるが、之に依つて本書に漲る寡聞氣が良

く示されてゐる。

(註一) クツチンスキイに依れば當時獨伊ブロックは一億一千五百萬人を包含する。

先づ最初に鎗玉に擧げられる獨逸側の論點はルーズベルトの平和勸告電報に對して爲したヒトラーの次の如き國會演説の一節である。『例へば有ゆる常識、論理、一般人類の、及びより高き正義の有ゆる原理否神の意志の法則に従つてさへ、總ての國民は世界物資の公平なる分前に與からなくてはならぬ』と。そこで著者はヒトラーの「世界物資の公平なる分前が抑何を意味し又其の意味する所のものが果して獨逸の要求を正當化するや否やを検討する。著者に従へば其れは勿論世界の七十二の獨立國が世界物資の各七十二分之一づゝ取るといふのでは無く各國が其人口に比例して分前に與かる事を意味する、例へば獨逸は四%伊太利が二%日本が三%の分前に與かるべきである。しかば獨逸の分前は事實世界物資の四%以下であらうか、獨逸の國富及國民所得が共に世界人口の總ての富と所得の四%を遙に超えてゐるといふ事は事實で無いであらうか、否ヒトラーが焦慮しつゝある所は實はかかる公平では無く世界の土地面積に關しての各國民への分前の公平である。さすれば一平方糸に付き人口一三五人の獨逸はベルギー(一七四人)和蘭(二四七人)英國(一九五人)日本(一八六人)伊太利(一四一人)をより生活領域に惠まれざる國と言ふであらうか、明かに然らず。所で生活領域を本國及屬領を含めた面積に對する人口の割合で計算するならば、成程獨逸は辛うじて世界面積の〇・五%世界人口の四%を占めてゐる事になるが然し獨逸のみが「持たざる國」なのではない。英國は世界面積の二六%世界人口の二四・六%を占め正當な分前である、米國も同様である、伊太利は右の如き意味に於ては、アルベニアの征服により却つて生活領域の

減少を蒙つたのであるが、依然「持てる國」であるから獨逸は英帝國よりも寧ろ伊太利の犠牲に於て生活領域を擴張した方がより公正であらうと英國を辯護してゐる。

次は過剩人口の問題であるが、之に就ては著者は次の如く論じてゐる。
成程獨逸は世界に於ける最も人口稠密な國である。しかし人口がより少なかつたら生活が良くなるといふのが獨逸の主張ならば、かかる結論は現在の最適人口論に關する吾々の知識からは出て來ないと言はねばならない。しかし獨逸はそろは言つてゐないので、寧ろ反対に豐饒な人口を謳歌し、失業者が數百萬に達した一九三四年に於てすら自身人口過剩とは考へず、經濟的及軍事的見地から小なる人口より大なる人口を有利と考へた。それ所か糖て再軍備及公共事業が總ての失業者を吸收し、最近五年の間に七十萬の農業労働者が田舎から移住し、農業のみならず有ゆる産業が人手の不足に悩まされてゐる状態である。又保護領の新統治に於ける最初の行動の一つは多數の労働者をボヘミア、モラビアから獨逸に移送するに在つた。一方移入民は有ゆる方法で獎勵されアーリヤ人の移出民は事實上禁止され、外國に在る男女の移民は本國へ呼戻されるといふ状態である。又獨逸は伊太利の例に倣つて各種の人口増殖政策を行ひ、殊に伊太利では行はれなかつた大規模な結婚貸付金制度を採用し、伊太利では失敗に歸した出産力増進政策は最初は男子失業救濟の目的を以て生れたものであるが、政府は此制度が獨逸では大なる成功を収めたのである。此成功の一大原因たる結婚貸付金は偶然にも出生增加の有效なる手段たることを發見したので貸付條件を緩和するに至つた。著者は右の如き諸點を擧げて獨逸過剩人口論を否定してゐる。更に著者は一九三九年五月十九日に於けるゲッベルスの演説の一節『彼等は八千萬の獨逸人が一億三千萬となる五十年後に於て地球が現在と

同一の分配状態にあると考へるのであらうか』を捉へ、獨逸統計局發表による獨逸の將來人口推計を引用し、その推計の基礎となつた未婚既婚女子年齢別出産率、婚姻率、乳兒死亡率、死亡率等に於ける獨逸側に有利な假定を無視するとしても、其推計によつてさへ獨逸人口は一九七〇年に於ける八〇五三五千人を頂點として以後漸減し、同時に人口の年齢構成にも變化を來し、經濟的軍事的見地から最も重要な生産年齢階級は一九四一年の三六、一一二千人を最高として漸減の道を辿ることになり、ゲツベルスの主張は全く出鱗目だと非難してゐる。著者は右の如く獨逸人口政策及人口趨勢の二點から獨逸側の人口過剩論の成立せざることを主張してゐる。

更に著者は、人口過剩の問題を生活領域との關係に於て取上げ、獨逸はオーストリア、ズデーテン地方メールの併合ボヘミア、モラビアに對する保護領宣言により人口密度は平方糸に付き一四五人から一三五人に低下したに過ぎない。ハンガリー及スロバキアの奪略によつてそれは一二六人に下るだらう。又現在委任統治下にある舊植民地の返還によつて、人口密度は三三人に低下するだらう。が其場合に於ける世界面積の分前は僅か二・六%に過ぎず一方世界人口に於ける分前は五・三%で問題は依然本質的に解決せられないが、それでもまだ獨逸は歐洲列強中の唯一の「持たざる國」と主張するに相違ない。更に世界の富と所得に於ける獨逸の分前が世界人口の分前と同一の割合で増加しないことは明白であるといひ、暗に領土獲得の無意味なことを仄めかしてゐる。かりに獨逸の生活領域が以上の如く擴張されても獨逸本國の人口密度が低下するといふ假定はなし得ないし又新領土から勞働者を募り移出民を制限してゐる獨逸に取つて過剩人口を移送すべき領土の議論は成立しない。獨逸は最早人口過剩では無いと言つてゐる。

次は植民地と熱帶生産物の問題である。之に就いて著者は次の如く論じてゐる。獨逸舊植民地返還要求に對する主たる經濟的議論は熱帶生産物獲得の必要にあるが、獨逸側は、委任統治制度は獨逸に對しても委任統治列強と同じ經濟的公平を保證するものであるといふ主張に反対し、それは單に紙上の公平であり、假にそれが有效としても、其等の生産物に對し支拂ふ外國爲替の獲得が依然不可能であると、物資及通貨の側から植民地領有の必要を主張してゐる。そこで著者は英領カナダを引合に出し、一九三七年の同地方からの總輸出額の内獨逸に向けられた分は其の大部分を占め、之は同地方が獨領下に在りし第一次大戰前よりも大である。通貨問題に就いては、英貨は成程英領カナダに於ける法貨ではあるが、同地の植林會社は殆ど全く英貨なしに馬克を以て商買を營み得るではないか、勿論獨逸の外國貿易上の地位は、他の舊植民地については此れ程恵まれてゐないにしろ英領カナダの一例は獨逸が外國委任統治下の熱帶地方生産物を外國爲替上何等本質的犠牲無しに獲得し得たことの證明である。又右の如き通貨事情から英領カナダの輸入に於ける獨逸の分前は四七・七%といふ有利な數字を示し斷然筆頭の輸出國であるといひ、獨逸の主張を論駁してゐる。

次に著者は舊獨領植民地の經済的能力に就いて論じ、一九三六年に於ける舊獨逸植民地の總輸出額は、現在の非常に制限された所の獨逸總輸入額に對してさへ僅かに四或は五%を占めてゐるに過ぎないといつて其價値を低く評價してゐる。しかるに獨逸側は此の議論を否定し、強度の經濟開發により植民地の輸出額は大いに増加すべく、こゝ七八年の間に獨逸の輸入必要額の約一五%を充足しうると主張してゐる。殊に鐵に關しては獨逸側はトーゴーランドを重視し、これは吾々に缺くる所の鐵鎳の大部分を供給し得

るだらうとの議論に對し著者は、成程トーゴーランドには鹽化鐵礦の鑛床があるが海岸から遠距離にあるため商業上の重要性を持たない。尤も強度の經濟開發が行はれれば別問題であるが、こゝから獨逸に缺乏してゐる鐵

礦の大部分を供給するためには、多くの労働者を必要とし、その大部分はアフリカに於ける他の獨逸保護領から補充する外はない。かくて強度の開發の結果として土人の死亡率は再び嘗ての獨逸統治方式の下に於て見られた如き言語道斷の水準に上昇し、その影響を蒙る土人の數は大戰前の幾倍にも達するに相違ない。尙かゝる強度の經濟開發に依つてさへ獨逸舊植民地からは輸入品の僅かな部分しか得られないことは疑無い。例へば食糧の供給の如きは無視し得る程度だらうと言ひ、植民地の經濟的價値を極めて低く評價するのみならず、暗に人道問題の見地から獨逸式の強度の開發の許し得べからざるを仄めかしてゐる。

最後の食糧問題に就いては次の如く論じてゐる。食糧の自給自足は現獨逸政府の主要目標の一であり、農業作付面積増加のため大なる努力が拂はれた。しかし其結果は現在迄の所失敗である。然し近年に於ける獨逸食糧自給自足度は八三%で、他の多くの國々は獨逸よりも低い自足度を持ち又其等の國の多くは全く植民地を持たないか或は殆ど食糧輸出の能力無き植民地を有するに過ぎない。然るに獨逸は食糧及穀の不足を自己の領域から供給しようとする主張してゐる。この主張は獨逸舊植民地の獲得以上を意味するのであつて現にヒトラーは一九三九年四月國會演説に於て、明かに地球の富の再分配の必要を述べてゐるのである。しかば獨逸が假に舊植民地に對する主權を回復し、中歐及東歐に於て現獨領の五倍の地域を征服しても獨逸の所謂生活領域は依然大いに不足であらうといひ獨逸の要求の無限にして且不條理なものとして之を難じてゐる。

三

以上の如くクツチンスキイは獨逸側の主張を所謂ば敵方の發表にかゝる公の資料に據つて論難し、しかも其手際も仲々鮮やかである。然し、彼の主張をそのまま承認する前に、彼が利用してゐる資料が特に獨逸側に不利なものではないかといふ點を特に考慮する必要があるし、尙故意に事實を歪曲したと認めざるを得ない箇所も若干あるが此等の點に就いてはこゝで検討する餘裕は無い。唯筆者は、著者にして眞に公平なる批判者たらんとせば何故「持てる國」が其領土に對して占有を主張し得るか、その積極的根據をも同時に吟味しなければなるまいと思ふ。本書に此點の缺けてゐることは何にも遺憾と言はざるを得ない。

(島 村 俊 彦)

×

×

×

×

2 第 六 回 生 命 表

統 年 別 齡	男						女					
	生存數	死亡數	生存率	死亡率	死 力	平均餘命	生存數	死亡數	生存率	死亡率	死 力	平均餘命
計												
0 日	100,000	1,961	0.98039	0.01961	1.80815	46.92	100,000	1,615	0.98385	0.01615	1.45630	49.63
5 //	98,039	929	0.99052	0.00948	1.07593	47.85	98,385	855	0.99131	0.00869	0.91634	50.43
10 //	97,110	667	0.99313	0.00687	0.59987	48.29	97,530	589	0.99306	0.00604	0.54041	50.86
15 //	96,443	1,145	0.98813	0.01187	0.45030	48.61	96,941	956	0.99014	0.00986	0.40240	51.16
1 月	95,298	1,325	0.98610	0.01390	0.24541	49.15	95,985	1,173	0.98778	0.01222	0.20581	51.62
2 //	93,973	909	0.99033	0.00967	0.14238	49.84	94,812	801	0.99155	0.00845	0.12492	52.18
3 //	93,064	1,702	0.98171	0.01829	0.10620	50.24	94,011	1,513	0.98391	0.01609	0.09278	52.54
6 //	91,362	2,665	0.97083	0.02917	0.06912	50.92	92,498	2,415	0.97389	0.02611	0.06103	53.15
0 歲	100,000	11,303	0.88697	0.11303	1.80815	46.92	100,000	9,917	0.90083	0.09917	0.04563	49.63
1 //	88,697	3,281	0.96301	0.03699	0.05239	51.95	90,083	3,177	0.96473	0.03527	0.04750	54.07
2 //	85,416	1,747	0.97955	0.02045	0.02221	52.92	86,906	1,735	0.98004	0.01996	0.02235	55.02
3 //	83,669	1,129	0.98651	0.01349	0.01603	53.02	85,171	1,159	0.98639	0.01361	0.01595	55.13
4 //	82,540	752	0.99089	0.00911	0.01100	52.74	84,012	783	0.99068	0.00932	0.01122	54.89
5 //	81,788	530	0.99352	0.00648	0.00761	52.22	83,229	547	0.99343	0.00657	0.00779	54.40
6 //	81,258	374	0.99540	0.00460	0.00542	51.55	82,682	376	0.99545	0.00455	0.00543	53.76
7 //	80,884	292	0.99639	0.00361	0.00401	50.79	82,306	289	0.99649	0.00351	0.00392	53.00
8 //	80,592	242	0.99700	0.00300	0.00326	49.97	82,017	240	0.99707	0.00293	0.00316	52.18
9 //	80,350	209	0.99739	0.00261	0.00277	49.12	81,777	213	0.99740	0.00266	0.00273	51.84
10 //	80,141	192	0.99760	0.00240	0.00248	48.25	81,564	207	0.99746	0.00254	0.00254	50.47
11 //	79,949	181	0.99774	0.00226	0.00231	47.36	81,357	218	0.99732	0.00268	0.00257	49.60
12 //	79,768	187	0.99766	0.00234	0.00227	46.47	81,139	256	0.99684	0.00316	0.00286	48.73
13 //	79,581	209	0.99737	0.00203	0.00243	45.58	80,883	328	0.99594	0.00406	0.00354	47.88
14 //	79,372	272	0.99657	0.00343	0.00294	44.69	80,555	438	0.99456	0.00544	0.00471	47.07
15 //	79,100	379	0.99521	0.00479	0.00405	43.85	80,117	557	0.99305	0.00695	0.00624	46.33
16 //	78,721	500	0.99365	0.00635	0.00558	43.06	79,560	642	0.99193	0.00807	0.00761	45.65
17 //	78,221	612	0.99218	0.00782	0.00716	42.33	78,918	690	0.99126	0.00874	0.00851	45.02
18 //	77,609	689	0.99112	0.00888	0.00846	41.66	78,228	712	0.99090	0.00010	0.00900	44.41
19 //	76,920	731	0.99050	0.00950	0.00928	41.03	77,516	724	0.99066	0.00934	0.00927	43.81
20 //	76,189	759	0.99004	0.00096	0.00982	40.41	76,792	737	0.99040	0.00960	0.00953	43.22
21 //	75,430	766	0.98984	0.01016	0.01105	39.82	76,055	738	0.99030	0.00970	0.00972	42.64
22 //	74,664	753	0.98991	0.01000	0.01021	39.22	75,317	728	0.99033	0.00967	0.00975	42.05
23 //	73,911	730	0.99012	0.00988	0.01006	38.61	74,589	716	0.99040	0.00060	0.00969	41.45
24 //	73,181	695	0.99050	0.00950	0.00974	37.99	73,873	694	0.99061	0.00939	0.00957	40.85
25 //	72,486	668	0.99078	0.00922	0.00940	37.35	73,179	663	0.99094	0.00906	0.00929	40.23
26 //	71,818	635	0.99116	0.00884	0.00907	36.70	72,516	629	0.99133	0.00867	0.00891	39.60
27 //	71,183	608	0.99146	0.00854	0.00873	36.02	71,887	602	0.99163	0.00837	0.00855	38.94
28 //	70,575	580	0.99178	0.00822	0.00842	35.33	71,285	583	0.99182	0.00818	0.00829	38.26
29 //	69,995	554	0.99209	0.00791	0.00809	34.61	70,702	572	0.99191	0.00809	0.00815	37.57
30 //	69,441	534	0.99231	0.00760	0.00782	33.89	70,130	565	0.99194	0.00806	0.00810	36.88
31 //	68,907	523	0.99241	0.00759	0.00766	33.14	69,565	558	0.99198	0.00802	0.00806	36.17
32 //	68,384	515	0.99247	0.00753	0.00758	32.39	69,007	558	0.99191	0.00809	0.00808	35.46
33 //	67,869	514	0.99243	0.00757	0.00758	31.64	68,449	553	0.99192	0.00808	0.00812	34.75
34 //	67,355	506	0.99249	0.00751	0.00757	30.87	67,896	550	0.99190	0.00810	0.00811	34.02
35 //	66,849	508	0.99240	0.00760	0.00758	30.10	67,346	555	0.99176	0.00824	0.00819	33.30
36 //	66,341	506	0.99237	0.00763	0.00763	29.33	66,791	563	0.99157	0.00843	0.00837	32.57
37 //	65,835	515	0.99218	0.00782	0.00773	28.55	66,228	569	0.99141	0.00859	0.00855	31.84
38 //	65,320	530	0.99189	0.00811	0.00799	27.77	65,659	572	0.99129	0.00871	0.00870	31.12
39 //	64,790	548	0.99154	0.00846	0.00831	27.00	65,087	572	0.99121	0.00879	0.00878	30.38
40 //	64,242	573	0.99109	0.00801	0.00872	26.22	64,515	581	0.99099	0.00901	0.00894	29.65
41 //	63,669	593	0.99069	0.00933	0.00916	25.45	63,934	577	0.99098	0.00902	0.00908	28.91
42 //	63,076	619	0.99019	0.00981	0.00959	24.69	63,357	570	0.99100	0.00900	0.00905	28.17
43 //	62,457	656	0.98950	0.01050	0.01020	23.93	62,787	569	0.99094	0.00906	0.00906	27.42
44 //	61,801	688	0.98887	0.01113	0.01088	23.18	62,218	573	0.99079	0.00921	0.00916	26.67

區別年齡	男						女					
	生存數	死亡數	生存率	死亡率	死力	平均餘命	生存數	死亡數	生存率	死亡率	死力	平均餘命
45 歲	61,113	724	0.98815	0.01185	0.01156	22.43	61,645	585	0.99051	0.00949	0.00939	25.91
46 //	60,889	753	0.98753	0.01247	0.01221	21.70	61,060	593	0.99029	0.00971	0.00963	25.16
47 //	59,636	804	0.98652	0.01348	0.01301	20.96	60,467	614	0.98985	0.01015	0.00995	24.40
48 //	58,832	867	0.98526	0.01474	0.01418	20.24	59,853	641	0.98930	0.01070	0.01047	23.64
49 //	57,965	931	0.98394	0.01606	0.01552	19.54	59,212	675	0.98860	0.01140	0.01110	22.89
50 //	57,034	984	0.98275	0.01725	0.01682	18.85	58,537	709	0.98789	0.01211	0.01182	22.15
51 //	56,050	1,025	0.98171	0.01829	0.01793	18.17	57,828	741	0.98719	0.01281	0.01254	21.42
52 //	55,025	1,070	0.98055	0.01945	0.01900	17.50	57,087	774	0.98644	0.01356	0.01326	20.69
53 //	53,955	1,135	0.97896	0.02104	0.02042	16.84	56,313	811	0.98560	0.01440	0.01408	19.97
54 //	52,820	1,189	0.97749	0.02251	0.02202	16.19	55,502	839	0.98488	0.01512	0.01488	19.25
55 //	51,631	1,238	0.97602	0.02398	0.02348	15.55	54,663	869	0.98410	0.01590	0.01560	18.54
56 //	50,393	1,305	0.97410	0.02590	0.02518	14.92	53,794	912	0.98305	0.01695	0.01653	17.83
57 //	49,088	1,383	0.97183	0.02817	0.02736	14.30	52,882	957	0.98190	0.01810	0.01767	17.13
58 //	47,705	1,460	0.96940	0.03060	0.02981	13.70	51,925	1,001	0.98072	0.01928	0.01883	16.44
59 //	46,245	1,533	0.96685	0.03315	0.03240	13.12	50,924	1,062	0.97915	0.02085	0.02021	15.75
60 //	44,712	1,589	0.96446	0.03554	0.03495	12.55	49,862	1,134	0.97726	0.02274	0.02203	15.07
61 //	43,123	1,641	0.96195	0.03805	0.03750	12.00	48,728	1,192	0.97554	0.02446	0.02389	14.41
62 //	41,482	1,670	0.95974	0.04026	0.03982	11.45	47,536	1,249	0.97373	0.02627	0.02563	13.76
63 //	39,812	1,768	0.95559	0.04441	0.04312	10.91	46,287	1,331	0.97124	0.02876	0.02784	13.12
64 //	38,044	1,826	0.95200	0.04800	0.04733	10.39	44,956	1,406	0.96872	0.03128	0.03045	12.49
65 //	36,218	1,880	0.94809	0.05191	0.05119	9.89	43,550	1,484	0.96592	0.03408	0.03317	11.88
66 //	34,338	1,926	0.94391	0.05609	0.05546	9.41	42,066	1,563	0.96284	0.03716	0.03621	11.28
67 //	32,412	1,965	0.93937	0.06063	0.06006	8.94	40,503	1,644	0.95941	0.04059	0.03958	10.70
68 //	30,447	1,996	0.93444	0.06556	0.06510	8.48	38,859	1,726	0.95558	0.04442	0.04337	10.13
69 //	28,451	2,017	0.92911	0.07089	0.07059	8.04	37,133	1,805	0.95139	0.04861	0.04755	9.58
70 //	26,484	2,027	0.92332	0.07668	0.07657	7.62	35,328	1,884	0.94667	0.05333	0.05223	9.04
71 //	24,407	2,023	0.91711	0.08289	0.08306	7.21	33,444	1,955	0.94154	0.05846	0.05742	8.52
72 //	22,384	2,007	0.91034	0.08966	0.08912	6.81	31,489	2,022	0.93579	0.06421	0.06319	8.02
73 //	20,377	1,975	0.90308	0.09692	0.09784	6.44	29,467	2,079	0.92945	0.07055	0.06965	7.54
74 //	18,402	1,927	0.89528	0.10472	0.10615	6.07	27,388	2,125	0.92241	0.07759	0.07683	7.07
75 //	16,475	1,866	0.88674	0.11326	0.11527	5.72	25,263	2,155	0.91470	0.08530	0.08482	6.62
76 //	14,609	1,787	0.87768	0.12232	0.12521	5.39	23,108	2,168	0.90618	0.09382	0.09367	6.20
77 //	12,822	1,694	0.86788	0.13212	0.13592	5.07	20,940	2,162	0.89675	0.10325	0.10355	5.79
78 //	11,128	1,588	0.85730	0.14270	0.14766	4.77	18,778	2,134	0.88636	0.11304	0.11460	5.39
79 //	9,540	1,469	0.84602	0.15398	0.16041	4.48	16,644	2,080	0.87503	0.12497	0.12684	5.02
80 //	8,071	1,341	0.83385	0.16615	0.17425	4.20	14,564	2,003	0.86247	0.13753	0.14046	4.67
81 //	6,730	1,206	0.82080	0.17920	0.18936	3.94	12,561	1,899	0.84882	0.15118	0.15565	4.33
82 //	5,524	1,067	0.80684	0.19316	0.20580	3.69	10,602	1,773	0.83371	0.16629	0.17256	4.01
83 //	4,457	928	0.79179	0.20821	0.22379	3.46	8,889	1,623	0.81741	0.18259	0.19140	3.71
84 //	3,529	790	0.77614	0.22386	0.24320	3.24	7,266	1,457	0.79948	0.20052	0.21228	3.43
85 //	2,739	660	0.75904	0.24096	0.26421	3.03	5,809	1,278	0.78000	0.22000	0.23570	3.17
86 //	2,079	538	0.74122	0.25878	0.28728	2.83	4,531	1,092	0.75899	0.24101	0.26164	2.92
87 //	1,541	429	0.72161	0.27839	0.31246	2.64	3,439	907	0.73626	0.26374	0.29042	2.69
88 //	1,112	331	0.70234	0.29766	0.33963	2.46	2,532	730	0.71169	0.28831	0.32254	2.47
89 //	781	250	0.67990	0.32010	0.36876	2.30	1,802	567	0.68535	0.31465	0.35831	2.27
90 //	531	182	0.65725	0.34275	0.40270	2.14	1,235	424	0.65668	0.34332	0.39838	2.09
91 //	349	127	0.63610	0.36390	0.43601	2.00	811	303	0.62639	0.37361	0.44359	1.91
92 //	222	87	0.60811	0.39189	0.47290	1.86	508	205	0.59646	0.40354	0.49196	1.76
93 //	135	56.2	0.58370	0.41630	0.51877	1.74	303	138	0.56106	0.43894	0.54522	1.61
94 //	78.8	35.0	0.55584	0.44416	0.56134	1.62	170	80.6	0.52588	0.47412	0.61010	1.47
95 //	43.8	20.6	0.52968	0.47032	0.61149	1.51	89.4	45.6	0.48993	0.51007	0.67711	1.35
96 //	23.2	11.6	0.50000	0.50000	0.66185	1.41	43.8	24.0	0.45205	0.54795	0.75152	1.24
97 //	11.6	6.14	0.47069	0.52931	0.72213	1.31	19.8	11.6	0.41414	0.58586	0.83531	1.14
98 //	5.46	3.06	0.43956	0.56044	0.78426	1.22	8.20	5.13	0.37439	0.62561	0.92551	1.05
99 //	2.40	1.415	0.41042	0.58958	0.85323	1.14	3.07	2.04	0.33550	0.66450	1.02785	0.97

年 齢	區 別	男						女					
		生存數	死亡數	生存率	死亡率	死 力	平均餘命	生存數	死亡數	生存率	死亡率	死 力	平均餘命
100 歳		0.985	0.612	0.37868	0.62132	0.92098	1.07	1.03	0.724	0.29799	0.70291	1.13196	0.89
101 "		0.373	0.243	0.34853	0.65147	1.00116	1.00	0.306	0.227	0.25817	0.74183	1.24063	0.83
102 "		0.130	0.0888	0.31692	0.68308	1.07769	0.93	0.0790	0.0614	0.22278	0.77722	1.35073	0.77
103 "		0.0412	0.0294	0.28641	0.71359	1.16432	0.86	0.0176	0.01481	0.18693	0.81307	1.42136	0.72

統計

備 考

生存數トハ出生者 10 萬人ノ中或ル年齢ニ達スル者ノ人數ヲ謂フ

死亡數トハ出生者 10 萬人ノ中或ル年齢ニ達シ次ノ年齢ニ達セシテ死亡スル者ノ人數ヲ謂フ

生存率トハ或ル年齢ニ達シタル者ノ中次ノ年齢ニ達スル迄生存スル者ノ割合ヲ謂フ

死亡率トハ或ル年齢ニ達シタル者ノ中次ノ年齢ニ達セシテ死亡スル者ノ割合ヲ謂フ

死力トハ或ル年齢ニ達シタル者ノ其ノ瞬間ニ於ケル死亡ノ割合ヲ年ヲ単位トシテ表シタルモノナリ

平均餘命トハ或ル年齢ノ者カ將來生キ永ラヘル平均ノ年數ヲ謂フ

本表ハ内閣統計局ニ於テ昭和 10 年國勢調査結果及昭和 10 年 4 月乃至昭和 11 年 3 月ノ一箇年間ノ人口動態統計調査結果ニ基キ作成セルモノニシテ昭和 14 年 12 月 21 日官報所載ノモノヲ掲ク

統一

1. 昭和 14 年 10 月 1 日現在全國道府縣市(區)郡島嶼別推計人口

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女	
統計	南村山郡	67,900	32,700	35,200	市郡	177,500	87,000	90,500
	東村山郡	102,800	50,900	51,900	都部	1,057,800	521,000	536,800
	西村山郡	103,400	51,600	51,800	宮市	92,300	45,800	46,500
	北村山郡	113,700	56,100	57,600	利市	52,600	25,800	27,300
	最上郡	101,400	50,900	50,500	木市	32,600	15,900	16,700
	置賜郡	36,000	18,400	17,600	河內郡	119,800	61,400	58,400
	東置賜郡	103,100	50,200	52,900	上都郡	154,400	76,700	77,700
	西置賜郡	81,400	40,700	40,700	芳賀郡	127,100	63,100	64,000
	東東西田川郡	96,400	48,000	48,400	下都賀郡	186,900	92,200	94,700
	西田川郡	62,200	29,000	33,200	鹽谷郡	99,500	48,700	50,800
福島	飽海郡	76,200	38,000	38,200	那須郡	190,600	93,500	97,100
	市郡	1,636,900	806,200	830,700	安足郡	91,200	44,400	46,800
	郡島	188,200	91,500	96,700	利馬郡	88,300	41,000	47,300
	福島市	1,448,700	714,700	734,000	群馬郡	1,284,900	626,300	658,600
		50,600	23,900	26,700		260,600	123,800	136,800
新潟	若松郡	50,700	25,900	24,800	郡前郡	1,024,300	502,500	521,800
	平松郡	57,200	26,900	30,300	高崎郡	88,900	41,600	47,300
	信夫郡	29,700	14,800	14,900	生多郡	72,600	36,300	36,300
	伊達郡	90,300	45,000	45,300	勢郡	99,100	45,900	53,200
		133,100	64,800	68,300		127,500	63,200	64,300
長野	安曇郡	111,300	54,900	56,400	群馬郡	146,000	71,200	74,800
	岩瀬郡	55,100	27,300	27,800	多賀郡	81,700	39,300	42,400
	南會津郡	62,000	30,100	31,900	北安曇郡	88,500	43,100	45,400
	北會津郡	51,200	26,400	24,800	吾妻郡	69,500	34,300	35,209
		40,200	19,400	20,800		70,200	35,900	34,300
岐阜	耶拿郡	101,400	49,400	52,000	利根郡	87,300	44,300	43,000
	大野郡	60,100	29,900	30,200	佐久郡	119,500	57,000	62,500
	東西白川郡	51,300	25,300	26,000	新山郡	84,200	41,100	43,100
		52,600	25,800	26,800	田樂郡	51,900	25,100	25,800
		77,300	38,100	39,200		98,000	48,000	50,000
愛知	石川郡	52,700	25,800	26,900	埼玉郡	1,581,400	780,100	801,300
	田川郡	119,500	58,200	61,300	市郡	188,000	96,000	92,000
	石城郡	212,100	108,100	104,000	越谷郡	1,393,400	684,100	709,300
	龜山郡	68,500	33,200	35,300	熊谷郡	35,900	17,500	18,400
	相馬郡	110,000	53,000	57,000		39,000	18,600	20,400
三重	茨城郡	1,595,600	790,900	804,700	川口郡	63,100	34,700	28,400
	市郡	134,200	69,400	64,800	浦和郡	50,000	25,200	24,800
	水戸郡	1,461,400	721,500	739,900	北足立郡	280,700	138,000	142,700
	日立郡	66,000	32,400	33,600	入間郡	244,100	121,400	122,700
		68,200	37,000	31,200	比企郡	102,700	50,400	52,300
奈良	茨城城郡	126,800	62,700	64,100	秩父郡	118,500	57,700	60,800
	茨城城郡	75,800	37,400	38,400	父玉郡	35,000	40,100	44,900
	那珂郡	131,400	64,400	67,000	里大郡	148,800	72,700	76,100
	那賀郡	127,300	62,400	64,900	北埼玉郡	166,100	81,000	85,100
	多久郡	77,200	38,000	39,200	埼玉郡	152,200	75,900	76,300
和歌	鹿行郡	96,700	47,900	48,800	葛飾郡	55,300	46,900	48,400
	島方郡	63,300	30,900	32,400	千葉郡	1,603,900	791,400	812,500
	敷波郡	115,300	58,600	56,700	市郡	259,700	128,500	131,200
	新治郡	143,400	71,100	72,300	千葉市	1,344,200	662,900	681,300
	筑波郡	85,800	42,700	43,100		92,800	47,200	45,600
福井	真庭郡	130,000	64,500	65,500	銚子郡	65,800	32,600	33,200
	結城郡	111,600	55,200	56,400	子川郡	53,400	25,300	28,100
	島根郡	125,300	60,400	64,900	橋市郡	47,700	23,400	24,300
	馬場郡	51,500	25,300	26,200	房彌郡	162,800	79,000	83,800
	木曾郡	1,235,300	608,000	627,300	夷安郡	94,900	46,200	48,700

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
君津市	143,900	72,000	71,900	小笠郡	7,500	4,300	3,200
長生郡	92,200	45,200	47,000	神奈川市	2,006,200	1,035,800	970,400
武原郡	131,600	64,700	66,900	横濱市	1,349,900	709,500	640,400
千葉市	75,400	37,500	37,900	鶴見區	656,300	326,300	330,000
葛飾郡	66,000	33,400	32,600	神奈川區	866,200	440,000	426,200
印旛郡	178,000	88,200	89,800	中保土ヶ谷區	138,700	73,400	65,300
香取郡	151,200	76,200	75,000	磯子區	155,600	80,800	74,800
海上郡	155,000	75,400	79,600	北區	365,500	184,600	180,900
匝瑳郡	45,800	22,100	23,700	戶塚區	61,100	28,800	32,300
東京市	47,400	23,000	24,400	横川區	57,200	28,200	29,000
東京都	7,094,600	3,680,100	3,414,500	北區	36,300	18,200	18,100
東京町	6,646,300	3,452,300	3,194,000	北區	51,800	26,000	25,800
芝浦市	448,300	227,800	220,500	橫川市	217,400	132,600	84,800
麹町區	6,581,100	3,420,700	3,160,400	北區	224,300	117,300	107,000
新宿區	61,500	32,500	29,000	横川市	42,000	19,600	22,400
日本橋區	142,100	82,100	60,000	中區	101,700	51,500	50,200
京橋區	118,500	68,600	49,900	足柄上郡	59,800	28,600	31,200
芝蔭區	159,100	86,800	72,900	三鷹郡	145,000	72,200	72,800
麻布區	202,100	109,900	92,200	高尾郡	104,900	51,500	52,800
赤坂區	88,900	46,400	42,500	中足柄郡	53,800	26,500	27,300
四谷區	57,500	28,600	28,900	下甲斐郡	114,900	57,700	57,200
牛込區	77,300	37,400	39,900	久喜郡	46,400	23,200	23,200
小石川區	131,300	68,900	62,400	新津市	30,400	15,100	15,300
本郷區	143,800	73,100	70,700	新市	2042,900	1,002,700	1,040,200
下谷區	144,600	74,100	70,500	大瀬戸郡	276,500	136,100	140,400
浅草區	203,000	107,200	95,800	新高麗郡	1,766,400	866,600	899,800
日本深品區	297,800	159,400	138,400	新長崎郡	142,400	69,800	72,600
本郷區	310,600	172,400	138,200	新條郡	65,400	32,000	33,400
下谷區	242,200	129,000	113,200	新田原郡	91,500	15,400	16,100
新宿區	222,900	115,000	107,900	新高岡郡	37,200	18,900	18,300
日暮里區	185,300	94,100	91,200	北埼玉郡	216,200	106,900	109,300
荒川區	184,300	94,200	90,100	中埼玉郡	202,500	98,500	104,000
大森區	242,300	121,200	121,100	西南埼玉郡	149,300	73,000	76,300
蒲田區	184,700	97,200	87,500	東埼玉郡	120,400	58,400	62,000
世田谷區	257,000	128,500	128,500	南埼玉郡	29,800	14,900	14,900
澁谷區	250,900	124,100	126,800	三島郡	89,000	42,600	46,400
中野區	181,000	92,400	88,600	北埼玉郡	92,000	45,700	46,300
杉並區	211,800	108,700	103,100	南埼玉郡	77,200	38,700	38,500
豐島區	232,200	115,600	116,600	鰐沼郡	67,800	34,000	33,800
荒川區	291,600	146,200	145,400	沼沼郡	100,100	51,800	48,300
荒川區	124,900	63,600	61,300	刈谷郡	119,600	57,200	62,400
王子橋立區	360,600	189,600	171,000	東濃尾郡	55,200	27,200	26,000
足立區	204,500	103,500	101,000	中濃尾郡	183,500	90,300	93,200
板橋區	179,000	91,700	87,300	西濃尾郡	66,300	32,300	34,000
八王子市	204,400	105,000	99,400	船橋郡	85,800	41,200	44,600
向島區	210,200	108,800	101,400	佐渡郡	111,700	53,900	57,800
葛飾區	192,200	100,600	91,600	山縣郡	813,900	394,000	419,900
江戸川區	127,500	65,800	61,700	富山郡	152,400	73,400	79,000
八王子市	153,500	78,500	75,000	山郡	661,500	320,600	340,900
多摩市	65,200	31,600	33,600	高岡郡	93,200	44,500	48,700
多摩市	101,700	50,300	51,400	川崎郡	59,200	28,900	30,300
多摩市	96,600	47,600	49,000	川崎郡	68,800	32,600	36,200
多摩市	207,000	107,600	99,400	川崎郡	79,400	37,800	41,600
多摩市	25,400	13,000	12,400	川崎郡	121,800	64,200	57,600
多摩市	10,100	5,000	5,100	川崎郡	64,600	30,700	33,900

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
統計							
射水	98,300	46,900	51,400	北佐久	100,500	50,000	50,500
水見	57,900	28,100	29,800	小縣	116,900	57,300	59,600
磯波	84,800	38,500	46,300	諫上伊那	125,300	58,700	66,600
東西	85,900	41,800	44,100	下伊那	148,300	72,800	75,500
石川	777,100	372,700	404,400	下伊那	159,800	80,800	79,000
市郡	224,200	107,800	116,400	西筑摩	61,200	31,400	29,800
金七江	552,900	264,900	288,000	東筑摩	134,700	65,900	68,800
澤尾沼	192,600	92,700	99,900	南安曇	58,500	28,700	29,800
熊石河	31,600	15,100	16,500	北安曇	67,300	35,400	31,900
北昨島	59,100	27,200	31,900	更級	81,300	39,900	41,400
美川	108,900	53,300	55,600	埴科	52,000	25,400	26,600
北昨島	74,700	35,600	39,100	高井	59,900	29,200	30,700
羽鹿	61,100	29,000	32,100	下水内	68,300	34,000	34,300
北昨島	66,900	31,600	35,300	上下水	108,700	54,800	53,900
北昨島	52,100	24,400	27,700	水内	35,900	18,000	17,900
鳳珠	88,400	43,300	45,100	岐阜	1,261,500	628,400	633,100
至洲	41,700	20,500	21,200	市郡	226,100	107,700	118,400
井	668,200	325,300	342,900	岐大	1,035,400	520,700	514,700
市郡	137,900	68,200	69,700	大垣	137,300	66,200	71,100
	530,800	257,100	273,200	市郡	57,000	25,600	31,400
福井	104,500	51,400	53,100	高稻	31,800	15,900	15,900
敦賀	33,400	16,800	16,600	羽島	93,100	45,900	47,200
吉坂	27,000	12,800	14,200	津老	59,900	28,700	31,200
井	54,800	26,800	28,000	海老	26,700	12,800	13,900
	101,800	49,000	52,800	蓋	32,800	16,100	16,200
大今丹南敦	81,900	40,400	41,500	不安	39,400	18,200	21,200
野立生條賀	65,200	30,800	34,400	揖斐	41,200	20,000	21,200
	57,100	27,800	29,300	郡	54,700	28,100	26,600
市郡	46,900	23,000	23,900	郡	47,800	24,200	23,600
	13,200	6,400	6,800	郡	27,600	14,200	13,400
三遠大山市	21,900	10,800	11,100	不破	93,200	46,800	46,400
梨代	43,400	21,000	22,400	八幡	57,200	29,600	27,600
	17,100	8,300	8,800	郡	84,500	43,300	41,200
郡	658,500	323,500	335,000	可岐	34,600	17,400	17,200
	107,000	52,700	54,300	土	108,700	55,300	53,400
郡甲	551,500	270,800	280,700	大吉	115,400	57,800	57,600
府山	107,000	52,700	54,300	那	39,400	20,200	19,200
梨代	77,300	38,400	38,900	田野	30,500	16,500	14,000
	16,000	7,900	8,100	城	49,200	25,600	23,600
郡	56,400	28,100	28,300	郡	2,046,900	1,015,800	1,031,100
西南中北南都留	42,200	20,700	21,500	岡	541,600	266,900	274,700
八亘	54,700	26,500	28,200	松津	1,505,300	748,900	756,400
亘	83,600	40,300	43,300	市	220,400	110,100	110,300
亘	79,800	39,400	40,400	靜	175,700	85,600	90,100
都留	84,300	40,800	43,500	濱	54,200	25,900	28,300
北都留	57,200	28,700	28,500	清	65,200	32,400	32,800
長野	1,711,600	845,800	865,800	熱	26,100	12,900	13,200
	250,700	121,800	128,900	賀	85,800	42,400	43,400
市郡	1,460,900	724,000	736,900	田駿	166,700	83,800	82,900
	79,900	39,900	40,000	水東	123,500	59,600	63,900
松本	74,300	36,700	37,600	海茂	148,900	74,400	74,500
上岡	35,500	16,900	18,600	方東	83,700	41,500	42,200
飯田	31,900	13,900	18,000	安志	87,400	19,300	18,100
佐久	29,100	14,400	14,700	太原	175,600	87,000	88,600
	82,800	41,700	40,600	櫻	115,300	59,400	55,900

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
小周智笠引名佐	122,900 59,300 154,400 185,200 52,600	61,400 27,300 77,700 88,700 26,400	61,500 26,000 76,700 96,500 26,200	安濃志南氣會	25,700 89,400 59,100 47,400 109,000	12,800 44,600 29,700 23,900 52,100	12,900 44,800 29,400 23,500 56,900
愛知市郡名古屋千	3,085,300 1,644,700 1,440,600 1,249,100 97,200	1,523,900 828,200 695,700 638,500 49,600	1,561,400 816,500 744,900 610,600 47,600	阿名志北牟婁基	71,000 42,100 75,800 44,900 56,500	34,500 20,200 35,800 22,000 27,900	36,500 21,900 40,000 22,900 28,600
東西中昭和	197,600 188,500 115,400 194,500 169,300	100,300 96,500 57,500 101,700 85,800	97,300 92,000 57,900 92,800 83,500	滋賀津根	726,400 116,400 610,000 79,900 36,500	351,500 55,800 295,700 38,800 17,000	374,900 60,600 314,300 41,100 19,500
熱中港南豐橋	98,000 77,400 44,300 71,900 142,300	48,300 38,500 24,300 36,000 68,000	44,700 38,900 20,000 35,900 74,300	滋賀栗野甲蒲賀	35,700 58,600 43,200 71,800 93,400	17,300 29,000 21,100 34,700 44,800	18,400 29,600 22,100 37,100 48,600
岡一瀬半愛	86,000 61,800 55,300 50,200 53,800	41,200 28,600 28,500 28,400 27,400	44,800 33,200 26,800 26,800 26,400	神愛大坂淺井	39,600 44,100 35,700 79,800 33,700	18,800 21,200 17,200 37,400 16,800	20,800 22,900 18,500 42,400 16,900
東春日丹葉中	99,200 55,700 94,600 39,600 118,400	49,800 27,500 44,300 17,700 54,400	49,400 28,200 50,300 21,900 64,000	伊香島都	29,100 45,300 1,815,300 1,276,900 538,400	14,800 22,600 916,500 651,900 264,600	14,300 22,700 898,800 625,000 273,800
海知磐額	137,700 167,300 184,700 97,300 44,200	65,600 80,000 89,400 46,900 21,500	72,100 87,300 95,300 50,400 22,700	京都上左中東	1,177,200 281,300 136,500 194,700 123,300	602,700 140,700 68,400 106,200 58,400	574,500 140,600 68,100 88,500 64,900
西加加設茂樂實	51,500 35,700 34,700 32,300 101,800	25,800 18,300 17,700 15,700 48,400	25,700 17,400 17,000 16,600 53,400	下右伏知鶴	252,500 92,000 96,900 32,800 26,900	133,800 47,200 48,000 15,300 13,200	118,700 44,800 48,900 17,500 13,700
渥八三市	65,400 26,700 1,187,600 266,500 921,100	32,100 13,200 573,300 125,000 148,300	33,300 13,500 614,300 141,500 472,800	東舞鶴岩野訓治	40,000 11,700 1,800 28,200 8,200	20,700 6,200 900 14,100 4,200	19,300 5,500 900 14,100 4,000
津四宇松桑	72,700 63,500 53,600 37,500 39,200	34,500 30,300 25,200 16,400 18,600	38,200 33,200 28,400 21,100 20,600	久慈相南北	38,100 41,700 44,600 36,400 18,900	19,100 20,700 22,100 18,300 9,600	19,000 21,000 22,500 18,100 9,300
桑員三錦河	28,400 41,400 107,400 55,400 67,600	13,700 20,600 49,900 27,300 33,300	14,700 20,800 57,500 28,100 34,300	井田鹿佐謝	50,300 35,600 46,700 26,200 71,000	24,600 18,000 21,600 12,900 34,300	25,700 17,600 25,100 13,300 36,700

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
統計							
中竹熊野阪市	26,200 37,600 15,200 4,868,000 3,821,800	12,800 17,500 7,700 2,540,000 2,029,100	13,400 20,100 7,500 2,328,000 1,792,700	加多加印東可西古南	55,300 49,900 42,200 95,600 60,200	27,300 23,600 21,100 46,500 29,700	28,000 26,300 21,100 49,100 30,500
郡大坂北此花東	1,046,200 3,394,200 275,300 236,900 175,100	510,900 1,812,900 146,700 129,200 105,300	535,300 1,581,300 128,600 107,700 69,800	磨崎保穗用赤佐	85,600 54,500 90,400 70,400 28,200	42,400 26,800 44,600 35,100 14,200	43,200 27,700 45,800 35,300 14,000
西港大正天王寺南	135,600 361,400 152,300 130,300 118,600	73,100 199,200 87,500 65,700 63,200	62,500 162,200 64,800 64,600 55,400	宍城出森朝粟崎石父來	54,300 80,600 24,800 48,300 34,400	27,000 40,300 12,500 24,000 17,400	27,300 40,300 12,300 24,300 17,000
浪速區淀川區東淀川區成旭	156,000 222,000 264,600 372,500 214,300	86,200 118,500 138,900 196,200 110,800	69,800 103,500 125,700 176,300 103,500	美水多津三方上紀名原	44,100 69,100 47,800 126,900 64,300	22,300 33,900 23,800 61,300 32,100	21,800 35,200 24,000 65,600 32,200
住吉成豐堺岸和田中	348,900 230,400 179,100 45,800 46,000	171,100 121,300 92,200 21,700 22,600	177,800 109,100 86,900 24,100 23,400	奈良市奈良	638,700 59,100 579,600 59,100 37,000	314,000 29,000 285,000 29,000 18,300	324,700 30,100 294,600 30,100 18,700
布池三豐泉能北	120,700 36,000 163,600 60,800 172,500	61,700 18,000 81,700 29,500 83,600	59,000 18,000 81,900 31,300 88,900	生山磯宇高駒邊城陀市	85,700 64,700 78,800 37,200 44,700	40,500 32,900 38,600 18,500 21,500	45,200 31,800 40,200 18,700 23,200
泉州南北河中北	186,700 137,000 185,600 140,000 3,132,000	84,600 68,500 93,600 69,400 1,567,000	102,100 68,500 92,000 70,600 1,565,000	北葛城郡葛智吉野山	77,000 30,100 25,000 99,400 889,200	36,500 14,100 12,300 51,800 438,800	40,500 16,000 12,700 47,600 450,400
兵庫	1,414,700 1,717,300 1,006,100 160,000 129,400	717,300 849,700 514,500 80,200 67,000	697,400 867,600 491,600 79,800 62,400	市郡和歌山新宮南	259,500 629,700 194,300 34,400 30,800	126,700 312,100 94,800 16,700 15,200	132,800 317,600 99,500 17,700 15,600
神戸灘暮合	92,700 67,300 52,800 152,100 242,200	50,000 33,500 26,900 79,800 123,200	42,700 33,800 25,900 72,200 119,000	海那伊有日草賀都田高	95,300 93,900 75,800 81,200 102,100	47,300 46,600 37,500 40,400 49,900	48,000 47,300 38,300 40,800 52,200
須姬尼明西	109,600 107,800 152,100 45,400 103,300	53,900 52,100 78,800 21,700 50,200	55,700 55,700 73,300 23,700 53,100	西牟婁郡取糸鳥	120,000 61,400 491,400 97,600 393,800	60,200 30,200 239,600 46,500 193,100	59,800 31,200 251,800 51,100 200,700
武川有明美	217,400 112,300 43,000 75,600 42,100	108,400 55,000 21,200 37,900 21,300	109,000 57,300 21,800 37,700 20,800	島米岩八氣取子美頭高	50,800 46,800 38,100 62,700 48,600	23,800 22,700 19,900 30,800 23,900	27,000 24,100 18,200 31,900 24,700

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
東 伯 野 市	115,900 90,700 37,800 752,900 57,100	56,700 43,000 18,800 376,700 29,400	59,200 47,700 19,000 376,200 27,700	安 佐 郡	60,200 51,700 55,000 118,000 110,200	29,300 26,200 27,200 53,600 53,800	30,900 25,500 27,800 58,400 56,400
西 日 横 市	695,800 57,100 84,500 45,400 27,500	347,300 29,400 41,400 22,600 14,400	348,500 27,700 43,100 22,800 13,100	高 豊 郡	84,100 37,300 90,400 47,800 65,400	41,000 18,800 43,500 23,200 31,500	43,100 18,500 46,900 24,600 33,900
南 仁 八 木 市	33,000 36,100 140,900 24,900 29,500	16,900 18,700 68,600 12,600 14,100	16,100 17,400 72,300 12,300 15,400	甲 神 郡	29,200 18,900 61,100 73,900	14,800 9,300 30,100 37,800	14,400 9,600 31,000 36,100
北 遠 安 遷 市	55,700 96,700 58,800 31,100 31,700	28,700 47,500 30,500 15,800 15,500	27,000 49,200 28,300 15,300 16,200	乙 石 郡	432,500 799,400 182,000 85,000 36,600	219,800 398,900 91,700 44,100 18,800	212,700 400,500 90,300 40,900 17,800
山 本 市	1,369,300 255,000 1,114,300 179,300 38,200	674,700 122,600 552,100 87,300 17,300	694,600 132,400 562,200 92,000 20,900	大 佐 郡	32,900 39,100 56,900 54,600 152,100	15,800 20,400 29,000 25,700 75,500	17,100 28,700 27,900 28,900 76,600
岡 山 市	37,500 51,300 44,800 49,500 50,800	18,000 25,500 22,200 24,900 25,800	19,500 25,800 22,600 24,600 25,000	防 大 防 郡	74,800 95,700 36,700 82,300 81,200	36,800 50,100 18,400 40,900 40,600	38,000 45,600 18,300 41,400 40,600
津 御 赤 和 邑	46,700 132,000 71,300 104,900 85,200	23,200 63,700 34,700 51,200 41,600	23,500 68,300 36,600 53,700 43,600	佐 吉 厚 郡	62,900 40,800 50,700 67,600	21,400 20,400 25,000 34,100	31,500 20,400 25,700 33,500
上 兒 都 浅 小	39,700 63,300 42,800 41,600 51,500	19,400 31,200 21,600 21,000 26,300	20,300 32,100 21,200 20,600 25,200	美 大 阿 島 郡	128,900 609,000 128,900 27,100 42,800	63,100 302,700 63,100 13,600 20,900	65,800 306,300 65,800 13,500 21,900
後 吉 上 川 阿	62,200 44,400 51,100 36,900 44,300	31,200 22,300 25,600 18,400 22,300	31,000 22,100 25,500 18,500 22,000	海 那 郡	94,300 44,000 42,300 113,000 38,700	47,600 22,200 20,900 56,200 19,200	46,700 21,800 21,400 56,800 19,500
真 古 勝 英 久	1,889,900 759,400 1,130,500 340,100 262,300	957,500 397,700 559,800 172,700 146,500	932,400 361,700 570,700 167,400 115,800	三 麻 郡	48,700 87,900 70,200	23,700 43,900 34,500	25,000 44,000 35,700
廣 島 市	44,300 51,700 61,000 117,600 109,700	22,600 25,800 30,100 58,700 55,000	21,700 25,900 30,900 58,900 54,700	美 三 川 市	760,600 122,300	377,300 69,200	383,300 62,100
三 尾 福 安 佐	44,300 51,700 61,000 117,600 109,700	22,600 25,800 30,100 58,700 55,000	21,700 25,900 30,900 58,900 54,700	高 松 郡	638,300 92,100 30,200 81,100 77,200	317,100 45,300 14,900 39,400 38,600	321,200 46,800 15,300 41,700 38,600

道府縣別	總數	男	女	道府縣別	總數	男	女
小香綾仲三 豆川歌度多豐	49,100 80,100 124,800 92,500 133,500	24,300 40,500 62,400 46,200 65,700	24,800 39,600 62,400 46,300 67,800	筑紫良島羽井 糸浮三 瀧女門池救 三八山三企	郡郡郡郡 郡郡郡郡 郡郡郡郡 郡郡郡郡	60,400 19,200 61,000 58,100 74,800	29,700 9,600 29,600 27,500 37,300
愛媛市松今	1,182,100 258,100 924,000 81,500 54,300	584,000 126,400 457,600 40,500 25,300	598,100 131,700 466,400 41,000 29,000	川上 田京築 賓佐市	郡郡郡 郡郡郡 郡郡縣部	106,100 132,500 84,400 55,200 30,900	52,300 65,100 40,900 27,400 15,700
宇和島漬居泉智 新瀬越	52,000 31,600 38,700 144,600 118,500	25,400 15,100 20,100 71,500 57,300	26,600 16,500 18,600 73,100 61,200	田川上 京築賓 佐市	郡郡郡 郡郡縣部	172,000 65,800 64,600 682,000 85,600	88,000 31,800 31,400 328,800 41,100
周新宇上伊 桑居瀬穴豫	50,100 82,100 73,800 40,700 64,800	25,100 41,100 36,400 20,600 32,100	25,000 41,000 37,400 20,100 32,700	賀津賀埼 佐唐佐神	郡市郡 市郡郡	596,400 53,100 32,500 90,800 43,500	287,700 25,500 15,600 44,100 21,000
喜多宇東北南 西和和和和	87,900 69,700 60,100 94,200 37,500	44,400 31,800 30,100 48,000 19,200	43,500 37,900 30,000 46,200 18,300	養基 城浦浦 松松島 東西杵	郡郡郡 郡郡郡 郡郡郡	62,600 61,100 87,300 72,500 109,900	29,400 29,000 42,200 35,600 53,400
高知市郡高安 香長土高	712,600 105,900 606,700 105,900 83,000	353,800 50,600 303,200 50,600 40,700	358,800 55,300 303,500 55,300 42,300	藤崎 市郡長	郡縣部 郡部部	68,700 1,344,800 449,900 894,900 230,800	33,000 686,000 240,900 445,100 115,800
幡多福岡 若入戸直飯	71,500 73,800 34,800 67,700 144,800	34,900 36,800 18,200 33,800 72,400	36,600 37,000 16,600 33,900 72,400	佐世 彼來 東北南 高高	市郡郡 郡郡郡 郡郡郡	219,100 153,900 91,600 82,500 175,100	125,100 76,200 45,400 40,500 86,000
薩摩福岡 大分	131,100 2,928,200 1,299,100 1,629,100 322,000	66,400 1,477,500 662,600 814,900 158,300	64,700 1,450,700 636,500 814,200 163,700	南北松浦 南対岐馬 南對本 北本	郡郡郡 郡郡郡 郡郡郡	181,600 111,700 41,200 57,300 1,412,000	91,900 55,200 19,800 30,100 692,600
久留米田倉 大小門糟	78,800 243,500 80,000 46,900 39,300	41,200 128,200 41,900 23,600 19,700	37,600 115,300 38,100 23,300 19,600	市郡熊飽宇 本託土	市郡郡 郡郡郡	209,200 1,202,800 209,200 87,000 46,900	102,800 589,800 102,800 42,700 22,900
宗遠鞍嘉朝 像賀手穂倉	98,600 110,800 147,400 131,800 124,700	49,600 55,800 76,200 68,100 62,900	49,000 55,000 71,200 63,700 61,800	玉鹿菊阿上 名本池蘇城 益益	郡郡郡 郡郡郡 郡郡郡	145,400 83,000 88,500 94,400 89,200	71,000 40,100 43,200 47,200 43,300
43,800 96,600 94,600 201,100 83,300	21,400 51,600 48,600 104,200 39,900	22,400 45,000 46,000 96,900 43,400	城代北磨草 下八葦球天	郡郡郡 郡郡郡	70,200 116,700 81,900 117,300 177,300	35,700 56,800 41,300 58,800 86,800	

彙報

人口問題研究所官制

(昭和十四年八月二十五日勅令第六百三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附則

第一條 人口問題研究所ハ厚生大臣ノ管理ニ屬シ人口問題ノ調査研究ヲ掌ル

第二條 人口問題研究所ニ左ノ職員ヲ置ク

所長

研究官 専任十一人 奏任

研究官補 専任十六人 判任

書記 専任三人 判任

所長ハ厚生次官ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 人口問題研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム

第三條 調査部ニ於テハ人口及民族ニ關スル調査研究ヲ掌ル

人口問題研究所事務分掌規程

人口問題研究所事務分掌規程左ノ通定メ昭和十四年八月二十五日ヨリ施行セリ

第一條 人口問題研究所ニ企畫部及調査部ヲ置ク

第二條 企畫部ニ於テハ企畫、連絡、庶務及他部ニ屬セザル事項ヲ掌ル

人口問題研究所事務分掌規定細則

(昭和十四年十月十八日)

第三班

一、民族及人種ニ關スル社會學的調査研究事項

二、民族政策ニ關スル歷史的調査研究事項

三、民族、人種ノ特質ニ關スル社會科學的調査研究事項

四、民族、人種ニ關スル自然科學的調査研究事項

第三班

一、人口問題ニ關スル社會學的調査研究事項

二、人口問題ニ關スル經濟學的調査研究事項

三、人口問題ニ關スル社會政策學的調査研究事項

四、人口問題ニ關スル地理學的調査研究事項

(1) 庶務部

一、機密ニ關スル事項

二、人事ニ關スル事項

三、官印ノ管守ニ關スル事項

四、文書ノ受授發送並ニ編纂保存ニ關スル事項

五、會計ニ關スル事項

第四條 人口問題研究所ニ専門委員ヲ置キ専門ノ事項ヲ調査セシム

第五條 専門委員ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第六條 専門委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合

ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨げズ
一、所内取締ニ關スル事項
二、他ノ主管ニ屬セザル事項

ス
第六條 研究官及研究官補ハ上官ノ命ヲ承ケ調査研究ヲ掌ル
一、調査研究ノ統轄ニ關スル事項
二、調查研究資料ノ蒐集整理及編成ニ關スル事項
三、調查研究ノ連絡ニ關スル事項

(2) 企畫班

一、調査研究ノ統轄ニ關スル事項
二、調查研究資料ノ蒐集整理及編成ニ關スル事項
三、調查研究ノ連絡ニ關スル事項

調査部

第一班
第二班

一、人口理論ニ關スル調査研究事項

二、人口史ニ關スル調査研究事項

三、人口政策ニ關スル調査研究事項

四、人口ニ關スル統計學的調査研究事項

五、外國ノ人口事情及政策ニ關スル調査研究事項

六、其ノ他他ノ主管ニ屬セザル人口問題ニ關スル

一般的調査研究事項

ス
第七條 書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

人口問題研究所官制

一、人口問題ニ關スル社會生物学的調査研究事項
二、人口問題ニ關スル社會基礎醫學的調査研究事項

項

一、人口問題ニ關スル社會臨床醫學的調査研究事項

項

一、人口問題ニ關スル民族衛生學的調査研究事項
二、人口問題ニ關スル民族衛生學的調査研究事項

項

- (一) 體力(精神能力、身體能力)
- (二) 死別
- (三) 產兒制限の傳播及墮胎に関する研究
- (四) 思想、知識の傳播狀況
- (五) 實行狀況
- (六) 動機
- (七) 手段及效果
- (八) 民族的妊娠能力
- (九) 其の他社會婦人科學的原因
- (十) 母性死亡に関する研究
- (十一) 胎兒死亡に関する研究
- (十二) 出生率低下現象の社會的經濟的背景に関する研究

人口問題研究所に於て直ちに調査研究に着手すべき主要調査研究事項

(昭和十四年十一月十五日決定)

第一 出生增加方策に關する研究

一、基本的研究

(一) 出生率低下現象の多面的觀察

(1) 一般出生率の觀察

(2) 差別出生率の觀察

(イ) 出生速度

(ロ) 年齢別出生率

(ハ) 職業別出生率

(二) 所得階級別出生率

(ホ) 教育程度別出生率

(ヘ) 地域別出生率

(ト) 質の差異による出生率

(チ) 其の他

二、量的影響に關する事項

(一) 人口動態に關する研究

(1) 自然的動態

(2) 社會的動態

(二) 人口靜態に關する研究

(1) 人口分布及其の變化(都市集中)

(2) 標性別、年齢別人口構成及其の變化(労働人)

(3) 口に重點を置く

(4) 配偶關係別構成及其の變化(出生に對する影響を中心とする)

(5) 職業別、產業別人口構成及其の變化(工業化)

(6) 農業人口に關する事項に重點を置く

(7) 賓客を中心とする

二、質的影響に關する研究(社會衛生學的研究)

(一) 死別

(二) 死別

(三) 死別

(四) 死別

(五) 死別

(六) 死別

(七) 死別

(八) 死別

(九) 死別

(十) 死別

(十一) 死別

(十二) 死別

(十三) 死別

(十四) 死別

(十五) 死別

(十六) 死別

(十七) 死別

(十八) 死別

(十九) 死別

(二十) 死別

(二十一) 死別

(二十二) 死別

(二十三) 死別

(二十四) 死別

(二十五) 死別

(二十六) 死別

(二十七) 死別

(二十八) 死別

(二十九) 死別

(三十) 死別

(三十一) 死別

(三十二) 死別

(三十三) 死別

(三十四) 死別

(三十五) 死別

(三十六) 死別

(三十七) 死別

(三十八) 死別

(三十九) 死別

(四十) 死別

(四十一) 死別

(四十二) 死別

(四十三) 死別

(四十四) 死別

(四十五) 死別

(四十六) 死別

(四十七) 死別

(四十八) 死別

(四十九) 死別

(五十) 死別

(五十一) 死別

(五十二) 死別

(五十三) 死別

(五十四) 死別

(五十五) 死別

(五十六) 死別

(五十七) 死別

(五十八) 死別

(五十九) 死別

(六十) 死別

(六十一) 死別

(六十二) 死別

(六十三) 死別

(六十四) 死別

(六十五) 死別

(六十六) 死別

(六十七) 死別

(六十八) 死別

(六十九) 死別

(七十) 死別

(七十一) 死別

(七十二) 死別

(七十三) 死別

(七十四) 死別

(七十五) 死別

(七十六) 死別

(七十七) 死別

(七十八) 死別

(七十九) 死別

(八十) 死別

(八十一) 死別

(八十二) 死別

(八十三) 死別

(八十四) 死別

(八十五) 死別

(八十六) 死別

(八十七) 死別

(八十八) 死別

(八十九) 死別

(九十) 死別

(九十一) 死別

(九十二) 死別

(九十三) 死別

(九十四) 死別

(九十五) 死別

(九十六) 死別

(九十七) 死別

(九十八) 死別

(九十九) 死別

(一百) 死別

(一百一) 死別

(一百二) 死別

(一百三) 死別

(一百四) 死別

(一百五) 死別

(一百六) 死別

(一百七) 死別

(一百八) 死別

(一百九) 死別

(一百十) 死別

(一百十一) 死別

(一百十二) 死別

(一百十三) 死別

(一百十四) 死別

(一百十五) 死別

(一百十六) 死別

(一百十七) 死別

(一百十八) 死別

(一百十九) 死別

(一百二十) 死別

(一百二十一) 死別

(一百二十二) 死別

(一百二十三) 死別

(一百二十四) 死別

(一百二十五) 死別

(一百二十六) 死別

(一百二十七) 死別

(一百二十八) 死別

(一百二十九) 死別

(一百三十) 死別

(一百三十一) 死別

(一百三十二) 死別

(一百三十三) 死別

(一百三十四) 死別

(一百三十五) 死別

(一百三十六) 死別

(一百三十七) 死別

(一百三十八) 死別

(一百三十九) 死別

(一百四十) 死別

(一百四十一) 死別

(一百四十二) 死別

(一百四十三) 死別

(一百四十四) 死別

(一百四十五) 死別

(一百四十六) 死別

(一百四十七) 死別

(一百四十八) 死別

(一百四十九) 死別

(一百五十) 死別

(一百五十一) 死別

(一百五十二) 死別

(一百五十三) 死別

(一百五十四) 死別

(一百五十五) 死別

(一百五十六) 死別

(一百五十七) 死別

(一百五十八) 死別

(一百五十九) 死別

(一百六十) 死別

(一百六十一) 死別

(一百六十二) 死別

(一百六十三) 死別

(一百六十四) 死別

(一百六十五) 死別

(一百六十六) 死別

(一百六十七) 死別

(一百六十八) 死別

(一百六十九) 死別

(一百七十) 死別

(一百七十一) 死別

(一百七十二) 死別

(一百七十三) 死別

(一百七十四) 死別

(一百七十五) 死別

(一百七十六) 死別

(一百七十七) 死別

(一百七十八) 死別

(一百七十九) 死別

(一百八十) 死別

(一百八十一) 死別

(一百八十二) 死別

(一百八十三) 死別

(一百八十四) 死別

(一百八十五) 死別

(一百八十六) 死別

(一百八十七) 死別

(一百八十八) 死別

(一百八十九) 死別

(一百九十) 死別

(一百二十) 死別

(一百二十一) 死別

(一百二十二) 死別

(一百二十三) 死別

(一百二十四) 死別

(一百二十五) 死別

(一百二十六) 死別

(一百二十七) 死別

(一百二十八) 死別

(一百二十九) 死別

(一百三十) 死別

(一百三十一) 死別

(一百三十二) 死別

(一百三十三) 死別

(一百三十四) 死別

(一百三十五) 死別

(一百三十六) 死別

(一百三十七) 死別

(一百三十八) 死別

(一百三十九) 死別

(一百四十) 死別

(一百四十一) 死別

(2) 差別死亡率の観察

イ 體性別、年齢別死亡率

ロ 職業別死亡率

ハ 所得階級別死亡率

ニ 教育程度別死亡率

ホ 地域別死亡率

ヘ 其の他

(二) 死亡の原因及疾病に関する研究

(1) 死因及疾病に関する一般的研究

(2) 乳幼児の死因に関する研究

イ 先天性弱質

ロ 消化器疾患

ハ 呼吸器疾患

ニ 其の他

(3) 乳幼児の健康に関する研究

(4) 結核

(5) 其の他

一 政策に関する研究

(一) 乳幼児死亡率の低下政策

(二) 結核死亡率の低下政策

(三) 國民の栄養増進政策

(四) 體力向上政策

第四 社會的環境と人口の質に関する研究

一、兩親の質と兒童の質

二、兩親の所得別、職業別、教育程度別兒童の質

三、家族數(同胞數)別兒童の質

四、地域別人口の質

五、私生兒の質

第五 人口收容力に関する研究

(産業構造の變化と人口增加)

一、目的

本邦出生率低下現象に關する研究上所謂差別出生

率に關する資料は必要不可缺なり。然るに既存の資料は極めて不十分なるを以て、新に本研究所に於て

は内閣統計局との協力の下に出產力調査を實施し之が基本資料の一たらしめんとする。

一、内地

農業、工業、商業等

二、朝鮮、臺灣及南洋

三、大陸及其他

第六 近住民族及在外邦人の人口現象に關する研究

第七 外國人口現象及人口政策の調査

一、人口現象の調査

二、人口問題の研究及學說紹介

三、人口政策の調査研究及紹介

二、方法

標本調査に依り、一定の職業及地域を選定し、其の有配偶者に付き「出產力調査票」の記入を依頼す。

但し右調査票の配付及蒐集は關係官公署、團體、會社等に之を委嘱す。

三、期日

昭和十五年一月二十日午前零時現在

四、客體

左の種類に分ち合計約一〇〇,〇〇〇の單位を探る。

(一) 債給生活者

イ 官吏

ロ 小學校教員

ハ 銀行會社員

(二) 貨銀労働者

イ 工場労働者

ロ 鎌山労働者

ハ 交通現業員

(三) 農村在住者

(四) 中小商工業主

(五) カード階級

出產力調査要綱

五、調査項目

一、夫婦の調査事項

(イ) 住所

(ロ) 夫の氏名

(ハ) 妻の氏名

(ニ) 夫の出生の年月日

(ホ) 妻の出生の年月日

(ト) 妻の初婚、再婚の別

(チ) 結婚年月

(リ) 出産兒の数

(ス) 夫の職業

(ル) 妻の職業

(ヲ) 夫の教育程度

(ワ) 妻の教育程度

(カ) 借給生活者、及賃銀労働者の収入平均月額

(コ) 農業者の地主、自作、自小作、及小作の別

(ダ) 耕作反別

(レ) 中小商工業主の國稅營業収益稅納稅額

(シ) 出産の順位

(ハ) 男女の別

(二) 死亡又は死産の場合には其の年月

人口問題研究所設置に關する若干の新
聞論説抜萃

東京商科大學學長法學博士 上田貞次郎
歡迎すべき報導、國立人口問題研究所
所生る

國立人口問題研究所新設費十萬圓が來年度豫算に上
つたことは歡迎すべきニュースであつて、吾々にとつ
ては十年來の要望が實現したことになるのだが、さて

感、出來ると聞けばまた心配のこともある。それは
研究所へ種々雑多の問題が持込まれて、あふはちとら
ずになることだ。そこでこれだけは國策の基調を定めるた
めに是非調べておかねばならぬといふ最重要の事項

を取上げて、それに全力を集中しなければなるまい。
愚考では我國の人口問題として最重要の事項は出生
率低下の傾向と死亡率の甚だ高いことである。歐米諸
國では近年出生率が極端に低下してしまつて、現在の
人口を維持する望みもなくなつて來たから、何れも出
生率の問題に注意を向けてゐるのであつて、現に結婚
及び出産の奨励政策を實行し始めたところの伊、獨は
申すまでもなく、英國でも調査だけは根本的にやり出
す横様である。だから日本でも同様に子を産むことが
唯一の問題であるかのやうに早呑み込める人もあるや
うに思ふ。けれども事實我國では西洋にないところの大
問題があるので、それは死亡率であることを十分に
認識してかかることが必要である。

出生率は低下の傾向ありと雖もまだ心配する程

昭和十五年一月二十日現在

出産力調査票

調査の目的

注 意

この調査は結婚年齢、職業、教育程度及收入等に出産力と
如何なる關係を有つものであるかを明らかにし、現下均整
の人口政策の基本資料を提供せんとするものであります。

- (1) この調査は一定の職業及地域につき概般的に行ふものであります。
(2) 調査は就業の状況をも含めて作成以外の目的には使用してはなりません。
(3) 真面の記入欄を御理解して記入して下さい。

(イ) 住所		府県		都市		区		町村		
(ロ) 夫の氏名		(二) 夫の出生の年月日		年月日		實際に生れた年月日を記入下さい。もし生年月不詳の場合は満年齢と記入下さい。				
(ハ) 妻の氏名		(三) 妻の出生の年月日		年月日		年月		夫の初婚、再婚の別		
(メ) 夫の初婚		初婚	内閣	初婚者は「初婚」、再婚の者は「再婚」	(手)	結婚年月	年月	夫の初婚、再婚の別		
(ト) 夫の再婚		再婚	内閣	内閣登録の届出が實際の結婚と前後する場合は實際に結婚した年月を記入下さい。		年月		妻の初婚、再婚の別		
(リ) 出産兒の数		出生児数	死産児数	出生児には既産と死産を除き生き残った年月日を記入下さい。川生後死亡した場合は死産と記入下さい。死産の場合は死産から生存までの年月日を記入下さい。死産児には死産を記入して下さい。		年月	年月	妻の初婚、再婚の別		
(ス) 夫の職業		職業	業種	(又) 夫の職業		年月	年月	妻の職業		
(ウ) 夫の教育程度		無	小学校	中等學校	専門學校以上	自分の學歴に相応する別に○をつけて下さい。例へば高等小學校卒業者と高等小學校中途退学者は「小學校卒業」に○を、高等小學校中途退学者は「小學校卒業」に○をつけて下さい。		妻の職業		
(エ) 妻の教育程度		無	小學校	中等學校	専門學校以上	自分の學歴に相応する別に○をつけて下さい。例へば高等小學校卒業者と高等小學校中途退学者は「小學校卒業」に○を、高等小學校中途退学者は「小學校卒業」に○をつけて下さい。		妻の職業		
(ガ) 収入平均		50圓未滿	100圓以上	100圓未滿	150圓未滿	小額には漁労者、労働者及び賃銀労働者を記入して下さい。収入の収入ある場合には夫の収入と計算して下さい。収入額は常に小額に会ける過収入りの均分部を記入して下さい。例へば漁労者は月點に貰賃、財産をもり且つ漁労者等の漁労を奉公し毎月にしたまつて漁労で貰う場合の収入額を記入して下さい。		妻の職業		
(カ) 収入平均		150圓以上	200圓以上	200圓以上	300圓以上	小額には漁労者、労働者及び賃銀労働者を記入して下さい。収入の収入ある場合には夫の収入と計算して下さい。収入額は常に小額に会ける過収入りの均分部を記入して下さい。例へば漁労者は月點に貰賃、財産をもり且つ漁労で貰う場合の収入額を記入して下さい。		妻の職業		
(ミ) 地主		地主	自作	(今)	耕作	町	四	(ル) 妻の職業		
(モ) 販賣者		販賣者	自作	耕作	耕作	耕作	耕作	(ヲ) 夫の教育程度		
(ハ) 小作		小作	耕作	耕作	耕作	耕作	耕作	(ヲ) 夫の教育程度		
(イ) 用意の順位		口) 男女の別	(ハ) 出産の年月日	(二) 死亡久には死の年月	(三) 死亡久には死の年月		(四) 死亡久には死の年月		(五) 死亡久には死の年月	
(二) 出産児の調査事項		第一子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		第二子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		第三子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		第四子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		第五子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		第六子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		第七子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		第八子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		第九子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
		第十子	男 女	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	

厚生省

人口問題研究所

のことではない。死亡率は低下しながらも尙ほ西洋に比すれば非常に高いのである。日本國民の子孫繁昌を望むならば、産むこと以上に死なないことを考へよといはざるを得ない。

今から二十年位前までは、日本全國の出生も死亡も相並んで増加したが出生は死亡以上に速く増加したから、年々の人口増加数が上昇したのである。然るにその後は一方に出生の増加が鈍くなつたに拘らず他方に死亡數が絶対に減少したから、兩者の差たる自然増加はどんどん上つて毎年百萬に達する状態である。かくの如き死亡の減少は誠に喜ぶべきことだが、しかし現在の死亡率は尙千人に付三〇であつて英佛等の約一二

日本で毎年生れる子供の數は二百二十萬あるけれども小學卒業する者は百四十萬しかない。更に徵兵検査を受ける男子の數は六十萬しかない。乳幼兒の死亡率、青年の死亡率が高くして、折角生れた子が満足に育たないのである。百人生れた子供があるとして、それが満一歳になる前に十三人は死んでしまふ。満六歳で學校へ行くやうになるものは八十人に足らず、丁年に達するもの七十三人しか残らない。

何うしてかやうに多くの子供が死ぬのであるか。死因は何病であるか、生活状態に何んな缺陷があつて発病するのか。肺病及花柳病は何程の害をなしてゐるか。都市と農村との間に如何なる差があるか。府縣別にしたら何れの地方が最も悪いのか。所得階級別にし、外國の状態と比較したら何うか。西洋では如何にしてこの問題を解決したか。我國の経験は如何。これが國民の大問題であることは何人も否定し得

ないだらう。國費多端の際に新設される國立研究所がこの問題さへも答へられないとしたら申譯はあるまゝ。しかしこれが完全にわかれれば十萬圓は廉いものだといひ得る。

この他にも人口問題の重點は勿論あるので特に出生率低下の事實は明かにしなければならないが、調査の範圍ばかり廣くなつて、中心を見失つてはならない。

(昭和十三年十二月十五日東京朝日新聞所載)

急を要する人口政策

厚生省は豫てから計畫中の人口問題研究所の官制起草に着手し、今月末迄にこれを開設すべく準備を急いでゐる由である。人口問題に就いての根本対策は苟も國家の興隆を圖らうとする以上、とくに樹立さるべきとして、しかも今日まで隠却せられてゐたのであるから、その調査研究に乗出すこととなつたのは、遅しと雖も喜ばしいのであるが、すでに事變後數年の今日、出生數の著減、死亡者の増加等を見て、これから調査にとりかかるといふやうな悠長なことで、よいのかどうかといふのが問題となるのである。

國際情勢を考へるものは、今日一般には軍用機數を比較して國力判定の基礎とするのであるが、更に嚴密に問題を考察するものは、本國人口（植民地の人口は必ずしも本國の助けとはならない）の多寡を較量するのである。その點から見れば世界の強國中において、わが國は内地人口のみにて七千二百萬を數へ、ソ聯の一億四千萬、アメリカの一億二千萬、ドイツの七千四百萬に次で第四位を占め、英國の四千四百萬、イタリ

アの四千二百萬、フランスの四千一百萬とは比較にならぬ程に多いのであって、他の點を別にしても、日本は正に堂々たる大國なのである。

わが國において今日の如き意味における人口問題がこれまで餘りに世界の注意をひかなかつたのは一には他の強國と地理的に隔離し他國との人口比較によつての國力の大小を考へる必要のなかつたことと、人口増加率が著しく大であり、寧ろ過剩人口の處置が問題となつてゐたからであつて、大正の末期には、産児制限を主張するものもあれば、共鳴するものも少くなかつたのである。その當時からも學者の中には、わが國の人口増加率が漸く極限に達し、出産率の減退の近く現はるべきことと示唆したものもあつたのであるが、當局者も敢てこれに注意を向けようとはしなかつたのである。

その點から見るとヨーロッパ諸國の如く、強國お互に境を接し、隣國國力の隆替が直に自國の安危に影響するところでは、人口問題は常に政治家の頭を支配するのであつて、それも平和が繼續する時代にはそれ程でないが、國際關係の不安の影が現はれ始めるとき、劍に人口増加の必要を感じるやうになるのである。これ即ち人口漸減の悲境にあるフランスに、人口増加運動が盛であり、獨伊おのの結婚奨励とか母子保護事業とか結核撲滅政策とかに、多額の國費を投じて大規模な施設をしてゐる所以なのである。

戰時中に出産數の減少することは當然のことであつて、現にドイツの如きは歐洲大戰當時の出生者の現在數は、その十年前のそれに比して約半數、即ち平時の百五十萬に對して七十萬前後しかない有様なのである。従つてわが國においても、現在の如き動員が行は

れてゐる限り、出産數の減退は防止しうべくもないものである。更に將來を考慮すれば、重工業の發達による都市への人口集中、女子就労者の増加、家屋の拂底による非衛生状態乃至は結婚の抑制等があるので、益々出産數の減少を豫想せしめるのである。加ふるに食料品の輸出等が増加して、牛乳、乳製品の騰貴等を見るにおいては、乳幼児の死亡率増加をも見ないとは限らないのである。

「」の種の問題に對する政策は、一日をも忽せにするを許さないのである。研究所の開設とは別に、速にこれが對策を立てる」とは當局者としての當面の責任である。(昭和十四年七月四日讀賣新聞社説)

勞務動員と人口問題

聖戰二周年を迎へんとして、あらゆる方面にわたり、いよいよ人手の必要を痛感するばかりである。長期建設のための事業、業務は、一日また一日と増加し、繁忙を極めつゝあるが、何をするにも、先だつものは人また人である。本年度總動員計畫は、物資動員計畫、貿易計畫、交通電力動員計畫、資金統制計畫および勞務動員計畫をもつて、その完成を見るはずだが、最後にまはされた勞務動員計畫こそ、なかんづく最も重大要素でなければならぬ。軍需の充足にも、生産力擴充計畫の遂行にも、輸出の振興にも、國民生活必需の確保にも、まづ工場に、作業場に、職場に、その持場持場を守りて、倦まず、撓まず勤労する産業戦士がなくては、どうにも、かうにもならないのである。猫の手をも借りたいとは、眞にかういふ時節であらう。

關係各廳との緊密な協力のもとに、企畫院が編成し、

閣議で決定した十四年度勞務動員計畫によれば、その新規需要は、軍需、生產力擴充、輸出、必需品等の各種產業並に運輸通信業における增加需要および工、鐵、交通各業における減耗補充に要するもの、内地から滿洲への移民等を總計して、男女約百十萬人に上つてゐる。さきに國家總動員法が發動されて、學校および工場技術者の養成令や、使用制限令が公布實施され、近く又國民徵用令が公布實施されんとしつゝあるが、この種の勞務の統制を目的とする諸法令も、肝腎の統制すべき人的資源が涸渇するにおいては、遂に何の施すべき術もなくて口まねはならぬ。勞務の動員あつての勞務の統制であり、百十萬の勞務の動員こそさし當つての緊急問題でなければならぬ。企畫院の計畫によれば、技術者および熟練勞務者を除く一般勞務者については、まづ本年三月の新規小學校卒業者、未就業者、物資動員計畫から生ずる離職者から出来るだけ充足し、殘餘は農業從事者、商業その他における勞務の節減可能な業務の從事者、移住朝鮮人等によつて補ひ、一部女子をも代用せしむるため未婚無業女子の就職を獎勵することになつてゐるが、この机上計畫が實際において果してその通りに遂行されるかどうかは、實行して見なければわからぬであらう。殊に本年三月の小學校卒業者のうちには、たとひなほ未就業者はあるにいほどの始末である。即ち先年は食ふ口の多過ぎる心配であつたのが、昨今は働く手が不足だといふ悩みである。しかもこの際において、昭和十三年の自然増加が、實數六十六萬餘人、千人中九・二六人といふ大正八、九年以來約二十年ぶりの少數、低率であつたと發表されたのであるから、問題の重大性が一層強く印象されたのは當然である。

昭和十三年において、戰死、戰傷死を含まない約百廿六萬人の死亡數は、昭和四年以來の多數であるけれども、千人當り一七人餘の死亡率は、例年と大差ないの督促で漸く設置がきまり、目下官制の起草中である。わが國にも既に人口增加率遞減の徵候著るしく、現在の戰時國民生活は愈々その傾向に拍車をかける結果となるべく、長期戰、長期建設に對する永久的勞務員計畫として、人口國策の樹立を急がねばならぬ。しかしこの量的對策と同時に、さらに質的向上を目的とする厚生行政の極力並びに行はるべきはいふまでない。(昭和十四年七月五日東京朝日新聞社説)

人口動態の變調

内地一ヶ年間の増加人口百萬人を上下し、如何にしてこれが食糧を給し、如何にして將來激増する生產人口の職業を開拓するかといふマルサス人口論第一版的危惧の論が盛んに唱へられたのは、たつた數年前のことであった。しかるに支那事變勃發以來の日本は、實戰と大陸の建設事業のみならず、内地におけるいはゆる國家總力戰の銃後任務に人手は幾らあつても足らなければならぬ。かるに支那事變勃發以來の日本は、實戰と大陸の建設事業のみならず、内地におけるいはゆる國家總力戰の銃後任務に人手は幾らあつても足らなければならぬ。軍需の充足にも、生産力擴充計畫の遂行にも、輸出の振興にも、國民生活必需の確保にも、まづ工場に、作業場に、職場に、その持場持場を守りて、倦まず、撓まず勤労する産業戦士がなくては、どうにも、かうにもならないのである。猫の手をも借りたいとは、眞にかういふ時節であらう。

さらに勞務の動員計畫は、一國の人口政策と切り離して考へることは出來ない。本來わが國には未だ一定の入口國策なるものがなく、人口增加率が高すぎるといつては、產兒制限を主張するものさへあつたほどの觀點であり、厚生省の人口問題研究所も、民間から

のであるから、自然増加の不振は専ら出生率の減少に原因するのである。即ち近年二百十餘萬人づつ生れる例を破つて、昨年は百九十二萬餘人しか生れてゐない。これは大正十三年以來十五年ぶりの低い数字であるが、さらに千人中二六・七人といふ出生率に至つては、殆ど半世紀前、明治廿四年の不完全な統計にこれと匹敵するものを發見するに過ぎないほどの稀有の低率なのである。出生減退の原因は種々考へ得るであらうが、直接間接に最も主たる影響條件が戦争であることには、議論の餘地があるまい。大正七、八年頃の特に出生率の低下したときの出生者が漸く結婚年齢に達したことにより、今日の出生率に影響してゐる事情は、大正九年以後に激増した出生人口の數年後における再生產力に期待して、多くを憂ふるに足らぬであらうが、戦争による出生減退が、今後二十年乃至其以後における生産年齢及び妊娠年齢人口構成を弱化する點を考へると、出生に及ぼす戦争の影響を、出来るだけ軽減する爲に、何等かの対策がなければならぬはずである。

近代戦争においては、國家の物的資源と共に人的資源をも擧げて戦はれねばならぬ。一時的の出生低下はこの意味の犠牲に外ならないのであるから、対策は勿論十分に講ぜられねばならぬとしても、日本人の口問題の將來に關しては、一時の變態を見て悲觀するのは聊か早計であらう。昨年の劣勢をもつてしても、出生及び自然増加の率は、世界の大國中ソ聯に譲るばかりで、大いに產めよ殖えよの國策を勵行してゐる伊、獨兩國に勝り、米、英、佛などは問題でない。日本が今は興國の勢慶々たる若き國家であることを證明する人口の大勢には餘り變化がないのであって、數

年前の産兒制限論が輕率に過ぎたと同様に、昨今唱へられてゐる人口増殖のための早婚獎勵説なども、餘ほど嚴重な條件付きでなければ俄に肯定は出來まい。生活程度の維持向上に無関心となり得ぬ文明國民の婚姻年齢が晩れ勝ちになるのを防ぐためには、實質的に有效な結婚獎勵と育児援助の施設を講ずる外にあるまい。家庭生活を愛する日本男子の一般的性情、日本婦人の母性的婦德には近き將來にあまり大變化あるべしとも思へない。頗る廢的な避妊の流行などは、大勢として多く取越苦勞するに當らず、人口増殖策の要諦は畢竟國民生活を安易にしてやるといふ平凡なる政治の一般原則に歸するといふてよからう。早婚と出生増はその結果として期待すべきものである。

自然原則よりも社會原則に影響されることの多い文明國の人口問題に對しては、政治の當否が強く反映するのであるが、殊に各方面に統制の強化されつゝある我が國の現状と傾向においては、政府當路の人口政策に關する責任が極めて重いことを知らねばならぬ。我が國の人口政策として、海外移住、國內工業化による對外貿易の發達、内外資源の獲得および開発等々の積極解決策は人口を過剰視してゐた數年前から唱へられてゐたものであるが、人的資源の不足が感ぜられる今日においても、決して開拓してはならぬ根本的人口對策であらう。たゞ各政策間の輕重緩急が東亞と世界の新事態によつて變化しつゝあるだけである。如何に人口政策を按排するかは、あらゆる國策の基礎となるべき本格的調査はないかと探し廻る有様であるが、恰も昨今の如く、大陸政策といふ巨大な課題が課せられ、生産擴充といふ根本的な問題にぶち當つて見ると、對策はいよいよ科學的基礎にもとづくことなくしては進め得られなくなつたのである。これは自然科學の方面についても固より同様で、かの理科學研究の如きが、その

とが、正に政府當局の政治的責任であることは改めていふまでもない。(昭和十四年七月十七日東京日日新聞社説)

研究所の簇出

先頃、東亞研究所が設立され、巨額の資金と人材とを擁して、東亞の新事態に處すべき基本的資料の蒐集と科學的研究に出立したが、これと前後して滿鐵調査部も年豫算を一千萬圓に擴張、同様の目的に向つて機關の缺如が嘆かれてゐただけに世の注目を惹いたのであるが、その後、外務省其他の官廳會社に於ても、調査機關の充實を期せんとする氣運が濃く、科學的綜合的研究の必要は、時局の進展と共に漸く切實に痛感され來つたものの如くである。今回、國立をもつて人口問題研究所が設立されるのも、國家が問題の皮表のみをむらず、その基本に眼を注ぎ來つたものとして、固より慶賀に堪へず、寧ろその遲かりしを恨むくらいである。

當面の政策立案に關する調査機關は、企畫院をはじめ、各省夫々に整備されてゐるであらうが、問題が少しく恒久的なものとなり、根本的なものとなると、これら政策立案の機關では間に合はず、何處かに基本的な政策を按排するかは、あらゆる國策の基礎となるべき

研究促進のために依然として企業的經營に依拠せざることを得ないといった事態は、國家としては決して自慢になることではないのである。

この意味で科學的研究機關は、むしろその簇出を歓迎せねばならぬのであるが、たゞそれが今のインフレ的臭氣をもつ產物たることだけは十分に警戒されねばならぬ。といつても、問題はたゞ科學的研究所として的確な組織をもち、正しき研究對象を捉へてゐるかどうかにあるのであつて、例へばそれが官廳の機關たることは何ら差支なしとしても、組織そのものが所謂お役所風に事務的なものであつてはだめである。會長といつた地位に何時變るか分らぬ次官を置き、委任の研究官何人といつたやうな仕組で、果してよく腰を据え、一貫して、今日直に役に立たない根本的な問題に研究の情熱をそよぎ得るかどうか。研究員には研究に生涯を没頭するていの覺悟が要り、會長その他幹部もこの研究組織の運用に深く打込むだけの態度と學識とを備へてゐるのでなければ、研究の結果に大なる權威を期待することは難かしい。殊に人口問題の研究は、決して單なる人口問題に終り得ないのであつて、廣汎に經濟的な問題に亘らざれば何らの歸結を見るを得ないのであるから、その出發點において旺盛なる科學的精神のこもつた雰圍氣を必要とする。研究所設立に當り、折角佛を刻んで魂を入れるの努力を要望したいのである。(昭和十四年八月十八日東京朝日新聞社説)

警視廳衛生部及東京帝國大學醫學部附屬醫院分院の妊娠狀態調査及出産調査

昭和十四年十月、警視廳衛生部及東京帝國大學醫學部附屬醫院分院は共同調査を以て妊娠狀態調査を行つた。其の概要は以下の如くである。

妊娠狀態調査要綱

一、被調査者の範囲

- 1 被調査者は有夫の婦にして現に夫と同棲中（内縁關係を含む）の者なること出征中又は商用等の爲夫旅行し居る者等は該當者として調査すること
- 2 被調査者は年齢二十歳以上四十五歳迄のものなること
- 3 被調査者の選定は婦人會幹部と警察署と協議の上にて決定するものとす

二、調査割當數

1 工業地域として

荒川區の内 三河島署管内

南千住署管内

二〇〇人

本所區の内 太平署管内

尾久署管内

二〇〇人

向島區の内 寺島署管内

二〇〇人

二〇〇人

城東區の内 鵜戸署管内

二〇〇人

2 商業地域として

神田區の内 錦町署管内

西神田署管内

二〇〇人

浅草區の内 藏前署管内

二〇〇人

二〇〇人

3 小住宅地域として
澁谷區の内 代々木署管内 二五〇人
世田谷區の内 玉川署管内 二五〇人
豊島區の内 池袋署管内 二五〇人
巢鴨署管内 二五〇人

4 中流以上の住宅地域として
杉並區の内 杉並署管内 五〇〇人
荻窪署管内 五〇〇人

三、調査地域並被調査者選定標準

1 工業地域

(イ) 環境的に觀て小工場と民家と入り交りて所 在する地域を選ぶこと

(ロ) 被調査者は前記地域内に居住する者より選び其の生業關係は問はざるも出來得れば工場勤務層の家庭より選ぶこと

2 商業地域

(イ) 環境的に觀て商店櫛比の地域を選ぶこと

(ロ) 被調査者は出來得れば商家にして店舗と住居と同一にせる家庭より選ぶこと

3 小住宅地域

(イ) 環境的に觀て商店街より相當距る純然たる住宅地を形成せる地域を選ぶこと

(ロ) 被調査者は前記住宅地域内に居住せる官公衙、會社、商店等の俸給又は給料に依り生活し居る家庭より選ぶこと

4 中流以上の住宅地域

住宅、建物敷地庭等に相當の餘裕を有する所謂邸宅居住層の家庭より選ぶこと

四、調査上の注意事項

- 被調査者の選定に當りては子供の有無に拘らず選定すること（特に子供ある家庭のみを選ばざる

4
調査に際しては被調査者に對し趣意を説明し、其の理解と協力を得るに努め以て記入の正確を期すること

2 被調査者に於て記入不能
て代筆するも差支なき」と

- 同一家屋内に被調査資格者多數同居する場合例
へば兄弟二夫婦居住する等の場合は各二夫婦を別
別に調査するも差支なきこと

五、調查方法

- 1 2 調査は家庭衛生婦人會員により實施す
調査に際しては調査者一人にて約十二人程度を
分擔し調査票を配布し期日を定め取扱うこと

調査票下欄調査番號欄には名簿と同一の番號を
附し且つ調査擔任者の捺印を爲し置くこと

- 6
本調査実施に當りては支部會を招集し各署衛生主任より調査細綱に關し説明せられたきこと

東京帝國大學醫學部附屬醫院分院
學生規範

人口動態調査に就てのお願ひ

右の調査の主要結果を掲ぐれば次の如くである。

第一表 各階層に於ける結婚年齢

中級の住宅群 結婚年齢	小住宅群		商業群		工業群	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一四歳	一	一	一	0.1	一	0.1
一五歳	二	0.1	一	0.1	一	0.1
一六歳	四	1.5	二	0.4	三	0.5
一七歳	四	4.5	五	5.0	五	6.7
一八歳	十	1.8	八	8.3	九	1.7
一九歳	一四	1.8	二	0.4	一	0.1
二〇歳	一八	1.9	一	0.1	一	0.1
二一歳	一三	1.4	一	0.1	一	0.1
二二歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
二三歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
二四歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
二五歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
二六歳	一	0.1	一	0.1	一	0.1
二七歳	一	0.1	一	0.1	一	0.1
二八歳	一	0.1	一	0.1	一	0.1
二九歳	一	0.1	一	0.1	一	0.1
三〇歳	一	0.1	一	0.1	一	0.1
三一歳	一	0.1	一	0.1	一	0.1
三二歳	一	0.1	一	0.1	一	0.1
三三歳	一	0.1	一	0.1	一	0.1
三四歳	一	0.1	一	0.1	一	0.1
三五歳	一	0.1	一	0.1	一	0.1

第二表 結婚より第一子分娩までの期間

種別	中級住宅群		小住宅群		商業群		工業群	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一年以下	三三	三三六	三五三	四五〇	三一	三八〇	四二七	四三〇
一一二年	三八〇	三八〇	三七三	三七一	三九九	四一四	三八六	三八五
一一三年	一〇七	一一八	一〇八	一一八	九五	一一六	一一四	一一四
一一四年	四二	四六	四二	四八	四一	四〇	四二	四一
一一五年	一〇	一〇一	一二	一四	一五	一八	一四	一四
一一六年	九	一〇	一二	一四	一九	〇九	九	〇九
一一七年	八	〇九	八	〇九	三	〇四	八	〇八
一一八年	六	〇七	四	〇五	二	〇一	五	〇五
一一九年	七	〇八	四	〇五	一	〇一	一	〇一
九年以上	三	〇三	六	〇七	一	〇一	一	〇一
一一二年	七三八	七三八	六九九	六九九	七四一	七四一	九二天	九二天
一一三年	八〇〇	八〇〇	八二七	八二七	八五二	八五二	三二三	三二三
一一四年	三七一	一六九	三五九	一六七	三一八	一四八	三九四	三九四
一一五年	一六〇	六八	一〇〇	六四	一一七	五三	一六三	五七
一一六年	七五	三九	四六	三一	四〇	二〇	七一	一五五
一一七年	四四	一九	四〇	一四	一七	一四一	一五〇	一五〇
一一八年	一六	〇七	一一	一〇	一〇	一〇	一	〇

第三表 分娩間隔期間

間隔	中級住宅群		小住宅群		商業群		工業群	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
年以下	三三	一五	四二	一九	大三	二六	大五	二三
一一二年	七三八	七三八	六九九	六九九	七四一	七四一	九二天	九二天
一一三年	八〇〇	八〇〇	八二七	八二七	八五二	八五二	三二三	三二三
一一四年	三七一	一六九	三五九	一六七	三一八	一四八	三九四	三九四
一一五年	一六〇	六八	一〇〇	六四	一一七	五三	一六三	五七
一一六年	七五	三九	四六	三一	四〇	二〇	七一	一五五
一一七年	四四	一九	四〇	一四	一七	一四一	一五〇	一五〇
一一八年	一六	〇七	一一	一〇	一〇	一〇	一	〇

八一九年	六	0.3	五	0.1	九	0.4	四	0.1
九一一〇年	10	0.5	四	0.1	五	0.5	三	0.1
一〇年以上	11	0.1	六	0.1	一	0.05	三	0.1

第四表 各階層に於ける年齢階級別妊娠率未妊娠死産流早産

小兒死亡率

中級住宅群

年齢別	人員	妊娠回數率	妊娠率	未妊娠	%死産	%自然流	%早産	%人工流	%小兒	%死亡
二〇—二五歳	堺	堺	堺	堺	一〇	二六九	一	一	二	二七
二六—三〇歳	堺	堺	堺	堺	七	四〇八	二	二六	一	二四
三一—三五歳	堺	堺	堺	堺	一〇	三一四	三	二四	一〇	二四
三六—四〇歳	堺	堺	堺	堺	一〇	二四八	三	二四	一〇	二四
四一—四五歳	堺	堺	堺	堺	一〇	一九四	三	一九	一〇	一九

小住宅群

年齢別	人員	妊娠回數率	妊娠率	未妊娠	%死産	%自然流	%早產	%人工流	%小兒	%死亡
二〇—二五歳	堺	堺	堺	堺	一〇	二〇二	一	一〇	一〇	一〇
二六—三〇歳	堺	堺	堺	堺	七	二一四	二	二一	一〇	二一
三一—三五歳	堺	堺	堺	堺	一〇	二〇一	三	二〇	一〇	二〇
三六—四〇歳	堺	堺	堺	堺	一〇	一九八	三	一九	一〇	一九
四一—四五歳	堺	堺	堺	堺	一〇	一九四	三	一九	一〇	一九

早婚晚婚別出生速度の比較

階級別出生速度の比較

(市原博士著者) (櫻井草)

文化と出産力

期間	妻の第一子出生		階級別產兒數	
	年齡別產兒數	年齡	農山村	純農村
(早婚)(遅婚)	人	人	教員	女子大學生
10—15年	0.5	0.5	0.5	0.5
15—20年	0.5	0.5	0.5	0.5
20—25年	0.5	0.5	0.5	0.5
25—30年	0.5	0.5	0.5	0.5
30—35年	0.5	0.5	0.5	0.5
35—40年	0.5	0.5	0.5	0.5
40—45年	0.5	0.5	0.5	0.5
45—50年	0.5	0.5	0.5	0.5
50—55年	0.5	0.5	0.5	0.5
55—60年	0.5	0.5	0.5	0.5
60—65年	0.5	0.5	0.5	0.5
65—70年	0.5	0.5	0.5	0.5
70—75年	0.5	0.5	0.5	0.5
75—80年	0.5	0.5	0.5	0.5
80—85年	0.5	0.5	0.5	0.5
85—90年	0.5	0.5	0.5	0.5
90—95年	0.5	0.5	0.5	0.5
95—100年	0.5	0.5	0.5	0.5

註 第一子出生兒をひとし、以後を計算す。

二十一—二五歳	199	0.05	211	八四	七	0.5	三	二七	二	一四	七	九三
二六—三〇歳	199	0.11	201	四一	九	三六	10	一〇	三	三一	三	四七
三一—三五歳	199	0.15	201	四一	九	三六	10	一〇	三	三一	三	四七
三六—四〇歳	199	0.15	201	四一	九	三六	10	一〇	三	三一	三	四七
四一—四五歳	199	0.15	201	四一	九	三六	10	一〇	三	三一	三	四七

工業地域居住者群

二十一—二五歳	199	0.05	211	八四	七	0.5	三	二七	二	一四	七	九三
二六—三〇歳	199	0.11	201	四一	九	三六	10	一〇	三	三一	三	四七
三一—三五歳	199	0.15	201	四一	九	三六	10	一〇	三	三一	三	四七
三六—四〇歳	199	0.15	201	四一	九	三六	10	一〇	三	三一	三	四七
四一—四五歳	199	0.15	201	四一	九	三六	10	一〇	三	三一	三	四七

尚ほ併せて、出産調査を行つたが其の調査票は次頁の如くである。

出產調査力一下

署名
姓名
昭和年月日
1946年1月1日
新井一郎

本
著者
年譜

風　　熱　　病

凡テヲ記入スル事

後者ノ場合ハソノ理由

粉ノ何レニニシタカ

死亡／際八病名下年

九 表面下欄ノ記入例ラ参照サレタシ

見王良吉、劉子韻、黃後書、劉月口、王

死亡／際八病名下年齡

死亡ノ際六病名ト年齋

七) 兒之健否 健康力病弱為

粉ノ何レニモツタガ

卷之三

六、農業方針、耕作制度、土壤、肥料、灌溉、農業機械、農業政策

(五) 授乳期間 児ノ何歳ノ時マテ既ヲヤツタ為

後者ノ場合ハソノ理由

由“阴病”之三场合1共之以何为

内華南ノ十口又易合、於十七方ノ司、尙有

(四) 分娩・自然二陣痛方起ツテキテ始マル場合ト、病氣其ノ他ノタメニ人工

凡テヲ記入スル事

(三) 妃姫十ヶ月ノ妃姫ノミタケ早瀬ヤ湖瀬(人卫的)ヲモ含ムガテ

總：人體的三分之二，即頭部、頸部、胸背部、腰帶部、臀部、大腿部、小腿部。

(二) 月經開始及之開此ノ年齡、數々年何歲ノ何月(暦月カヲ記入)事

(一) 年齢・凡て數へ年ヲ記入ノ事

項 事 意 法

東京市臨時國勢調査部の出產力調査

昭和十四年十一月二十日、東京市臨時國勢調査部にては、市内の小學校百二十校の第五及第六學年兒童を通じて各社會層に亘る約五萬の世帯に就き出產力調査を行つた。其の調査要綱及調査票は以下の如くである。

出產力統計調查要綱

東京市臨時國勢調査部

帝國の大陸への發展は、その基本的要件として人

然るに、我國民の出産力は曾ては旺盛なるが故に苦惱の種となつて居た程であるが、最近二十年間に亘り漸次下降の趨勢を示しつゝある。加ふるに今次事變に伴ふ多數將兵の出征は、昨年來急激に、しかも深刻なる影響を人口事情、特に出産率に現し初めた。

今や國民の出產力は、その昔とは全く相反する意圖を蔽して急速に再吟味を要請せられて居る。

民の、延ひては我國民の出産力に關する研究資料を提供せんとするものである。

調査の対象端に範囲

世帯を調査の客體とする。調査の範圍は全市域の各

出產力統計調査票

昭和十四年十一月二十日現在

調査ノ目的
コノ調査ハ現在我國大震災問題トナツク居ル
出產力ノ實状ヲ調べ、人口問題及ビ社會施設等ノ研究資料トスルモノデアリス

(一) 保護者夫婦ノ欄(内線モ含ム) 保護者トハ戸主ニ認ラズ實際ニ家ノ取締リタル人デス。配偶者(つれあい)ノ有無ヲ問ヒヤン

(1) 生レタ年月 (明治、大正、昭和等ノ元) (被フライテ下さい)	(2) 夫婦ニナツタ 年月 (下ノ例註覗テ下さい)	(3) 一方が現住家ニ(一時不在者ハ別 居ナシトキハ (イ)其ノテノアマリ成ケタナツリノ月 (イマヌエラフ)トキハ シテナシトキハ	(4) 職業上ノ地位 (下ノ例註覗テ下さい)	(5) 教育程度 (イリテ文書ヲ用シテ下さい)
夫 年 月	年 月	死 其ノ他 亡	年 月	大學、專門、實業、小學校卒業 高等小學校卒業、中學校卒業 中學校卒業、高等小學校卒業 高等小學校卒業、中學校卒業 中學校卒業、高等小學校卒業 中學校卒業、高等小學校卒業
妻 年 月	年 月	死 其ノ他 亡	年 月	大學、專門、實業、小學校卒業 高等小學校卒業、中學校卒業 中學校卒業、高等小學校卒業 高等小學校卒業、中學校卒業 中學校卒業、高等小學校卒業 中學校卒業、高等小學校卒業

(二) 保護者夫婦ノ子供欄
(上ノ實イタ保護者夫婦ノ生レタ子供ダケフサ
(イテ下さい。先夫先妻ノ又ハ養子が居ルトキハ)
(三) 開=實イテ下さい)

(1) 生存中ノモノ (獨立、独立、離子、離合等現在者) (被フライテモノを離ルトキハ下サイ)	(2) 死亡シタモノ (三) 開=實イテ下さい	(3) 死産回数	(4) 家ニ居ル其ノ他ノ家族 (上人ノ祖父母、伯母、兄弟、姉妹等 (おなじ、世帯、姓、出生年子等)	(1) 家ニ居ル其ノ他ノ家族 (上人ノ祖父母、伯母、兄弟、姉妹等 (おなじ、世帯、姓、出生年子等)	(2) 住居ニツイテ (室、屋外、露地等の区分) (4) 飲食等 (被フライテ下さい)
男 人	女 人	計 人	男 人	女 人	計 人
人 人	人 人	人 人	人 人	人 人	人 人

書キ入レ方ノ御注意

1 文字ハ「インキ」カ郎デ、數字ハ算用数字(1,2,3,……9)デハツキリ上若イテ下さい

2 寄キ人レル昭和八十一月二十日現在ノ郵便番号イテ下さい

3 事面ニ記入例ガアリマスカラ参考ニシテ下さい

4 戸主ノ職業事項ノナミニハ斜線ノ引イテ下さい

(一) 保護者大體ノ健

(2) 夫婦ニナツタ年月——實業大體ニナツタ年月、戸籍上ノ手續アシテハアリマサ

(4) 一方が現住家——大體ノ一方が氏ダケリ成ハソレハ理由ド現正大體ノ同居
レテヨリトキハ、「凡ル事ハ^ノアマリ成ケタナツリノ月」文字ヲ附シ、一
方ガ第ニナツタナツタ年月ノ月日ヲ下サイ。入院ノ事例行
トカゲー時刻ヨリナイモノ。家ニユルモントシテ

(5) 教育程度——中途退學者、ノモ退學ノ學成率程度トシテ下さい

(4) 職業上ノ地位
コレハ來ルダケタクシク、二ツ以上ノ職業アルトキハ主ナ職業ヲ審イテ下さい。
下ソニテノ例示テマス

職業ナリバ
工芸ナリバ
商賈ナリバ
在公事ナリバ
他家ノ家事ナリバ
自由業ナリバ
無職ナリバ

地主、自作、小作、租地、木場、穀場、
金物加工、鋳造工事、機械製造販賣、重車、唐車、馬夫、櫻花、櫻花、
鐵道、水道、土木工程、瓦斯、電氣、
機械、工事、工事、工事等、
物品販賣、飲食、銀行、公債、郵局、
保險、運送、旅館、便益、莊園、
外務省、外交省、小使、
軍事、船政、火船等、
内務省、税關署、海關署、海關、
市役所、税役所、税役所、
關稅、下級、下長、子、
扶助、小使等、
關稅、實業、舊殖產、舊殖產、
新秋、秋、秋稅等、
無職ト證イテ下さい。學生ハ大學生、中學生等ト書イテ下さい

番號

記入例 其ノ一

(一) 保護者夫婦ノ欄(内線モ含ミマス) 保護者トハ戸主ニ限ラズ實際ニ家ノ取締リタル入デス。配偶者(つれあい)ノ有無ヲ問ヒマセン					
(1) 生レタ年月 (明治大正昭和等ノ元) (該テ音イテ下サイ)	(2) 夫婦ニナツク年月 (下ノ御注意ヲ見テ下サイ)	(3) 一方が現在家ニ(一時不在者ハルモト見マス) 居ナイトキハ (イ)其ノワケ(ロ)居ナクナツクノ年月 (イ)其ノ文書(明治大正昭和等ノ元) (該テ音イテ下サイ)	(4) 職業ト職業上ノ地位 (下ノ御注意ヲ見テ下サイ)	(5) 教育程度 (イ)文字ヲ讀シテ下サイ)	
夫 明治24年12月	大正8年4月	死ノ他死ノ他	物品販賣業主	小学校卒業ナシ	
妻 明治28年3月		死ノ他死ノ他	無職	小学校卒業ナシ	
(二) 保護者夫婦ノ子供欄(上ニ書イタ保護者夫婦ノ間ニ生レタ子供ダケリ亦 (イテ下サイ。先夫先妻ノ子又ハ養子ガ居ルトキハ) (三)欄ニ書イテ下サイ)					
(三) 其ノ他ノ欄					

(一) 保護者夫婦ノ欄(内線モ含ミマス) 保護者トハ戸主ニ限ラズ實際ニ家ノ取締リタル入デス。配偶者(つれあい)ノ有無ヲ問ヒマセン					
(1) 生レタ年月 (明治大正昭和等ノ元) (該テ音イテ下サイ)	(2) 夫婦ニナツク年月 (下ノ御注意ヲ見テ下サイ)	(3) 一方が現在家ニ(一時不在者ハルモト見マス) 居ナイトキハ (イ)其ノワケ(ロ)居ナクナツクノ年月 (イ)其ノ文書(明治大正昭和等ノ元) (該テ音イテ下サイ)	(4) 職業ト職業上ノ地位 (下ノ御注意ヲ見テ下サイ)	(5) 教育程度 (イ)文字ヲ讀シテ下サイ)	
夫 明治24年2月	大正8年10月	死ノ他死ノ他	金屬工業工 績工業便	小学校卒業ナシ	
妻 明治30年1月		死ノ他死ノ他	年月	小学校卒業ナシ	
(二) 保護者夫婦ノ子供欄(上ニ書イタ保護者夫婦ノ間ニ生レタ子供ダケリ亦 (イテ下サイ。先夫先妻ノ子又ハ養子ガ居ルトキハ) (三)欄ニ書イテ下サイ)					
(三) 其ノ他ノ欄					

記入例 其ノ二

社会層に及ぼすべきであるが、全市域の總世帯に付いて調査することは事實上不可能なるを以て、市内各地域中各社會層を網羅し得る様百二十小學校を選定し、其の第五及び六學年在學兒童約五萬名の各世帶を調査するに止む。

三、調査の期日並に方法

調査は尋常科第五及び六學年擔當教員の援助を得て、別紙調査票並に依頼狀を兒童の世帯に配付し、保護者に依頼して十一月二十日現在の實状を以て次の各調査項目を記入せしめ、十一月末日迄に之を蒐集す。

四、調査の事項

前項の調査趣旨に基き次の十一項目を調査する。

- (一) 主人夫婦に就て
- (二) 出生年月
- (三) 婚姻年月
- (四) 生存者數(男女の別)
- (五) 教育程度
- (一) 主人夫婦間の出産兒に就て
- (二) 死亡者數(男女の別)
- (三) 流產回數
- (四) 其の他に就て
- (五) 家に在る爾餘の家族數(男女の別)
- (六) 住居の室數及び疊數

民族衛生研究會の精神薄弱者家族調査及優良家系調査

東京市補助學級關係

研究所員 医學士 吉益脩夫

東京市技師 醫學士 勝野井輝美

都會に出て成功せるものを撰定するも可とす。

六、其の血族に犯罪者、反社會性者其の他社會より感

避される者を出したる家系は撰定せざることとす。

民族衛生研究會に於ては優生問題の研究及適切なる

優生政策樹立の基礎資料として精神薄弱者家族調査及

優良家系調査を行つた。其の要綱を掲げれば左の如くである。

(一) 精神薄弱者家族調査要綱

一、調査の趣旨

本調査は精神薄弱者にして結婚生活を營みつゝあるもの、其の配偶者並に近親者の精神状態、社會的適應性、犯罪、並に反社會性殊に其の夫婦に就て結婚後の経過期間、其他妊娠児数等に付いて調査し之

れに依りて精神薄弱者の遺傳關係並に生活力、生殖力等を知り以て優生制度の基礎的資料とせんとする。

二、調査の對象

精神薄弱者收容所及び補助學級の兒童の家族中兩親に精神薄弱者のあるものを擇び其の適當なるものに付いて前項に掲げたる各種の項目を調査す。

右要綱に依り今は取り敢へず東京市内外の精神薄弱者收容所及び東京市補助學級の兒童の家族中前者を五〇家族、後者を五〇家族計一〇〇家族に付き目下調査中なり。

調査員氏名

精神薄弱者收容所關係

松澤病院醫局員 醫學士 奥田三郎

醫學士 柴田農武夫

五、優良家系としては郷土に本籍を有し他地方又は他

一、優良家系としては社會的に見て優良者と見做すべき者を多數に輩出し郷土の誇として衆目の一致せる家系を撰定することとす。

二、優良者の認定には學業成績、社會的地位、又は德望、音樂、繪畫、文學等藝術の天稟、商業、工業等實業界に於ける成功、理學、工學、醫學等自然科學に於ける學殖、宗教、哲學又は道德界に於ける令名、國家社會に對する獻身的功績其の他社會的價值標準によるものとす。

但父祖の權力、財力等の餘力を以て社會的に成功せる者に就ては其の本人の能力を觀察して充分豐かなる才能を有すと認められる場合に初めて優良者と判断すべきものとす。

「常人」

男 女

「稍、優良なるもの」

男 女

「特に優良なるもの」

男 女

るものにあつては死亡時の年齢及び死因を出来るだけ明記し且其の人の傳記就中優良者に就いては其の長所及び業績を正確簡潔に記載すること。

然して夫婦は^二で結び同胞は出生順位で左から右に列舉し双生兒は^二で結合さすこと。
九、優良家系は追究し得る限り昔に遡り且出來るだけ廣く調査すること。

一〇、優良家系調査用紙は格別規定せざるを以て記載に便利な適當の用紙を選びて使用する」と。

(二) 民族混血に關する研究

民族混血に關する研究調査の爲長崎醫大教授高瀬清

氏、同助教授松下兼知氏及び京城帝大教授久保喜代二氏に之が調査を依頼す。

都市學會の不良住宅地區調査

- 都市學會は昭和十三年九月以降本邦不良住宅地區に關する調査研究を行つてゐるが、更に昭和十五年四月より該地區の實地調査を施行し、基本的資料の蒐集のため關係各方面の協力の下に東京市に於ける不良住宅地區を對象とし、左の調査項目によつて、社會學的、經濟學的、社會衛生學的、建築學的方面の諸部門より綜合的に、踏査研究を遂げその解決に資することになつた。
- 不良住宅地區調査項目（要目）
- 一、地理的概觀
 - 二、歷史的概觀
 - 三、地區ノ建築學的狀況
 - 四、家屋狀況
 - 五、戶數人口
 - 1 戶數
 - a 總戶數
 - b 不良住宅戶數
 - c 世帶數別戶數
 - d 居住人數別戶數
 - e 職業別世帶數
 - f 家族數別世帶數
 - g 人口
 - 2 世帶
 - a 職業別世帶數
 - b 家族數別世帶數
 - c 人口
 - 六、家庭
 - 1 家族
 - a 家族數（家族名）
 - b 家族構成
 - c 配偶者の有無
 - d 教育程度
 - 2 居住
 - a 來住年月（居住期間）
 - b 來住後の世代數
 - c 來住前の居住地
 - d 出生地より現居住地に來る迄の經路
 - e 居住狀態
 - 3 婚姻
 - a 現配偶者との婚姻年齢及夫婦の年齢差
 - b 婚姻回數
 - c 約婚年齡
 - d 最終婚年齡
 - e 法律婚、事實婚
 - f 同棲期間（全婚姻について）
 - 七、職業
 - 1 主職業
 - 2 副職業
 - 3 職場
 - a 出稼
 - b 職業上の所得
 - 八、經濟事情
 - 九、交際
 - 1 保健衛生
 - 2 保健狀態
 - a 醫藥
 - b 居室
- 4 人口動態
 - a 來往住人口（過去十年）
 - b 人口增減
 - c 一戸當人口
 - d 婚姻
 - e 出稼
 - f 定住率（性別、年齢別）
 - g 不良住宅居住人口
 - h 現配偶者との同棲期間
 - i 現地に於て出生せし總子女數及其生年月
 - j 現配偶者との間に出生せし子女數及其生年月
 - k 現配偶者との間の死産、早産、流産、妊娠中絶の回數
 - l 死亡
 - m 死産、早産、流産、妊娠中絶の理由
 - n 死亡理由
 - o 死亡者年齢及性別
 - p 病氣になつてから死ぬまでの期間（過去十年間）
 - q 乳兒死亡
 - r 幼兒死亡

4 居室內家具

5 寢室

6 寢具

7 臨所

8 飲用水

9 汚物處理

10 清掃

11 健康狀態

12 診査事項

13 食事

14 衣服

15 就寢狀況

十一、社會構成及其機能

十二、社會的諸慣例

十三、社會狀勢の變化と地區の狀況

十四、其の他の地區事情

(注意) 調査に際し特に事變前と事變後との相違に注意し、兩方面的状態を比較すること。

財團法人日本學術振興會民族科學に關する第十一特別委員會の設置

昭和十四年十月二十五日、財團法人日本學術振興會に於ては、左の如く、民族科學に關する第十一特別委員會を設置することとなつた。

一、趣旨

今や皇國は空前の非常時に際會し、國防上又產業

上人的資源確保のための對策を樹立することと急、急を要するものがある。これが對策は疾病豫防のための環境衛生學的努力と心身の訓練に俟つことが多いのは勿論であるが、これによつて十全の效果を收めることは不可能であつて、寧ろ進んで先天的な民族素質の改善を企圖する民族衛生學的對策を行ふと共に、國民の體力を低下せしめる様な社會的、產業的、道徳的事情を察知し、これを除去若しくは修正すること

とこそ目下の急務であり、又この觀點に立つ對策こそ眞の民族國策と云ふことが出来る。然るに我國にはこれに關する系統的研究は甚だ少く、従つてこれが指導精神も未だ確立してゐない。殊に近時事變下に於ける農村人口の都市への移動及近代の都市生活に基く體力の低下、繁殖力變化の如きは、民族發展のための大いなる障害である。

更に又對外的には移植民の問題があり、又民族と民族の接觸面に起る生物學的及社會學的重要研究事項がある。之等の事情を綜合的に検討してこれが

對策を樹てるとは關係各科の専門學者の協力を俟つて始めて可能である。茲に第十一特別委員會を設けて一は諸般の事情の研究、他は對策樹立に資せんとするものである。

(h)(g)(f)(e) 及ぼす影響に關する調査研究

農村家族制度の動向に關する調査
酒害に關する研究

其他の重要な問題

民族接觸及混血の問題

三、期間

三ヶ年

四、經費

二、五〇〇圓 (十四年度後期)

六〇、〇〇〇圓 (年額二〇、〇〇〇圓)

六、委員

委員は官廳、大學、研究所其他より選べる權威者及専門家四十五名以内として、差當り次の三十二氏とす。

同會評議員

石 黒 忠 篤(本)

東京商科大學長 上田 貞次郎(本)

九州帝國大學教授 大平 得三(3)

厚生次官 鎌 田 文秀(本)

駒澤大學教授 笠 森 傳繁(本)

陸軍省醫事課長陸軍大佐 鎌 田 調(1)

陸軍軍醫中將 小 泉 親彦(本)

厚生技師 古屋芳雄(本¹23)

東北帝國大學教授 近 藤 正二(3)

下 村 宏(本)

興亞院政務部長陸軍少將 鈴 木 貞一(本)

京都帝國大學教授 高 田 保馬(3)

東京帝國大學教授 戸 田 貞三(3)

統計局統計官 那 須 中川 友長(1)

東京帝國大學教授 那 須 皓(本)

ル件

(二) 現行健康保険諸制度ノ充實擴張

(二) 老齢遺族保険其他ノ社會保險制度ノ整備

新設

(三) 救査制度ノ擴充

二、醫療機關及制度ニ關スル件

(一) 一般醫療機關ノ充實普及

(二) 醫療費ノ負擔輕減ヲ目的トスル醫療制度

ノ擴張

三、結核及花柳病豫防ニ關スル件

(二) 結核豫防ニ關スル施設ノ徹底、機關ノ擴

張

(二) 花柳病豫防ニ關スル特別施設ノ擴充

四、榮養食配給施設ニ關スル件

(一) 公設食堂及共同炊事場ノ増設、榮養指導

ノ強化

(一) 榮養配給組合ノ擴充指導

第三、庶民生活ノ經濟擁護ニ關スル事項

一、日常生活必需品ノ配給ニ關スル件

(一) 食糧配給ノ全國的調節ニ關スル施設計畫

(二) 公設小賣市場ノ社會施設トシテノ機能

及發達、之ガ爲必要ナル法律ノ改正又ハ制定

二、住宅政策ノ實施ニ關スル件
建築材料ノ價格低廉化、之ガ供給ノ緩和ニ關
スル適切ナル對策ヲ講ズルコト

三、庶民金融機關ノ整備改善ニ關スル件
(一) 一般庶民金融機關トシテノ信用組合ノ普

及發展、之ガ爲必要ナル法律ノ改正又ハ制定

(二) 現行庶民金庫ノ整備擴充

(三) 公設質屋ノ對人信用施設トシテノ改善強化

第四、生活刷新ニ關スル事項

由來我國民ノ日常生活ニハ虛禮冗費ノ因襲ニ
捉ハレタルモノ甚ダ渺シトセズ、消費ノ合理化ニ
俟テ生活ノ簡易化ヲ期スベキコトハ多年ノ懸案タ
リ今ヤ事變下ニ際會シテ之ガ解決ニ努ムルニ於テ
ハ應テ國民生活安定上ノ補足の方策タルコトヲ失
ハザルベシ

一、消費ノ合理化、生活ノ簡易化ニ關スル件

(一) 時代ニ適應スル計畫ニ基キ消費ノ節約、
貯蓄ノ獎勵ヲ徹底スルコト
(二) 時代ニ適切ナル考案ニ基キ虛禮ノ廢止無
駄ノ排除ニ努ムルコト

2 午前十時三十分——正午
研究報告會(一橋講堂及如水會館)

3 正午
厚生大臣招待午餐會(如水會館)

4 午後一時——同五時
研究報告會(一橋講堂及如水會館)

5 午前九時——午後二時三十分
研究報告會(一橋講堂及如水會館)

6 午後三時——同五時三十分
特別委員會(矢野記念館)

第二日 十一日七日

5 午前九時——午後二時三十分

研究報告會(一橋講堂及如水會館)

6 午後三時——同五時三十分
特別委員會(矢野記念館)

總 會(一橋講堂)

(イ) 研究報告ニ關スル座長報告

(ロ) 政府諸問ニ對スル答申ノ議決

(ハ) 會長閉會ノ辭

7 午後六時三十分
大會招待晚餐會(如水會館)

第一日 十一月六日

1 午前九時——同十時三十分

總 會(一橋講堂)

(イ) 會長閉會ノ辭
(ロ) 厚生大臣告辭
(ハ) 内閣總理大臣祝辭
(ニ) 幸事報告
(ホ) 政府諸問事項ノ提示

(19) 民族問題に於ける宗教に關する 考察	東亞研究所嘱託	棚瀬 裏爾氏
(20) 北滿移民地に於ける民族交流現象に就て	東京帝國大學教授	農學部助手 崎村茂樹氏
(21) 海南島には沖繩縣民の移住を圖れ海南島には沖繩縣民の移住を圖	東京帝國大學教授	農學部助手 崎村茂樹氏
(22) 滿洲國少數種族の減退	農業政策研究室弘報課	農業政策研究室弘報課
(23) 日支民族の結婚に就て	農業政策研究室弘報課	農業政策研究室弘報課
(24) 植民と文化	農業政策研究室弘報課	農業政策研究室弘報課
(25) 满洲を中心とする東北諸民族の農業	北海道帝國大學助教授	北海道帝國大學助教授
(26) 我が國外地移民の成績	鳥取高等農業學校教員	鳥取高等農業學校教員
第三部 長期建設の見地より見たる人的資源の配置に關する研究		
(1) 地方鐵道労務調整の私案	半田職業紹介所長	半田職業紹介所長
(2) 農村人口増加力の減衰と其の原因に就て	内閣統計局事務嘱託	内閣統計局事務嘱託
(3) 分村計畫に關する一研究	第四高等學校教授	第四高等學校教授
(4) 大東京の地方計畫方法論	東京帝國大學助教授	東京帝國大學助教授
(5) 人口統計に於ける產業及職業分類——主として農業に就て——	農林省統計官補	農林省統計官補
(6) 農業人口の減少より見た日本農業の前途	國民思想研究所員	國民思想研究所員
(7) 事業變下の青少年勞力の動向と農業勞働	早稻田大學大學院宮出秀雄氏	早稻田大學大學院宮出秀雄氏
(8) 鐮山労務者の移動に就て	厚生省勞働局嘱託三好豊太郎氏	厚生省勞働局嘱託三好豊太郎氏
(9) 我が國農家の統計的分析	農林省統計官長	農林省統計官長
(10) ブラジルに於ける邦人自作農並借地農耕作業の生產層比較及勞力の分配に關する研究	聯合會農業技術組合中村誠氏	聯合會農業技術組合中村誠氏
第四部 事變の國民生活に及ぼしたる影響に關する研究		
(1) 傷痍軍人と職業能力	軍事事務官(補導課)	軍事事務官(補導課)
(2) 戰時人口政策の基準	赤松清一郎氏	赤松清一郎氏
(3) 題未定	京都帝國大學教授	京都帝國大學教授
(4) 家族負擔均衡の二緊急問題	東北帝國大學教授	東北帝國大學教授
(5) 戰時下の住宅問題	上智大學教授	上智大學教授
(6) 事變の人口形態に及ぼしたる影響	大阪市主事川上賢斐氏	大阪市主事川上賢斐氏
(7) 經營體に於ける人口政策的給與物資源の愛護と生活必需品の制限とに就て	東京市豐島區長磯村英一氏	東京市豐島區長磯村英一氏
(8) 業態別人口播殖率と厚生要件としての合理的な退職年齢の算定に就て	協調會嘱託孝橋正一氏	協調會嘱託孝橋正一氏
(9) 實支出中飲食物費の割合に就て	大八洲教教主黒野張良氏	大八洲教教主黒野張良氏
(10) 戰時に於ける人間再生産問題	大阪府地方技師阿部利雄氏	大阪府地方技師阿部利雄氏
(11) 都市要保護階級生計費に於ける	東京市書記(厚生局)牧賢一氏	東京市書記(厚生局)牧賢一氏

事變下母子保護機關に對する所見
—特に母子ホーム保健管理に就て—

日本大學(商經學部)助教

飯田照夫

矩氏

夫氏

(13) 國民生活問題 協調會嘱託(調查部) 永野順三氏 郎氏

(14) 國民の體位向上と水產食糧 助教

日本大學(商經學部)助教

佐伯

敏氏

夫氏

(14) 郵便手金の示唆する現下人口問題 遷信省貯金局 杉山和男氏

(15) 白米食禁止に必要なる米の科學的検定法

日本大學(商經學部)助教

染養研究所技手

松室秀

夫氏

(14) 景氣變動と人口 小樽高等商業學校教授 北海道經濟研究所教

(16) 米の新古と搗精度に依るヴィタミンB含有量の變化

日本大學(商經學部)助教

染養研究所技手

大磯敏

雄氏

(14) 物價昂騰が國民生活に與へたる影響 主として農村物價に就て 小樽高等商業學校教授 北海道經濟研究所教

(17) 農村の體育問題 農村人の資源確保策としての社會保健婦制度

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

西野陸

夫氏

(14) 第五部 人的資源の維持涵養に關する研究 石川縣地方技術士

(18) 農村人の資源確保策としての社會保健婦制度

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

藤井英太郎氏

郎氏

(14) 農村民の都市移動と結核問題 石川縣地方技術士

(19) 農村の體育問題 農村人の資源確保策としての社會保健婦制度

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

西野陸

夫氏

(14) 國民體位に及す凶作の影響に就て 再論す

(20) 人口問題の數に關する生物學的一考察

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

西野陸

夫氏

(14) 感養研究所技師 塚敬愛園博士

(21) 農村の配偶妊娠率と生產育児率(第一回)

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

田口英太郎氏

郎氏

(14) 民族衛生學の體系に就て 感養研究所技師 塚敬愛園博士

(22) 人口問題に於ける質的觀點より

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

藤井英太郎氏

郎氏

(14) 戰時に於ける禁酒政策の展開 感養研究所技師 塚敬愛園博士

(23) 人口問題の數に關する生物學的一考察

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

西野陸

夫氏

(14) 異常兒人口と鑑別標準 研究所教育會愛育委員会

(24) 人口問題に於ける質的觀點より

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

西野陸

夫氏

(14) 統計上より見たる本邦の下痢及題未定 愛育會愛育委員会

(25) 農村に於ける保育問題

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

西野陸

夫氏

(14) 就て農村玉蜀黍食との關係 公衆衛生院助手

(26) 結婚年齢の決定 紅友會主事

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

西野陸

夫氏

(14) 貧富の差に依る初產婦の結婚年齡及び其の分娩經過に就て 公衆衛生院助手

(27) 婦人の出生力に就て 紅友會主事

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

西野陸

夫氏

(14) 本邦婦人の年齢別生產受胎率に就て 久保秀史氏

(28) 「ローレル」氏身體充實指數と身長との關係 紅友會主事

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

西野陸

夫氏

(14) 乳兒死亡率の低下、壯丁體位向上と農村玉蜀黍食との關係 公衆衛生院助手

(29) 題未定 紅友會主事

日本大學(商經學部)助教

厚生技術官(消防局)

西野陸

夫氏

財團法人人口問題研究會「第二回人口問題全國協議會報告書」の發行

昭和十四年十二月二十五日、財團法人人口問題研究會に於ては、第二回人口問題全國協議會報告書を發行したが、同協議會の經過を輯錄すると共に、九十二題に達

する研究報告の速記録を收め、千百頁を超ゆる人口問題百科事典の觀を呈してゐる。今、所載の研究報告題名及報告者を掲ぐれば以下の如くである。

第一部 人口問題に關する一般的研究

(1) 人口學と社會形態學	第一部分 研究報告會座長報告	同會理事經濟學博士 下條 康麿氏
(2) 乳兒死亡と安定率に就て	厚生省嘱託早崎八洲氏	淺野研眞氏
(3) 東北各藩の人口政策	中央社會事業協會社員高橋梵仙氏	大東文化學院教授加藤梅四郎氏
(4) 支那上代に於ける人口論	大阪商科大學教授金谷重義氏	大阪商科大學教授三好豊太郎氏
(5) 都市人口と乘車回數との關係	過去三百年來の能登鮒倉島漁民の人口に就て	イスラム地方の人口增加に就て
(6) 過去三百年來の能登鮒倉島漁民の人口に就て	アメリカ黒人問題に現れたる異人種異民族待遇の問題	民族の移動とその適性に關する人類學的考察
(7) 人口增加の原則と道徳的生活基準	大八洲教主黒野張良氏	我大陸政策の個性
(8) 大戰當時に於けるドイツ諸學者的人口問題觀	八洲小樽高等商業學校教授南亮三郎氏	出生減退と羅馬帝國の滅亡
(9) 日本本土に於ける人口密度の地形的分析	東北帝國大學講師田中館秀三氏	外國に於て活動する大和民族の國籍に就て
(10) 男女出生比に及ぼす戰爭の影響	慶應義塾大學教授寺尾琢磨氏	北支開發と人口對策
(11) 德川時代農村人口の一面	市川泰次郎氏	在滿邦人の地理的分布
(12) 白人種の將來と伊太利の人口政策	東京文理科大學助教東日本厚生協會理事同人	半島人労働者内地渡航の必然的傾向
(13) 容積地域制が獨逸地方計畫の人口政策に及ぼす影響に就て	内務技師北村徳太郎氏	滿洲國の工業的發展が大和民族に及ぼす影響
(14) 雜新前の人ロ問題——特に次三男に關する若干の問題	青盛和雄氏	事變に現れたる支那人世界觀
(15) 東京市來住人口の解説批判	東京市書記德田彦安氏	大陸人口論
(16) 女子人口勢力の質的向上に就て	横濱高等商業學校教授渡邊輝一氏	南米諸國の移民政策に就て
(17) 國民體位低下對策に關する一考察	京都帝國大學副手澤中澤辨治郎氏	滿洲移民と生活教育
(18) 國民體位低下對策に關する一	第三部分 研究報告會座長報告	民族の同化と都鄙の環境(文書報告)

第二部 民族政策に關する問題

(1) 皇國の大陸政策と民族問題	第一部分 研究報告會座長報告	同會理事法學博士 下村 宏氏
(2) 朝鮮の勞働資源	拓殖獎勵館主事朝倉昇氏	我民族海外發展の一重石第一世の問題若干
(3) —主として女子勞働資源に就て—	拓殖獎勵館主事朝倉昇氏	東京外國語學校教授半澤耕貫氏
(4) 我民族海外發展の一重石第一世の問題若干	明治學院教授三好豊太郎氏	北支に於ける產業開發と人口政策の將來
(5) 朝鮮の勞働資源	陸軍少將匝瑳胤次氏	イスラム地方の人口增加に就て
(6) 民族の移動とその適性に關する人類學的考察	海軍少將匝瑳胤次氏	民族の移動とその適性に關する人類學的考察
(7) 我大陸政策の個性	持田三郎氏	我大陸政策の個性
(8) 出生減退と羅馬帝國の滅亡	關西大學教授中村良之助氏	出生減退と羅馬帝國の滅亡
(9) 早稻田大學教授西野入德氏	早稻田大學教授西野入德氏	外國に於て活動する大和民族の國籍に就て
(10) 北支開發と人口對策	海軍少將匝瑳胤次氏	北支開發と人口對策
(11) 在滿邦人の地理的分布	拓殖獎勵館主事朝倉昇氏	在滿邦人の地理的分布
(12) 半島人労働者内地渡航の必然的傾向	拓殖獎勵館主事朝倉昇氏	半島人労働者内地渡航の必然的傾向
(13) 滿洲國の工業的發展が大和民族に及ぼす影響	東京帝國大學教授日伯中央協會主事日伯中央協會主事	滿洲國の工業的發展が大和民族に及ぼす影響
(14) 回教徒の問題に就て	東京帝國大學教授日伯中央協會主事日伯中央協會主事	回教徒の問題に就て
(15) 事變に現れたる支那人世界觀	東京帝國大學教授日伯中央協會主事日伯中央協會主事	事變に現れたる支那人世界觀
(16) 大陸人口論	東京帝國大學教授日伯中央協會主事日伯中央協會主事	大陸人口論
(17) 南米諸國の移民政策に就て	東京帝國大學教授日伯中央協會主事日伯中央協會主事	南米諸國の移民政策に就て
(18) 滿洲移民と生活教育	東京帝國大學教授日伯中央協會主事日伯中央協會主事	滿洲移民と生活教育
(19) 民族の同化と都鄙の環境(文書報告)	東京帝國大學教授日伯中央協會主事日伯中央協會主事	民族の同化と都鄙の環境(文書報告)

(1) 農業労働人口の減少と農業生産力の擴充	日本勞働科研究所研究員 吉岡金二氏	(2) 都市人口の消耗に關する問題 特に東京市の實情に就て
(2) 産業構成の變化と農業人口	内閣統計局事務嘱託 井上謙	(3) 人口分布の據點としての都市の諸性質
(3) 人口分布の據點としての都市の諸性質	都市計畫東京地方委員會第一技術部長 石川榮耀氏	(4) 秋田縣由利東浦澤村農業出身者の職業離村に関する調査研究 特に職業離村率の算定と職業離村者の職業
(4) 秋田縣由利東浦澤村農業出身者の職業離村に関する調査研究 特に職業離村率の算定と職業離村者の職業	東京帝國大學講師 林惠海氏	(5) 最近に於ける工業人口の産業別構成の變動に就て
(5) 最近に於ける工業人口の産業別構成の變動に就て	企畫院嘱託川崎巳三郎氏	(6) 香川縣村落人口の飽和狀態
(6) 香川縣村落人口の飽和狀態	香川縣師範學校教諭 桑島安太郎氏	(7) 村計畫下の農村労働力問題と分
(7) 村計畫下の農村労働力問題と分	農林省企畫課宮出秀雄氏	(8) 農村勞働流出年齢層と男女流
(8) 農村勞働流出年齢層と男女流	東京高等師範學校教諭野尻重雄氏	(9) 分村計畫に關する研究
(9) 分村計畫に關する研究	長野縣知事大村清一氏	(10) 炭坑労働と農村
(10) 炭坑労働と農村	東京商科大學助教授小田橋貞壽氏	(11) 北地開拓の人的資源として見
(11) 北地開拓の人的資源として見	東京帝國大學助教授島田錦藏氏	(12) 東北地方農村の農業労働力に就て
(12) 東北地方農村の農業労働力に就て	日本勞働科學研究所研究員秋田縣師範學校教諭島田鶴義夫氏	(13) 人口の構成並に動態より見る秋田縣農山漁村の特色
(13) 人口の構成並に動態より見る秋田縣農山漁村の特色	東京帝國大學助教授島田鶴義夫氏	(14) 人口の都鄙交流に於ける地方農漁村人口移動の一例
(14) 人口の都鄙交流に於ける地方農漁村人口移動の一例	茨城縣師範學校教諭原山口孝義氏	(15) 東京市人口の更新
(15) 東京市人口の更新	東京市書記豊浦淺吉氏	(16) 農村流出人口の行衛
(16) 農村流出人口の行衛	東京帝國大學助教授野間海造氏	(17) 農村工業に關する一研究
(17) 農村工業に關する一研究	立教大學教授山下英夫氏	(18) 漢洲移民と分村計畫
(18) 漢洲移民と分村計畫	東京帝國大學助教授中山伊知郎氏	第四部 事變の國民生活に及ぼす影響に關する問題
第四部 事變の國民生活に及ぼす影響に關する問題	第三井報恩會遊佐敏彦氏	(1) マルティブライヤーの理論に於ける一應用例
(1) マルティブライヤーの理論に於ける一應用例	東京商科大學教授中山伊知郎氏	(2) 都市人口の消耗に關する問題 特に東京市の實情に就て
(3) 人口分布の據點としての都市の諸性質	都市計畫東京地方委員會第一技術部長 石川榮耀氏	(4) 農業労働人口の減少と農業生産力の擴充
(4) 農業労働人口の減少と農業生産力の擴充	日本勞働科研究所研究員 吉岡金二氏	(5) 最近に於ける工業人口の産業別構成の變動に就て
(5) 最近に於ける工業人口の産業別構成の變動に就て	企畫院嘱託川崎巳三郎氏	(6) 香川縣村落人口の飽和狀態
(6) 香川縣村落人口の飽和狀態	香川縣師範學校教諭 桑島安太郎氏	(7) 村計畫下の農村労働力問題と分
(7) 村計畫下の農村労働力問題と分	農林省企畫課宮出秀雄氏	(8) 農村勞働流出年齢層と男女流
(8) 農村勞働流出年齢層と男女流	東京高等師範學校教諭野尻重雄氏	(9) 分村計畫に關する研究
(9) 分村計畫に關する研究	長野縣知事大村清一氏	(10) 炭坑労働と農村
(10) 炭坑労働と農村	東京商科大學助教授小田橋貞壽氏	(11) 北地開拓の人的資源として見
(11) 北地開拓の人的資源として見	東京帝國大學助教授島田錦藏氏	(12) 東北地方農村の農業労働力に就て
(12) 東北地方農村の農業労働力に就て	日本勞働科學研究所研究員秋田縣師範學校教諭島田鶴義夫氏	(13) 人口の構成並に動態より見る秋田縣農山漁村の特色
(13) 人口の構成並に動態より見る秋田縣農山漁村の特色	東京帝國大學助教授島田鶴義夫氏	(14) 人口の都鄙交流に於ける地方農漁村人口移動の一例
(14) 人口の都鄙交流に於ける地方農漁村人口移動の一例	茨城縣師範學校教諭原山口孝義氏	(15) 東京市人口の更新
(15) 東京市人口の更新	東京市書記豊浦淺吉氏	(16) 農村流出人口の行衛
(16) 農村流出人口の行衛	東京帝國大學助教授野間海造氏	(17) 農村工業に關する一研究
(17) 農村工業に關する一研究	立教大學教授山下英夫氏	(18) 漢洲移民と分村計畫
(18) 漢洲移民と分村計畫	東京帝國大學助教授中山伊知郎氏	第五部 人的資源涵養に關する問題
第五部 人的資源涵養に關する問題	同會監事貴族院議員關屋貞三郎氏	(1) 本邦に見る出生性比の月別移動に就て
(1) 本邦に見る出生性比の月別移動に就て	東京帝國大學助教授關屋貞三郎氏	(2) 戰時の性比
(2) 戰時の性比	東京帝國大學助教授關屋貞三郎氏	(3) 本邦に於ける結婚年齢と出生率との關係に就て
(3) 本邦に於ける結婚年齢と出生率との關係に就て	東京帝國大學助教授關屋貞三郎氏	(4) 出生間隔に就て
(4) 出生間隔に就て	東京帝國大學助教授關屋貞三郎氏	(5) 本邦婦人の妊娠率に關する研究 特に婦人の不妊症に就て
(5) 本邦婦人の妊娠率に關する研究 特に婦人の不妊症に就て	東京帝國大學助教授關屋貞三郎氏	(6) 中支二・三農村地方に就て調査せられたる支那人の婚姻及び子女數に就て
(6) 中支二・三農村地方に就て調査せられたる支那人の婚姻及び子女數に就て	上海自然科學研究所員醫學博士小宮義孝氏	(7) 乳兒死亡の強度を示す統計値に就て
(7) 乳兒死亡の強度を示す統計値に就て	東京帝國大學助教授關屋貞三郎氏	(8) 要保護階層者の罹病率並に正當なる診療日數に就て
(8) 要保護階層者の罹病率並に正當なる診療日數に就て	大阪帝國大學醫學部助手篠山田	(9) 本邦に於ける寄生蟲病蔓延の現況と其の撲滅策に就て
(9) 本邦に於ける寄生蟲病蔓延の現況と其の撲滅策に就て	財團濟生會厚生省防護官木村猛明氏	(10) マルティブライヤーの理論に於ける一應用例

(10) 日本の癡患者数と其の増減及 他民族との比較	國立精神療養所長醫官 林 文 雄氏	(22) 國民體位低下對策としての身 體検査成績の活用	醫學博士 竹内茂俊氏
(11) 妊産婦の栄養要求量	榮養研究所技師 藤本薰臺氏	(23) 都市青少年の體育問題	醫學博士 西野津謙氏
(12) 热源性物質の創傷治癒に及ぼ す影響	榮養研究所技手速水 汶氏	(24) 戰時體制下に於ける兒童保護 の意義に就て	厚生省體育官野野陸夫氏
(13) 朝鮮住民の生命表(第二回)	榮養研究所技手大磯敏雄氏	(25) 日本主要食品の栄養價と市價	醫學博士 佐伯矩氏
(14) 斷種制度の遺傳學的基礎	榮養研究所技手大磯敏雄氏	(26) 學校給食事業の將來性に就て	醫學博士 口太郎氏
(15) 產業の發達と遺傳學	京都帝國大學教授 理學博士 福井忠夫氏	(27) 栄養改善が發育・確病率・死産・乳兒死亡率に及ぼす影響	醫學博士 松澤九二雄氏
(16) 產業労働者の健康狀態に就て	厚生技師醫學博士 木原均氏	(28) 麥のビタミンB含量並に米と の比較	醫學博士 佐伯矩氏
(17) 農業労働力損耗の一原因とし ての疾病に就て	日本勞動科學研究所長醫學博士 晖崎義等氏	榮養研究所長技師 佐伯矩氏	醫學博士 近藤光之氏
(18) 河豚中毒の豫防	九州帝國大學教授 醫學博士 引地亮太郎氏	榮養研究所技師 松澤九二雄氏	醫學博士 佐伯矩氏
(19) 慢性麻薬中毒症の治療	東京市衛生試驗所長醫學博士 石原房雄氏	榮養研究所技師 松澤九二雄氏	醫學博士 西野陸夫氏
(20) 米國生れの日本人の體格	厚生技師醫學博士 大西清治氏	榮養研究所技師 松澤九二雄氏	醫學博士 佐伯矩氏
(21) 勞働者の缺勤率に關する研究		榮養研究所技師 松澤九二雄氏	醫學博士 佐伯矩氏
以下の如くである。			

昭和十四年全國兒童保護大會の決議

第一部 家庭強化並一般兒童保護

全國兒童保護大會決議事項(抜萃)

目的トスル兩親ノ教養機關ヲ附設スル様制度ヲ
改正スルコト

(一) 兩親ノ教養

(イ) 幼稚園、保育所、健康相談所等の中心トシ
底に關する方策を樹立する爲、昭和十四年十月十二日、
十三日、及十四日の三日間に亘り、東京市に於て、厚
生省、文部省、内務省、陸軍省、海軍省、司法省、拓
務省及對滿事務局後援の下に、財團法人中央社會事業
協會並に恩賜財團愛育會主催の全國兒童保護大會が開
催せられたが、全國道府縣より參集した兒童保護關係
者は一千名に達し、諸種の決議を行つた。其の概要是
以下の如くである。

(ロ) 社會教育並ニ社會教化ノ各機關其ノ他產業
組合、町會、部落會等ニ對シ兒童養護ヲ目的ト
スル兩親ノ教養上一層ノ協力ヲ求ムルコト

(ハ) 各學校ニ於テハ其ノ學生々徒ニ對シ兒童養
護ニ關スル教育ノ徹底ヲ圖ルト共ニ兒童養護ヲ
但シ之等ノ施設ニ於テハ父兄ノ教養ニ對シ併セ

テ充分ナル方策ヲ講ズルコト

(二) 結核、性病並酒精中毒等ノ豫防並治療施設ヲ擴充スルコト

(ホ) 著養指導並著養品ノ供給施設ヲ普及スルコト

ト

(二) 醫師、産婆、看護婦等ニ對シ社會保健事業ニ一層ノ協力ヲ求ムルコト

(三) 多子家庭保護及結婚ノ合理化

(イ) 適齡結婚並優生結婚ヲ獎勵スルト共ニ民族優生保護法ヲ速カニ制定實施スルコト

(ロ) 社會保險制度ノ整備、家族手當制度ノ創設

(ハ) 産婦保健所、兒童健康相談所、乳兒院、妊娠婦健康相談所、產院等ノ増設ヲ促進スルト共ニ確立スルコト

第二一 學童並ニ就労少年保護ニ關スル件

(一) 學童保健

(イ) 各小學校ニ專任學校醫、專任學校齒科醫、學校衛生婦ヲ設置スルコトトシ之ヲ制度化スルコト

(ロ) 紙食施設ヲ普及徹底スルコト

(ハ) 學校衛生婦養成並ニ再教育機關ヲ設置スルコト

(二) 就労少年保護

(イ) 就労少年保護年齢ヲ検討シ就労年齢ノ合理化ヲ圖ルコト

(ロ) 就労少年ノ斡旋保護機關並ニ之ガ行政機構ノ整備統一ヲ圖ルコト

(ハ) 十八歳未滿就労少年ノ特別保護法ヲ確立スルコト

(二) 定期健康診斷ノ強制實施並ニ衛生思想ノ普及

及徹底ヲ圖ルコト

(ホ) 就労少年ノ住居並ニ保護慰安施設ノ整備擴充ヲ圖ルコト

第三 母性並乳幼兒保護ニ關スル件

(一) 妊產婦並乳幼兒ノ保護上必要ナル物資確保

(二) 母子保護施設

(イ) 所定ノ期間ニ於テ必ズ乳幼兒ノ健康診斷ヲ受クル義務ヲ負ハシムベキ制度ノ確立ヲ期シ之ガ實施ニ關シテハ政府ニ建議スルコト

(ロ) 小兒保健所、兒童健康相談所、乳兒院、妊娠婦健康相談所、產院等ノ増設ヲ促進スルト共ニ從來ノ斯ノ種施設ヲ整備擴充シ之ヲ一定地域内ニ於ケル妊娠婦並乳幼兒ノ綜合的保護機關ノ中心タラシムル様之ガ確立並ニ普及ニ付政府ニ建議スルコト

(四) 特ニ三歳以下乳幼兒保育機關ノ普及ヲ計ルコト

(五) 保育所ニ於ケル設備ノ標準制定、栄養給食、家庭訪問、保育相談等ノ徹底ソノ他土地ノ事情ニ依リ保育上ノ改善ニ力ムルコト

(六) 就労婦人保護

1 健康診斷勵行ニヨル過勞並疾病ノ早期發見及ソノ對策

2 栄養食並共同炊事ノ普及

(七) 農山漁村ニ於ケル母子愛護綜合施設

(八) 町村全體が隣保相扶ノ精神ニ基キ、各家庭内ノ母性並兒童ノ養護ヲ計ル目的ヲ以テ該町村内婦人團體員ヲ勤員シ、部落別ニ各分擔家庭ヲ定メ當時受持家庭ノ訪問ヲ爲シ全町村ノ妊娠婦並乳幼兒ノ保護教化ヲ計ル組織ヲ結成スルコト

(九) 同組織ハ其ノ中心トシテ必ズ保健婦ヲ置キ、醫療、教育機關及社會事業施設等ノ指導ノモトニ婦人團體員等ト協力シテ巡回訪問、助產、看護用具ノ貸與等ヲナサシム、尙本組織ニ依リ町村内一般ニ母子愛護知識及技能ノ普及ヲ圖リ或ハ季節土地ノ事情等ニ應ジ保育事業ソノ他必要ナル事業ヲ行フ

(十) 保健設置ニ關シテハ其ノ經費ハ勿論、保

健婦ノ養成、指導等ニ關シテモ政府ニ於テ充分考慮スルヤウ要望スルコト

(十一) 各市町村ニ一定數ノ保育所ヲ設置スベキ法制定ムルコト尙工場礦山ニハ必ズ保育所ヲ設置スルコト

(十二) 保育施設

(イ) 各市町村ニ一定數ノ保育所ヲ設置スベキ法制定ムルコト

(二) 兒童保護事業從事者ノ共濟施設

(三) 兒童保護事業其他社會事業從事者ノ共濟施設ヲ強化

(四) 政府ノ充分ナル援助ヲ求ムルコト

第二部 環境缺陷兒童保護

1 經濟的不遇兒童保護ニ關スル件

(一) 勞働家庭ノ兒童保護ニ關スル事項

(二) 勞働家庭ノ兒童保護ニ關スル事項

口、幼児保育施設擴充整備

ハ、保姆保健婦養成機關ノ確立
ニ、尙ホ現在ノ乳幼兒保育施設ニ付テハ左ノ事項

ニツキ緊急ノ方策ヲ樹ツル要アリ。即チ從來ノ
隣保館及常設保育所ノ内容ヲ整備スルト共ニ、
農繁期其他季節保育所ノ普及並ニ常設化ニ努ム
ルコト、授産所救療施設等ニ保育施設ヲ併置ス
ルノ要アリ

(二) 要扶助並ニ要救護兒童保護ニ關スル事項

イ、兒童遊園ノ増設
ロ、特殊事情母子相談所ノ設置

最近兒童保護法制ノ整備並ニ施設ノ充實ニ伴
ヒ、不遇兒童ノ救護ハ漸次普及シツツアリト雖

モ、社會ノ裏面ニ於テ自己ノ過失ニ咎メル妊娠
產婦等ニ對スル適切ナル相談指導ノ施設ナク、
爲ニ棄兒、嬰兒殺シ、墮胎等ノ事象アリ、又密
カニ貰子周旋ヲ業トルモノアリテ貰子殺シ或
ハ捨子等ノ犯罪ヲ見ルハ遺憾ナリ、依テ之等薄

特ニ事變下ニ於テ標記該當兒ノ監護ヲ等閑ニ付サ
レタルモノアルヲ以テ、之ガ收容施設ノ擴充整備
ノ要アリト認ム

二、學童專任警察官ノ設置

兒童ノ保護取扱ニ關シテハ、ソノ性情ニ深キ理解
ヲ必要トルヲ以テ、警察關係ニ於ケル兒童ノ取
扱ニ當リテハ學童專門警察官ヲシテ之ヲ管掌セシ
ムルヲ適當ト認ム

尙之ガ爲婦人警察官ヲ設クル途ヲ講ゼラレムコト
ヲ望ム

ニ、育兒施設ノ増設

特ニ法的資格缺除者ニシテ保護ノ必要アルモノ
ノ爲ノ一時收容所、應召軍人家庭兒童ニシテ保
護不充分ナルモノ、大陸轉勤者ノ兒童等ノ爲ノ
收容施設ノ新設若クハ増設ヲ必要トス
ホ、要救護兒童ニ對スル進學獎勵

水上學童保護施設ノ擴充並ニ整備

二、放任兒童保護ニ關スル件

少年法保護處分ノ未施行區域ニ在リテハ、兩法取
扱關係者相協力スル爲速ニ少年法ノ保護處分ノ實
施ヲ必要ト認ム

(二) 少年教護法ニ關スル事項

紙芝居ノ利用、クラブ事業ノ普及ヲ圖ル等餘暇善
導ノ方向ニ積極的努力ヲ爲スノ必要ヲ認ム。ソノ
他兄姉愛運動ノ普及爲志家ノ家庭開放等ニ依ル愛
護運動ノ普及徹底ヲ圖ラレムコトヲ望ム

ロ、被虐待兒發見ニ關シ當該事項擔當者ニ對スル法
的權限ノ附與

被虐待兒發見ニ關シテハ保護施設責任者ソノ他當
該事項擔當者ニ法的權限ヲ附與スルヤウ當局ニ建
議シ、關係法規ノ改正ヲ要望セラレソコトヲ望ム

ハ、被虐待兒並ニ浮浪人攜帶兒童ニ關スル保護施設
ノ擴充整備

特ニ事變下ニ於テ標記該當兒ノ監護ヲ等閑ニ付サ
レタルモノアルヲ以テ、之ガ收容施設ノ擴充整備
ノ要アリト認ム

一、疾病、虛弱兒童保護ノ徹底強化ニ關スル件

(一) 都市ニ於ケル施設

(1) 環境衛生ノ改善ニ關スル諸施設ノ強化徹底
ハ、模範保健地區ノ設置

イ、不良住宅地域ノ改善

ロ、小兒傳染病豫防施設ノ整備

ハ、模範保健地區ノ設置

二、巡回訪問事業ノ徹底強化

(2) 健康相談所(妊娠婦相談、兒童相談訪問事業
等總合的ノモノ)ノ擴充強化ヲ期スルコト

(3) 虚弱兒ニ對スル無料又ハ輕費診療並ニ其收
容施設ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(4) 結核相談所並保養所、療養所ノ增設強化ヲ

圖ルト共ニ結核家庭ニ於ケル未感染兒童ニ隔
離保養等ノ施設ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(5) 性病相談所並治療所ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(6) 荷養知識普及機關ノ強化徹底ヲ圖ルト共ニ
荷養食供給所(特ニ保育所、幼稚園、小學校
等ニ於ケル給食事業)ノ獎勵普及ニ努ムルコ

少年法保護處分ノ未施行區域ニ在リテハ、兩法取

(7) 幼稚園、保育所ニ於ケル保健施設殊ニ保健

婦設置ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(8) 児童遊園ニ於ケル健康教育ノ普及徹底ニ努ムルコト

夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(9) 常設轉住保育施設ノ増設ヲ圖ルコト

(10) 學校衛生婦ノ整備及養護學級、臨海林間學校等ノ學校養護施設ノ擴充強化ニ努ムルコト

(11) 學校衛生婦ノ整備及養護學級、臨海林間學校等ノ學校養護施設ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(12) 農山漁村ニ於ケル施設

(13) 夏期轉住保育施設ノ增設強化ヲ圖ルコト

(14) 軽費施設ヲ擴充強化スルコト

(15) 夏期轉住保育施設ノ增設強化ヲ圖ルコト

(16) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(17) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(18) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(19) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(20) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(21) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(22) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(23) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(24) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(25) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(26) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(27) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(28) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(29) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(30) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(31) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(32) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(33) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(34) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(35) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(三) 緊急ヲ要スル虚弱兒保護事業

(一) 児童必要栄養品配給ノ圓滑ヲ圖リ且ツ其ノ無料又ハ輕費配給ヲ期スルコト

(二) 先天性微毒ノ豫防及治療ニ關スル無料又ハ輕費施設ヲ擴充強化スルコト

(三) 結核兒童ノ早期發見及其早期療養施設等ノ擴充強化ニ努ムルト共ニ結核家庭ニ於ケル未感染兒童ノ保護ニ必要ナル方途ヲ講ズルコト

(四) 都市ニ於テハ小工場就労少年ノ結核豫防施設ヲ徹底強化スルコト

(五) 農山漁村ニ於テハ歸村患者ヨリノ結核豫防施設ヲ講ズルコト

(六) 精神薄弱兒童保護ニ關スル件

(一) 精神薄弱兒特別教育令ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(二) 學校長、市町村長、警察署長、醫師、保護委員、方面委員、少年教護委員、精神薄弱ノ疑アリト認メタル兒童ヲ發見シ親權者ノ同意アルトキハ其ノ鑑別ヲ精神薄弱兒鑑別所ニ依頼スルコト

(三) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院ノ可否入院スベキ施設ノ種類等ヲ鑑別シ之ヲ地方長官ニ具申スルコト

(四) 地方長官ハ鑑別所ノ具申ニ基キ左記ニ該當スル精神薄弱兒ニシテ必要アリト認ムルトキハ之ヲ施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(五) 教員タルノ資格アルモノニシテ國立職員養成所ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタルモノナルコト

(六) 就學前一年ノ四月ニ於ケル鑑別ニ依ツテ精神薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(七) 精神薄弱兒童保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(八) 精神薄弱兒ノ早期發見及ビ一般的の保護竝ニ職業輔導ノ爲保護委員ヲ置クコト

(九) 精神薄弱兒保護委員ヲ置クコト

(十) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(十一) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(十二) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(十三) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(十四) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(十五) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(十六) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(十七) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(十八) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(十九) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(二十) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(二十一) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(二十二) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(二十三) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(二十四) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシムルコト

(五) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

記

親權者又ハ後見人ヨリ入院又ハ保護ノ申請アリタル者但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ル申請ナキ場合ト雖モ施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコトヲ得ルコト

精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

スルコト

一、治療教育院（輕症ナル精神薄弱兒ヲ入院セシム）

二、療護院（重症ナル精神薄弱兒ヲ入院セシム）

(6) 治療教育院ニ於テハ兒童ノ可及的職業能力ノ涵養ニ努メ其ノ職業能力ガ社會ニ於テ職業ヲ營ミ得ルト認メラレタル者ニ就テハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

但シ兒童ノ能力及性格ガ社會ニ於テ職業ヲ營ムニ適セヌト認メラレタルトキハ之ヲ聚落ニ收容シテ作業ヲ爲サシムルコト療護院ニ於テハ兒童ノ能力ニ應ジ簡易ナル作業ノ訓練ヲナシ一定ノ訓練ヲ經タルモノハ聚落ニ收容シテ可及的自足ノ生活ヲナサシムルコト

(7) 道府縣ニ精神薄弱兒治療教育院ヲ設置スルコト

道府縣ニ精神薄弱兒鑑別所ヲ設置スルコト

(8) 國立療護院ヲ設置スルコト

補助學校、補助學級、療護院、治療教育院及鑑別所ニ於テ治療教育鑑別ノ業務ニ從事スル職員ヲ養成スル爲國立職員養成所ヲ設置スルコト

(9) 身體障礙兒童保護ニ關スル件

(10) 身體不自由兒童特別教育令ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左ノ事項ニ留意スルコト

(1) 輕度ノ肢體不自由兒ノ就學ハ之ヲ義務制トスルコト

(2) 肢體不自由兒ノ特別教育ニ關スル法規ハ現在ノ官學校及聾啞學校合ニ準ズルコトトシ道府縣ニ肢體不自由兒童學校ヲ設置スルコト

(3) 肢體不自由兒ノ就學獎勵ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トスルコト

(4) 肢體不自由兒保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(5) 肢體不自由兒ノ早期發見及ビ一般的保護並ニ職業輔導ノ爲保護委員ヲ置クコト

(6) 肢體不自由兒ノ早期發見及ビ一般的保護並ニ職業輔導ノ爲保護委員ヲ置クコト

(7) 學校長、市町村長、醫師、薦婆、保護委員、方面委員、肢體不自由兒又ハ肢體不自由ニ陷ル處レアリト認メタル兒童ヲ發見シ親權者ノ同意アルトキハ、其ノ診斷ヲ肢體不自由相談所へ依頼スルコト

(8) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院ノ可否入院スペキ施設ノ種類等ヲ鑑別シ之ヲ地方長官ニ具申スルコト

(9) 地方長官ハ相談所ノ具申ニ基キ左ニ該當スル肢體不自由兒ニシテ必要アリト認ムルトキハ之ヲ施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(10) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(11) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(12) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(13) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(14) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(15) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(16) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(17) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(18) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(19) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(20) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(21) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(22) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(23) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(24) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(25) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト

(8) 療護院、肢體不自由兒學校及相談所ニ於テ治療、教育、相談ノ業務ニ從事スル職員ヲ養成スル爲國立職員養成所ヲ設置スルコト

(9) 盲及ビ聾兒言語障碍兒ノ教育並ニ保護スルコト

(10) 盲及ビ聾兒就學義務制度ヲ速ニ實現スルコト

(11) 盲及ビ聾兒就學獎勵費ヲ支出スルコト

(12) 國庫及道府縣ハ盲及ビ聾兒就學獎勵費ヲ支出スルコト

(13) 現行法ニ在リテハ聾啞者ヲ無能力者トシテ取扱ヘル如クナレ共ニ之ニ德性ノ涵養ト智能ノ啓發ヲナサバ現今ハ相當高度ノ教育ヲ與ヘ得ルヲ以テ原則トシテハ聾啞者ヲ能力者ト見做ス様法規ヲ改正スル要アルコト

(14) 盲及ビ聾學校ニテハ社會狀勢ニ適應シテ職業教育ノ充實ヲ圖ルコト

(15) 盲及ビ聾兒ノ學校卒業者ヲ陸海軍病院、工廠糧秣廠其他ノ工場、鐵道省、專賣局等ノ官設工場ニ採用ノ途ヲ開クコト

(16) 盲及ビ聾兒ノ早期發見及ビ職業輔導並保護ノ爲ニ保護委員ヲ設クルコト

(17) 全國小學校ニ於テ言語障碍特ニ吃語兒ノ敷ヲ調査スルコト

(18) 言語障碍兒ノ言語矯正ヲ行フ爲ニ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト

(19) 言語矯正ニ關スル智識ト技能トヲ小學校教員授クル爲メニ適當ナル施設ヲ以テ講習セシメ、又ハ師範學校ニ於テ其ノ基礎教育ヲ與フルコト

(20) 言語障碍兒ノ言語矯正ヲ行フ爲ニ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト

(21) 言語矯正ニ關スル智識ト技能トヲ小學校教員授クル爲メニ適當ナル施設ヲ以テ講習セシメ、又ハ師範學校ニ於テ其ノ基礎教育ヲ與フルコト

(22) 言語障碍兒ノ言語矯正ヲ行フ爲ニ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト

(23) 言語矯正ニ關スル智識ト技能トヲ小學校教員授クル爲メニ適當ナル施設ヲ以テ講習セシメ、又ハ師範學校ニ於テ其ノ基礎教育ヲ與フルコト

(24) 言語障碍兒ノ言語矯正ヲ行フ爲ニ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト

(25) 言語障碍兒ノ言語矯正ヲ行フ爲ニ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト

(3) 普及スルコト

(2) 近視豫防ノ爲ニ有效適切ナル指導ヲ行ヒ施設ヲ講ズルコト

(3) 弱視學級又ハ學校ヲ設置スルコト

(4) トランポール豫防法ヲ勵行スルタメ必要ナル措置又ハ施設ヲ講ズルコト

(5) 弱視學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

(五) 聽力保存ノ普及竝ニ徹底

(1) 耳疾及び聽力障碍ノ早期發見竝ニ治療施設ヲ普及スルコト

(2) 難聽學級又ハ學校ヲ設置スルコト

(3) 聽力保存ノ爲ニ有效適切ナル指導ヲ行ヒ施設ヲ講ズルコト

(4) 難聽學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

(六) 就職斡旋、授職輔導ニ遺憾ナキヨ期スルコト

(7) 家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ保健ニ遺憾ナキヨ期スル爲概不左ノ如キ措置ヲ講ズルコト

(8) 無料健康診斷及育児指導ノ徹底ヲ計ル爲公共團體又ハ恩賜財團軍人援護會支部等ニ於テ嘱託醫及保健婦ヲ設置スルカ醫師會等ニ助成金ヲ交付シテ公私病院開業醫等ヲシテ之ニ當ラシムルノ途ヲ講ズルコト

(9) 虚弱兒ニ對シテハ、肝油、ミルク等ノ栄養品ヲ補給スルノ途ヲ拓クト共ニ夏期等ノ轉地保養施設等健康増進施設ヲ設置スルコト

(10) 遺族子弟ノ醫療援護ニ付テハ扶助階級(生活困難者)又ハ援護階級(生活稍困難者)以上ノ者ニ對シテモ之ヲ爲シ得ルヤウ考慮スルコト

(四) 駕車援護ノ徹底竝ニ兒童保護體制ノ整備

一、軍事援護ノ徹底ニ關スル件

一、家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ援護ノ徹底強化

(イ) 常設保育所、季節保育所ノ増設ヲ圖ルコト

(ロ) 家族、遺族子弟ノ素行不良化ヲ防止スル爲左ノ如ク措置スルコト

(1) 物心兩面ニ涉り家庭ノ強化ニ努メシメ母親等ヲシテ子弟ノ養護ニ可及的專念セシムルコト

(2) 小學校、中等學校等ニ於テハ特ニ家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ薰育教化ニ留意セシムルコト

(3) 方面委員、社會教育委員、少年救護委員等

ノ活動ヲ促進シ校外指導ニモ遺憾ナキヨ期スルコト

(4) トランポール豫防法ヲ勵行スルタメ必要ナル措置又ハ施設ヲ講ズルコト

(5) 弱視學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

(6) 聽力保存ノ普及竝ニ徹底

(7) 耳疾及び聽力障碍ノ早期發見竝ニ治療施設ヲ普及スルコト

(8) 難聽學級又ハ學校ヲ設置スルコト

(9) 聽力保存ノ爲ニ有效適切ナル指導ヲ行ヒ施設ヲ講ズルコト

(10) 難聽學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

(11) 無料健康診斷及育児指導ノ徹底ヲ計ル爲公共團體又ハ恩賜財團軍人援護會支部等ニ於テ嘱託醫及保健婦ヲ設置スルカ醫師會等ニ助成金ヲ交付シテ公私病院開業醫等ヲシテ之ニ當ラシムルノ途ヲ講ズルコト

(12) 虚弱兒ニ對シテハ、肝油、ミルク等ノ栄養品ヲ補給スルノ途ヲ拓クト共ニ夏期等ノ轉地保養施設等健康増進施設ヲ設置スルコト

(13) 遺族子弟ノ醫療援護ニ付テハ扶助階級(生活困難者)又ハ援護階級(生活稍困難者)以上ノ者ニ對シテモ之ヲ爲シ得ルヤウ考慮スルコト

二、戰災軍人遺族子弟ノ育成、援護ノ強化

(イ) 學資ノ助成補給

(ロ) 家族、遺族子弟ノ素行不良化ヲ防止スル爲左ノ如ク措置スルコト

(1) 物心兩面ニ涉り家庭ノ強化ニ努メシメ母親等ヲシテ子弟ノ養護ニ可及的專念セシムルコト

(2) 小學校、中等學校等ニ於テハ特ニ家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ薰育教化ニ留意セシムルコト

(3) 無料健康診斷及育児指導ノ徹底ヲ計ル爲公共團體又ハ恩賜財團軍人援護會支部等ニ於テ嘱託醫及保健婦ヲ設置スルカ醫師會等ニ助成金ヲ交付シテ公私病院開業醫等ヲシテ之ニ當ラシムルノ途ヲ講ズルコト

(4) トランポール豫防法ヲ勵行スルタメ必要ナル措置又ハ施設ヲ講ズルコト

(5) 弱視學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

(6) 聽力保存ノ普及竝ニ徹底

(7) 耳疾及び聽力障碍ノ早期發見竝ニ治療施設ヲ普及スルコト

(8) 難聽學級又ハ學校ヲ設置スルコト

(9) 聽力保存ノ爲ニ有效適切ナル指導ヲ行ヒ施設ヲ講ズルコト

(10) 難聽學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

政府ハ我國兒童保護全體ニ關スル福祉増進ノ見地ヨリ從來ノ法規ヲ再検討シ勘クトモ左記事項ニ關スル規定ヲ併セ含ム綜合的兒童保護法ヲ制定セラレントヲ要望ス。猶右法案ノ審議ニ關シテハ社會事業中央委員、體力審議會委員、教育審議會委員等ヨリ成ル内閣直屬ノ一大審議會ヲ設置セラレ兒童ニ對ヘルキヨ期スル爲概不左ノ如キ措置ヲ講ズルコト

社会的保健的並教育的取扱ニ矛盾ナキヤウ考慮ヲ拂ハレシコトヲ併セ要望スル次第ナリ

記

一、妊娠婦及母性保護ニ關スル事項

一、乳兒ノ保護ニ關スル事項(死亡防止正常發育等)

一、幼兒ノ保護ニ關スル事項

一、校外兒童ノ保護ニ關スル事項

一、勞働兒童ノ教養、保護ニ關スル事項

一、兒童ノ訓育ニ關スル事項

一、精神薄弱兒童保護ニ關スル事項

一、性格異常ノ他精神的變質兒童保護ニ關スル事項

一、身體缺陷兒童保護ニ關スル事項

一、不遇兒童保護ニ關スル事項

一、少年教護ニ關スル事項

一、多子家庭ノ保護ニ關スル事項

一、其他母性及兒童ノ福祉増進ニ關スル事項

一、兒童保護行政ノ擴充強化ニ關スル事項

(一) 兒童局設置ニ關スル件

時局下人の資源擴充ノ見地ヨリ母性竝ニ兒童保護

ノ強化ヲ期スルハ極メテ喫緊ノ事項ニシテ之ニ關スル國家ノ對策ハ須ラク統一的計畫的ニ樹立遂行

セザル可カラズ。因テ速カニ兒童保護行政ヲ一元的ニ統合シ強力ナル政策ヲ實施スベキ別紙兒童局

ヲ厚生省ニ設置シ地方廳ニ右機構ニ基ク兒童課ヲ設置セラレムコトヲ望ム

尙兒童保護事業ノ統制アル振興發達ヲ圖ランガ爲

科學的調査機關ヲ國家ニ於テ整備セラレムコトヲ希望ム

兒童局案

兒童局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルコト

第一、妊娠婦並母性及兒童福祉制度ノ企畫調査ニ關スル事項

第二、妊娠婦並母性及兒童ノ保健ニ關スル事項

第三、兒童保護委員ニ關スル事項

第四、乳幼兒ノ保育ニ關スル事項

第五、虛弱兒童異常兒童不遇兒童ノ保護ニ關スル事項

第六、隣保事業ニ關スル事項

第七、小兒結核及先天性微毒ニ關スル事項

第八、母子保護ニ關スル事項

第九、少年教護ニ關スル事項

第十、兒童虐待防止ニ關スル事項

第十一、多子家庭ノ保護ニ關スル事項

第十二、勞働少年ノ保護ニ關スル事項

第十三、兒童ノ校外生活餘暇養護等ニ關スル事項

第十四、其他妊娠婦並母性及兒童ノ福祉増進ニ關シ必要ナル事項

(1) 兒童保護委員制度ノ制定

兒童保護ノ第一線ニ立チ、要保護母性並兒童ト各種保護施設トノ仲介トナリ保護ノ適正ヲ期スルガ

設置セラレムコトヲ望ム

四、兒童保護中央連絡機關ニ關スル件
厚生大臣諮詢
全國兒童保護大會
現下ノ時局ニ鑑ミ兒童保護ノ萬全ヲ期シ人の資源ノ擴充強化ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアリト認ム之ガ方策ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十月十二日

厚生大臣 小原直

厚生大臣諮詢二對スル全國兒童

現下ノ時局ニ鑑ミ兒童保護ノ萬全ヲ期シ人の資源ノ擴充強化ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアリト認ム之ガ方策ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

(ロ) 兒童保護委員制度ノ制定
要極メテ緊急ナリト認ム
兒童保護ノ第一線ニ立チ、要保護母性並兒童ト各種保護施設トノ仲介トナリ保護ノ適正ヲ期スルガ
設置セラレムコトヲ望ム
厚生大臣諮詢
全國兒童保護大會
現下ノ時局ニ鑑ミ兒童保護ノ萬全ヲ期シ人の資源ノ擴充強化ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアリト認ム之ガ方策ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

二、本委員ハ市町村毎ニ道府縣之ヲ設置スルコト

三、本委員ハ名譽職又ハ有給職トスルコト

二、兒童保護中央聯絡機關ノ擴充

三、本委員ハ名譽職又ハ有給職トスルコト

一、母子保健施設ノ強化

1 妊産婦健康相談所、小兒保健所ノ如キ相談

指導機關ヲ整備増設スルコト

2 保健婦ニ依ル巡回訪問制度ヲ全國各市町村

ニ設置スルコト

3 出産告知ニ關スル法規ヲ制定スルコト

4 牛乳其ノ他栄養品ノ配給施設ヲ普及スルコト

5 就労婦人ニ對シテハ栄養食供給施設並各種

保護施設ヲ整備シ充分ノ休養慰安ヲ與フルコト

二、乳幼児童保育施設ノ普及

1 工場鑛山關係法規中ニ各工場鑛山ニ於ケル

保育施設ヲ完備セシムベキ條項ヲ加フルコト

2 市町村毎ニ保育所ノ設備ヲ完備セシムルコト

三、一般保育所特ニ二三歳以下ノ乳幼兒保育機

闢ノ普及ヲ計ルコト

右諸施設ノ實施ニ際シテハ次ノ各點ニ留意スル
ヲ要ス

1 都會ニ於テハ妊娠婦並兒童ノ保健施設ヲ各
種兒童保護機關ノ中心タラシムルコト

2 農山漁村ニ於テハ町村ヲ單位トシ妊娠婦及

兒童ノ保健施設ヲ中心トスル綜合的隣保組織
ヲ設クルコト

(口) 虚弱兒童養護ノ強化

虛弱兒童ノ數ハ極メテ多ク然モ其ノ施設ニ至リテ
ハ殆ンド見ルベキモノナシ。依ツテ之ガ豫防並養

護施設ノ擴充ヲ圖リ以テ人の資源ノ確保ヲ期スル
ノ要アリ。其ノ主要ナル事業項目左ノ如シ

(二) 就労少年保護ノ強化

一、結核兒童並未感染兒童ノ相談所、保養所、療

養所等ヲ擴充シ之ガ早期發見並療養ニ努ムルコト

ト

二、兒童ニ對スル先天性黴毒ノ検査及其ノ無料又

ハ輕費ノ治療施設ヲ普及スルコト

三、兒童ニ必要ナル栄養品ハ之ヲ物資統制ノ外ト

シ、之ガ無料又ハ廉價配給ノ施設ヲ擴充スルコト

四、兒童ニ對スル轉住保育、養護學級、林間、臨

海學校等ノ増設普及ヲ圖ルコト

(ハ) 心身缺陷兒童保護ノ徹底強化

從來斯種兒童ニ對スル保護ハソノ施設並保護方法

ニ於テ世人ヨリ顧ミラレザルノ實情ニアリ。從ツ

テ之ガ整備ヲ圖ルハ一般的保護ノ見地ヨリ肝要ナ

ルノミナラズ斯種兒童ノ資質能力ノ向上ニ資スル

コトヲ得ベシ

一、精神薄弱兒童保護施設ノ普及

1 精神薄弱兒童ニ對シ適當ナル保護教育ヲ授

クベキ法令ヲ制定スルコト

2 精神障礙兒童鑑別機關並精神障礙ノ程度別ニ

依ル治療及保護施設ヲ整備スルコト

二、肢體不自由兒童並之ニ準ズル兒童ノ保護施設

ノ普及徹底

1 肢體不自由兒ノ爲ノ相談、教育、保護ノ諸

施設ヲ設立スルコト

2 貧窮兒童ノ就學義務ヲ確立シ職業教育ヲ

與之進シテ就職準備ノ方途ヲ講ズルコト

3 弱視兒童ノ早期發見並之ガ治療ノ施設ヲ講

ズルコト

(口) 子弟ノ育成援護ニ關シテハ學資ノ助成補給、

授職斡旋、孤獨遺兒ノ收容施設、母子保護施設等

ノ増設ヲ圖ルコト

(ハ) 子弟ノ精神的指導ノ徹底ヲ期スベク家庭、學校並各種社會機關ノ活動ヲ促進シ苟クモ素行不良化等ノ不詳事ヲ來サザルヤウ注意スルコト

時局下生産力擴充ニ伴ヒ少年ニシテ工場鑛山ヲ初メ、中小商工業及ビ農村ニ於テ就労スルモノ頓ニ激増ノ傾向ニ在ルモ、之ガ保健教育等ニ關シ遺憾ノ點多シ。依テ左ノ諸方策ヲ講ジ勞働力ノ涵養並人的資源ノ培養ニ資セムトス

一、就労少年ハ保護教養ノ對象タルニ鑑ミ左記項目ヲ含ム就労少年保護法ヲ制定スルコト

1 少年雇傭手續ニ關スル規程

2 就職契約ニ關スル規程

3 就労年齢、賃銀給與、勞働時間、勞働日數、休養並慰安施設ニ關スル規程

4 危害ヲ及ボス處アル作業ニ對スル就業制限ノ規程

5 定期的健診斷ヲ實施スルコト

三、就労少年ノ生活指導及訓練ノ施設ヲ整備擴充スルコト

四、軍人家族、遺族子弟ノ援護徹底

出征軍人家族、遺族並傷痍軍人子弟ノ援護ニ關シテハ從來共各方面ヨリ之ガ萬全ヲ期シツツアルモ、益其ノ徹底強化ニ努メザルベカラズ

(イ) 子弟ノ保護ニ遺憾ナガラシムルヤウ健康相談、育兒指導、虛弱兒ノ養護及醫療接護ノ萬全ヲ期スルコト

一、人口問題ニ關スル社會生物学的調査研究事項
二、人口問題ニ關スル社會基礎醫學的調査研究事項

項

一、人口問題ニ關スル社會臨床醫學的調査研究事

項

一、人口問題ニ關スル民族衛生學的調査研究事項
二、人口問題ニ關スル民族衛生學的調査研究事項

項

一、人口問題ニ關スル民族衛生學的調査研究事項
二、人口問題ニ關スル民族衛生學的調査研究事項

項

一、人口問題研究所に於て直ちに調査研究
に着手すべき主要調査研究事項

(昭和十四年十一月十五日決定)

人口問題研究所に於て直ちに着手すべき主要調査研究事項

(昭和十四年十一月十五日決定)

人口問題の調査研究は頗る廣範に亘るを以て、昭和十四年十一月十五日、本研究所に於て直ちに着手すべき主要調査研究事項を決定し、各班に於て分擔之が調查研究に着手した。其の概要は以下の如くである。

第一 事變の人口現象に及ぼしたる影響に關する研究

一、量的影響に關する事項

(一) 人口動態に關する研究

(1) 自然的動態
(2) 社會的動態

(1) 人口分布及其の變化(都市集中)

(2) 標性別、年齢別人口構成及其の變化(労働人口に重點を置く)

(3) 配偶關係別構成及其の變化(出生に對する影響を中心とする)

(4) 職業別、產業別人口構成及其の變化(工業化及農業人口に關する事項に重點を置く)

二、質的影響に關する研究(社會衛生學的研究)

- (一) 體力(精神能力、身體能力)
(2) 死別
(1) 疾病(結核、花柳病、精神病等に重點を置く)
(2) 產兒制限の傳播及墮胎に關する研究
(3) 優生學的影響
(4) 其の他
- 三、社會的經濟的變化の人口現象に及ぼすべき影響に關する研究
(一) 勞働狀況の變化
(二) 國民生活の變化
(三) 不妊の原因に關する社會衛生學的研究
(四) 其の他
- 第一 出生增加方策に關する研究
(一) 基本的研究
(二) 手段及效果
- 第二 出生率低下現象の多面的觀察
(1) 一般出生率の觀察
(2) 差別出生率の觀察
イ 出生速度
ロ 年齡別出生率
ハ 職業別出生率
ニ 所得階級別出生率
ホ 教育程度別出生率
ヘ 地域別出生率
ト 質の差異による出生率
チ 其の他
イ 思想
ロ 社會關係
ハ 經濟關係
ニ 法制
ホ 宗教
ヘ 其の他
- 第三 政策に關する研究
(1) 婚姻獎勵政策
(2) 出生獎勵政策
(3) 母性保護政策
(4) 早死流產防止政策
- 第四 死亡率の多面的觀察
(1) 一般的死亡率の觀察

(2) 差別死亡率の観察

イ 體性別、年齢別死亡率

ロ 職業別死亡率

ハ 所得階級別死亡率

ニ 教育程度別死亡率

ホ 地域別死亡率

ヘ 其の他

(二) 死亡の原因及疾病に関する研究

(1) 死因及疾病に関する一般的研究

(2) 乳幼児の死因に関する研究

イ 先天性弱質

ロ 消化器疾患

ハ 呼吸器疾患

ニ 其の他

(3) 乳幼児の健康に関する研究

(4) 結核

(5) 其の他

一 政策に関する研究

(一) 乳幼児死亡率の低下政策

(二) 結核死亡率の低下政策

(三) 國民の栄養増進政策

(四) 體力向上政策

第四 社會的環境と人口の質に関する研究

一、兩親の質と兒童の質

二、兩親の所得別、職業別、教育程度別兒童の質

三、家族數(同胞數)別兒童の質

四、地域別人口の質

五、私生兒の質

第五 人口收容力に関する研究

(産業構造の變化と人口增加)
との關係に關する研究

第六 近住民族及在外邦人の人口現象に関する研究

一、内地

農業、工業、商業等

二、朝鮮、臺灣及南洋

三、大陸及其他

一、目的

本邦出生率低下現象に關する研究上所謂差別出生

率に關する資料は必要不可缺なり。然るに既存の資料は極めて不十分なるを以て、新に本研究所に於て

は内閣統計局との協力の下に出產力調査を實施し之が基本資料の一たらしめんとする。

二、方法

標本調査に依り、一定の職業及地域を選定し、其の有配偶者に付き「出產力調査票」の記入を依頼す。

但し右調査票の配付及蒐集は關係官公署、團體、會社等に之を委嘱す。

三、期日

昭和十五年一月二十日午前零時現在
左の種類に分ち合計約一〇〇,〇〇〇の單位を探る。

四、客體

昭和十五年一月二十日午前零時現在

(一) 債給生活者

イ 官吏

ロ 小學校教員

ハ 銀行會社員

(二) 貧銀勞働者

イ 工場勞働者

ロ 鎌山勞働者

ハ 交通現業員

(三) 農村在住者

(四) 中小商工業主

(五) カード階級

出產力調査要綱

五、調査項目

一、夫婦の調査事項

(イ) 住所

(ロ) 夫の氏名

(ハ) 妻の氏名

(ニ) 夫の出生の年月日

(ホ) 妻の出生の年月日

(ト) 妻の初婚、再婚の別

(チ) 結婚年月

(リ) 出産兒の数

(ス) 夫の職業

(ル) 妻の職業

(ヲ) 夫の教育程度

(ワ) 妻の教育程度

(カ) 借給生活者、及賃銀労働者の収入平均月額

(コ) 農業者の地主、自作、自小作、及小作の別

(ダ) 耕作反別

(レ) 中小商工業主の國稅營業収益稅納稅額

(シ) 出産の順位

(ハ) 男女の別

(二) 死亡又は死産の場合には其の年月

人口問題研究所設置に關する若干の新
聞論説抜萃

東京商科大學學長法學博士 上田貞次郎
歡迎すべき報導、國立人口問題研究所
所生る

國立人口問題研究所新設費十萬圓が來年度豫算に上
つたことは歡迎すべきニュースであつて、吾々にとつ
ては十年來の要望が實現したことになるのだが、さて

感、出來ると聞けばまた心配のこともある。それは
研究所へ種々雑多の問題が持込まれて、あふはちとら
ずになることだ。そこでこれだけは國策の基調を定めるた
めに是非調べておかねばならぬといふ最重要の事項

を取上げて、それに全力を集中しなければなるまい。
愚考では我國の人口問題として最重要の事項は出生
率低下の傾向と死亡率の甚だ高いことである。歐米諸
國では近年出生率が極端に低下してしまつて、現在の
人口を維持する望みもなくなつて來たから、何れも出
生率の問題に注意を向けてゐるのであつて、現に結婚
及び出産の奨励政策を實行し始めたところの伊、獨は
申すまでもなく、英國でも調査だけは根本的にやり出
す横様である。だから日本でも同様に子を産むことが
唯一の問題であるかのやうに早呑み込める人もあるや
うに思ふ。けれども事實我國では西洋にないところの大
問題があるので、それは死亡率であることを十分に
認識してかかることが必要である。

出生率は低下の傾向ありと雖もまだ心配する程

昭和十五年一月二十日現在

出産力調査票

調査の目的

注 意

この調査は結婚年齢、職業、教育程度及收入等に出産力と
如何なる關係を有つものであるかを明らかにし、現下均整
の人口政策の基本資料を提供せんとするものであります。

- (1) この調査は一定の職業及地域につき概般的に行ふものであります。
(2) 調査は就業の状況をも含めて作成以外の目的には使用してはなりません。
(3) 真面の記入欄を御理解して記入して下さい。

(イ) 住所		府県		都市		区		町村	
(ロ) 夫の氏名		(二) 夫の出生の年月日		年月日		實際に生れた年月日を記入下さい。もし生年月不詳の場合は満年齢と記入下さい。			
(ハ) 妻の氏名		(三) 妻の出生の年月日		年月日		年月		夫の初婚、再婚の別	
(メ) 夫の初婚		初婚	内閣	初婚者は「初婚」、再婚の者は「再婚」	(手)	結婚年月	年月	夫の初婚、再婚の別	
(ト) 夫の再婚		再婚	内閣	内閣登録の届出が實際の結婚と前後する場合は實際に結婚した年月を記入下さい。		年月		妻の初婚、再婚の別	
(リ) 出産兒の数		出生児数	死産児数	出生児には既産と死産を除き生き残った年月日を記入下さい。川生後死亡した場合は死産と記入下さい。死産の場合は死産から生存までの年月日を記入下さい。死産児には死産を記入して下さい。		年月	年月	妻の初婚、再婚の別	
(ス) 夫の職業		職業	業種	(又) 夫の職業		年月	年月	妻の職業	
(ウ) 夫の教育程度		無	小学校	中等學校	専門學校以上	自分の學歴に相応する別に○をつけて下さい。例へば高等小學校卒業者と高等小學校中途退学者は「小學校卒業」に○を、高等小學校中途退学者は「小學校卒業」に○をつけて下さい。		妻の職業	
(エ) 妻の教育程度		無	小學校	中等學校	専門學校以上	自分の學歴に相応する別に○をつけて下さい。例へば高等小學校卒業者と高等小學校中途退学者は「小學校卒業」に○を、高等小學校中途退学者は「小學校卒業」に○をつけて下さい。		妻の職業	
(ガ) 収入平均		50圓未滿	100圓以上	100圓未滿	150圓未滿	小額には漁労者、労働者及び賃銀労働者を記入して下さい。収入の収入ある場合には夫の収入と計算して下さい。収入額は常に小額に会ける過収入りの均分部を記入して下さい。例へば漁労者は月點に貰賃、財産をもり且つ漁労者等の年月日を記入して下さい。		妻の職業	
(カ) 収入平均		150圓以上	200圓以上	200圓以上	300圓以上	小額には漁労者、労働者及び賃銀労働者を記入して下さい。収入の収入ある場合には夫の収入と計算して下さい。収入額は常に小額に会ける過収入りの均分部を記入して下さい。例へば漁労者は月點に貰賃、財産をもり且つ漁労者等の年月日を記入して下さい。		妻の職業	
(イ) 地主		地主	自作	耕作	借作	町	四	(ル) 妻の職業	
(ア) 販賣者		販賣者	自作	耕作	借作	町	四	(ヲ) 夫の教育程度	
(シ) 小作		小作	耕作	借作	借作	町	四	(ハ) 住所	
(ウ) 田主		田主	自作	耕作	借作	町	四	(メ) 夫の職業	
(エ) 賃労者		賃労者	自作	耕作	借作	町	四	(ト) 妻の職業	
(ガ) 労働者		労働者	自作	耕作	借作	町	四	(ロ) 夫の教育程度	
(カ) その他		その他	自作	耕作	借作	町	四	(メ) 夫の職業	
(イ) 用意の順位		用意の順位	男	女	男	女	年月日	(ス) 夫の職業	
(ハ) 出産の年月日		出産の年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死亡久には死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(ス) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	(メ) 夫の職業	
(二) 死亡久には死の年月		死の年月	年月日	年月日					

のことではない。死亡率は低下しながらも尙ほ西洋に比すれば非常に高いのである。日本國民の子孫繁昌を望むならば、産むこと以上に死なないことを考へよといはざるを得ない。

今から二十年位前までは、日本全國の出生も死亡も相並んで増加したが出生は死亡以上に速く増加したから、年々の人口増加数が上昇したのである。然るにその後は一方に出生の増加が鈍くなつたに拘らず他方に死亡數が絶対に減少したから、兩者の差たる自然増加はどんどん上つて毎年百萬に達する状態である。かくの如き死亡の減少は誠に喜ぶべきことだが、しかし現在の死亡率は尙千人に付三〇であつて英佛等の約一二

日本で毎年生れる子供の數は二百二十萬あるけれども小學卒業する者は百四十萬しかない。更に徵兵検査を受ける男子の數は六十萬しかない。乳幼兒の死亡率、青年の死亡率が高くして、折角生れた子が満足に育たないのである。百人生れた子供があるとして、それが満一歳になる前に十三人は死んでしまふ。満六歳で學校へ行くやうになるものは八十人に足らず、丁年に達するもの七十三人しか残らない。

何うしてかやうに多くの子供が死ぬのであるか。死因は何病であるか、生活状態に何んな缺陷があつて発病するのか。肺病及花柳病は何程の害をなしてゐるか。都市と農村との間に如何なる差があるか。府縣別にしたら何れの地方が最も悪いのか。所得階級別にし、外國の状態と比較したら何うか。西洋では如何にしてこの問題を解決したか。我國の経験は如何。これが國民の大問題であることは何人も否定し得

ないだらう。國費多端の際に新設される國立研究所がこの問題さへも答へられないとしたら申譯はあるまじ。

しかしこれだけが完全にわかれば十萬圓は廉いものだといひ得る。

この他にも人口問題の重點は勿論あるので特に出生率低下の事實は明かにしなければならないが、調査の範圍ばかり廣くなつて、中心を見失つてはならない。

(昭和十三年十二月十五日東京朝日新聞所載)

急を要する人口政策

厚生省は豫てから計畫中の人口問題研究所の官制起草に着手し、今月末迄にこれを開設すべく準備を急いでゐる由である。人口問題に就いての根本対策は苟も國家の興隆を圖らうとする以上、とくに樹立さるべきとして、しかも今日まで隠却せられてゐたのであるから、その調査研究に乗出すこととなつたのは、遅しと雖も喜ばしいのであるが、すでに事變後數年の今日、出生數の著減、死亡者の増加等を見て、これから調査にとりかかるといふやうな悠長なことで、よいのかどうかといふのが問題となるのである。

國際情勢を考へるものは、今日一般には軍用機數を比較して國力判定の基礎とするのであるが、更に嚴密に問題を考察するものは、本國人口（植民地の人口は必ずしも本國の助けとはならない）の多寡を較量するのである。その點から見れば世界の強國中において、わが國は内地人口のみにて七千二百萬を數へ、ソ聯の一億四千萬、アメリカの一億二千萬、ドイツの七千四百萬に次で第四位を占め、英國の四千四百萬、イタリ

アの四千二百萬、フランスの四千一百萬とは比較にならぬ程に多いのであって、他の點を別にしても、日本は正に堂々たる大國なのである。

わが國において今日の如き意味における人口問題がこれまで餘りに世界の注意をひかなかつたのは一には他の強國と地理的に隔離し他國との人口比較によつての國力の大小を考へる必要のなかつたことと、人口増加率が著しく大であり、寧ろ過剩人口の處置が問題となつてゐたからであつて、大正の末期には、産児制限を主張するものもあれば、共鳴するものも少くなかつたのである。その當時からも學者の中には、わが國の人口増加率が漸く極限に達し、出産率の減退の近く現はるべきことと示唆したものもあつたのであるが、當局者も敢てこれに注意を向けようとはしなかつたのである。

その點から見るとヨーロッパ諸國の如く、強國お互に境を接し、隣國國力の隆替が直に自國の安危に影響するところでは、人口問題は常に政治家の頭を支配するのであつて、それも平和が繼續する時代にはそれ程でないが、國際關係の不安の影が現はれ始めるとき、劍に人口増加の必要を感じるやうになるのである。これ即ち人口漸減の悲境にあるフランスに、人口増加運動が盛であり、獨伊おのの結婚奨励とか母子保護事業とか結核撲滅政策とかに、多額の國費を投じて大規模な施設をしてゐる所以なのである。

戰時中に出産數の減少することは當然のことであつて、現にドイツの如きは歐洲大戰當時の出生者の現在數は、その十年前のそれに比して約半數、即ち平時の百五十萬に對して七十萬前後しかない有様なのである。従つてわが國においても、現在の如き動員が行は

れてゐる限り、出産數の減退は防止しうべくもないものである。更に將來を考慮すれば、重工業の發達による都市への人口集中、女子就労者の増加、家屋の拂底による非衛生状態乃至は結婚の抑制等があるので、益々出産數の減少を豫想せしめるのである。加ふるに食料品の輸出等が増加して、牛乳、乳製品の騰貴等を見るにおいては、乳幼児の死亡率増加をも見ないとは限らないのである。

「」の種の問題に對する政策は、一日をも忽せにするを許さないのである。研究所の開設とは別に、速にこれが對策を立てる」とは當局者としての當面の責任である。(昭和十四年七月四日讀賣新聞社説)

勞務動員と人口問題

聖戰二周年を迎へんとして、あらゆる方面にわたり、いよいよ人手の必要を痛感するばかりである。長期建設のための事業、業務は、一日また一日と増加し、繁忙を極めつゝあるが、何をするにも、先だつものは人また人である。本年度總動員計畫は、物資動員計畫、貿易計畫、交通電力動員計畫、資金統制計畫および勞務動員計畫をもつて、その完成を見るはずだが、最後にまはされた勞務動員計畫こそ、なかんづく最も重大要素でなければならぬ。軍需の充足にも、生産力擴充計畫の遂行にも、輸出の振興にも、國民生活必需の確保にも、まづ工場に、作業場に、職場に、その持場持場を守りて、倦まず、撓まず勤労する産業戦士がなくては、どうにも、かうにもならないのである。猫の手をも借りたいとは、眞にかういふ時節であらう。

關係各廳との緊密な協力のもとに、企畫院が編成し、

閣議で決定した十四年度勞務動員計畫によれば、その新規需要は、軍需、生產力擴充、輸出、必需品等の各種產業並に運輸通信業における增加需要および工、鐵、交通各業における減耗補充に要するもの、内地から滿洲への移民等を總計して、男女約百十萬人に上つてゐる。さきに國家總動員法が發動されて、學校および工場技術者の養成令や、使用制限令が公布實施され、近く又國民徵用令が公布實施されんとしつゝあるが、この種の勞務の統制を目的とする諸法令も、肝腎の統制すべき人的資源が涸渴するにおいては、遂に何の施すべき術もなくて口まねはならぬ。勞務の動員あつての勞務の統制であり、百十萬の勞務の動員こそさし當つての緊急問題でなければならぬ。企畫院の計畫によれば、技術者および熟練勞務者を除く一般勞務者については、まづ本年三月の新規小學校卒業者、未就業者、物資動員計畫から生ずる離職者から出来るだけ充足し、殘餘は農業從事者、商業その他における勞務の節減可能な業務の從事者、移住朝鮮人等によつて補ひ、一部女子をも代用せしむるため未婚無業女子の就職を獎勵することになつてゐるが、この机上計畫が實際において果してその通りに遂行されるかどうかは、實行して見なければわからぬであらう。殊に本年三月の小學校卒業者のうちには、たとひなほ未就業者はあるにいほどの始末である。即ち先年は食ふ口の多過ぎる心配であつたのが、昨今は働く手が不足だといふ悩みである。しかもこの際において、昭和十三年の自然増加が、實數六十六萬餘人、千人中九・二六人といふ大正八、九年以來約二十年ぶりの少數、低率であつたと發表されたのであるから、問題の重大性が一層強く印象されたのは當然である。

昭和十三年において、戰死、戰傷死を含まない約百廿六萬人の死亡數は、昭和四年以來の多數であるけれども、千人當り一七人餘の死亡率は、例年と大差ないの督促で漸く設置がきまり、目下官制の起草中である。わが國にも既に人口增加率遞減の徵候著るしく、現在の戰時國民生活は愈々その傾向に拍車をかける結果となるべく、長期戰、長期建設に對する永久的勞務員計畫として、人口國策の樹立を急がねばならぬ。しかしこの量的對策と同時に、さらに質的向上を目的とする厚生行政の極力並びに行はるべきはいふまでない。(昭和十四年七月五日東京朝日新聞社説)

人口動態の變調

内地一ヶ年間の増加人口百萬人を上下し、如何にしてこれが食糧を給し、如何にして將來激増する生產人口の職業を開拓するかといふマルサス人口論第一版的危惧の論が盛んに唱へられたのは、たつた數年前のことであった。しかるに支那事變勃發以來の日本は、實戰と大陸の建設事業のみならず、内地におけるいはゆる國家總力戰の銃後任務に人手は幾らあつても足らぬとあつた。かかるに支那事變勃發以來の日本は、實戰と大陸の建設事業のみならず、内地におけるいはゆる國家總力戰の銃後任務に人手は幾らあつても足らぬとあつたのが、昨今は働く手が不足だといふ悩みで、日本の人口問題に關して、ここ數年間ににおける環境と觀點の變化は、殆ど隔世の感を催さしめるものがある。しかもこの際において、昭和十三年の自然増加が、實數六十六萬餘人、千人中九・二六人といふ大正八、九年以來約二十年ぶりの少數、低率であつたと發表されたのであるから、問題の重大性が一層強く印象されたのは當然である。

昭和十三年において、戰死、戰傷死を含まない約百廿六萬人の死亡數は、昭和四年以來の多數であるけれども、千人當り一七人餘の死亡率は、例年と大差ない

のであるから、自然増加の不振は専ら出生率の減少に原因するのである。即ち近年二百十餘萬人づつ生れる例を破つて、昨年は百九十二萬餘人しか生れてゐない。これは大正十三年以來十五年ぶりの低い数字であるが、さらに千人中二六・七人といふ出生率に至つては、殆ど半世紀前、明治廿四年の不完全な統計にこれと匹敵するものを發見するに過ぎないほどの稀有の低率なのである。出生減退の原因は種々考へ得るであらうが、直接間接に最も主たる影響條件が戦争であることには、議論の餘地があるまい。大正七、八年頃の特に出生率の低下したときの出生者が漸く結婚年齢に達したことにより、今日の出生率に影響してゐる事情は、大正九年以後に激増した出生人口の數年後における再生產力に期待して、多くを憂ふるに足らぬであらうが、戦争による出生減退が、今後二十年乃至其以後における生産年齢及び妊娠年齢人口構成を弱化する點を考へると、出生に及ぼす戦争の影響を、出来るだけ軽減する爲に、何等かの対策がなければならぬはずである。

近代戦争においては、國家の物的資源と共に人的資源をも擧げて戦はれねばならぬ。一時的の出生低下はこの意味の犠牲に外ならないのであるから、対策は勿論十分に講ぜられねばならぬとしても、日本人の口問題の將來に關しては、一時の變態を見て悲觀するのは聊か早計であらう。昨年の劣勢をもつてしても、出生及び自然増加の率は、世界の大國中ソ聯に譲るばかりで、大いに產めよ殖えよの國策を勵行してゐる伊、獨兩國に勝り、米、英、佛などは問題でない。日本が今は興國の勢慶々たる若き國家であることを證明する人口の大勢には餘り變化がないのであって、數

年前の産兒制限論が輕率に過ぎたと同様に、昨今唱へられてゐる人口増殖のための早婚獎勵説なども、餘ほど嚴重な條件付きでなければ俄に肯定は出來まい。生活程度の維持向上に無関心となり得ぬ文明國民の婚姻年齢が晩れ勝ちになるのを防ぐためには、實質的に有效な結婚獎勵と育児援助の施設を講ずる外にあるまい。家庭生活を愛する日本男子の一般的性情、日本婦人の母性的婦徳には近き將來にあまり大變化あるべしとも思へない。頗る廢的な避妊の流行などは、大勢として多く取越苦勞するに當らず、人口増殖策の要諦は畢竟國民生活を安易にしてやるといふ平凡なる政治の一般原則に歸するといふてよからう。早婚と出生増はその結果として期待すべきものである。

自然原則よりも社會原則に影響されることの多い文明國の人口問題に對しては、政治の當否が強く反映するのであるが、殊に各方面に統制の強化されつゝある我が國の現状と傾向においては、政府當路の人口政策に關する責任が極めて重いことを知らねばならぬ。我が國の人口政策として、海外移住、國內工業化による對外貿易の發達、内外資源の獲得および開発等々の積極解決策は人口を過剰視してゐた數年前から唱へられてゐたものであるが、人的資源の不足が感ぜられる今日においても、決して開拓してはならぬ根本的人口對策であらう。たゞ各政策間の輕重緩急が東亞と世界の新事態によつて變化しつゝあるだけである。如何に人口政策を按排するかは、あらゆる國策の基礎となるべき本格的調査はないかと探し廻る有様であるが、恰も昨今如く、大陸政策といふ巨大な課題が課せられ、生産擴充といふ根本的な問題にぶち當つて見ると、對策はいよいよ科學的基礎にもとづくことなくしては進め得られなくなつたのである。これは自然科學の方面についても固より同様で、かの理科學研究の如きが、その

とが、正に政府當局の政治的責任であることは改めていふまでもない。(昭和十四年七月十七日東京日日新聞社説)

研究所の簇出

先頃、東亞研究所が設立され、巨額の資金と人材とを擁して、東亞の新事態に處すべき基本的資料の蒐集と科學的研究に出立したが、これと前後して滿鐵調査部も年豫算を一千萬圓に擴張、同様の目的に向つて機關の缺如が嘆かれてゐただけに世の注目を惹いたのであるが、その後、外務省其他の官廳會社に於ても、調査機關の充實を期せんとする氣運が濃く、科學的綜合的研究の必要は、時局の進展と共に漸く切實に痛感され來つたものの如くである。今回、國立をもつて人口問題研究所が設立されるのも、國家が問題の皮表のみをむらず、その基本に眼を注ぎ來つたものとして、固より慶賀に堪へず、寧ろその遲かりしを恨むくらいである。

當面の政策立案に關する調査機關は、企畫院をはじめ、各省夫々に整備されてゐるであらうが、問題が少しく恒久的なものとなり、根本的なものとなると、これら政策立案の機關では間に合はず、何處かに基本的な政策を按排するかは、あらゆる國策の基礎となるべき

研究促進のために依然として企業的經營に依據せざることを得ないといった事態は、國家としては決して自慢になることではないのである。

この意味で科學的研究機關は、むしろその簇出を歓迎せねばならぬのであるが、たゞそれが今のインフレ的臭氣をもつ產物たることだけは十分に警戒されねばならぬ。といつても、問題はたゞ科學的研究所として的確な組織をもち、正しき研究對象を捉へてゐるかどうかにあるのであつて、例へばそれが官廳の機關たることは何ら差支なしとしても、組織そのものが所謂お役所風に事務的なものであつてはだめである。會長といつた地位に何時變るか分らぬ次官を置き、委任の研究官何人といつたやうな仕組で、果してよく腰を据え、一貫して、今日直に役に立たない根本的な問題に研究の情熱をそよぎ得るかどうか。研究員には研究に生涯を没頭するていの覺悟が要り、會長その他幹部もこの研究組織の運用に深く打込むだけの態度と學識とを備へてゐるのでなければ、研究の結果に大なる權威を期待することは難かしい。殊に人口問題の研究は、決して單なる人口問題に終り得ないのであつて、廣汎に經濟的な問題に亘らざれば何らの歸結を見るを得ないのであるから、その出發點において旺盛なる科學的精神のこもつた雰圍氣を必要とする。研究所設立に當り、折角佛を刻んで魂を入れるの努力を要望したいのである。(昭和十四年八月十八日東京朝日新聞社説)

警視廳衛生部及東京帝國大學醫學部附屬醫院分院の妊娠狀態調査及出産調査

昭和十四年十月、警視廳衛生部及東京帝國大學醫學部附屬醫院分院は共同調査を以て妊娠狀態調査を行つた。其の概要は以下の如くである。

妊娠狀態調査要綱

一、被調査者の範囲

- 1 被調査者は有夫の婦にして現に夫と同棲中（内縁關係を含む）の者なること出征中又は商用等の爲夫旅行し居る者等は該當者として調査すること
- 2 被調査者は年齢二十歳以上四十五歳迄のものなること
- 3 被調査者の選定は婦人會幹部と警察署と協議の上にて決定するものとす

二、調査割當數

1 工業地域として

荒川區の内 三河島署管内

南千住署管内

二〇〇人

本所區の内

太平署管内

二〇〇人

向島區の内

寺島署管内

二〇〇人

城東區の内

鶴戸署管内

二〇〇人

2 商業地域として

神田區の内 錦町署管内

西神田署管内

二〇〇人

浅草區の内 藏前署管内

二〇〇人

二〇〇人

3 小住宅地域として
澁谷區の内 代々木署管内 二五〇人
世田谷區の内 玉川署管内 二五〇人
豊島區の内 池袋署管内 二五〇人
巢鴨署管内 二五〇人

4 中流以上の住宅地域として
杉並區の内 杉並署管内 五〇〇人
荻窪署管内 五〇〇人

三、調査地域並被調査者選定標準

1 工業地域

(イ) 環境的に觀て小工場と民家と入り交りて所 在する地域を選ぶこと

(ロ) 被調査者は前記地域内に居住する者より選び其の生業關係は問はずるもの出來得れば工場勤務層の家庭より選ぶこと

2 商業地域

(イ) 環境的に觀て商店櫛比の地域を選ぶこと

(ロ) 被調査者は出來得れば商家にして店舗と住居と同一にせる家庭より選ぶこと

3 小住宅地域

(イ) 環境的に觀て商店街より相當距る純然たる住宅地を形成せる地域を選ぶこと

(ロ) 被調査者は前記住宅地域内に居住せる官公衙、會社、商店等の俸給又は給料に依り生活し居る家庭より選ぶこと

4 中流以上の住宅地域

住宅、建物敷地庭等に相當の餘裕を有する所謂邸宅居住層の家庭より選ぶこと

四、調査上の注意事項

- 被調査者の選定に當りては子供の有無に拘らず選定すること（特に子供ある家庭のみを選ばざる

4
調査に際しては被調査者に對し趣意を説明し、其の理解と協力を得るに努め以て記入の正確を期すること

2 被調査者に於て記入不能
て代筆するも差支なき」と

- 同一家屋内に被調査資格者多數同居する場合例へば兄弟二夫婦居住する等の場合は各二夫婦を別に調査するも差支なきこと

五、調查方法

- 1 2 調査は家庭衛生婦人會員により實施す
調査に際しては調査者一人にて約十二人程度を
分擔し調査票を配布し期日を定め取扱うこと

調査票下欄調査番號欄には名簿と同一の番號を
附し且つ調査擔任者の捺印を爲し置くこと

- 6
本調査実施に當りては支部會を招集し各署衛生主任より調査細綱に關し説明せられたきこと

醫學院學生規範

人口動態調査に就ての考察

右の調査の主要結果を掲ぐれば次の如くである。

第一表 各階層に於ける結婚年齢

中級の住宅群 結婚年齢	小住宅群		商業群		工業群	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一四歳	一	一	一	0.1	一	0.1
一五歳	二	0.1	一	0.1	一	0.1
一六歳	四	1.5	二	0.4	三	0.5
一七歳	四	4.5	五	5.0	五	6.7
一八歳	十	1.8	八	8.3	九	1.7
一九歳	一四	1.8	二	0.4	一	0.1
二〇歳	一八	1.9	一	0.1	一	0.1
二一歳	一三	1.4	一	0.1	一	0.1
二二歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
二三歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
二四歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
二五歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
二六歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
二七歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
二八歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
二九歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
三〇歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
三一歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
三二歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
三三歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
三四歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1
三五歳	一一	1.2	一	0.1	一	0.1

第二表 結婚より第一子分娩までの期間

種別	中級住宅群		小住宅群		商業群		工業群	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
一年以下	三三	三三六	三五三	四五〇	三一	三八〇	四二七	四三〇
一一二年	三八〇	四五〇	三七三	三九一	三九九	四一四	三八六	三八五
一一三年	一〇七	一一八	一〇九	一一八	九五	一一六	一一四	一一四
一一四年	四二	四六	四二	四八	四一	四〇	四二	四一
一一五年	一〇	一一一	一二	一四	一五	一八	一四	一四
一一六年	九	一〇	一二	一三	一九	〇九	九	〇九
一一七年	八	〇九	八	〇九	三	〇四	八	〇八
一一八年	六	〇七	四	〇五	二	〇一	五	〇五
一一九年	七	〇八	四	〇五	一	〇一	一	〇一
九年以上	三	〇三	六	〇七	一	〇一	一	〇一
一一二年	七三八	三三六	六九九	三一〇	七四一	三三六	九二天	三二三
一一三年	八〇〇	三六三	八二七	三七九	八至二	三八六	一一六	三九四
一一四年	三七一	一六九	三五九	一六七	三一八	一四八	四六〇	一四〇
一一五年	一六〇	六八	一四〇	六四	一七	五三	一六三	五七
一一六年	七五	三三五	四六	三一	四〇	二〇四	七一	一五五
一一七年	四四	一九	四〇	一四	一七	一四一	三九	一五五
一一八年	一六	〇七	一一	一〇	一〇	一〇	一	〇五

第三表 分娩間隔期間

間隔	中級住宅群		小住宅群		商業群		工業群	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
年以下	三三	一五	四二	一九	大三	二六	大五	二三
一一二年	七三八	三三六	六九九	三一〇	七四一	三三六	九二天	三二三
一一三年	八〇〇	三六三	八二七	三七九	八至二	三八六	一一六	三九四
一一四年	三七一	一六九	三五九	一六七	三一八	一四八	四六〇	一四〇
一一五年	一六〇	六八	一四〇	六四	一七	五三	一六三	五七
一一六年	七五	三三五	四六	三一	四〇	二〇四	七一	一五五
一一七年	四四	一九	四〇	一四	一七	一四一	三九	一五五
一一八年	一六	〇七	一一	一〇	一〇	一〇	一	〇五

一〇年以上	0.1	三	四	四	四	0.4
九一一〇年	0.1	三	四	四	四	0.1
九〇年	0.1	三	四	四	四	0.1
八九年	0.1	三	四	四	四	0.1

第四表 各階層に於ける年齢階級別妊娠率未妊娠死産流早産

文化と出産文化

(古屋博士著)(埋め草)

小兒死亡率

註 第一子出生兒を〇とし、以後を計算す

工業地域居住者群

尙ほ併せて、出産調査を行つたが其の調査票は次頁の如くである。

出產調査力一ト

署名
姓名
昭和年月日
1947年2月11日
新井義之

本 人 夫	生年月日	明治	年	月	日
		大正			
本 人 夫	再婚ナニヤー	初婚年齢			
夫	離別時年齢				

本邦ノ主ナル病氣

通　書　總　解

凡テヲ記入スル事

後者ノ場合ハソノ理由

粉ノ何レニヨツタカ

死亡ノ際、病名ト年

九 表面下欄ノ記入例ヲ參照サレタシ

九 装面下機ノ記入例ヲ察照サレタシ

東京市臨時國勢調査部の出產力調査

昭和十四年十一月二十日、東京市臨時國勢調査部にては、市内の小學校百二十校の第五及第六學年兒童を通じて各社會層に亘る約五萬の世帯に就き出產力調査を行つた。其の調査要綱及調査票は以下の如くである。

出產力統計調查要綱

東京市臨時國勢調査部

帝國の大陸への發展は、その基本的要件として人

然るに、我國民の出産力は曾ては旺盛なるが故に苦惱の種となつて居た程であるが、最近二十年間に亘り漸次下降の趨勢を示しつゝある。加ふるに今次事變に伴ふ多數將兵の出征は、昨年來急激に、しかも深刻なる影響を人口事情、特に出産率に現し初めた。

今や國民の出產力は、その昔とは全く相反する意圖を蔽して急速に再吟味を要請せられて居る。

民の、延ひては我國民の出産力に關する研究資料を提供せんとするものである。

調査の対象端に範囲

世帯を調査の客體とする。調査の範圍は全市域の各

記入例 其ノ一

(一) 保護者夫婦ノ欄(内線モ含ミマス) 保護者トハ戸主ニ限ラズ實際ニ家ノ取締リタル入デス。配偶者(つれあい)ノ有無ヲ問ヒマセン					
(1) 生レタ年月 (明治大正昭和等ノ元) (該テ音イテ下サイ)	(2) 夫婦ニナツク年月 (下ノ御注意ヲ見テ下サイ)	(3) 一方が現在家ニ(一時不在者ハルモト見マス) 居ナイトキハ (イ)其ノワケ(ロ)居ナクナツクノ年月 (イ)其ノ文書(明治大正昭和等ノ元) (該テ音イテ下サイ)	(4) 職業ト職業上ノ地位 (下ノ御注意ヲ見テ下サイ)	(5) 教育程度 (イ)文字ヲ讀シテ下サイ)	
夫 明治24年12月	大正8年4月	死ノ他死ノ他	物品販賣業主	小学校卒業ナシ	
妻 明治28年3月		死ノ他死ノ他	無職	小学校卒業ナシ	
(二) 保護者夫婦ノ子供欄(上ニ書イタ保護者夫婦ノ間ニ生レタ子供ダケリ亦 (イテ下サイ。先夫先妻ノ子又ハ養子ガ居ルトキハ) (三)欄ニ書イテ下サイ)					
(三) 其ノ他ノ欄					

(一) 保護者夫婦ノ欄(内線モ含ミマス) 保護者トハ戸主ニ限ラズ實際ニ家ノ取締リタル入デス。配偶者(つれあい)ノ有無ヲ問ヒマセン					
(1) 生レタ年月 (明治大正昭和等ノ元) (該テ音イテ下サイ)	(2) 夫婦ニナツク年月 (下ノ御注意ヲ見テ下サイ)	(3) 一方が現在家ニ(一時不在者ハルモト見マス) 居ナイトキハ (イ)其ノワケ(ロ)居ナクナツクノ年月 (イ)其ノ文書(明治大正昭和等ノ元) (該テ音イテ下サイ)	(4) 職業ト職業上ノ地位 (下ノ御注意ヲ見テ下サイ)	(5) 教育程度 (イ)文字ヲ讀シテ下サイ)	
夫 明治24年2月	大正8年10月	死ノ他死ノ他	金屬工業工 績工業便	小学校卒業ナシ	
妻 明治30年1月		死ノ他死ノ他	小	小	
(二) 保護者夫婦ノ子供欄(上ニ書イタ保護者夫婦ノ間ニ生レタ子供ダケリ亦 (イテ下サイ。先夫先妻ノ子又ハ養子ガ居ルトキハ) (三)欄ニ書イテ下サイ)					
(三) 其ノ他ノ欄					

記入例 其ノ二

社会層に及ぼすべきであるが、全市域の總世帯に付いて調査することは事實上不可能なるを以て、市内各地域中各社會層を網羅し得る様百二十小學校を選定し、其の第五及び六學年在學兒童約五萬名の各世帶を調査するに止む。

三、調査の期日並に方法

調査は尋常科第五及び六學年擔當教員の援助を得て、別紙調査票並に依頼狀を兒童の世帯に配付し、保護者に依頼して十一月二十日現在の實状を以て次の各調査項目を記入せしめ、十一月末日迄に之を蒐集す。

四、調査の事項

前項の調査趣旨に基き次の十一項目を調査する。

- (一) 主人夫婦に就て
- (二) 出生年月
- (三) 婚姻年月
- (四) 生存者數(男女の別)
- (五) 教育程度
- (六) 主人夫婦間の出産兒に就て
- (七) 死亡者數(男女の別)
- (八) 流產回數
- (九) 其の他に就て
- (十) 家に在る爾餘の家族數(男女の別)
- (十一) 住居の室數及び疊數

民族衛生研究會の精神薄弱者家族調査及優良家系調査

東京市補助學級關係

研究所員 医學士 吉益脩夫

東京市技師

醫學士 勝野井輝美

都會に出て成功せるものを撰定するも可とす。

六、其の血族に犯罪者、反社會性者其の他社會より感

避される者を出したる家系は撰定せざることとす。

民族衛生研究會に於ては優生問題の研究及適切なる

優生政策樹立の基礎資料として精神薄弱者家族調査及

優良家系調査を行つた。其の要綱を掲げれば左の如くである。

(一) 精神薄弱者家族調査要綱

一、調査の趣旨

本調査は精神薄弱者にして結婚生活を營みつゝあるもの、其の配偶者並に近親者の精神状態、社會的適應性、犯罪、並に反社會性殊に其の夫婦に就て結婚後の経過期間、其他妊娠児数等に付いて調査し之

れに依りて精神薄弱者の遺傳關係並に生活力、生殖力等を知り以て優生制度の基礎的資料とせんとする。

二、調査の對象

精神薄弱者收容所及び補助學級の兒童の家族中兩親に精神薄弱者のあるものを擇び其の適當なるものに付いて前項に掲げたる各種の項目を調査す。

右要綱に依り今は取り敢へず東京市内外の精神薄弱者收容所及び東京市補助學級の兒童の家族中前者を五〇家族、後者を五〇家庭計一〇〇家庭に付き目下調査中なり。

調査員氏名

精神薄弱者收容所關係

松澤病院醫局員 醫學士 奥田三郎

醫學士 柴田農武夫

五、優良家系としては郷土に本籍を有し他地方又は他

(二) 優良家系調査要綱

一、優良家系としては社會的に見て優良者と見做すべき者を多數に輩出し郷土の誇として衆目の一致せる家系を撰定することと。

二、優良者の認定には學業成績、社會的地位、又は德望、音樂、繪畫、文學等藝術の天稟、商業、工業等實業界に於ける成功、理學、工學、醫學等自然科學

に於ける學殖、宗教、哲學又は道德界に於ける令名、國家社會に對する獻身的功績其の他社會的價值標準によるものとす。

但父祖の權力、財力等の餘力を以て社會的に成功せる者に就ては其の本人の能力を觀察して充分豐かなる才能を有すと認められる場合に初めて優良者と判断すべきものとす。

三、優良者は之を二階級に分ち普通人を相當に凌駕すると認められる者を「稍優秀なるもの」拔群に凌駕すると認められる者を「特に優秀なるもの」とす。

即ち前者は一般水準を超えたものを謂ひ、後者は其の社會に於ける第一人者と目す可き者を指す事とす。

然して夫婦は〔〕で結び同胞は出生順位で左から右に列舉し双生兒は〔〕で結合さすことと。

九、優良家系は追究し得る限り昔に遡り且出來るだけ廣く調査すること。

一〇、優良家系調査用紙は格別規定せざるを以て記載に便利な適當の用紙を選びて使用する」と。

(三) 民族混血に關する研究

民族混血に關する研究調査の爲長崎醫大教授高瀬清

氏、同助教授松下兼知氏及び京城帝大教授久保喜代二氏に之が調査を依頼す。

都市學會の不良住宅地區調査

- 都市學會は昭和十三年九月以降本邦不良住宅地區に關する調査研究を行つてゐるが、更に昭和十五年四月より該地區の實地調査を施行し、基本的資料の蒐集のため關係各方面の協力の下に東京市に於ける不良住宅地區を對象とし、左の調査項目によつて、社會學的、經濟學的、社會衛生學的、建築學的方面の諸部門より綜合的に、踏査研究を遂げその解決に資することになつた。
- 不良住宅地區調査項目（要目）
- 一、地理的概觀
 - 二、歷史的概觀
 - 三、地區ノ建築學的狀況
 - 四、家屋狀況
 - 五、戶數人口
 - 1 戶數
 - a 總戶數
 - b 不良住宅戶數
 - c 世帶數別戶數
 - d 居住人數別戶數
 - e 職業別世帶數
 - f 家族數別世帶數
 - g 人口
 - 2 世帶
 - a 職業別世帶數
 - b 家族數別世帶數
 - c 人口
 - 六、家庭
 - 1 家族
 - a 家族數（家族名）
 - b 家族構成
 - c 配偶者の有無
 - d 教育程度
 - 2 居住
 - a 來住年月（居住期間）
 - b 來住後の世代數
 - c 來住前の居住地
 - d 出生地より現居住地に來る迄の經路
 - e 居住狀態
 - 3 婚姻
 - a 現配偶者との婚姻年齢及夫婦の年齢差
 - b 婚姻回數
 - c 約婚年齡
 - d 最終婚年齡
 - e 法律婚、事實婚
 - f 同棲期間（全婚姻について）
 - 七、職業
 - 1 主職業
 - 2 副職業
 - 3 職場
 - a 出稼
 - b 職業上の所得
 - 八、經濟事情
 - 九、交際
 - 1 保健衛生
 - 2 保健狀態
 - a 醫藥
 - b 居室
- 4 人口動態
 - a 來往住人口（過去十年）
 - b 人口增減
 - c 一戸當人口
 - d 婚姻
 - e 出稼
 - f 定住率（性別、年齢別）
 - g 不良住宅居住人口
 - h 現配偶者との同棲期間
 - i 現地に於て出生せし總子女數及其生年月
 - j 現配偶者との間に出生せし子女數及其生年月
 - k 現配偶者との間の死産、早産、流産、妊娠中絶の回數
 - l 死亡
 - m 死産、早産、流産、妊娠中絶の理由
 - n 死亡理由
 - o 死亡者年齢及性別
 - p 病氣になつてから死ぬまでの期間（過去十年間）
 - q 乳兒死亡
 - r 幼兒死亡

4 居室內家具

5 寢室

6 寢具

7 臨所

8 飲用水

9 汚物處理

10 清掃

11 健康狀態

12 診査事項

13 食事

14 衣服

15 就寢狀況

十一、社會構成及其機能

十二、社會的諸慣例

十三、社會狀勢の變化と地區の狀況

十四、其の他の地區事情

(注意) 調査に際し特に事變前と事變後との相違に注意し、兩方面的状態を比較すること。

財團法人日本學術振興會民族科學に關する第十一特別委員會の設置

昭和十四年十月二十五日、財團法人日本學術振興會に於ては、左の如く、民族科學に關する第十一特別委員會を設置することとなつた。

一、趣旨

今や皇國は空前の非常時に際會し、國防上又產業

上人的資源確保のための對策を樹立することと急、急を要するものがある。これが對策は疾病豫防のための環境衛生學的努力と心身の訓練に俟つことが多いのは勿論であるが、これによつて十全の效果を收めることは不可能であつて、寧ろ進んで先天的な民族素質の改善を企圖する民族衛生學的對策を行ふと共に、國民の體力を低下せしめる様な社會的、產業的、道徳的事情を察知し、これを除去若くは修正すること

とこそ目下の急務であり、又この觀點に立つ對策こそ眞の民族國策と云ふことが出来る。然るに我國にはこれに關する系統的研究は甚だ少く、従つてこれが指導精神も未だ確立してゐない。殊に近時事變下に於ける農村人口の都市への移動及近代の都市生活に基く體力の低下、繁殖力變化の如きは、民族發展のための大いなる障害である。

更に又對外的には移植民の問題があり、又民族と民族の接觸面に起る生物學的及社會學的重要研究事項がある。之等の事情を綜合的に検討してこれが

對策を樹てるとは關係各科の専門學者の協力を俟つて始めて可能である。茲に第十一特別委員會を設けて一は諸般の事情の研究、他は對策樹立に資せんとするものである。

(h)(g)(f)(e) 及ぼす影響に關する調査研究

農村家族制度の動向に關する調査
酒害に關する研究

其他の重要な問題

民族接觸及混血の問題

三、期間

三ヶ年

四、經費

二、五〇〇圓 (十四年度後期)
六〇、〇〇〇圓 (年額二〇、〇〇〇圓)

六、委員

委員は官廳、大學、研究所其他より選べる權威者及専門家四十五名以内とし、差當り次の三十二氏とす。

同會評議員

石 黒 忠 篤(本)

上 田 貞 八 郎(本)

九 州 帝 國 大 學 教 授

大 平 得 三(3)

厚 生 次 官

岡 田 文 秀(本)

駒 澤 大 學 教 授

笠 森 傳 繁(本)

陸 軍 省 暫 事 課 長 陸 軍 大 佐

鎌 田 調(1)

陸 軍 軍 隊 中 將

厚 生 技 師

東 北 帝 國 大 學 教 授

下 村 宏(本)

興 亜 院 政 務 部 長 陸 軍 少 將

京 都 帝 國 大 學 教 授

東 京 帝 國 大 學 教 授

統 計 局 統 計 官

那 須 中 川 友 長(1)

(d)(c) 人 口 の 地 方 的 産 業 的 分 布 の 變 化

近 藤 正 二(3)

古 崎 芳 雄(本 1 2 3)

高 田 保 馬(3)

戸 田 貞 三(3)

那 須 鮎 皓(本)

東京帝國大學教授
本會學術部長
公衆衛生院長

興亞文化部長
千葉醫大教授

企畫院調査官

文部次官

貴族院議員

陸軍省衛生課長軍醫大佐

厚生省豫防課長

公衆衛生院

京城帝國大學教授

傳染病研究所員

第二常置委員會委員長

第一常置委員會委員

第十二常置委員會委員

第十一常置委員會委員

第五常置委員會委員

第三常置委員會委員

第四常置委員會委員

第六常置委員會委員

第七常置委員會委員

第八常置委員會委員

第九常置委員會委員

第十常置委員會委員

第十一常置委員會委員

第十二常置委員會委員

第十三常置委員會委員

第十四常置委員會委員

第十五常置委員會委員

第十六常置委員會委員

第十七常置委員會委員

第十八常置委員會委員

第十九常置委員會委員

第二十常置委員會委員

第二十一常置委員會委員

第二十二常置委員會委員

第二十三常置委員會委員

第二十四常置委員會委員

第二十五常置委員會委員

第二十六常置委員會委員

第二十七常置委員會委員

第二十八常置委員會委員

第二十九常置委員會委員

第三十常置委員會委員

第三十一常置委員會委員

第三十二常置委員會委員

第三十三常置委員會委員

第三十四常置委員會委員

第三十五常置委員會委員

第三十六常置委員會委員

第三十七常置委員會委員

長谷部言人(本)
林春雄(本)
廣瀬久忠(本)
渡邊甲一(1)
厚生大臣小原直
厚生大臣小原直
スルコト

(説明)

第三回人口問題全國協議會

スル具體的方策ヲ擧グレバ左ノ如シ。

第一、婚姻生活者及子女保護ニ關スル事項

一、婚姻獎勵ニ關スル件

(一) 既婚者就中子アル配偶者ノ優先採用、

其他優遇方法ヲ勧奨スルコト

(二) 結婚費用特別貸付ノ方法ヲ實施スルコト

(三) 結婚費用輕減ヲ目的トスル諸施設ヲ助長

スルコト

(四) 結婚紹介ニ關スル事業ヲ公益化シ之ガ機

關ヲ増設スルコト

(五) 既婚労働女子乃至職業婦人ノ職業上ノ地

位ニ特別ノ保護ヲ加ヘ雇傭關係ノ維持等ニ特

別ノ考慮ヲ拂フコト

二、母性及乳幼兒、兒童ノ保護ニ關スル件

(一) 有料及無料產院及乳兒院ノ増設

(二) 訪問婦制ノ實施普及

(三) 保健所ノ增設

(四) 保育所暨育兒院等ノ充實増設

(五) 勞動婦人乃至職業婦人ニ對スル母性保

護、特ニ產前產後ノ有給休暇制ノ實施

(六) 兒童營養食配給施設ノ普及

三、多兒家庭ノ保護ニ關スル件

(一) 家族手當制ノ設定

(二) 所得稅ノ家族控除額増加

(三) 地方稅ノ家族數ニ應ズル負擔輕減

(四) 其他大家族世帶ニ對スル或種課稅ノ減免

(五) 教育費ノ補助又ハ輕減

財團法人人口問題研究會の主催にかかる第三回人口問題全國協議會は昭和十四年十一月六・七日兩日に瓦り、東京市神田區一橋講堂及如水會館に於て開催された。時局の推移に伴ひ人口問題の意義が愈々重要性を加へつゝある折柄、本協議會の開催は各方面の注目を惹き、全國各地より斯界の權威者を始め、本問題に關心を有する官民の參集せる者四百名、研究報告者百名を超え、前二回のそれにも優る盛況を呈した。

特に小原厚生大臣より本協議會に對し左の諸問があ

仍テ人口政策上特ニ留意すべき國民生活安定ニ關

第一、健康保險其他ノ社會保險並ニ教育制度ニ關

ル件

(二) 現行健康保険諸制度ノ充實擴張

(二) 老齢遺族保険其他ノ社會保險制度ノ整備

新設

(三) 救査制度ノ擴充

二、醫療機關及制度ニ關スル件

(一) 一般醫療機關ノ充實普及

(二) 醫療費ノ負擔輕減ヲ目的トスル醫療制度

ノ擴張

三、結核及花柳病豫防ニ關スル件

(二) 結核豫防ニ關スル施設ノ徹底、機關ノ擴

張

(二) 花柳病豫防ニ關スル特別施設ノ擴充

四、榮養食配給施設ニ關スル件

(一) 公設食堂及共同炊事場ノ増設、榮養指導

ノ強化

(一) 榮養配給組合ノ擴充指導

第三、庶民生活ノ經濟擁護ニ關スル事項

一、日常生活必需品ノ配給ニ關スル件

(一) 食糧配給ノ全國的調節ニ關スル施設計畫

(二) 公設小賣市場ノ社會施設トシテノ機能

及發達、之ガ爲必要ナル法律ノ改正又ハ制定

二、住宅政策ノ實施ニ關スル件
建築材料ノ價格低廉化、之ガ供給ノ緩和ニ關スル適切ナル對策ヲ講ズルコト

三、庶民金融機關ノ整備改善ニ關スル件
(一) 一般庶民金融機關トシテノ信用組合ノ普

及發展、之ガ爲必要ナル法律ノ改正又ハ制定

(二) 現行庶民金庫ノ整備擴充

(三) 公設質屋ノ對人信用施設トシテノ改善強化

第四、生活刷新ニ關スル事項

由來我國民ノ日常生活ニハ虛禮冗費ノ因襲ニ

捉ハレタルモノ甚ダ渺シトセズ、消費ノ合理化ニ

俟テ生活ノ簡易化ヲ期スベキコトハ多年ノ懸案タ

リ今ヤ事變下ニ際會シテ之ガ解決ニ努ムルニ於テ

ハ應テ國民生活安定上ノ補足の方策タルコトヲ失

ハザルベシ

一、消費ノ合理化、生活ノ簡易化ニ關スル件

(一) 時代ニ適應スル計畫ニ基キ消費ノ節約、

貯蓄ノ獎勵ヲ徹底スルコト

(二) 時代ニ適切ナル考案ニ基キ虛禮ノ廢止無

駄ノ排除ニ努ムルコト

(三) 國產品若クハ代用品ノ愛用、廢品ノ利用

(四) 服裝ノ改良、就中形式的儀禮用服裝ノ改

廢

第二日 十一月七日

5 午前九時—午後二時三十分

研究報告會(一橋講堂及如水會館)
特別委員會(矢野記念館)

2 午前十時三十分—正午
研究報告會(一橋講堂及如水會館)

3 正午

厚生大臣招待午餐會(如水會館)

4 午後一時—同五時

研究報告會(一橋講堂及如水會館)
特別委員會(矢野記念館)

總會(一橋講堂)

(イ) 研究報告ニ關スル座長報告

(ロ) 政府諸問ニ對スル答申ノ議決

(ハ) 會長閉會ノ辭

7 午後六時三十分

主會招待晚餐會(如水會館)

一日 程
第一日 十一月六日

1 午前九時—同十時三十分

總會(一橋講堂)

(イ) 會長閉會ノ辭

(ロ) 厚生大臣告辭

(ハ) 内閣總理大臣祝辭

(ニ) 幸事報告

(ホ) 政府諸問事項ノ提示

研究報告會プログラム

第一部 人口問題に關する一般的研究
日本婦人の妊娠閉止年齢限界の統計的研究
並に本邦標準児數と結婚年齢の基準に就て

T・E・スタイナ博士の「日本人
口政策論」とその批判
新田開發村の人口構成に關する
一報告

大阪府地方技術課
(學務部職業課)

農業人口と栽培物との關係の一
般的研究

東京商科大學講師 江澤謙爾氏

小山嘉壽築氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

支那大陸に伸び行く大和民族の將來性
支那農村勞働力と支那の下層民觀

渡邊輝一氏

新田開發村の人口構成に關する
一報告

横濱市立橫濱商業學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

永井和夫氏

新田開發村の人口構成に關する
一報告

東京商科大學講師 江澤謙爾氏

支那大陸に伸び行く大和民族の將來性
支那農村勞働力と支那の下層民觀

後藤朝太郎氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

早瀬利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

早瀬利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

羽倉儀三郎氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

岐阜縣村落人口に就て
周禮に表はれたる人口政策
題未定

岐阜縣女子師範學校教諭
東京商科大學講師 江澤謙爾氏

國民思想研究所主事 小岩井淨氏

阿部利雄氏

國民人口再組織問題の一項とし
て見たる指導者層の問題

横濱高等商業學校 教授 渡邊輝一氏

渡邊輝一氏

臺灣原住民族人口の水平的並に
垂直的分布

臺灣總督府図託鹿野忠雄氏

臺灣總督府図託鹿野忠雄氏

歐米各國と比較したる日本人の
生物學的考察の二・三

神戶商業大學助教授 金田近二氏

(19) 民族問題に於ける宗教に關する 考察	東亞研究所嘱託	棚瀬 裏爾氏
(20) 北滿移民地に於ける民族交流現象に就て	東京帝國大學教授	農學部助手 崎村茂樹氏
(21) 海南島には沖繩縣民の移住を圖れ海南島には沖繩縣民の移住を圖	東京帝國大學教授	農學部助手 崎村茂樹氏
(22) 滿洲國少數種族の減退	農業政策研究室弘報課	農業政策研究室弘報課
(23) 日支民族の結婚に就て	農業政策研究室弘報課	農業政策研究室弘報課
(24) 植民と文化	農業政策研究室弘報課	農業政策研究室弘報課
(25) 滿洲を中心とする東北諸民族の農業	北海道帝國大學助教授	北海道帝國大學助教授
(26) 我が國外地移民の成績	鳥取高等農業學校授業課	鳥取高等農業學校授業課
第三部 長期建設の見地より見たる人的資源の配置に關する研究		
(1) 地方鐵道労務調整の私案	半田職業紹介所長	半田職業紹介所長
(2) 農村人口増加力の減衰と其の原因に就て	内閣統計局事務嘱託	内閣統計局事務嘱託
(3) 分村計畫に關する一研究	第四高等學校教授	第四高等學校教授
(4) 大東京の地方計畫方法論	東京帝國大學助教授	東京帝國大學助教授
(5) 人口統計に於ける產業及職業分類——主として農業に就て——	農林省統計官補	農林省統計官補
(6) 農業人口の減少より見た日本農業の前途	國民思想研究所員	國民思想研究所員
(7) 事業變下の青少年勞力の動向と農業勞働	早稻田大學大學院宮出秀雄氏	早稻田大學大學院宮出秀雄氏
(8) 鐮山労務者の移動に就て	厚生省勞働局嘱託三好豊太郎氏	厚生省勞働局嘱託三好豊太郎氏
(9) 我が國農家の統計的分析	農林省統計官長	農林省統計官長
(10) ブラジルに於ける邦人自作農並借地農耕作業者の生産層比較及勞力の分配に關する研究	聯合會農業技術組合中村誠氏	聯合會農業技術組合中村誠氏
第四部 事變の國民生活に及ぼしたる影響に關する研究		
(1) 傷痍軍人と職業能力	軍事事務官(補導課)	軍事事務官(補導課)
(2) 戰時人口政策の基準	赤松清一郎氏	赤松清一郎氏
(3) 題未定	京都帝國大學教授	京都帝國大學教授
(4) 家族負擔均衡の二緊急問題	東北帝國大學教授	東北帝國大學教授
(5) 戰時下の住宅問題	上智大學教授	上智大學教授
(6) 事變の人口形態に及ぼしたる影響	大阪市主事川上賢斐氏	大阪市主事川上賢斐氏
(7) 經營體に於ける人口政策的給與物資源の愛護と生活必需品の制限とに就て	東京市豐島區長磯村英一氏	東京市豐島區長磯村英一氏
(8) 業態別人口播殖率と厚生要件としての合理的な退職年齢の算定に就て	協調會嘱託孝橋正一氏	協調會嘱託孝橋正一氏
(9) 實支出中飲食物費の割合に就て	大八洲教教主黒野張良氏	大八洲教教主黒野張良氏
(10) 戰時に於ける人間再生産問題	大阪府地方技師阿部利雄氏	大阪府地方技師阿部利雄氏
(11) 都市要保護階級生計費に於ける	東京市書記(厚生局)牧賢一氏	東京市書記(厚生局)牧賢一氏

- | | | | | | | | |
|---|-----------------------|-------------------------------|--------------------------------------|-------------|-------------|--------|-------|
| (1) 國民生活問題 | 協調會嘱託(調査部) | 小樽高等商業學校教 | 持田三郎氏 | 日本大學(商經學部) | 助教 | 飯田照 | 夫氏 |
| (2) 郵便貯金の示唆する現下人口問題 | 遞信省貯金局 | 北海道經濟研究所教 | 永野順三氏 | 醫學研究所長技師 | 醫學博士佐伯矩氏 | 厚生省體育官 | 松室秀 |
| (3) 物價昂騰が國民生活に與へたる影響 | 農村人等の資源確保策としての社會保健婦制度 | 農村の體育問題 | 高橋次郎氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 大磯敏雄氏 |
| (4) 景氣變動と人口 | 米的新古と搗精度によるダイタ | 民族優生と斷種法 | 角田藤三郎氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 謙氏 |
| (5) 農村民の都市移動と結核問題 | 國民體位に及す凶作の影響に就て再論す | 人口問題の數に関する生物學的研究 | 馬宗雄氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (6) 決定せる頸壯丁曲線と全國頸患者推定數 | 國立頸療養所長崎官 | 東北地方の配偶妊娠率と生產育児率(第一回) | 馬宗雄氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (7) 民族衛生學の體系に就て | 星塚敬愛園長 | 家庭に於ける子供の數と其の質的問題 | 従一氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (8) 職時に於ける禁酒政策の展開 | 日本國民禁酒同盟事 | 人口問題に於ける質的觀點 | 文雄氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (9) 異常兒人口と鑑別標準 | 恩賜財團愛育會 | 人的資源確保より見た異常者 | 井上理一氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (10) 統計上より見た本邦の下痢及 | 研究所教養部員 | 農繁期に於ける農家共同炊事の村民健康上に及ぼせる效果の一例 | 小鹽完次氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (11) 題未定 | 東京帝國大學講師 | 農村に於ける保育問題 | 岩田正道氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (12) 近親及先輩友人間に於ける生產小差 | 聯盟婦人科部長 | 結婚年齢の決定 | 木安正氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (13) 貧富の差に依る初產婦の結婚年齢並に其の分娩經過に就て | 聖路加國際病院 | 婦人の出生力に就て | 糸井正良氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (14) 本邦婦人の年齢別生產受胎率に就て | 公衆衛生院助手 | 「ローレル」氏身體充實指數と身長との關係 | 久保秀史氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (15) 農村玉蜀黍食との關係 | 公衆衛生院主計少將 | 題未定 | 丸本彰造氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (16) 生活環境と身體の形態並に機能との關係に就て | 陸軍醫學博士 | 日本醫科大學教授 | 白井伊三郎氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (17) 乳兒死亡率の低下、壯丁體位向 | 公衆衛生院教授 | 恩賜財團愛育會 | 昭和十四年十二月二十五日、財團法人人口問題研究會に於ては、第二回人口問題 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (18) 上と農村玉蜀黍食との關係 | 公衆衛生院助手 | 研究所教養部員 | 財團法人人口問題研究會「第二回人口問題全國協議會報告書」 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (19) の發行 | 公衆衛生院主計少將 | 牛島義友氏 | 日本醫科大學研究生江田得一氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |
| (20) 全國協議會報告書を發行したが、同窓會の座談を締めると共に、九十二頁に記載 | 公衆衛生院教授 | 清氏 | 江田得一氏 | 厚生技師人口問題研究員 | 厚生技師人口問題研究員 | 西野陸夫氏 | 夫氏 |

財團法人人口問題研究會「第二回人口問題全國協議會報告書」の發行

する研究報告の速記録を收め、千百頁を超ゆる人口問題百科事典の観を呈してゐる。今、所載の研究報告題名及報告者を掲ぐれば以下の如くである。

第一部 人口問題に関する一般的研究

第二部 民族政策に関する問題

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| (1) 朝鮮の大陸政策と民族問題 | 同會理事法學博士 下村 |
| (2) 朝鮮の勞働資源 | 拓殖獎勵館主事 朝倉 |
| (3) 我民族海外發展の一重石 第二世の問題若干 | 東京外國語學校教授 半澤耕貫氏 |
| (4) 北支に於ける產業開發と人口政策の將來 | 明治學院教授 三好豐太郎氏 |
| (5) イスラム地方の人口增加に就て | 海軍少將 北達胤次氏 |
| (6) 民族の移動とその適性に關する人類學的考察 | 持田三郎氏 |
| (7) 我大陸政策の個性 | 關西大學教授 中村良之 助氏 |
| (8) 出生減退と羅馬帝國の滅亡 | 早稻田大學教授 西野入德氏 |
| (9) 外國に於て活動する大和民族の國籍に就て | 稻田良治氏 |
| (10) 北支開發と人口對策 | 拓殖獎勵館囑託 善生永助氏 |
| (11) 在滿邦人の地理的分布 | 總裁室弘報課 田口 |
| (12) 半島人労働者内地渡航の必然的傾向 | 南滿州鐵道株式會社 |
| (13) 滿洲國の工業的發展が大和民族に及ぼす影響 | 東京帝國大學教授 稲田正雄氏 |
| (14) 回教徒の問題に就て | 駒澤大學教授 田宗 |
| (15) 事變に現れたる支那人世界觀 | 外務省囑託 大久保幸次氏 |
| (16) 大陸人口論 | 名古屋高等商業學校教授 大谷孝太郎氏 |
| (17) 南米諸國の移民政策に就て | 日伯中央協會主事 岡本和夫氏 |
| (18) 滿洲移民と生活教育 | 陸軍主計少將 丸本彰造氏 |
| (19) 民族の同化と都鄙の環境(文書報告) | 京城帝國大學教授 秋葉隆氏 |

(1) 農業労働人口の減少と農業生産力の擴充	日本勞働科研究所研究員 吉岡金二氏	(2) 都市人口の消耗に關する問題 特に東京市の實情に就て
(2) 産業構成の變化と農業人口	内閣統計局事務嘱託 井上謙	(3) 人口分布の據點としての都市の諸性質
(3) 人口分布の據點としての都市の諸性質	都市計畫東京地方委員會第一技術部長 石川榮耀氏	(4) 秋田縣由利東浦澤村農業出身者の職業離村に関する調査研究 特に職業離村率の算定と職業離村者の職業
(4) 秋田縣由利東浦澤村農業出身者の職業離村に関する調査研究 特に職業離村率の算定と職業離村者の職業	東京帝國大學講師 林惠海氏	(5) 最近に於ける工業人口の産業別構成の變動に就て
(5) 最近に於ける工業人口の産業別構成の變動に就て	企畫院嘱託川崎巳三郎氏	(6) 香川縣村落人口の飽和狀態
(6) 香川縣村落人口の飽和狀態	香川縣師範學校教諭 桑島安太郎氏	(7) 村計畫下の農村労働力問題と分
(7) 村計畫下の農村労働力問題と分	農林省企畫課宮出秀雄氏	(8) 農村勞働流出年齢層と男女流
(8) 農村勞働流出年齢層と男女流	東京高等師範學校教諭野尻重雄氏	(9) 分村計畫に關する研究
(9) 分村計畫に關する研究	長野縣知事大村清一氏	(10) 炭坑労働と農村
(10) 炭坑労働と農村	東京商科大學助教授小田橋貞壽氏	(11) 北地開拓の人的資源として見
(11) 北地開拓の人的資源として見	東京帝國大學助教授島田錦藏氏	(12) 東北地方農村の農業労働力に就て
(12) 東北地方農村の農業労働力に就て	日本勞働科學研究所研究員秋田縣師範學校教諭島田鶴義夫氏	(13) 人口の構成並に動態より見る秋田縣農山漁村の特色
(13) 人口の構成並に動態より見る秋田縣農山漁村の特色	東京帝國大學助教授島田鶴義夫氏	(14) 人口の都鄙交流に於ける地方農漁村人口移動の一例
(14) 人口の都鄙交流に於ける地方農漁村人口移動の一例	茨城縣師範學校教諭原山口孝義氏	(15) 東京市人口の更新
(15) 東京市人口の更新	東京市書記豊浦淺吉氏	(16) 農村流出人口の行衛
(16) 農村流出人口の行衛	東京帝國大學助教授野間海造氏	(17) 農村工業に關する一研究
(17) 農村工業に關する一研究	立教大學教授山下英夫氏	(18) 漢洲移民と分村計畫
(18) 漢洲移民と分村計畫	東京帝國大學助教授中山伊知郎氏	第四部 事變の國民生活に及ぼす影響に關する問題
第四部 事變の國民生活に及ぼす影響に關する問題	第三井報恩會遊佐敏彦氏	(1) マルティブライヤーの理論に於ける一應用例
(1) マルティブライヤーの理論に於ける一應用例	東京商科大學教授中山伊知郎氏	(2) 都市人口の消耗に關する問題 特に東京市の實情に就て
(3) 本邦婦人の妊娠率に關する研究 特に婦人の不妊症に就て	第五部 人的資源涵養に關する問題	(4) 社會現象としての乳兒死亡率
(4) 社會現象としての乳兒死亡率	同志社大學教授難波紋吉氏	(5) 飲食料費と營養
(5) 飲食料費と營養	神戶商業大學教授柴田銀次郎氏	(6) 軍需工業に偏したる跛行景氣
(6) 軍需工業に偏したる跛行景氣	神戶商業大學教授柴田銀次郎氏	(7) 中小工業の現情と國民保健問題
(7) 中小工業の現情と國民保健問題	神戶商業大學教授柴田銀次郎氏	(8) 軍需工業に偏したる跛行景氣
(8) 軍需工業に偏したる跛行景氣	神戶商業大學教授柴田銀次郎氏	(9) 社會現象としての乳兒死亡率
(9) 社會現象としての乳兒死亡率	神戶商業大學教授柴田銀次郎氏	(10) 戰時の性比
(10) 戰時の性比	東京帝國大學助教授關屋貞三郎氏	(11) 本邦に見る出生性比の月別移動に就て
(11) 本邦に見る出生性比の月別移動に就て	東京帝國大學助教授關屋貞三郎氏	(12) 本邦に於ける結婚年齢と出生率との關係に就て
(12) 本邦に於ける結婚年齢と出生率との關係に就て	東京帝國大學助教授關屋貞三郎氏	(13) 出生間隔に就て
(13) 出生間隔に就て	東京帝國大學助教授關屋貞三郎氏	(14) 本邦婦人の妊娠率に關する研究 特に婦人の不妊症に就て
(14) 本邦婦人の妊娠率に關する研究 特に婦人の不妊症に就て	上海自然科學研究所員醫學博士小宮義孝氏	(15) 中支二・三農村地方に就て調査せられたる支那人の婚姻及び子女數に就て
(15) 中支二・三農村地方に就て調査せられたる支那人の婚姻及び子女數に就て	東京帝國大學助教授木村猛明氏	(16) 乳兒死亡の強度を示す統計値
(16) 乳兒死亡の強度を示す統計値	財團經濟學會會士篠山一氏	(17) 要保護階層者の罹病率並に正當なる診療日數に就て
(17) 要保護階層者の罹病率並に正當なる診療日數に就て	大阪帝國大學醫學部助手丸山博氏	(18) 本邦に於ける寄生蟲病蔓延の現況と其の撲滅策に就て
(18) 本邦に於ける寄生蟲病蔓延の現況と其の撲滅策に就て	厚生省防疫官木村猛明氏	

(10) 日本の癡患者数と其の増減及 他民族との比較	國立精神療養所長醫官 林 文 雄氏	(22) 國民體位低下對策としての身 體検査成績の活用	醫學博士 竹内茂俊氏
(11) 妊産婦の栄養要求量	榮養研究所技師 藤本薰臺氏	(23) 都市青少年の體育問題	醫學博士 西野津謙氏
(12) 热源性物質の創傷治癒に及ぼ す影響	榮養研究所技手速水 汶氏	(24) 戰時體制下に於ける兒童保護 の意義に就て	厚生省體育官野野陸夫氏
(13) 朝鮮住民の生命表(第二回)	榮養研究所技手大磯敏雄氏	(25) 日本主要食品の栄養價と市價	醫學博士 佐伯矩氏
(14) 斷種制度の遺傳學的基礎	榮養研究所技手大磯敏雄氏	(26) 學校給食事業の將來性に就て	醫學博士 松澤九二雄氏
(15) 產業の發達と遺傳學	京都帝國大學教授 理學博士木原均氏	(27) 栄養改善が發育・確病率・死産・乳兒死亡率に及ぼす影響	醫學博士 佐伯矩氏
(16) 產業労働者の健康狀態に就て	日本勞動科學研究所長醫學博士引地亮太郎氏	(28) 麥のビタミンB含量並に米との比較	醫學博士 佐伯矩氏
(17) 農業労働力損耗の一原因とし ての疾病に就て	九州帝國大學教授 醫學博士暉崎義等氏	榮養研究所長技師 佐伯矩氏	醫學博士 佐伯矩氏
(18) 河豚中毒の豫防	東京市衛生試驗所長醫學博士福田得志氏	榮養研究所技師 松澤九二雄氏	醫學博士 佐伯矩氏
(19) 慢性麻薬中毒症の治療	東京市衛生試驗所長醫學博士酒井由夫氏	榮養研究所技師 近藤光之氏	醫學博士 佐伯矩氏
(20) 米國生れの日本人の體格	東京市衛生試驗所長醫學博士石原房雄氏	榮養研究所技師 松澤九二雄氏	醫學博士 佐伯矩氏
(21) 勞働者の缺勤率に關する研究	厚生技師醫學博士大西清治氏	榮養研究所技師 近藤光之氏	醫學博士 佐伯矩氏
人的資源確保の見地より、我が國兒童保護の強化徹 底に關する方策を樹立する爲、昭和十四年十月十二日、 十三日、及十四日の三日間に亘り、東京市に於て、厚 生省、文部省、内務省、陸軍省、海軍省、司法省、拓 務省及對滿事務局後援の下に、財團法人中央社會事業 協會並に恩賜財團兒童教育會主催の全國兒童保護大會が開 催せられたが、全國道府縣より參集した兒童保護關係 者は一千名に達し、諸種の決議を行つた。其の概要是 以下の如くである。	全國兒童保護大會決議事項(抜萃)	目的トスル兩親ノ教養機關ヲ附設スル様制度ヲ 改正スルコト	目的トスル兩親ノ教養機關ヲ附設スル様制度ヲ 改正スルコト

昭和十四年全國兒童保護大會の決議

第一部 家庭強化並一般兒童保護

人 的 資 源 確 保 の 見 地 よ り 、 我 國 兒 童 保 護 の 強 化 徹 底 に 關 す る 方 策 を 樹 立 す る 爲 、 昭 和 十 四 年 十 月 十 二 日 、

十 三 日 、 及 十 四 日 の 三 日 間 に 亘 り 、 東 京 市 に 于 て 、 厚 生 省 、 文 部 省 、 内 務 省 、 陸 軍 省 、 海 軍 省 、 司 法 省 、 拓 務 省 及 對 滿 事 務 局 後 援 の 下 に 、 財 團 法 人 中 央 社 會 事 業 會 並 に 恩 賜 財 團 兒 童 教 育 會 主 催 の 全 國 兒 童 保 護 大 會 が 開 催 せ ら れ た が 、 全 國 道 府 縣 よ り 參 集 し た 兒 童 保 護 關 係 者 は 一 千 名 に 達 し 、 諸 種 の 決 議 を 行 つ た 。

其 の 概 要 は 以 下 の 如 く で あ る 。

全國兒童保護大會決議事項(抜萃)

第一 部 家庭強化並一般兒童保護

目的トスル兩親ノ教養機關ヲ附設スル様制度ヲ
改正スルコト

科專門教師ノ養成機關ヲ擴充スルコト

(一) 家族ノ保健

(二) 家庭強化並一般兒童保護

(一) 幼稚園、保育所、健康相談所等の中心トシ
テ家庭ニ對シ兩親教養ノ方法ヲ普及強化スルコト
(二) 社會教育並ニ社會教化ノ各機關其ノ他產業
組合、町會、部落會等ニ對シ兒童養護ヲ目的ト
スル兩親ノ教養上一層ノ協力ヲ求ムルコト
(三) 國民體力ノ增進ニ關シ生理、運動、衛生等
ノ方面ヨリ之ガ指針ノ急速研究ヲ遂げ國民保健
教育ヲ徹底スルコト
(四) 國民健康保險組合、保健所、健康相談所、
保健婦等ヲ急速普及スルコト
(五) 各學校ニ於テハ其ノ學生々徒ニ對シ兒童養
護ニ關スル教育ノ徹底ヲ圖ルト共ニ兒童養護ヲ
併セ

テ充分ナル方策ヲ講ズルコト

(二) 結核、性病並酒精中毒等ノ豫防並治療施設ヲ擴充スルコト

(ホ) 著養指導並著養品ノ供給施設ヲ普及スルコト

ト

(エ) 醫師、産婆、看護婦等ニ對シ社會保健事業ニ一層ノ協力ヲ求ムルコト

(三) 多子家庭保護及結婚ノ合理化

(イ) 適齡結婚並優生結婚ヲ獎勵スルト共ニ民族優生保護法ヲ速カニ制定實施スルコト

(ロ) 社會保險制度ノ整備、家族手當制度ノ創設

(ハ) 產婦保健所、兒童健康相談所、乳兒院、產婦健康相談所、產院等ノ増設ヲ促進スルト共ニ從來ノ斯ノ種施設ヲ整備擴充シ之ヲ一定地域内ニ於ケル妊娠婦並乳幼兒ノ綜合的保護機關ノ確立スルコト

第二一 學童並ニ就労少年保護ニ關スル件

(一) 學童保健

(イ) 各小學校ニ專任學校醫、專任學校齒科醫、學校衛生婦ヲ設置スルコトトシ之ヲ制度化スルコト

(ロ) 紙食施設ヲ普及徹底スルコト

(ハ) 學校衛生婦養成並ニ再教育機關ヲ設置スルコト

(一) 就労少年保護

(イ) 就労少年保護年齢ヲ検討シ就労年齢ノ合理化ヲ圖ルコト

(ロ) 就労少年ノ斡旋保護機關並ニ之ガ行政機構ノ整備統一ヲ圖ルコト

(ハ) 十八歳未滿就労少年ノ特別保護法ヲ確立スルコト

(二) 定期健康診斷ノ強制實施並ニ衛生思想ノ普及

(三) 保健施設ニ關シテハ其ノ經費ハ勿論、保

及徹底ヲ圖ルコト

(ホ) 就労少年ノ住居並ニ保護慰安施設ノ整備擴充ヲ圖ルコト

健婦ノ養成、指導等ニ關シテモ政府ニ於テ充分考慮スルヤウ要望スルコト

(一) 妊產婦並乳幼兒ノ保護上必要ナル物資確保

(二) 母子保護施設

(イ) 所定ノ期間ニ於テ必ズ乳幼兒ノ健康診斷ヲ受クル義務ヲ負ハシムベキ制度ノ確立ヲ期シ之ガ實施ニ關シテハ政府ニ建議スルコト

(ロ) 小兒保健所、兒童健康相談所、乳兒院、產婦健康相談所、產院等ノ増設ヲ促進スルト共ニ從來ノ斯ノ種施設ヲ整備擴充シ之ヲ一定地域内ニ於ケル妊娠婦並乳幼兒ノ綜合的保護機關ノ確立スルコト

(ハ) 保育所ニ於ケル設備ノ標準制定、栄養給食、家庭訪問、保育相談等ノ徹底ソノ他土地ノ事情ニ依リ保育上ノ改善ニ力ムルコト

(五) 就労婦人保護

(イ) 一般就労婦人保護

1 健康診斷勵行ニヨル過勞並疾病ノ早期發見及ソノ対策

2 栄養食並共同炊事ノ普及

(ロ) 工場及礦山就労婦人保護

特ニ工場及礦山ニ於ケル就労婦人ニ對シテハ次ノ方法ヲモ講ズルコト

1 不適正勞務ノ検討並廢止

2 保健監督官、相談機關ソノ他綜合的保護慰安施設ノ設置

第四 兒童保護事業從事者ノ共濟施設

兒童保護事業其他社會事業從事者ノ共濟施設ヲ強化

モトニ婦人團體員等ト協力シテ巡回訪問、助產、看護用具ノ貸與等ヲナサシム、尙本組織ニ依リ町村内一般ニ母子愛護知識及技能ノ普及ヲ圖リ或ハ季節土地ノ事情等ニ應ジ保育事業ソノ他必要ナル事業ヲ行フ

第一、經濟的不遇兒童保護ニ關スル件

(二) 勞働家庭ノ兒童保護ニ關スル事項

イ、乳兒保育施設ノ擴充整備

口、幼児保育施設擴充整備

ハ、保姆保健婦養成機關ノ確立
ニ、尙ホ現在ノ乳幼兒保育施設ニ付テハ左ノ事項

ニツキ緊急ノ方策ヲ樹ツル要アリ。即チ從來ノ
隣保館及常設保育所ノ内容ヲ整備スルト共ニ、
農繁期其他季節保育所ノ普及並ニ常設化ニ努ム
ルコト、授産所救療施設等ニ保育施設ヲ併置ス
ルノ要アリ

(二) 要扶助並ニ要救護兒童保護ニ關スル事項

イ、兒童遊園ノ増設
ロ、特殊事情母子相談所ノ設置

最近兒童保護法制ノ整備並ニ施設ノ充實ニ伴
ヒ、不遇兒童ノ救護ハ漸次普及シツツアリト雖

モ、社會ノ裏面ニ於テ自己ノ過失ニ咎メル妊娠
產婦等ニ對スル適切ナル相談指導ノ施設ナク、
爲ニ棄兒、嬰兒殺シ、墮胎等ノ事象アリ、又密
カニ貰子周旋ヲ業トルモノアリテ貰子殺シ或
ハ捨子等ノ犯罪ヲ見ルハ遺憾ナリ、依テ之等薄

特ニ事變下ニ於テ標記該當兒ノ監護ヲ等閑ニ付サ
レタルモノアルヲ以テ、之ガ收容施設ノ擴充整備
ノ要アリト認ム

二、學童專任警察官ノ設置

兒童ノ保護取扱ニ關シテハ、ソノ性情ニ深キ理解
ヲ必要トルヲ以テ、警察關係ニ於ケル兒童ノ取
扱ニ當リテハ學童專門警察官ヲシテ之ヲ管掌セシ
ムルヲ適當ト認ム

尙之ガ爲婦人警察官ヲ設クル途ヲ講ゼラレムコト
ヲ望ム

ニ、育兒施設ノ増設

特ニ法的資格缺除者ニシテ保護ノ必要アルモノ
ノ爲ノ一時收容所、應召軍人家庭兒童ニシテ保
護不充分ナルモノ、大陸轉勤者ノ兒童等ノ爲ノ
收容施設ノ新設若クハ増設ヲ必要トス
ホ、要救護兒童ニ對スル進學獎勵

水上學童保護施設ノ擴充並ニ整備

二、放任兒童保護ニ關スル件

少年法保護處分ノ未施行區域ニ在リテハ、兩法取
扱關係者相協力スル爲速ニ少年法ノ保護處分ノ實
施ヲ必要ト認ム

(二) 少年教護法ニ關スル事項

紙芝居ノ利用、クラブ事業ノ普及ヲ圖ル等餘暇善
導ノ方向ニ積極的努力ヲ爲スノ必要ヲ認ム。ソノ
他兄姉愛運動ノ普及爲志家ノ家庭開放等ニ依ル愛
護運動ノ普及徹底ヲ圖ラレムコトヲ望ム

ロ、被虐待兒發見ニ關シ當該事項擔當者ニ對スル法
的權限ノ附與

被虐待兒發見ニ關シテハ保護施設責任者ソノ他當
該事項擔當者ニ法的權限ヲ附與スルヤウ當局ニ建
議シ、關係法規ノ改正ヲ要望セラレソコトヲ望ム

ハ、被虐待兒並ニ浮浪人攜帶兒童ニ關スル保護施設
ノ擴充整備

特ニ事變下ニ於テ標記該當兒ノ監護ヲ等閑ニ付サ
レタルモノアルヲ以テ、之ガ收容施設ノ擴充整備
ノ要アリト認ム

一、疾病、虛弱兒童保護ノ徹底強化ニ關スル件
(一) 都市ニ於ケル施設
(1) 環境衛生ノ改善ニ關スル諸施設ノ強化徹底
ハ、模範保健地區ノ設置

イ、不良住宅地域ノ改善
ロ、小兒傳染病豫防施設ノ整備
ハ、模範保健地區ノ設置

二、巡回訪問事業ノ徹底強化
(2) 健康相談所(妊娠婦相談、兒童相談訪問事業
等總合的ノモノ)ノ擴充強化ヲ期スルコト
(3) 虚弱兒ニ對スル無料又ハ輕費診療並ニ其收
容施設ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(4) 結核相談所並保養所、療養所ノ增設強化ヲ
圖ルト共ニ結核家庭ニ於ケル未感染兒童ニ隔
離保養等ノ施設ノ擴充強化ヲ圖ルコト
(5) 性病相談所並治療所ノ擴充強化ヲ圖ルコト
(6) 荷物知識普及機關ノ強化徹底ヲ圖ルト共ニ
榮養食供給所(特ニ保育所、幼稚園、小學校
等ニ於ケル給食事業)ノ獎勵普及ニ努ムルコ

少年教護法並少年法ノ保護處分ガ實施セラル、地
域ニ在リテハ兩法ノ取扱關係者ハ一層連絡提携ヲ
圖リ、要教護及要保護少年ノ處遇上完璧ヲ期シ、
ト

(7) 幼稚園、保育所ニ於ケル保健施設殊ニ保健

婦設置ノ擴充強化ヲ圖ルコト

(8) 児童遊園ニ於ケル健康教育ノ普及徹底ニ努ムルコト

(9) 夏期轉住保育施設ノ増設強化ヲ圖ルコト

(10) 常設轉住保育施設ノ増設ヲ圖ルコト

(11) 學校衛生婦ノ整備及養護學級、臨海林間學校等ノ學校養護施設ノ擴充強化ニ努ムルコト

(12) 農山漁村ニ於ケル施設

(13) 親母性並兒童保護ヲ中心トセル隣保組織ノ擴充強化ヲ圖リ左ノ如キ施設ニヨリ其徹底ヲ期スルコト

(14) 保健婦ノ設置

(15) 季節又ハ常設保育所ノ設置

(16) 乳幼兒健康相談並ニ特ニ虛弱兒無料又ハ輕費治療施設

(17) 助產組合・健康保險組合ノ如キ組織ノ設置

(18) 乳幼兒ノ營養品又ハ分娩用品、家庭看護用具等ノ無料又ハ輕費配給

(19) 虚弱兒保護事業ノ振興充實ニ關スル施設

(20) 保育事業從事者ノ再教育機關ヲ増設強化スルコト

(21) 保健婦並兒童遊園指導員ノ養成機關ノ急設及徹底ヲ圖ルコト

(22) 厚生省施行ノ全國的乳幼兒健康指導組織並小兒保健所等ヲ利用シ虛弱兒ノ發見ニ努メ保護ノ萬全ヲ期スルコト

(23) 虚弱兒ニ對スル兒童保護委員ヲ設置スルコト

(24) 保健婦並兒童遊園指導員ノ養成機關ノ急設及徹底ヲ圖ルコト

(25) 厚生省施行ノ全國的乳幼兒健康指導組織並小兒保健所等ヲ利用シ虛弱兒ノ發見ニ努メ保護ノ萬全ヲ期スルコト

教員タルノ資格アルモノニシテ國立職員養成所ニ於テ所定ノ課程ヲ修了シタルモノナルコト

(5) 就學前一年ノ四月ニ於ケル鑑別ニ依ツテ精神薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(6) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(7) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(8) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(9) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(10) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(11) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(12) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(13) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(14) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(15) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(16) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(17) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(18) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(19) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(20) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(21) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(22) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(23) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(24) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(25) 薄弱兒ト認メラレタルモノハ幼稚園ノ特別組ニ入園セシムル様獎勵スルコト

(三) 緊急ヲ要スル虛弱兒保護事業

(一) 児童必要營養品配給ノ圓滑ヲ圖リ且ツ其ノ無料又ハ輕費配給ヲ期スルコト

(二) 先天性微毒ノ豫防及治療ニ關スル無料又ハ輕費施設ヲ擴充強化スルコト

(三) 結核兒童ノ早期發見及其早期療養施設等ノ擴充強化ニ努ムルト共ニ結核家庭ニ於ケル未感染兒童ノ保護ニ必要ナル方途ヲ講ズルコト

(四) 都市ニ於テハ小工場就労少年ノ結核豫防施設ヲ徹底強化スルコト

(五) 農山漁村ニ於テハ歸村患者ヨリノ結核豫防施設ヲ講ズルコト

(六) 精神薄弱兒童保護ニ關スル件

(一) 精神薄弱兒特別教育令ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト

(2) 學校長、市町村長、警察署長、醫師、保護委員、方面委員、少年教護委員、精神薄弱ノ疑アリト認メタル兒童ヲ發見シ親權者ノ同意アルトキハ其ノ鑑別ヲ精神薄弱兒鑑別所ニ依頼スルコト

(3) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院ノ可否入院スベキ施設ノ種類等ヲ鑑別シ之ヲ地方長官ニ具申スルコト

(4) 地方長官ハ鑑別所ノ具申ニ基キ左記ニ該當スル精神薄弱兒ニシテ必要アリト認ムルトキハ之ヲ施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(5) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(6) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(7) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(8) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(9) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(10) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(11) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(12) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(13) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(14) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(15) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(16) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(17) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(18) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(19) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(20) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(21) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(22) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(23) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(24) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(25) 精神薄弱兒鑑別所ハ精神薄弱ノ程度施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

記

親權者又ハ後見人ヨリ入院又ハ保護ノ申請アリタル者但シ地方長官必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ依ル申請ナキ場合ト雖モ施設ニ入院セシメ又ハ保護委員ニ其ノ保護ヲ委託スルコト

(4) 補助學校又ハ補助學級ノ教員ハ小學校本科正

(5) 精神薄弱兒ヲ入院セシムル施設ハ左ノ各號ト

スルコト

一、治療教育院（輕症ナル精神薄弱兒ヲ入院セシム）

二、療護院（重症ナル精神薄弱兒ヲ入院セシム）

(6) 治療教育院ニ於テハ兒童ノ可及的職業能力ノ涵養ニ努メ其ノ職業能力ガ社會ニ於テ職業ヲ營ミ得ルト認メラレタル者ニ就テハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

但シ兒童ノ能力及性格ガ社會ニ於テ職業ヲ營ムニ適セヌト認メラレタルトキハ之ヲ聚落ニ收容シテ作業ヲ爲サシムルコト療護院ニ於テハ兒童ノ能力ニ應ジ簡易ナル作業ノ訓練ヲナシ一定ノ訓練ヲ經タルモノハ聚落ニ收容シテ可及的自足ノ生活ヲナサシムルコト

(7) 道府縣ニ精神薄弱兒治療教育院ヲ設置スルコト

道府縣ニ精神薄弱兒鑑別所ヲ設置スルコト

(8) 國立療護院ヲ設置スルコト

(9) 國立療護院、補助學級、療護院、治療教育院及鑑別所ニ於テ治療教育鑑別ノ業務ニ從事スル職員ヲ養成スル爲國立職員養成所ヲ設置スルコト

(10) 身體障礙兒童保護ニ關スル件

(11) 肢體不自由兒童特別教育令ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左ノ事項ニ留意スルコト

(12) 肢體不自由兒童不自由兒ノ就學ハ之ヲ義務制トスルコト

(13) 肢體不自由兒童特別教育ニ關スル法規ハ現在ノ官學校及聾啞學校合ニ準ズルコトトシ道府縣ニ肢體不自由兒童學校ヲ設置スルコト

(14) 肢體不自由兒童不自由兒ノ就學後ハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

(15) 肢體不自由兒童不自由兒ノ就學後ハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

(16) 肢體不自由兒童不自由兒ノ就學後ハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

(17) 肢體不自由兒童不自由兒ノ就學後ハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

(18) 肢體不自由兒童不自由兒ノ就學後ハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

(19) 肢體不自由兒童不自由兒ノ就學後ハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

(20) 肢體不自由兒童不自由兒ノ就學後ハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

(21) 肢體不自由兒童不自由兒ノ就學後ハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

(22) 肢體不自由兒童不自由兒ノ就學後ハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

(23) 肢體不自由兒童不自由兒ノ就學後ハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

(24) 肢體不自由兒童不自由兒ノ就學後ハ其ノ就職ヲ指導シ就職後ハ保護委員之ガ輔導ヲナスコト

- (3) 肢體不自由兒ノ就學獎勵ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トスルコト
- (2) 肢體不自由兒保護法ヲ制定シ、其ノ制定ニ當リテハ左記事項ニ留意スルコト
- (1) 肢體不自由兒ノ早期發見及ビ一般的保護並ニ職業輔導ノ爲保護委員ヲ置クコト
- (2) 學校長、市町村長、醫師、薦婆、保護委員、方面委員、肢體不自由兒又ハ肢體不自由ニ陷ル處レアリト認メタル兒童ヲ發見シ親權者ノ同意アルトキハ、其ノ診斷ヲ肢體不自由相談所へ依頼スルコト
- (3) 肢體不自由兒相談所ハ肢體不自由ノ程度施設ニ入院ノ可否入院スペキ施設ノ種類等ヲ鑑別シ之ヲ地方長官ニ具申スルコト
- (4) 地方長官ハ相談所ノ具申ニ基キ左ニ該當スル肢體不自由兒ニシテ必要アリト認ムルトキハ之ヲ施設ニ入院セシメ又ハ通院治療セシムルコト
- (5) 直及ビ聾兒ノ學校卒業者ヲ陸海軍病院、工廠糧秣廠其他ノ工場、鐵道省、專賣局等ノ官設工場ニ採用ノ途ヲ開クコト
- (6) 盲及ビ聾兒ノ早期發見及ビ職業輔導並保護ノ爲ニ保護委員ヲ設クルコト
- (7) 全國小學校ニ於テ言語障碍特ニ吃語兒ノ敷ラ調査スルコト
- (8) 言語障碍兒ノ言語矯正ヲ行フ爲ニ小學校内ニ特別學級設置其他適當ナル施設ヲ講ズルコト
- (9) 言語矯正ニ關スル智識ト技能トヲ小學校教員ニ授クル爲メニ適當ナル施設ヲ以テ講習セシメ、又ハ師範學校ニ於テ其ノ基礎教育ヲ與フルコト
- (10) 肢體不自由兒童療護院（重症者ヲ療護ス）
- (11) 視力保存ノ普及並ニ徹底
- (12) 國立肢體不自由兒童療護院ヲ設置スルコト
- (13) 國立肢體不自由兒童療護院ヲ設置スルコト
- (14) 視力保存ノ普及並ニ徹底
- (15) 聾兒言語障碍兒ノ教育並ニ保護スル爲國立職員養成所ヲ設置スルコト
- (16) 盲及ビ聾兒言語障碍兒ノ教育並ニ保護スル爲國立職員養成所ヲ設置スルコト
- (17) 國庫及道府縣ハ盲及ビ聾兒就學獎勵費ヲ支出スルコト
- (18) 療護院、肢體不自由兒學校及相談所ニ於テ治療、教育、相談ノ業務ニ從事スル職員ヲ養成スル爲國立職員養成所ヲ設置スルコト

(3) 普及スルコト

(2) 近視豫防ノ爲ニ有效適切ナル指導ヲ行ヒ施設ヲ講ズルコト

(3) 弱視學級又ハ學校ヲ設置スルコト

(4) トランポール豫防法ヲ勵行スルタメ必要ナル措置又ハ施設ヲ講ズルコト

(5) 弱視學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

(五) 聽力保存ノ普及竝ニ徹底

(1) 耳疾及び聽力障碍ノ早期發見竝ニ治療施設ヲ普及スルコト

(2) 難聽學級又ハ學校ヲ設置スルコト

(3) 聽力保存ノ爲ニ有效適切ナル指導ヲ行ヒ施設ヲ講ズルコト

(4) 難聽學級又ハ學校卒業者ヲ官設工場等ニ雇傭スル途ヲ開クコト

(六) 就職斡旋、授職輔導ニ遺憾ナキヨ期スルコト

(7) 家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ保健ニ遺憾ナキヨ期スル爲概不左ノ如キ措置ヲ講ズルコト

(8) 無料健康診斷及育児指導ノ徹底ヲ計ル爲公共團體又ハ恩賜財團軍人援護會支部等ニ於テ嘱託醫及保健婦ヲ設置スルカ醫師會等ニ助成金ヲ交付シテ公私病院開業醫等ヲシテ之ニ當ラシムルノ途ヲ講ズルコト

(9) 虚弱兒ニ對シテハ、肝油、ミルク等ノ栄養品ヲ補給スルノ途ヲ拓クト共ニ夏期等ノ轉地保養施設等健康増進施設ヲ設置スルコト

(10) 遺族子弟ノ醫療援護ニ付テハ扶助階級(生活困難者)又ハ援護階級(生活稍困難者)以上ノ者ニ對シテモ之ヲ爲シ得ルヤウ考慮スルコト

(四) 駕車援護ノ徹底竝ニ兒童保護體制ノ整備

一、軍事援護ノ徹底ニ關スル件

一、家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ援護ノ徹底強化

(イ) 常設保育所、季節保育所ノ増設ヲ圖ルコト

(ロ) 家族、遺族子弟ノ素行不良化ヲ防止スル爲左ノ如ク措置スルコト

(1) 物心兩面ニ涉り家庭ノ強化ニ努メシメ母親等ヲシテ子弟ノ養護ニ可及的專念セシムルコト

(2) 小學校、中等學校等ニ於テハ特ニ家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ薰育教化ニ留意セシムルコト

(3) 方面委員、社會教育委員、少年救護委員等

ノ活動ヲ促進シ校外指導ニモ遺憾ナキヨ期スルコト

(4) 就職斡旋、授職輔導ニ遺憾ナキヨ期スルコト

(5) 家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ保健ニ遺憾ナキヨ期スル爲概不左ノ如キ措置ヲ講ズルコト

(6) 無料健康診斷及育児指導ノ徹底ヲ計ル爲公共團體又ハ恩賜財團軍人援護會支部等ニ於テ嘱託醫及保健婦ヲ設置スルカ醫師會等ニ助成金ヲ交付シテ公私病院開業醫等ヲシテ之ニ當ラシムルノ途ヲ講ズルコト

(7) 虚弱兒ニ對シテハ、肝油、ミルク等ノ栄養品ヲ補給スルノ途ヲ拓クト共ニ夏期等ノ轉地保養施設等健康増進施設ヲ設置スルコト

(8) 遺族子弟ノ醫療援護ニ付テハ扶助階級(生活困難者)又ハ援護階級(生活稍困難者)以上ノ者ニ對シテモ之ヲ爲シ得ルヤウ考慮スルコト

(九) 駕車援護ノ徹底竝ニ兒童保護體制ノ整備

一、軍事援護ノ徹底ニ關スル件

一、家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ援護ノ徹底強化

(イ) 常設保育所、季節保育所ノ増設ヲ圖ルコト

(ロ) 家族、遺族子弟ノ素行不良化ヲ防止スル爲左ノ如ク措置スルコト

(1) 物心兩面ニ涉り家庭ノ強化ニ努メシメ母親等ヲシテ子弟ノ養護ニ可及的專念セシムルコト

(2) 小學校、中等學校等ニ於テハ特ニ家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ薰育教化ニ留意セシムルコト

(3) 方面委員、社會教育委員、少年救護委員等

ノ活動ヲ促進シ校外指導ニモ遺憾ナキヨ期スルコト

(4) 就職斡旋、授職輔導ニ遺憾ナキヨ期スルコト

(5) 家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ保健ニ遺憾ナキヨ期スル爲概不左ノ如キ措置ヲ講ズルコト

(6) 無料健康診斷及育児指導ノ徹底ヲ計ル爲公共團體又ハ恩賜財團軍人援護會支部等ニ於テ嘱託醫及保健婦ヲ設置スルカ醫師會等ニ助成金ヲ交付シテ公私病院開業醫等ヲシテ之ニ當ラシムルノ途ヲ講ズルコト

(7) 虚弱兒ニ對シテハ、肝油、ミルク等ノ栄養品ヲ補給スルノ途ヲ拓クト共ニ夏期等ノ轉地保養施設等健康増進施設ヲ設置スルコト

(8) 遺族子弟ノ醫療援護ニ付テハ扶助階級(生活困難者)又ハ援護階級(生活稍困難者)以上ノ者ニ對シテモ之ヲ爲シ得ルヤウ考慮スルコト

(九) 駕車援護ノ徹底竝ニ兒童保護體制ノ整備

一、軍事援護ノ徹底ニ關スル件

一、家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ援護ノ徹底強化

(イ) 常設保育所、季節保育所ノ増設ヲ圖ルコト

(ロ) 家族、遺族子弟ノ素行不良化ヲ防止スル爲左ノ如ク措置スルコト

(1) 物心兩面ニ涉り家庭ノ強化ニ努メシメ母親等ヲシテ子弟ノ養護ニ可及的專念セシムルコト

(2) 小學校、中等學校等ニ於テハ特ニ家族、遺族、傷痍軍人子弟ノ薰育教化ニ留意セシムルコト

政府ハ我國兒童保護全體ニ關スル福祉増進ノ見地ヨリ從來ノ法規ヲ再検討シ勘クトモ左記事項ニ關スル規定ヲ併セ含ム綜合的兒童保護法ヲ制定セラレントヲ要望ス。猶右法案ノ審議ニ關シテハ社會事業中央委員、體力審議會委員、教育審議會委員等ヨリ成ル内閣直屬ノ一大審議會ヲ設置セラレ兒童ニ對ヘルキヨ期スル爲概不左ノ如キ措置ヲ講ズルコト

社会的保健的並教育的取扱ニ矛盾ナキヤウ考慮ヲ拂ハレシコトヲ併セ要望スル次第ナリ

記

一、妊娠婦及母性保護ニ關スル事項

一、乳兒ノ保護ニ關スル事項(死亡防止正常發育等)

一、幼兒ノ保護ニ關スル事項

一、校外兒童ノ保護ニ關スル事項

一、兒童ノ訓育ニ關スル事項

一、勞働兒童ノ教養、保護ニ關スル事項

一、兒童ノ訓育ニ關スル事項

一、身體虛弱兒童保護ニ關スル事項

一、精神薄弱兒童保護ニ關スル事項

一、性格異常ノ他精神的變質兒童保護ニ關スル事項

一、身體缺陷兒童保護ニ關スル事項

一、不遇兒童保護ニ關スル事項

一、少年教護ニ關スル事項

一、多子家庭ノ保護ニ關スル事項

一、其他母性及兒童ノ福祉増進ニ關スル事項

一、兒童保護行政ノ擴充強化ニ關スル事項

一、兒童局設置ニ關スル件

時局下人の資源擴充ノ見地ヨリ母性並ニ兒童保護ノ強化ヲ期スルハ極メテ喫緊ノ事項ニシテ之ニ關スル國家ノ對策ハ須ラク統一的計畫的ニ樹立遂行

セザル可カラズ。因テ速カニ兒童保護行政ヲ一元的ニ統合シ強力ナル政策ヲ實施スベキ別紙兒童局

ヲ厚生省ニ設置シ地方廳ニ右機構ニ基ク兒童課ヲ設置セラレムコトヲ望ム

尙兒童保護事業ノ統制アル振興發達ヲ圖ランガ爲

科學的調査機關ヲ國家ニ於テ整備セラレムコトヲ希望ム

兒童局案

兒童局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ルコト

第一、妊娠婦並母性及兒童福祉制度ノ企畫調査ニ關スル事項

第二、妊娠婦並母性及兒童ノ保健ニ關スル事項

第三、兒童保護委員ニ關スル事項

第四、乳幼兒ノ保育ニ關スル事項

第五、虛弱兒童異常兒童不遇兒童ノ保護ニ關スル事項

第六、隣保事業ニ關スル事項

第七、小兒結核及先天性微毒ニ關スル事項

第八、母子保護ニ關スル事項

第九、少年教護ニ關スル事項

第十、兒童虐待防止ニ關スル事項

第十一、多子家庭ノ保護ニ關スル事項

第十二、勞働少年ノ保護ニ關スル事項

第十三、兒童ノ校外生活餘暇養育等ニ關スル事項

第十四、其他妊娠婦並母性及兒童ノ福祉増進ニ關シ必要ナル事項

(1) 兒童保護委員制度ノ制定

兒童保護ノ第一線ニ立チ、要保護母性並兒童ト各種保護施設トノ仲介トナリ保護ノ適正ヲ期スルガ

設置セラレムコトヲ望ム

四、兒童保護中央連絡機關ニ關スル件
厚生大臣諮詢
全國兒童保護大會
現下ノ時局ニ鑑ミ兒童保護ノ萬全ヲ期シ人の資源ノ擴充強化ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアリト認ム之ガ方策ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

昭和十四年十月十二日
厚生大臣 小原直

全國兒童保護大會

厚生大臣諮詢
全國兒童保護大會
現下ノ時局ニ鑑ミ兒童保護ノ萬全ヲ期シ人の資源ノ擴充強化ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアリト認ム之ガ方策ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ諮フ

(ロ) 兒童保護委員制度ノ制定
兒童保護ノ第一線ニ立チ、要保護母性並兒童ト各種保護施設トノ仲介トナリ保護ノ適正ヲ期スルガ設置セラレムコトヲ望ム

種保護施設トノ仲介トナリ保護ノ適正ヲ期スルガ設置セラレムコトヲ望ム

タメ左記事項ヲ任務トスル兒童保護委員制ヲ設置スルコト極メテ緊要ナリト認ム

一、本制度ハ母性及兒童ノ保護並福祉増進ヲ圖リスルコト極メテ緊要ナリト認ム

其ノ心身ノ健全ナル發達ヲ期スルヲ目的トスルコト

二、本委員ハ市町村毎ニ道府縣之ヲ設置スルコト

三、本委員ハ名譽職又ハ有給職トスルコト

二、兒童保護中央聯絡機關ノ擴充

兒童保護分野ノ著シク擴大セル今日、既存ノ斯業關係中央團體ノ現狀ヲ以テハ全般的聯絡統一ノ機能ニ

於テ缺クルトコロナシトセズ。依テ概ね左記事項ヲ

取扱フニ遺憾ナキヤウ中央聯絡機關ノ擴充ヲ圖ルヲ要ス

(イ) 兒童保護中央行政機關「兒童局」ノ設置
現今兒童保護行政ニ關シテハ、中央並地方ニ於テ共ニ保健、保護、教護等ノ各關係機關分立シ、其ノ聯絡統一ヲ缺キ斯業ノ遂行ニ支障ヲ來タス點勘

カラズ。依テ之ヲ統一的計畫的ニ施行スル強力ナル

綜合機關トシテ、中央ニ於テ兒童局ヲ厚生省ニ設置スル要アリ。本局ニ於テ取扱フベ主要事項

左ノ如シ、尙、兒童保護ニ關スル科學的調査機關ヲ政府ニ於テ整備スルヲ要ス

一、母性及兒童福祉制度ノ企畫調査ニ關スル事項

二、母性及兒童ノ保健衛生ニ關スル事項

三、兒童保護委員ニ關スル事項

四、母性及兒童ノ保健衛生ニ直接關係アル各種施設、制度ノ創設強化

(イ) 母性並乳幼兒保護施設ノ徹底強化

母性並乳幼兒保護ノ徹底ヲ期スルハ、死亡率ヲ低下シ國民體位ノ向上ヲ圖ル上ニ最モ根本的ノ對策ニシテ各種ノ方法必要ナルモ、特ニ母子保護諸施

設ノ強化ト保育施設ノ普及ヲ緊要トス。ソノ主要事項左ノ如シ

一、母子保健施設ノ強化

1 妊産婦健康相談所、小兒保健所ノ如キ相談指導機關ヲ整備増設スルコト

2 保健婦ニ依ル巡回訪問制度ヲ全國各市町村ニ設置スルコト

3 出産告知ニ關スル法規ヲ制定スルコト

4 牛乳其ノ他栄養品ノ配給施設ヲ普及スルコト

5 就労婦人ニ對シテハ栄養食供給施設並各種保護施設ヲ整備シ充分ノ休養慰安ヲ與フルコト

二、乳幼児童保育施設ノ普及

1 工場鑛山關係法規中ニ各工場鑛山ニ於ケル保育施設ヲ完備セシムベキ條項ヲ加フルコト

2 市町村毎ニ保育所ノ設備ヲ完備セシムルコト

三、一般保育所特ニ二三歳以下ノ乳幼児保育機関ノ普及ヲ計ルコト

右諸施設ノ實施ニ際シテハ次ノ各點ニ留意スルヲ要ス

1 都會ニ於テハ妊娠婦並兒童ノ保健施設ヲ各種兒童保護機關ノ中心タラシムルコト

2 農山漁村ニ於テハ町村ヲ單位トシ妊娠婦及兒童ノ保健施設ヲ中心トスル綜合的隣保組織ヲ設クルコト

(口) 虚弱兒童養護ノ強化

虛弱兒童ノ數ハ極メテ多ク然モ其ノ施設ニ至リテハ殆んど見ルベキモノナシ。依ツテ之ガ豫防並養護施設ノ擴充ヲ圖リ以テ人の資源ノ確保ヲ期スルノ要アリ。其ノ主要ナル事業項目左ノ如シ

(一) 就労少年保護ノ強化

一、結核兒童並未感染兒童ノ相談所、保養所、療養所等ヲ擴充シ之ガ早期發見並療養ニ努ムルコト

ハ輕費ノ治療施設ヲ普及スルコト

ト
二、兒童ニ對スル先天性黴毒ノ検査及其ノ無料又シ、之ガ無料又ハ廉價配給ノ施設ヲ擴充スルコト

三、兒童ニ必要ナル栄養品ハ之ヲ物資統制ノ外トシ、之ガ無料又ハ廉價配給ノ施設ヲ擴充スルコト

四、兒童ニ對スル轉住保育、養護學級、林間、臨海學校等ノ増設普及ヲ圖ルコト

(ハ) 心身缺陷兒童保護ノ徹底強化

從來斯種兒童ニ對スル保護ハソノ施設並保護方法ニ於テ世人ヨリ顧ミラレザルノ實情ニアリ。從ツテ之ガ整備ヲ圖ルハ一般的保護ノ見地ヨリ肝要ナルノミナラズ斯種兒童ノ資質能力ノ向上ニ資スルコトヲ得ベシ

一、精神薄弱兒童保護施設ノ普及

1 精神薄弱兒童ニ對シ適當ナル保護教育ヲ授クベキ法令ヲ制定スルコト

2 精神障礙兒童鑑別機關並精神障礙ノ程度別ニ依ル治療及保護施設ヲ整備スルコト

二、肢體不自由兒童並之ニ準ズル兒童ノ保護施設ノ普及徹底

1 肢體不自由兒ノ爲ノ相談、教育、保護ノ諸施設ヲ設立スルコト

2 盲聾啞兒童ノ就學義務ヲ確立シ職業教育ヲ授職斡旋、孤獨遺児ノ收容施設、母子保護施設等ノ增設ヲ圖ルコト

(口) 子弟ノ育成援護ニ關シテハ學資ノ助成補給、

授職斡旋、孤獨遺児ノ收容施設、母子保護施設等ノ增設ヲ圖ルコト

(イ) 子弟ノ保護ニ遺憾ナガラシムルヤウ健康相談、育兒指導、虛弱兒ノ養護及醫療接護ノ萬全ヲ期スルコト

3 弱視兒童ノ早期發見並之ガ治療ノ施設ヲ講ズルコト

(ロ) 子弟ノ精神的指導ノ徹底ヲ期スベク家庭、學校並各種社會機關ノ活動ヲ促進シ苟クモ素行不良化等ノ不詳事ヲ來タサザルヤウ注意スルコト

時局下生産力擴充ニ伴ヒ少年ニシテ工場鑛山ヲ初メ、中小商工業及ビ農村ニ於テ就労スルモノ頓ニ激増ノ傾向ニ在ルモ、之ガ保健教育等ニ關シ遺憾ノ點多シ。依テ左ノ諸方策ヲ講ジ勞働力ノ涵養並人的資源ノ培養ニ資セムトス

一、就労少年ハ保護教養ノ對象タルニ鑑ミ左記項目ヲ含ム就労少年保護法ヲ制定スルコト

1 少年雇傭手續ニ關スル規程

2 就職契約ニ關スル規程

3 就労年齢、賃銀給與、勞働時間、勞働日数、休養並慰安施設ニ關スル規程

4 危害ヲ及ボス處アル作業ニ對スル就業制限ノ規程

5 定期的健診斷ヲ實施スルコト

三、就労少年ノ生活指導及訓練ノ施設ヲ整備擴充スルコト

四、軍人家族、遺族子弟ノ援護徹底

出征軍人家族、遺族並傷痍軍人子弟ノ援護ニ關シテハ從來共各方面ヨリ之ガ萬全ヲ期シツツアルモ、益其ノ徹底強化ニ努メザルベカラズ

(イ) 子弟ノ保護ニ遺憾ナガラシムルヤウ健康相談、育兒指導、虛弱兒ノ養護及醫療接護ノ萬全ヲ期スルコト